

第5次 沼津市地域福祉計画

沼津市成年後見制度利用促進基本計画
沼津市重層的支援体制整備事業実施計画
沼津市再犯防止推進計画

第6次 沼津市地域福祉活動計画



令和8年3月

沼津市

(福)沼津市社会福祉協議会

はじめに

本市では、平成16年に第1次となる「沼津市地域福祉計画」を策定以降、これまで3度の改定を経て、令和3年3月に策定した「第4次沼津市地域福祉計画」が、その計画期間5年間に満了いたします。



この間、「共に支え合い、誰もが安心して元気にいきいき暮らせるまち～育む、関わる、思いやる、「お互い様」の心でつなげる地域の福祉（しあわせ）～」を基本理念に地域の方々や関係機関等の皆様のご協力をいただきながら地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

近年、少子高齢化や人口減少の急速な進行、ライフスタイルや価値観の多様化に加え、新型コロナウイルス感染症の流行による社会経済活動の停滞、人と人とのつながりの希薄化が進み、地域のつながりや支えが弱まりつつあり、ひきこもりや孤独死など社会的孤立を要因とした課題が顕在化しております。

また、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題等のひとつの世帯が抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制では対応困難な課題が増加傾向にあります。

このような状況の中で、誰もが孤立することなく、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、お互いに支え合い、助け合い、地域をともに築っていく「地域共生社会」の実現が求められております。

「第5次地域福祉計画」は、第4次の基本理念を引き継ぐとともに、第4次と同様に、沼津市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体化し、双方が地域課題を共有し、連携して効果的・効率的に課題解決に向け取り組んでいきます。

また、本計画は、地域福祉と関係の深い「沼津市成年後見制度利用促進基本計画」、「沼津市重層的支援体制整備事業実施計画」、「沼津市再犯防止推進計画」を包含し策定しました。複雑化・複合化している多種多様な課題に関係機関等と連携して取り組み、支援していけるよう、地域福祉のより一層の推進を図ってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました本計画策定懇話会委員の皆様をはじめ、市民意識調査、地域福祉座談会、アンケートにご協力いただきました多くの市民や関係団体・事業者の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和8年3月

沼津市長 頼重 秀一

地域共生社会の実現を目指して

近年の本市を含む地域福祉をめぐる状況は、少子高齢化が一段と進み、子どもや高齢者への虐待、ヤングケアラー、ひきこもりなど複雑・深刻化した課題が顕在化するとともに、失業等による生活困窮状態の深刻化が進むなど厳しさを増しています。また、人口減少や地域コミュニティの希薄化などにより、地域福祉を支える担い手が減少し、地域における支え合い機能の低下も懸念されています。



わたしたち沼津市社会福祉協議会は、昭和26年10月に設立され、昭和42年3月に社会福祉法人となり、住民主体の地域福祉のまちづくりを、沼津市とともに車の両輪となって進めてまいりました。

この間、令和3年には沼津市の行政計画である「第4次沼津市地域福祉計画」と一体化した「第5次沼津市地域福祉活動計画」を当協議会が策定し、沼津市をはじめ、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、関係福祉団体等の皆様との連携・協力のもと、生活困窮者支援、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援など地域福祉にかかる各種事業を展開してまいりました。

この度、これまでの計画を継承しつつ、新たな課題を含め様々な課題に取り組むべき具体的な活動内容を盛り込んだ、「第6次沼津市地域福祉活動計画」を策定いたしました。本計画では、基本目標に「～ともにつながり、ともにささえあう、元気なまちづくり～」を掲げ、今後の計画実現に向けて引き続き市民の皆様や各種団体・関係機関等との連携・協働により、各種事業に取り組んでまいりたいと考えておりますので、皆様の御理解、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重な御意見とご提言をいただきました沼津市地域福祉活動計画策定委員・推進委員の皆様をはじめ、ワークショップや地域住民座談会に参加された多くの地域の皆様、アンケートにお答えいただいた関係団体・民間事業者の皆様並びに市民意識調査に御協力いただいた皆様に心から感謝とお礼を申し上げます。

令和8年3月

沼津市社会福祉協議会 会長 碓谷 明正

目次

I 総論

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画の趣旨と背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画期間	3
4 計画の策定体制	4
5 SDGsについて	5
第2章 沼津市の現状	6
1 沼津市の概況について	6
2 地域活動や福祉の担い手の現状について	16
3 地域活動の状況について	17
第3章 計画の検討	23
1 近年の国や社会の動向	23
2 市民意見の集約	25
3 沼津市の地域福祉をめぐる主な課題について	26
4 計画の方向性	29

II 第5次沼津市地域福祉計画（沼津市）

第1章 計画の体系	35
1 計画の基本目標	35
2 施策体系	36
第2章 地域福祉の取組	38
基礎的推進項目1 「お互い様」の心を育む福祉の人づくり	38
（1）助け合い、支え合いの住民意識の向上	39
（2）担い手となる人材の確保と育成	41
基礎的推進項目2 「お互い様」で支え合う福祉の地域づくり	43
（1）地域福祉のコミュニティづくり	44
（2）地域の実情に応じた課題解決力の強化	46
基礎的推進項目3 地域住民等の「お互い様」を支える福祉サービスの提供	48
（1）福祉サービスの充実	49
（2）誰もが安全で快適に暮らせる環境づくり	52
（3）沼津市成年後見制度利用促進基本計画	55

重点推進項目4 「人材」、「地域」、「行政」が共生できる体制づくり

〈沼津市重層的支援体制整備事業実施計画〉 61

- (1) 属性を問わない相談支援体制の整備 63
- (2) 参加支援体制の整備 68
- (3) 地域づくりに向けた支援体制整備 69
- (4) 孤独・孤立対策 71

第3章 沼津市再犯防止推進計画 73

- 1 計画の趣旨 73
- 2 静岡県の犯罪情勢について 74
- 3 担い手調査、団体・事業所調査より 75
- 4 施策の展開 77

Ⅲ 第6次沼津市地域福祉活動計画（沼津市社会福祉協議会）

第1章 計画策定にあたって 81

- 1 計画策定の趣旨 81
- 2 地域福祉活動計画が目指す地域共生社会 82
- 3 計画の位置づけ 83
- 4 計画の期間 83
- 5 計画の策定体制 83

第2章 計画の体系 84

- 1 基本目標 84
- 2 計画の体系 84

第3章 地域福祉の取組 86

- 1 福祉人材発掘・育成 ～人と福祉をつなげる～ 86
 - (1) 福祉教育の推進 「福祉のこころを育てる」【重点活動】 87
 - (2) 広報啓発活動の推進 「福祉を身近に感じる」 90
 - (3) ボランティアの養成と活動支援 「一歩をふみ出す」 94
- 2 福祉の地域づくり ～人と地域をつなげる～ 98
 - (1) 小地域ネットワーク活動の推進 「地域で活躍する」 99
 - (2) 地区社協活動等の推進と育成支援 「地区社協を応援する」【重点活動】 101
 - (3) 当事者の組織化と自立支援 「あらゆる人を地域で受け止める」 103
- 3 福祉サービスの強化 ～人とサービス・環境をつなげる～ 105
 - (1) 総合的相談援助活動の推進 「いっしょに考えよう」 106
 - (2) 福祉サービス企画・運営 「あったらいいな」を形にする 108
 - (3) 成年後見事業の利用促進 「市民の権利を守る」【重点活動】 109
 - (4) 権利擁護事業の推進 「自分らしく安心して暮らす」 111
 - (5) 災害時における支援活動の整備 「災害に備える」【重点活動】 112
 - (6) 共同募金運動の推進 「じぶんの町を良くするしくみ」 114

4	市社協の基盤強化と福祉活動推進体制の整備 ～頼りになる社協をめざして～	115
(1)	市社協の基盤強化	116
(2)	関係機関・団体との協働体制の強化	118
(3)	重層的支援体制整備事業の強化	120
(4)	沼津市再犯防止推進計画への参画	122

IV 資料編

1	策定経過	125
2	外部策定委員名簿	126
3	令和6年度 第51回市民意識調査結果より	128
4	地域福祉座談会の概要	130
5	地域福祉の担い手、団体・事業所向け調査の概要	141
6	第5次沼津市地域福祉計画 評価指標・目標値	165
7	用語集	174

I 総論



第1章 計画策定にあたって

1 計画の趣旨と背景

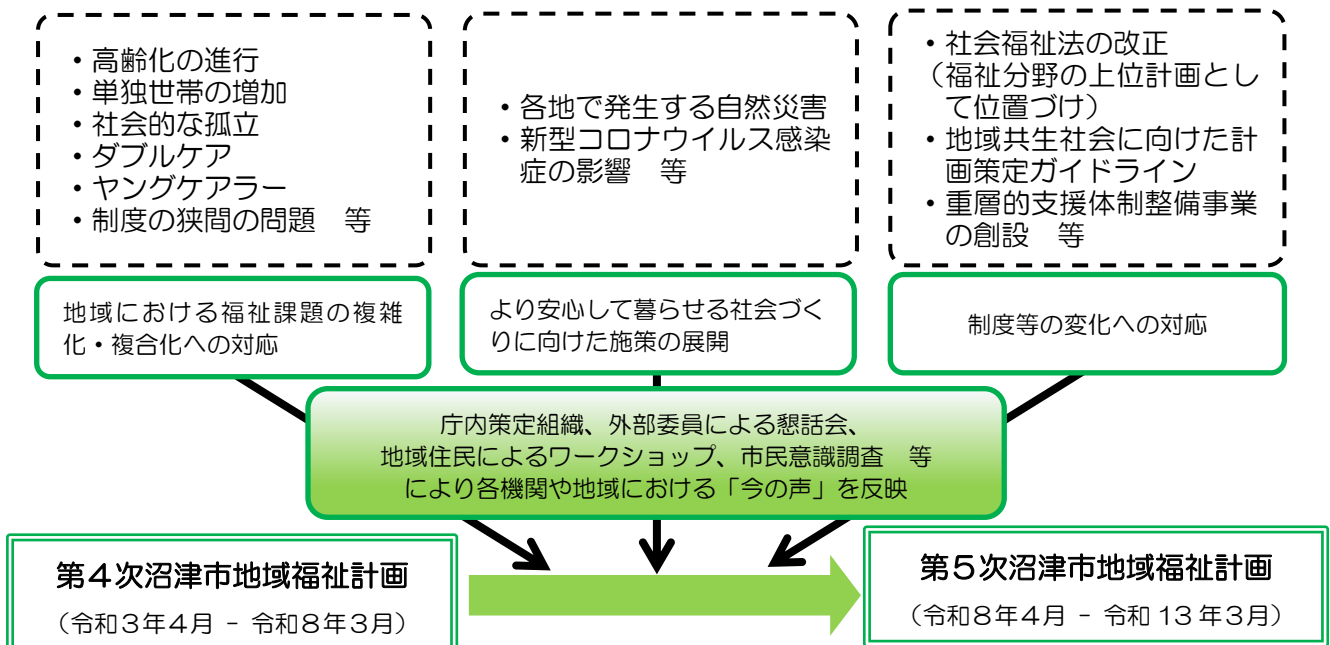
本市では、平成16年に地域福祉に関する理念や方向性を示す第1次計画として「沼津市地域福祉計画」を策定しました。その後、5年ごとに更新を行いこれまで3度の改定を経て、令和3年4月から令和8年3月までの「第4次沼津市地域福祉計画」（以下、「第4次計画」という。）に至っております。「第4次計画」では、「共に支え合い、誰もが安心して元気にいきいき暮らせるまち～育む、関わる、思いやる、「お互い様」の心でつなげる地域の福祉（しあわせ）～」の基本理念のもとで、取組を進めてきました。

近年、少子高齢化・人口減少の一層の進行やライフスタイルの多様化等により、私たちを取り巻く環境は大きく変わってきております。また、8050世帯や介護と育児のダブルケア等の地域住民が抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制では対応困難な課題が新たに生まれていることに加え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響による地域のつながりの希薄化、社会的な孤独・孤立の課題が顕在化しています。

こうした状況の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指していくことが必要です。

上述の背景を踏まえて、「第5次沼津市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）では、「第4次計画」の基本理念を引き継ぐとともに、沼津市社会福祉協議会（以下、「市社会福祉協議会」という。）が策定する「第6次沼津市地域福祉活動計画」と一体的に策定することで、市と市社会福祉協議会の連携・協働体制を強化するほか、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「沼津市重層的支援体制整備事業実施計画」、権利を擁護するための支援が必要な人が、地域で自分らしい生活を守るために、成年後見制度の利用促進を推進する「沼津市成年後見制度利用促進基本計画」及び犯罪や非行をした人が地域社会で孤立することなく、社会復帰に向けての支援を推進する「沼津市再犯防止推進計画」の3つの計画を加え、地域福祉の一層の推進を図っていきます。

【図表1-1 計画策定のイメージ】



2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」です。

また、成年後見制度利用促進法第 14 条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」、社会福祉法第 106 条の 5 に規定する「重層的支援体制整備事業実施計画」、再犯防止推進法第 8 条に規定する「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

(2) 関連諸計画との関係

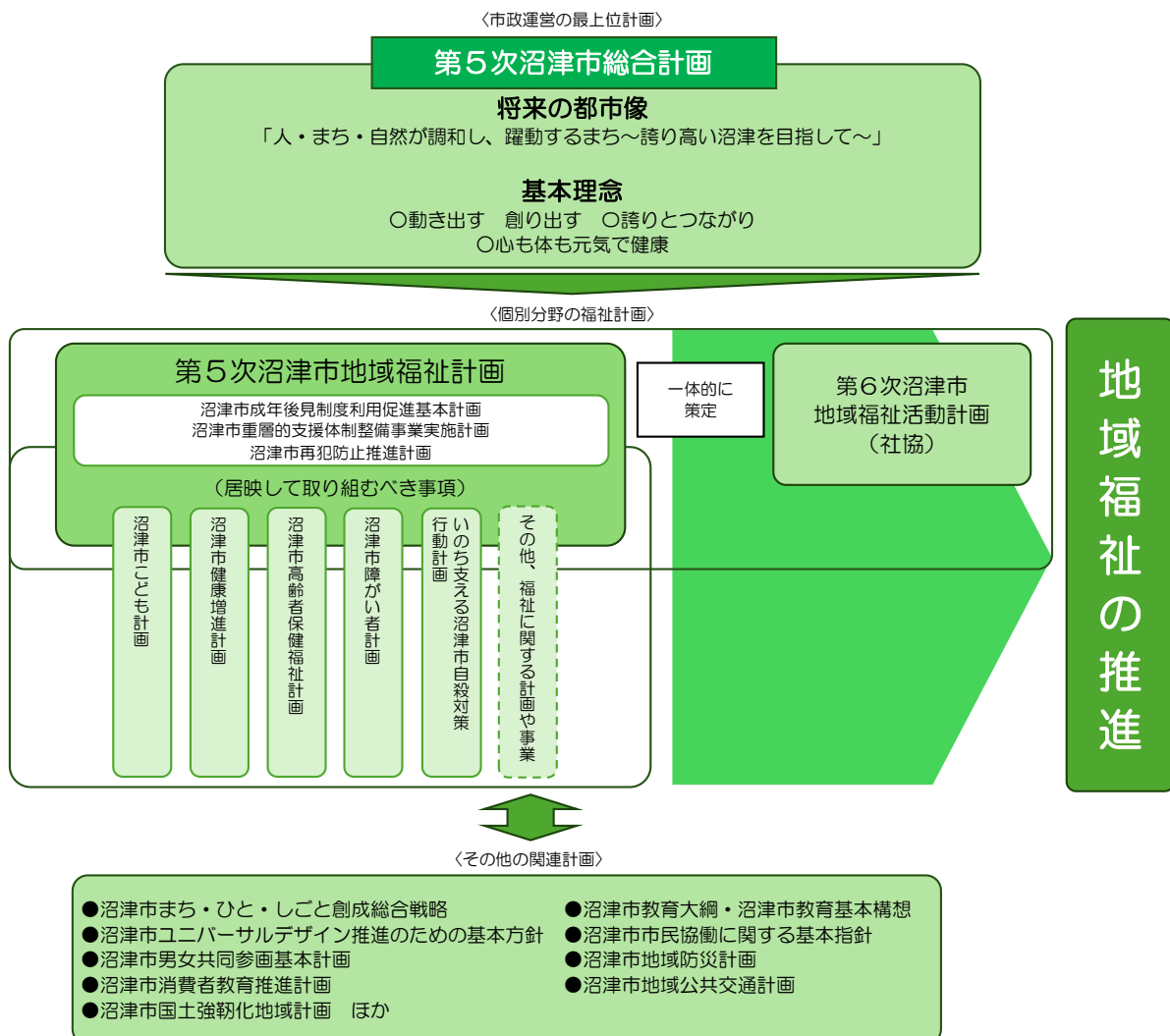
本計画は、沼津市総合計画を上位計画とした地域福祉に関する個別計画として位置付けます。

また、社会福祉法においては、市町村が定める地域福祉計画は、地域における高齢者、障がいのある人、児童その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を盛り込むことと規定されていることから、各福祉計画の上位に位置付けるものとし、併せて、その他関連する計画との整合性を図ります。

ただし、これら個別計画においては、既に施策や取組が体系的に実践されていることを踏まえ、本計画に掲げる取組内容等は、地域福祉の推進に資する要素を含むものにとどめることとします。

なお、本市における地域福祉の重要な担い手である市社会福祉協議会において策定する地域福祉活動計画と協働し策定します。

【図表 1-2 計画関係図】



3 計画期間

本計画の計画期間は、国が示したガイドラインを参考とし、現行計画と同様に5か年（令和8（2026）年度から令和12（2030）年度）とします。

また、社会情勢の変化や関連する他の個別計画との整合を図りながら、必要に応じてその内容を見直します。

【図表1-3 計画期間】

関連計画	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
(現行計画年数)	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	R15年度
沼津市総合計画（10か年）	第5次										次期計画		
沼津市地域福祉計画（5か年）	第4次					第5次					次期計画		
沼津市成年後見制度利用促進基本計画													
沼津市重層的支援体制整備事業実施計画 沼津市再犯防止推進計画													
沼津市地域福祉活動計画（5か年）	第5次					第6次					次期計画		
沼津市高齢者保健福祉計画（3か年）	第9次			第10次			次期計画			次期計画		次期計画	
沼津市障がい者計画（6か年）	第4次（H30～）			第5次					次期計画				
沼津市こども計画（5か年）	第2期沼津市子ども・子育て支援事業計画（R2～）				沼津市こども計画					次期計画			
沼津市健康増進計画（5か年）	第2次					第3次					次期計画		



もっとよく知ろう！①

■国や県との関係性

「地域福祉計画」は、法に基づき市町村が策定するものですが、策定に当たっては国のガイドラインを参考にし、また、「静岡県地域福祉支援計画」との関係性を考慮しながら策定をしています。



厚生労働省 HP
「地域福祉計画」



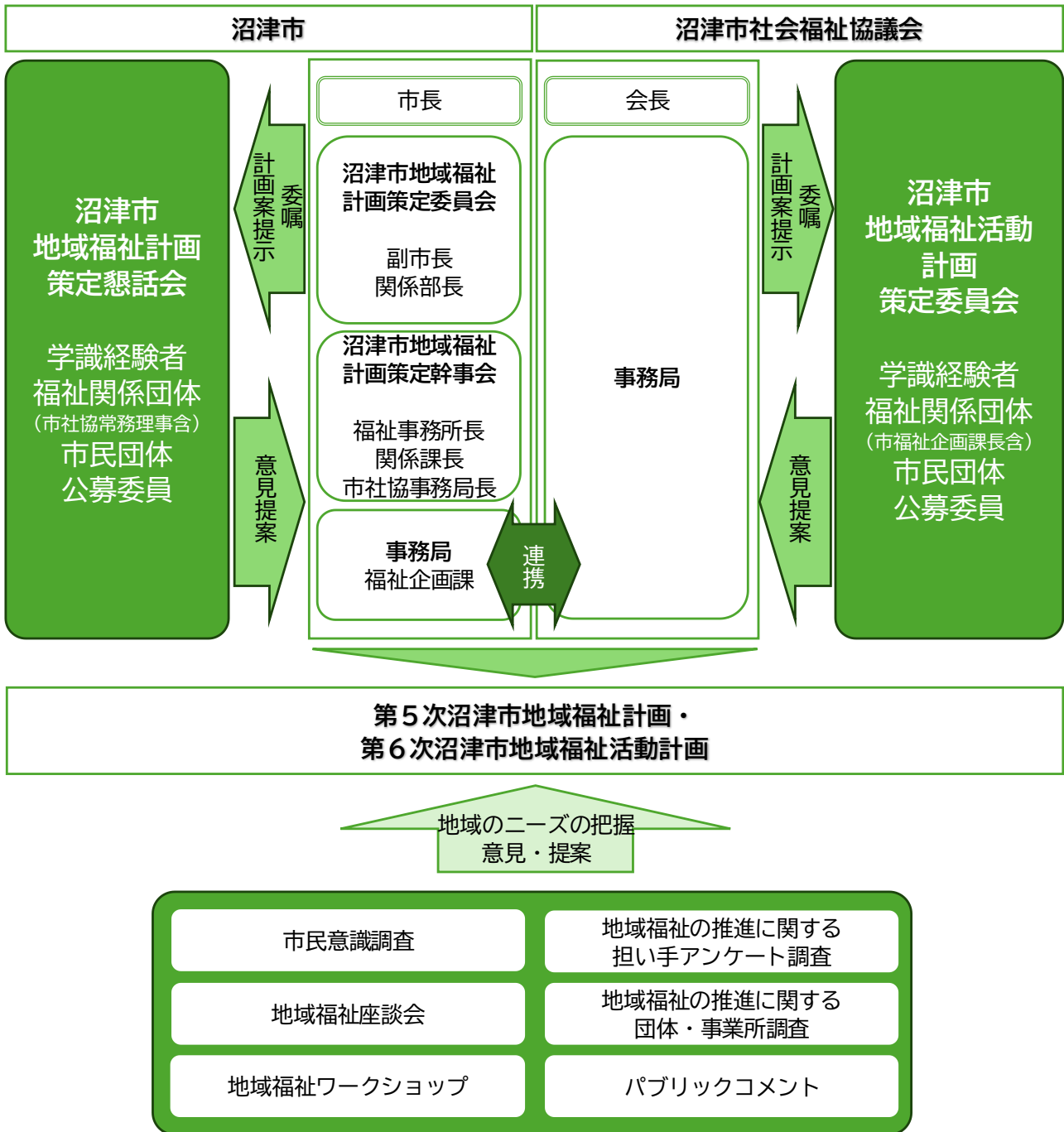
静岡県 HP 計画
「第4期地域福祉支援計画」

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、市役所内の関係部署の職員で構成する沼津市地域福祉計画策定委員会・幹事会を組織するとともに、学識経験者や福祉関係団体等外部有識者により構成される検討組織を設置し、計画案に対する意見・提案をいただきました。

また、市民や福祉関係者、市内団体・事業所への各種調査や地区社会福祉協議会の皆様を対象とした地域福祉座談会、ワークショップ等を開催し、地域ニーズの把握や市民の意見を反映しました。

【図表1-4 計画の策定体制】



5 SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、平成 27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGs は 17 の目標・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを基本理念として掲げています。

このような SDGs の理念は、人々が安心して暮らせるような持続的なまちづくりを推進する地域共生社会の実現とも重なることから本計画においても SDGs の視点をもって、地域福祉を推進していきます。

【図表1-5 SDGs について】



第2章 沼津市の現状

1 沼津市の概況について

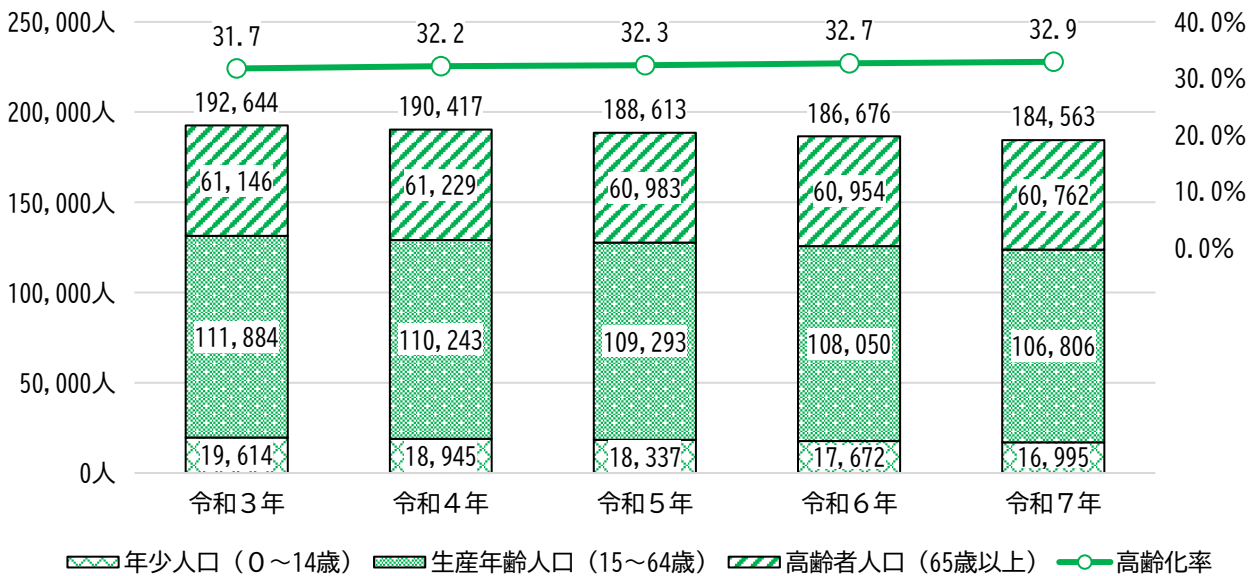
(1) 総人口の推移

本市の人口について、年々減少傾向にあり、令和7年4月1日現在では、令和3年から8,081人減少し、184,563人となっています。

年齢3区分別にみると、全ての年齢層で人口が減少を続けています。

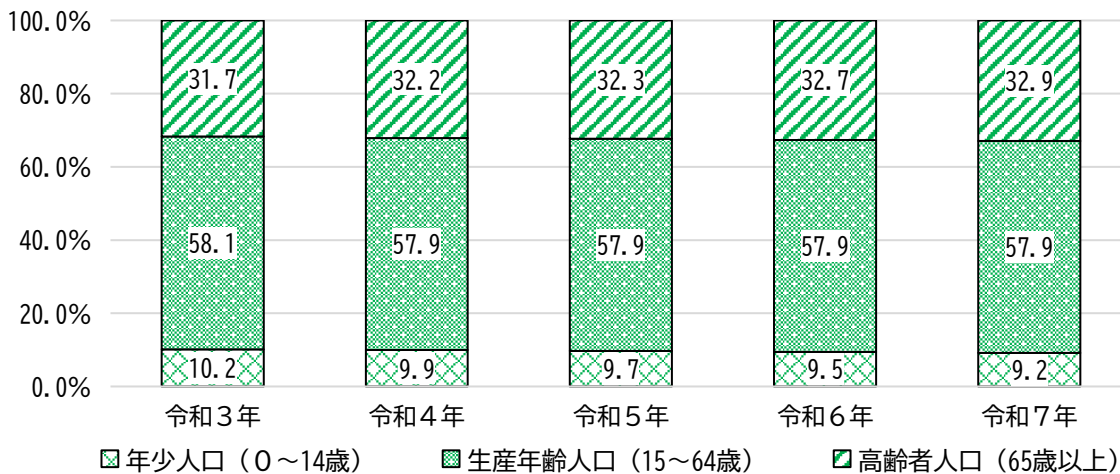
また、年齢別3区分別の人口割合について、年少人口割合は減少している一方で、高齢者人口割合は増加を続けており、少子高齢化が進んでいます。

【図表1-6 総人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【図表1-7 年齢別3区分別人口割合の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（２）地域別年齢３区分別人口

年齢３区分別人口の状況を地域別にみると、地域により異なりますが、愛鷹、門池、大岡、下香貫地区では年少人口割合が高くなっている一方で、大平、静浦、内浦、西浦、戸田地区では高齢者人口割合が高くなっています。

【図表１－８ 地域別年齢別３区分別人口の状況】

地区社会 福祉協議会	地区別 人口（人）	年少人口 （０～１４歳）		生産年齢人口 （１５～６４歳）		高齢者人口 （６５歳以上）	
		（人）	構成比	（人）	構成比	（人）	構成比
原	18,179	1,543	8.5%	10,464	57.6%	6,172	34.0%
浮島	4,485	412	9.2%	2,470	55.1%	1,603	35.7%
愛鷹	14,275	1,513	10.6%	8,323	58.3%	4,439	31.1%
片浜	9,486	802	8.5%	5,612	59.2%	3,072	32.4%
今沢	5,883	559	9.5%	3,172	53.9%	2,152	36.6%
第二	7,654	423	5.5%	4,183	54.7%	3,048	39.8%
第一	5,932	413	7.0%	3,512	59.2%	2,007	33.8%
第五	10,968	841	7.7%	6,287	57.3%	3,840	35.0%
開北	8,549	802	9.4%	5,347	62.5%	2,400	28.1%
金岡	21,718	2,102	9.7%	13,121	60.4%	6,495	29.9%
門池	17,026	2,288	13.4%	10,149	59.6%	4,589	27.0%
大岡	19,419	2,130	11.0%	12,048	62.0%	5,241	27.0%
第四	9,115	854	9.4%	5,206	57.1%	3,055	33.5%
第三	8,915	631	7.1%	5,175	58.0%	3,109	34.9%
下香貫	10,646	1,082	10.2%	6,107	57.4%	3,457	32.5%
大平	3,477	296	8.5%	1,766	50.8%	1,415	40.7%
静浦	4,849	276	5.7%	2,502	51.6%	2,071	42.7%
内浦	1,445	57	3.9%	687	47.5%	701	48.5%
西浦	1,385	69	5.0%	613	44.3%	703	50.8%
戸田	2,352	74	3.1%	908	38.6%	1,370	58.2%
沼津市全域	185,758	17,167	9.2%	107,652	58.0%	60,939	32.8%

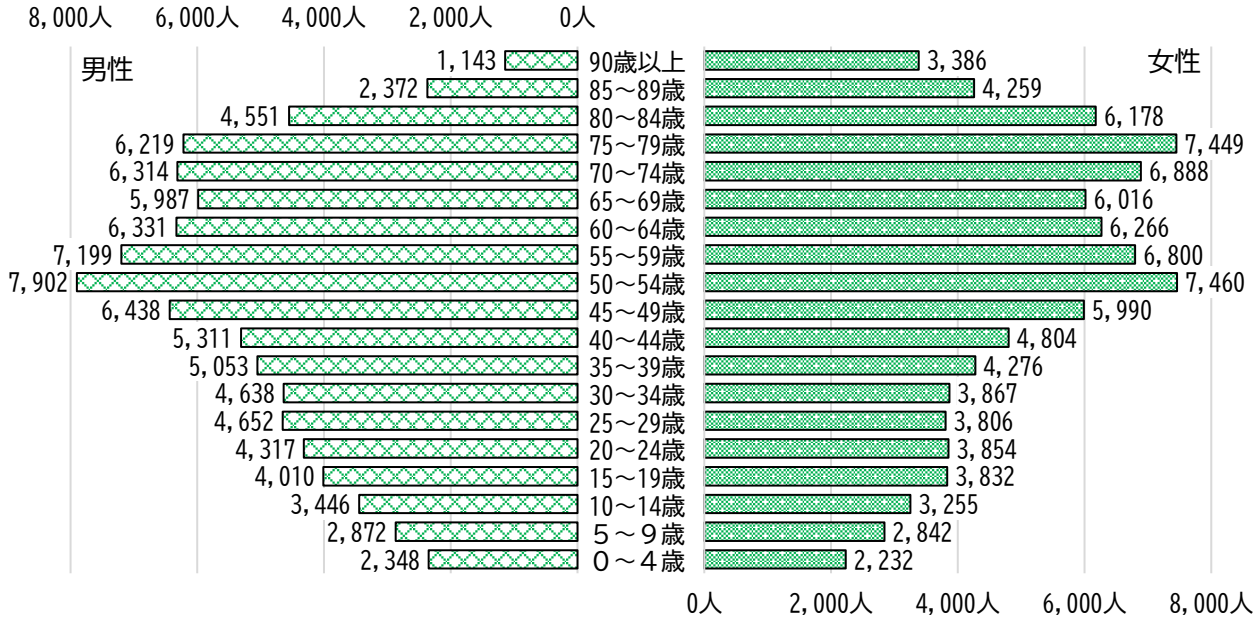
資料：住民基本台帳（令和７年１月１日現在）



(3) 人口ピラミッド

令和7年4月1日現在の年齢階級別人口ピラミッドについて、男女ともに、70～79歳の人口及び50～59歳の人口が多くなっています。

【図表1-9 人口ピラミッド】



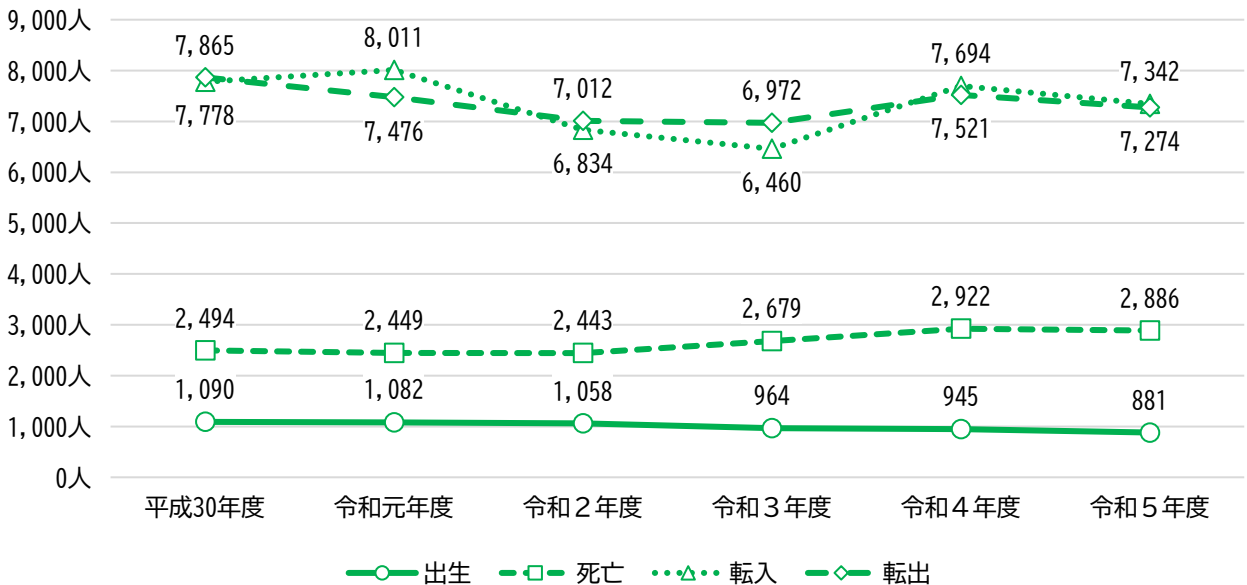
資料：住民基本台帳（令和7年4月1日現在）

(4) 人口動態の推移

本市の自然動態について、死亡数が出生数を上回る状態が続いており、令和5年度では死亡数が出生数を2,005人上回っています。

社会動態について、令和元年度、令和4年度、令和5年度を除き、転出超過となっています。

【図表1-10 人口動態の推移】



資料：沼津市統計書

（5）世帯の推移

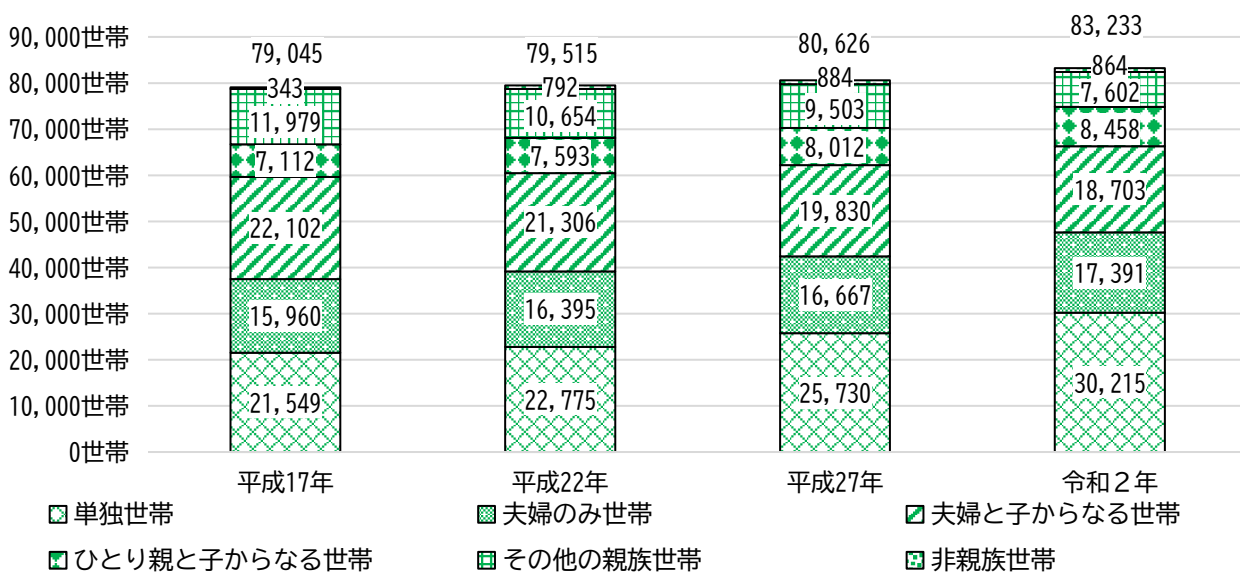
世帯構成別の世帯数について、特に単独世帯が増加しており、令和2年には、平成27年から4,485世帯増加し、30,215世帯となっており、大きく増加しています。

また、核家族世帯の中では、夫婦と子からなる世帯は減少しているものの、夫婦のみ世帯及びひとり親と子からなる世帯は増加しており、核家族世帯全体では44,552世帯となっており、平成27年から若干増加しています。

【図表1-11 世帯の推移】

上段：世帯、下段：構成比

	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	79,045	79,515	80,626	83,233
	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
単独世帯	21,549	22,775	25,730	30,215
	27.26%	28.64%	31.91%	36.30%
核家族世帯	45,174	45,294	44,509	44,552
	57.15%	56.96%	55.20%	53.53%
夫婦のみ世帯	15,960	16,395	16,667	17,391
	20.19%	20.62%	20.67%	20.90%
夫婦と子からなる世帯	22,102	21,306	19,830	18,703
	27.96%	26.79%	24.60%	22.47%
ひとり親と子からなる世帯	7,112	7,593	8,012	8,458
	9.00%	9.55%	9.93%	10.16%
その他の親族世帯	11,979	10,654	9,503	7,602
	15.15%	13.40%	11.79%	9.13%
非親族世帯	343	792	884	864
	0.44%	1.00%	1.10%	1.04%



※世帯の家族類型「不詳」を除く

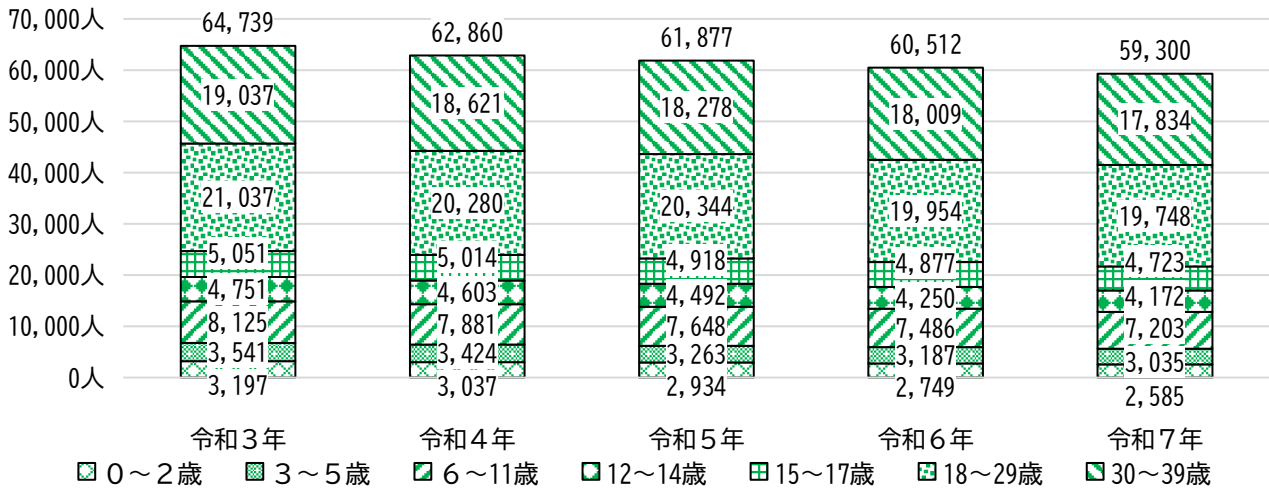
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

（6）子ども・若者の状況

① 子ども・若者世代の人口の推移

本市の子ども・若者世代（0～39歳）の人口について、令和7年では、令和3年から5,439人減少し、59,300人となっています。

【図表1-12 子ども・若者世代（0～39歳）人口の推移】

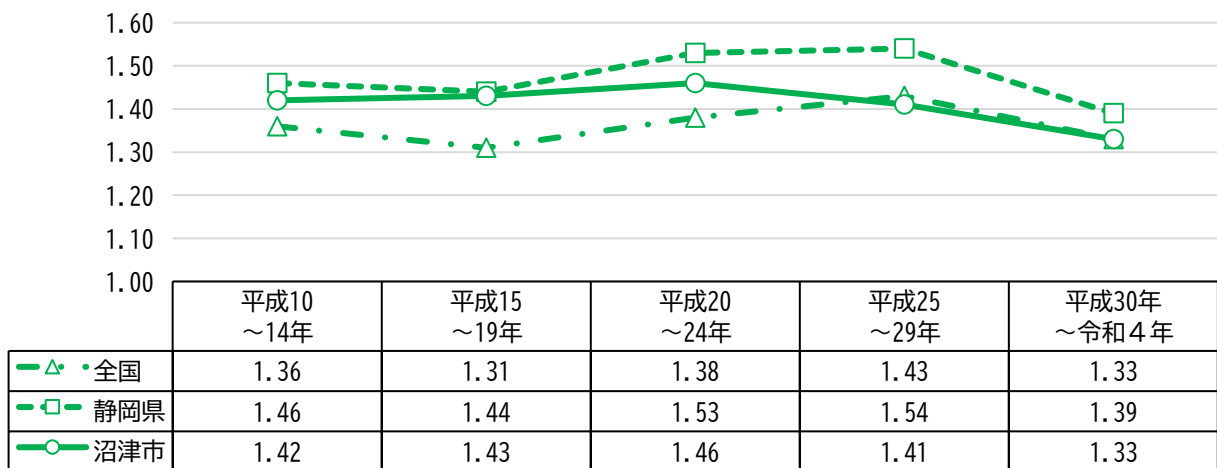


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 合計特殊出生率の状況

本市の平成30年～令和4年の合計特殊出生率は1.33となっており、平成10年以降で最も低くなっています。

【図表1-13 合計特殊出生率の状況】



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

（7）高齢者、障がいのある人の状況

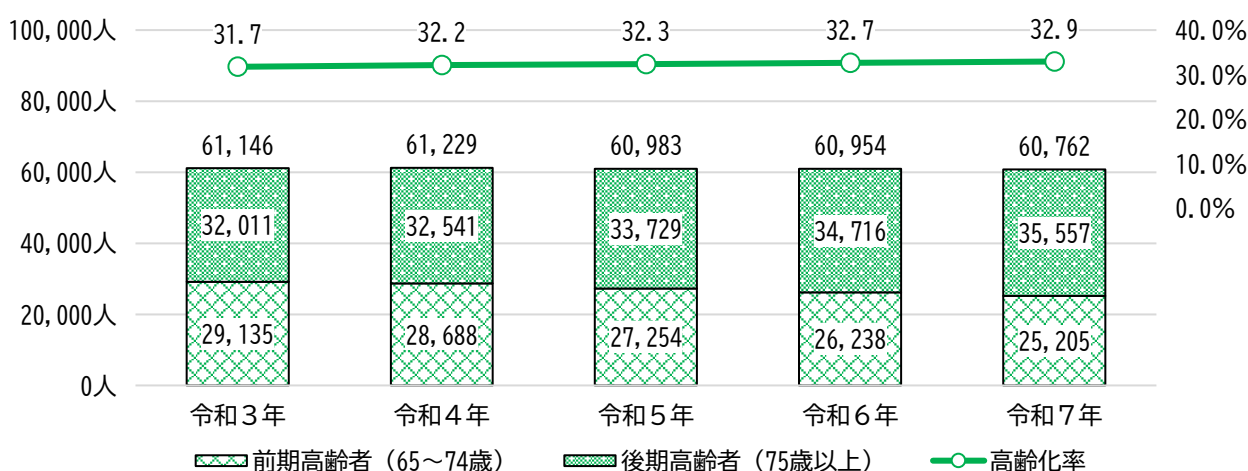
① 高齢者人口と高齢化率の推移・推計

本市の高齢者人口について、令和4年以降減少を続けており、令和7年では60,762人となっていますが、高齢化率は上昇を続けており、令和7年では32.9%と約3人に1人が高齢者となっています。

内訳をみると、後期高齢者数が前期高齢者数を上回っており、年を重ねるごとにその差が大きくなっています。

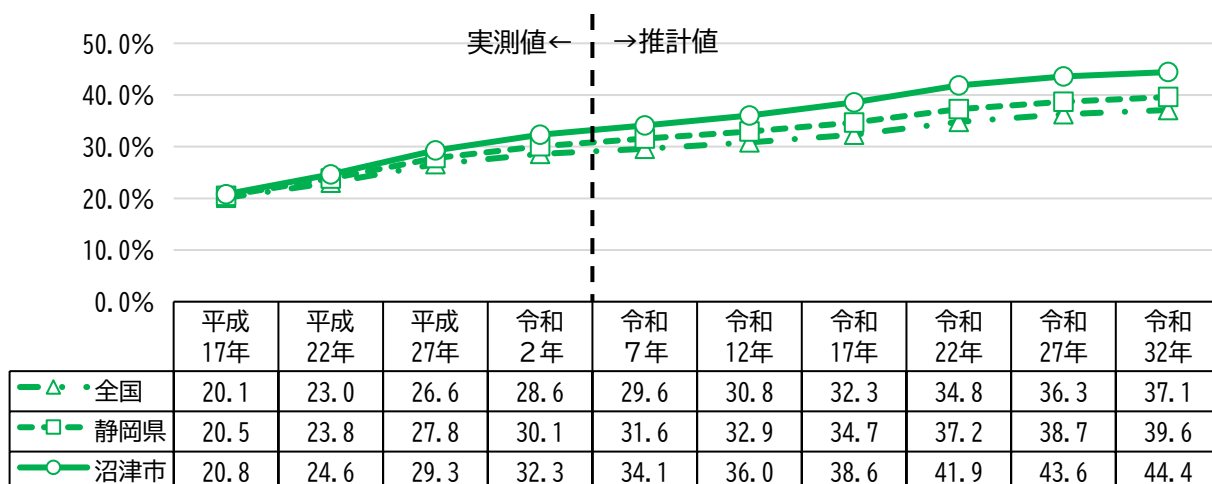
また、高齢化率の推移・推計をみると、国、県と同様に上昇傾向にあり、今後も上昇を続けていくことが見込まれます。令和32年の推計値では、本市の高齢化率は、44.4%で全国の37.1%、県の39.6%を上回っております。

【図表1-14-1 高齢者人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【図表1-14-2 高齢化率の推移・推計】



資料：実測値：国勢調査、推計値：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（令和5年推計）

② 一人暮らし高齢者の状況

本市に住む70歳以上の一人暮らし高齢者は増加傾向にあり、令和6年では7,703人となっています。

また、高齢者世帯の推移をみると、令和2年では、平成17年から9,869世帯増加し、39,206世帯となっています。

内訳をみると、高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯はともに増加を続けており、令和2年では10,000世帯を超えています。

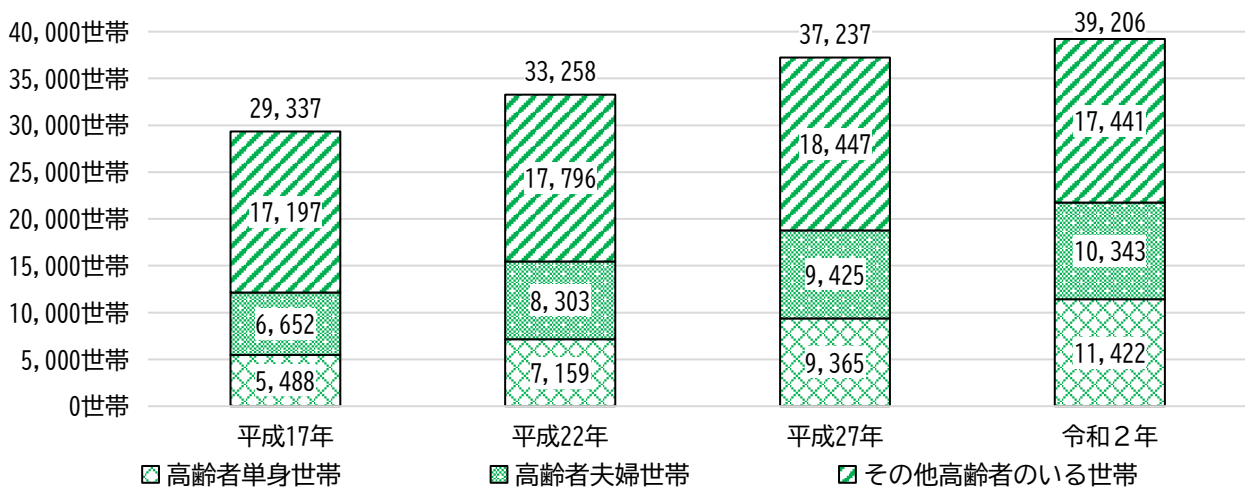
【図表1-15-1 一人暮らし高齢者の推移】

	令和元年	令和2、3年	令和4年	令和5年	令和6年
調査対象	70歳以上				
一人暮らし高齢者（人）	6,869	—	7,502	7,563	7,703

※令和2、3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため調査を中止している。

資料：沼津市の福祉（各年9月）

【図表1-15-2 高齢者世帯の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

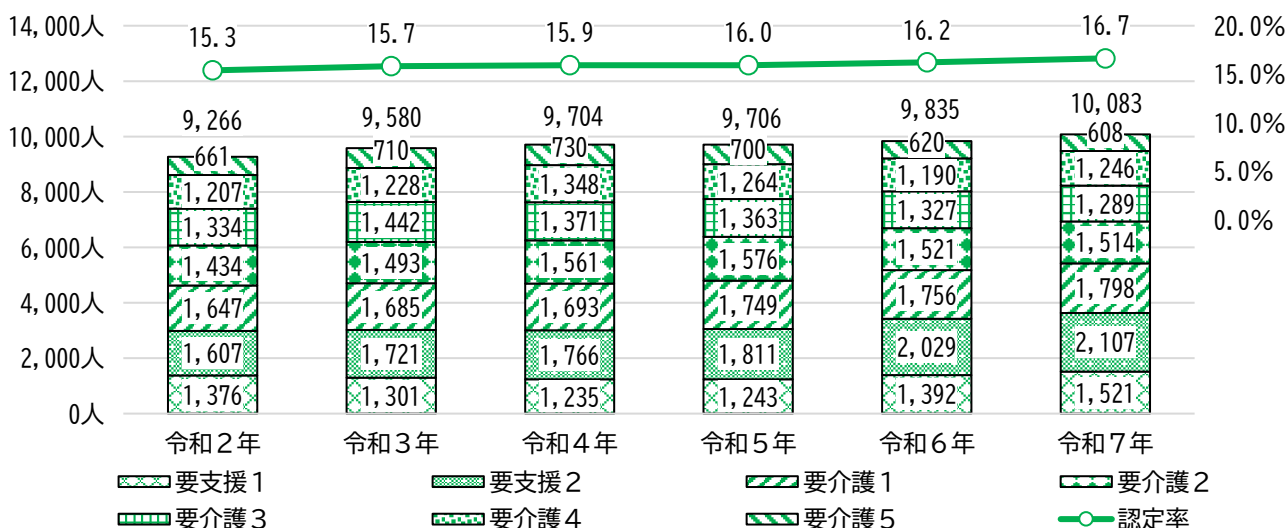


③ 要支援・要介護認定者の推移

本市の要支援・要介護認定者数について、令和7年の認定者数は、令和2年から817人増加し、10,083人となっています。また、認定率は、令和2年から1.4ポイント上昇し、16.7%となっています。

内訳をみると、要支援認定者では要支援1、要支援2、要介護認定者では要介護1の認定者数が多くなっています。

【図表1-16 要支援・要介護認定者数の推移】



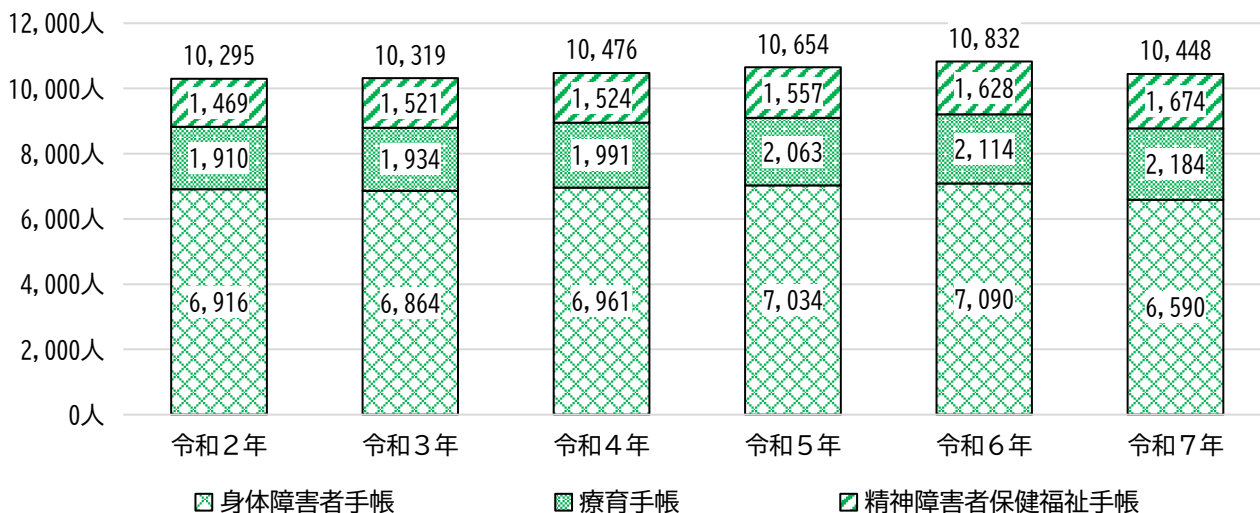
資料：統計資料「沼津市の福祉」（各年3月31日現在）

④ 障害者手帳所持者の推移

本市の障害者手帳所持者数について、令和7年では、令和2年から153人増加し、10,448人となっています。

内訳をみると、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加を続けています。

【図表1-17 障害者手帳所持者数の推移】

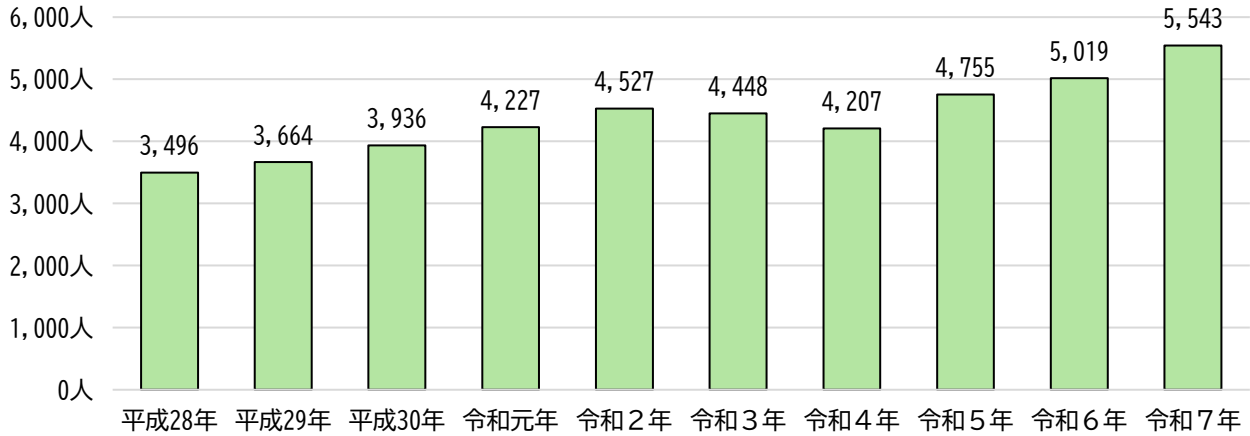


資料：沼津市の福祉（各年3月31日現在）

(8) 外国人登録人口の推移

本市の外国人登録人口について、平成28年以降概ね増加傾向にあり、令和7年では、平成28年からの10年間で2,000人以上増加し、5,543人となっています。

【図表1-18 外国人登録人口の推移】



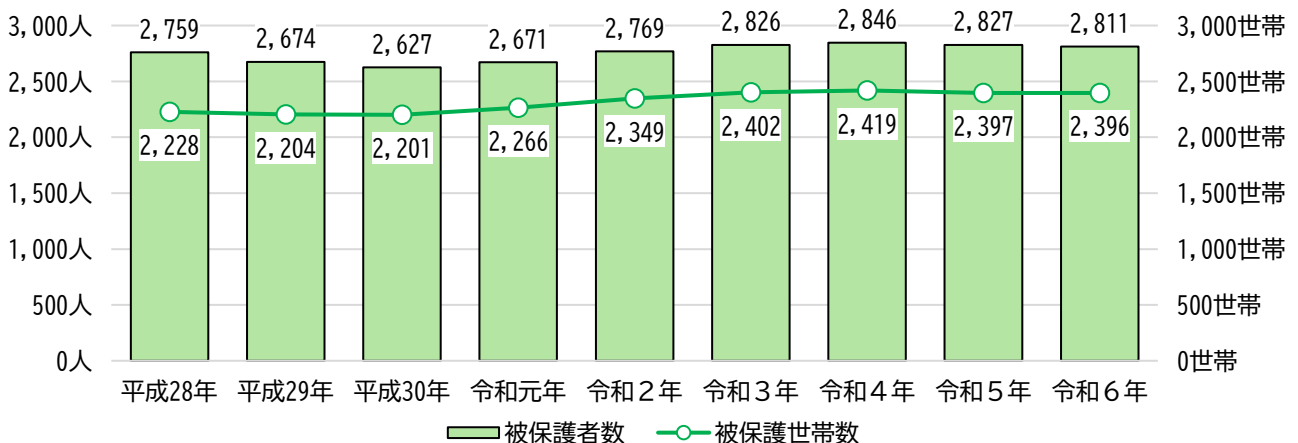
資料：市民課（各年3月31日現在）

(9) その他の支援の必要な人の状況

① 生活保護被保護者数・世帯数の推移

本市の生活保護被保護者数・世帯数について、平成28年度以降減少していましたが、令和元年度以降増加を続け、令和5年度からは横ばいで推移しており、令和6年度生活保護被保護者数は2,811人、世帯数は2,396世帯となっています。

【図表1-19 生活保護被保護者数・世帯数の推移】



※停止世帯・人数含む

資料：沼津市の福祉（各年3月31日現在）

② 生活保護世帯類型・労働力類型

本市の生活保護世帯の世帯類型について、「高齢者世帯」が1,402世帯で構成比は58.8%と最も多くなっています。

また、世帯類型のうち「単身世帯」は2,103世帯で構成比は88.1%、労働力類型のうち「働いている者のいない世帯」は2,086世帯で構成比は87.4%と、高くなっています。

【図表1-20-1 生活保護世帯数の世帯類型】

合計	高齢者世帯	障がい者世帯	傷病者世帯	母子世帯	その他
2,386世帯	1,402世帯	332世帯	275世帯	73世帯	304世帯
(構成比)	58.8%	13.9%	11.5%	3.1%	12.7%

合計	単身世帯	2人以上世帯
2,386世帯	2,103世帯	283世帯
(構成比)	88.1%	11.9%

※停止世帯を除く

資料：沼津市の福祉（令和7年3月31日現在）

【図表1-20-2 生活保護世帯数の労働力類型】

合計	働いている者のいない世帯	働いている者のいる世帯
2,386世帯	2,086世帯	300世帯
(構成比)	87.4%	12.6%

※停止世帯を除く

資料：沼津市の福祉（令和7年3月31日現在）



もっとよく知ろう！②

■政府統計の総合窓口「e-Stat」

政府府統計の総合窓口「e-Stat」とは、各府省が公表する統計データが集約された、政府のポータルサイトです。全国の状況と沼津市の状況を比較するのに役立ちます。



e-Stat HP
「被保護者調査」

2 地域活動や福祉の担い手の現状について

（1）民生委員・児童委員数の推移

民生委員・児童委員の定数は、国の基準により定められ、地区の実情を考慮しながら、おおむね170世帯から360世帯ごとに1人とされています。

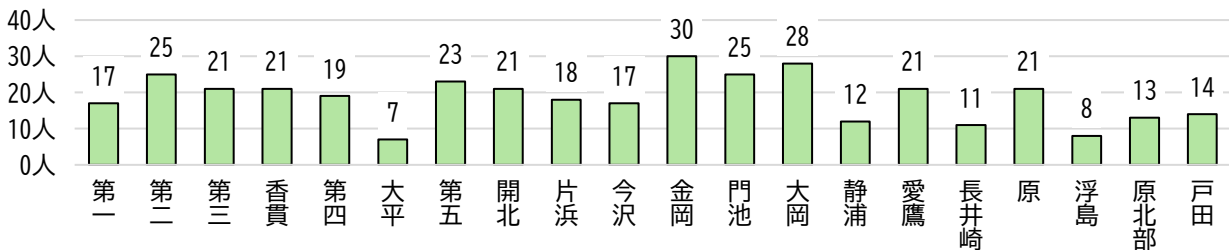
沼津市民生委員児童委員協議会は、市内20地区の法定地区民生委員児童委員協議会によって構成され、地域住民の見守りや相談などの活動をしています。任期は3年で、3年ごとに一斉改選となります。

【図表1-21-1 民生委員・児童委員定数】

年度	H25	H28	R1	R4	R7
定数（人）	367	369	372	373	372

資料：福祉企画課（各年12月1日現在）

【図表1-21-2 法定地区別民生委員・児童委員定数】



資料：福祉企画課（令和7年12月1日現在）

（2）地域包括支援センターについて

高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らせるよう、介護や保健・医療、福祉等に関する地域の総合的な相談窓口として、地区ごとに地域包括支援センターを設置しています。

【図表1-22 地域包括支援センター一覧】

地区	名称
浮島・原	はら地域包括支援センター
愛鷹	あしたか地域包括支援センター
片浜の一部・今沢	片浜・今沢地域包括支援センター
金岡	かなおか地域包括支援センター
門池	かどいけ地域包括支援センター
大岡	きせがわ地域包括支援センター
第一・第二・第四・片浜の一部	千本地域包括支援センター
第四	千本地域包括支援センター第四支所
第五	第五地域包括支援センター
第三・香貫・大平	かぬき地域包括支援センター
第三	かぬき地域包括支援センター第三支所
静浦・内浦・西浦・戸田	三浦・戸田地域包括支援センター
戸田	三浦・戸田地域包括支援センター戸田支所

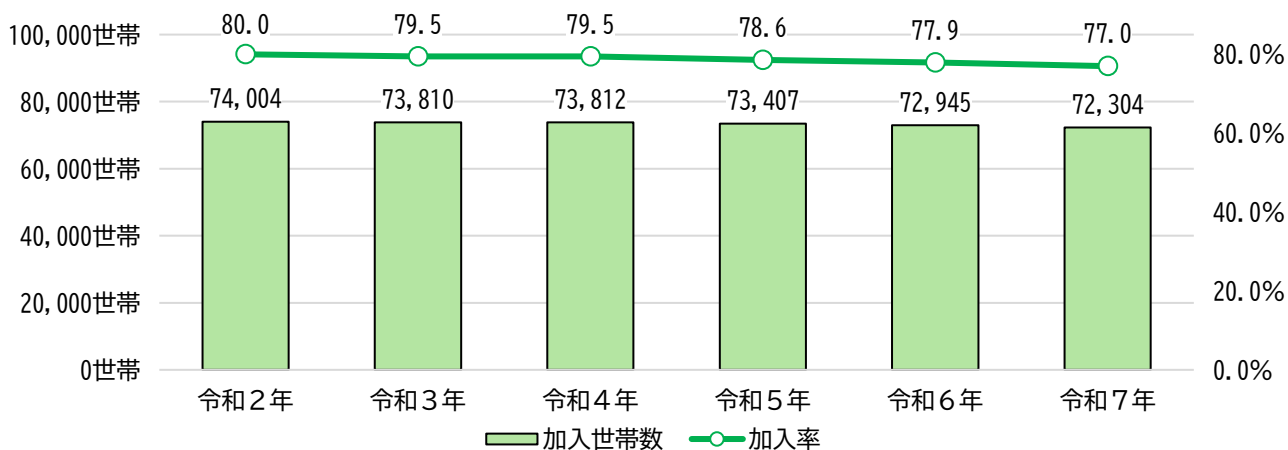
資料：長寿福祉課（令和7年度時点）

3 地域活動の状況について

(1) 自治会の状況

自治会の加入状況について、令和7年では、令和2年から1,700世帯減少し、72,304世帯となっています。また、令和7年の加入率は、令和2年から3ポイント減少し、77.0%となっています。

【図表1-23 自治会加入状況】

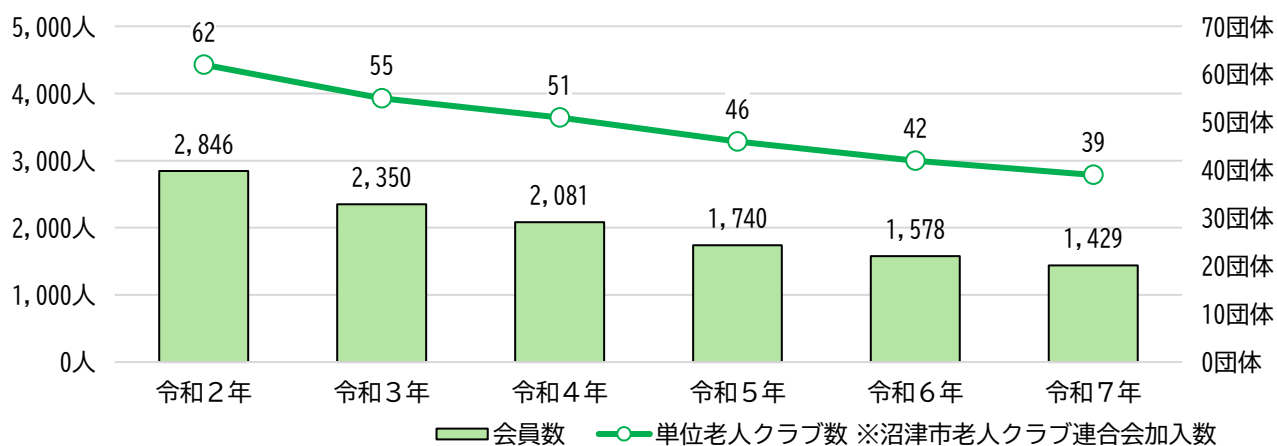


資料：地域自治課（各年4月1日現在）

(2) 老人クラブの状況

老人クラブの状況について、令和7年では、令和2年から会員数は1,417人、団体数は23団体減少しており、会員数は1,429人、団体数は39団体となっています。

【図表1-24 老人クラブ会員数、老人クラブ数の状況】



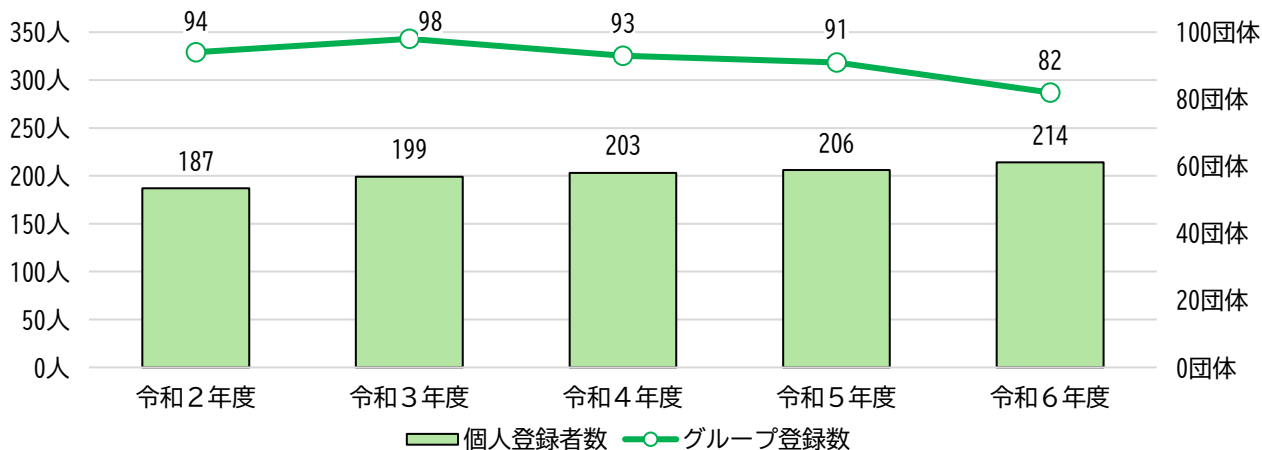
資料：沼津市の福祉（各年4月1日現在）

（3）ボランティア登録数の状況

ボランティア登録数の状況について、令和6年度の個人登録者数は、令和2年度から27人増加し、214人となっています。

一方、令和6年度のグループ登録数は82団体と、令和2年度から12団体減少しています。

【図表1-25 ボランティア個人登録者数、グループ登録数の状況】



資料：沼津市社会福祉協議会（各年度3月31日現在）



もっとよく知ろう！③

■市民の社会貢献に関する実態調査

内閣府では、3年に1度、寄附やボランティア活動など、市民による社会貢献の意識や実態を明らかにすることなどを目的として、「市民の社会貢献に関する実態調査」を行っています。



e-Stat HP

「市民の社会貢献に関する実態調査」

ボランティアセンターについて

ボランティアセンターは、ボランティアの活動拠点であり、ボランティア活動に関する相談窓口です。ボランティアを必要とする人とボランティアとして活動できる人をつなぐ役割を担っており、市社会福祉協議会が運営しています。



◆活動内容

（１）相談・登録・紹介

ボランティアセンターでは、活動希望者の活動をスムーズに行うためボランティアの登録を行います。

① 相談 ボランティアに関する各種相談を受け付けます。

◎ボランティアをしたい人

どんなことならできるか
どのくらいの期間できるか
自分が興味のあることは何か
趣味や特技を生かせないか

◎ボランティアを必要としている人

困りごとを手伝ってくれる人を探している

② 登録 ボランティアセンターへ登録することにより、様々なボランティア情報が入手できます。また、ボランティア情報誌「ぺんぎん」を送付します。

③ 照会 既存の登録団体や福祉施設、福祉イベント等の情報を提供し、活動場所を紹介します。

（２）人材の発掘及び育成研修

各種講座や養成講座を開催します。（Ⅲ 第6次沼津市地域福祉活動計画参照）

（３）情報の発信

登録団体・個人（82団体、214人 R7.3.31現在）のボランティア情報を発信します。

◆ボランティア活動保険への加入

安心してボランティア活動ができるように保険の加入手続きを行っています。

ボランティア活動中の様々な事故による損害賠償責任を補償します。さらに後遺症障がいにも対応します。

◆災害ボランティア本部

災害ボランティア本部は、災害発生時のボランティア活動を効率よく実施するために設置されます。

◆ボランティア連絡協議会

ボランティアの横のつながりを広げることを目的に、交流会、研修会を開催します。

(4) 各地区の日常生活圏の一覧

本市では、概ね中学校区を単位とした地域で団体ごとに様々な活動に取り組んでいます。各組織で構成される地区に違いが見られます。

【図表1-26 日常生活圏の一覧】

連合自治会	コミュニティ 推進委員会	地区社会福祉協議会	民生委員・児童委員 地区
28 地区	18 団体	20 団体	20 地区
原東部地区	原	原	原
原西部地区			原北部
浮島地区	浮島	浮島	浮島
愛鷹地区	愛鷹	愛鷹	愛鷹
片浜地区	片浜	片浜	片浜
今沢地区	今沢	今沢	今沢
金岡中部地区	金岡	金岡	金岡
金岡西部地区			
門池地区	門池	門池	門池
大岡地区	大岡	大岡	大岡
第一地区	第一	第一	第一
本町地区	第二	第二	第二
第二地区			
千本地区			
第五地区南	第五	第五	第五
第五地区東			
第五地区西			
第五地区開北		開北	開北
第四地区東	第四	第四	第四
第四地区西			
第三地区中	第三	第三	第三
第三地区我入道			
第三地区下香貫		下香貫	下香貫
大平地区	大平	大平	大平
静浦地区	静浦	静浦	静浦
内浦地区	内浦	内浦	長井崎
西浦地区	西浦	西浦	
戸田地区	戸田	戸田	戸田

中学校	小学校	第5次総合計画 地域区分	地域包括支援センター		
17校	23校	4地域	10箇所		
原中学校	原東小学校 原小学校	西部地域	はら		
浮島中学校	浮島小学校				
愛鷹中学校	愛鷹小学校				
片浜中学校	片浜小学校		あしたか		
今沢中学校	今沢小学校				
金岡中学校	金岡小学校 沢田小学校	北部地域	かなおか		
門池中学校	門池小学校		かどいけ		
大岡中学校	大岡小学校 大岡南小学校		きせがわ		
第一中学校	第一小学校				
第二中学校	第二小学校 千本小学校	中央地域	千本		
第五中学校	第五小学校 開北小学校		中央地域	第五	
第四中学校	第四小学校				千本
第三中学校	第三小学校 香貫小学校			南部地域	かぬき
	大平中学校	大平小学校			
静浦小中一貫学校			三浦・戸田		
長井崎小中一貫学校					
戸田小中一貫学校					

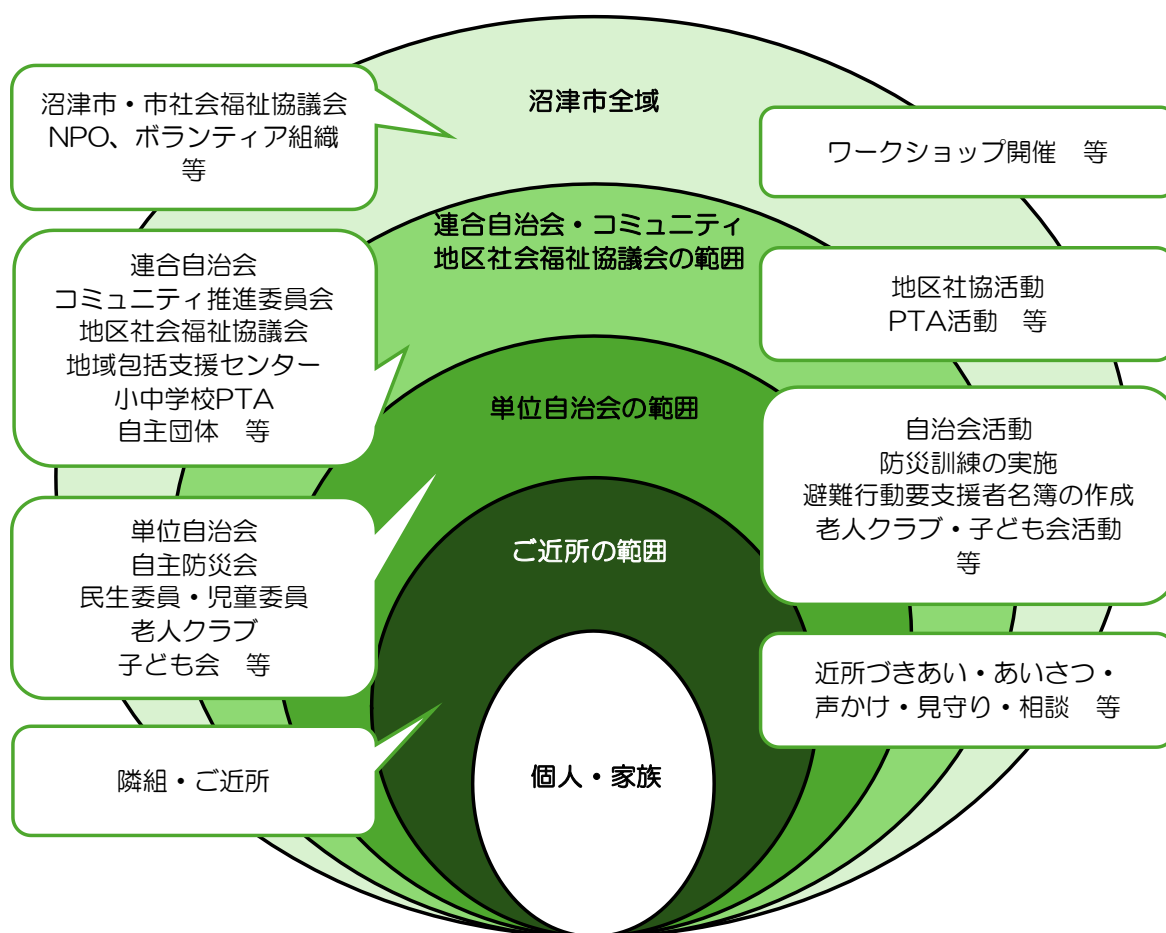
※令和7年度現在の一覧。それぞれの団体の地域区分は互いに一致しない場合があります。

地域福祉における地域のネットワークとは

地域福祉においては、人と人とのつながり、ネットワークがとても重要です。特に「向こう三軒両隣」のご近所づきあいや地域の身近な相談相手、支援者の存在は大切です。お互いの顔が見える身近な地域では、福祉課題を持つ人の早期発見や見守り活動等が継続しやすい福祉活動となります。

このような活動だけでは解決困難な福祉課題に対しては、校区や連合自治会等の生活圏域における組織的な支援や様々な団体の活動が望まれます。さらに、広域的・専門的な福祉課題に対しては、支援団体の連携や行政による福祉サービスの提供が漏れなく行われるようにネットワークを構築し、それぞれの特性が活かせるしくみや活動の展開を考えていくことが必要です。

◆地域福祉における日常生活圏のイメージ図



※地域において、それぞれ特性や活動が異なるため、例示となります。

第3章 計画の検討

1 近年の国や社会の動向

（1）再犯防止推進法の施行と再犯防止推進計画の策定

平成28年12月、「再犯の防止等の推進に関する法律」（再犯防止推進法）が公布、施行されました。

我が国において、検挙者に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。その中で再犯防止推進法は再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。

また、市町村は、国が定める「再犯防止推進計画」を勘案して、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画である「地方再犯防止推進計画」の策定が努力義務とされています。

国においては、「再犯防止推進法」や、これを受けた「第一次再犯防止推進計画（平成30年度～令和4年度）」等に基づき、これまで様々な再犯防止施策を実施してきました。その後、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されています。

（2）第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定

成年後見制度の利用促進を目指し、平成29年に策定された「成年後見制度利用促進基本計画」における課題を踏まえ、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進していくため、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。

権利擁護支援の一環として成年後見制度の利用促進を図っていくとともに、意思決定支援等の取組も進めていくために、地域連携ネットワークの一層の充実等が求められています。

（3）「重層的支援体制整備事業」の創設

社会福祉法の改正により、令和3年4月より「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

重層的支援体制整備事業では、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須にしています。

また、市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定が努力義務とされています。

（４）こども基本法の施行、こども大綱の制定、こどもまんなか社会の提唱

こどもや子育てをめぐる環境の変化を受け、令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されるとともに、「こども家庭庁」が発足しました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されています。

（５）孤独・孤立対策推進法の施行

近年、単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及等、社会構造の変化により、日常生活や社会生活において家族や地域、会社等における人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況であることが課題となっており、こうした状況はコロナ禍を通じて一層顕在化・深刻化しました。

このような背景を踏まえ、令和5年5月に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和6年4月に施行されました。

この法律では、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との「つながり」が生まれる社会」を目指し、孤独・孤立対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務及び施策の基本となる事項を定めるとともに、孤独・孤立対策推進本部を設置すること等により、総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的としています。

（６）困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）の施行

令和6年4月、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図り、女性の人権が尊重され、また、女性が安心・自立して暮らせる社会の実現を目指すことを目的とした「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」が施行されました。

女性支援事業の実施にあたっては、「女性の福祉」、「人権の尊重や擁護」、「男女平等」といった視点に立ち、困難な問題を抱える女性一人ひとりのニーズに応じて、本人の立場に寄り添い、切れ目のない包括的な支援を行うこととされています。

2 市民意見の集約

（1）市民意識調査の実施

市民意識調査において、地域福祉に対する意識調査及び意見の集約を行いました。

（2）地域福祉座談会の実施

市内の各地区社会福祉協議会の役員をはじめとした皆様に対し、地区ごとの福祉活動の状況や課題、今後の地域福祉に望むこと等の項目についてヒアリングを実施しました。

（3）地域福祉の担い手、団体・事業所向け調査の実施

計画の策定にあたり、地域福祉の担い手や福祉活動を行っている団体・事業所に対して、地域活動への取組等に関するアンケートを実施し、本市の地域福祉に関する現状を分析しました。

（4）パブリックコメントの実施

計画は広く市民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、広く市民の意見を集め、計画への反映に努めました。

【図表1-27 パブリックコメントの概要】

対象者	市内に在住、在勤、在学の方
募集方法	市公式ホームページにおいて計画案を公表し、郵送、ファックス、電子メール等で意見を募集
募集期間	令和8年2月12日（木）～3月13日（金）
結果	1件

3 沼津市の地域福祉をめぐる主な課題について

少子高齢化の進行

本市の人口は減少を続けており、令和7年4月1日現在では、令和3年から8,081人減少し、184,563人となっています。年齢3区分別に内訳をみると、年少人口、生産年齢人口、高齢者人口いずれも減少を続けている状況です。また、平成30年～令和4年の合計特殊出生率は1.33と、長期的に人口が維持される人口置換水準（2.07）を下回っており、今後、更なる人口減少が予測されます。

0～39歳のこども・若者人口の推移をみると、令和7年4月1日現在では、令和3年から5,439人減少し、59,300人となっており、総人口のうちこども・若者人口が大きく減少していることがうかがえます。

高齢者人口が減少している一方、高齢化率は上昇を続けており、令和7年では32.9%と約3人に1人が高齢者となっています。また、内訳をみると、後期高齢者数が前期高齢者数を上回っている状況です。

今後も引き続き総人口の減少と少子高齢化の進行が続いていくことが見込まれます。

地域福祉の担い手の減少

地域福祉の推進のためには、行政の力だけではなく、地域に住む住民の参画も必要になります。そのため、自治会や老人クラブ、地域ボランティアといった住民主体の組織・団体や活動が重要です。

自治会の加入状況を見ると、自治会の加入率が低下しており、令和7年4月1日現在では72,304世帯、加入率は77.0%となっています。また、老人クラブの状況を見ると、沼津市老人クラブ連合会に加入している老人クラブの会員数、老人クラブ数ともに令和2年以降大きく減少傾向にあり、令和7年4月1日現在では会員数が1,429人、老人クラブ数が39団体となっています。

ボランティア登録数の状況について、令和2年度以降グループ登録数は横ばいで推移していますが、個人登録者数は増加を続けており、令和7年3月31日現在ではグループ登録数が82団体、個人登録者数が214人となっています。

地区社会福祉協議会との地域福祉座談会では、人口減少によって自治会や組の運営が困難になっていること、自治会役員の世代交代やなり手不足、参加層の固定化等、人材に関する課題が挙げられています。

また、地域福祉の担い手調査結果から、福祉活動に携わる人材が不足しているとの回答が非常に多くなっており、担い手として地域福祉の現場で活躍している人々の視点からも、福祉人材の不足が深刻であることがうかがえます。さらに、地域福祉に関する団体・事業所向け調査結果においても、活動（事業）をする上での困りごととして「メンバー（職員）の不足」、「新しいメンバー（職員）が入らない」、「リーダー（後継者）が育たない」といった人材に関する回答が上位となっています。

地域活動の主要な担い手である自治会の加入率が減少を続けている中で、改めて自治会の役割や自治会業務の見直し等、地域活動の担い手として機能できるように検討していくことが必要です。

また、市民意識調査結果から、地域住民として参加できる活動について「ボランティア活動」が上位の回答となっていることから、ボランティア活動の活発化に向けた取組の検討も必要です。

④ 災害時における地域の協力体制

近年では、台風や地震のほかに、大雨や竜巻等の自然災害による被害が毎年全国各地で発生しています。本市においても、直近では令和6年に大雨による浸水被害があったほか、近い将来に発生すると予測されている南海トラフ巨大地震による被害が懸念されています。

身近に迫る自然災害に備えて、本市ではハザードマップによる各種災害リスクの周知や個別避難計画の作成支援等に努めていますが、平時からの地域の支え合いや住民同士の助け合いも必要になります。

市民意識調査結果から、困ったときに地域でしてほしいことについて「災害時の手助け」が最も多く回答されており、自然災害に対する住民の関心が高いことがうかがえます。

また、災害時における地域の助け合いを行ううえで必要なことについて、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」や「地域における支援体制の構築」が上位の回答となっており、日常生活の中での「ご近所づきあい」を通じた住民同士の関係構築や、災害発生時に誰がどのような役割を持つのかといった体制整備が重要であることがうかがえます。

地区社会福祉協議会との地域福祉座談会では、災害時の共助や地域の防災力向上のため、日頃の声かけやあいさつ等近所づきあいを大切にされた地域づくりを行うことが、災害対策や防災に関する課題解決に向けた取組として挙げられています。

自然災害の発生に備え、各地域における避難経路の確認、近隣住民との協力体制の構築に向けた広報・啓発に加え、高齢者や障がいのある人といったいわゆる「災害弱者（災害時要支援者）」と言われる方々の安心・安全が確保できるような対策を検討することが必要です。

また、地域福祉に関する団体・事業所向け調査結果から、災害時に協力できることとして「精神的ケア（話を聞く等）」、「安否確認」、「災害状況や避難情報の伝達」、「家族や親族への連絡」といった内容が多く回答されていることから、地域とのつながりを持つ事業者や団体との連携・協力体制を築くことも重要です。

④ 地域間の特性の違い

本市全体としての傾向の一方で、地区ごとの状況には大きな違いが見られます。

令和7年1月1日現在の人口の状況を地域別にみると、高齢者の人口割合については市内で最も低いのは門池地区及び大岡地区の27.0%ですが、最も高いのは戸田地区の58.2%と、市内においても高齢者の人口割合に30%程度の差があります。

また、地域福祉座談会を通じ、それぞれの取組や課題、解決方法についての考えにも違いがみられ、地域によって自分たちでできること・自分たちだけではできないことに差異があることもうかがえます。

さらに、地区ごとの風土や資源、住民の職業や住居の分布、近所同士の関係性、リーダーの存在、施設や集いの場の有無等、数値では現れない特性の違いもみられます。

地域福祉の推進にあたっては、市全体で共通した取組を進めていくだけではなく、それぞれの地域の特性や実情に応じた取組を展開していくことが必要です。

地域に住む誰もが主役であるという意識の醸成や、地域住民による地域活動への主体的な参画を得ることができるような「仕掛け」を作っていくことが求められます。

① 複雑化・複合化した福祉ニーズ・福祉課題への対応

人口減少、少子高齢化、単独世帯の増加といった社会構造の変化や、地域のつながりの希薄化や新型コロナウイルス感染症の流行に伴うコロナ禍の影響といった昨今の福祉を取り巻く社会情勢の変化を通じ、高齢者、障がいのある人、こども等の対象ごとの対応では難しい、複雑化・複合化した福祉ニーズがみられるようになり、経済的な困窮の問題、老老介護や 8050 問題、ひきこもり、ヤングケアラー等の様々な状況が絡み合った福祉課題が顕在化するようになりました。

このような「制度の狭間」と言われる課題に対応するための取組を進めるため、国においては重層的支援体制整備事業の創設や、孤独・孤立対策の推進に取り組んでいます。

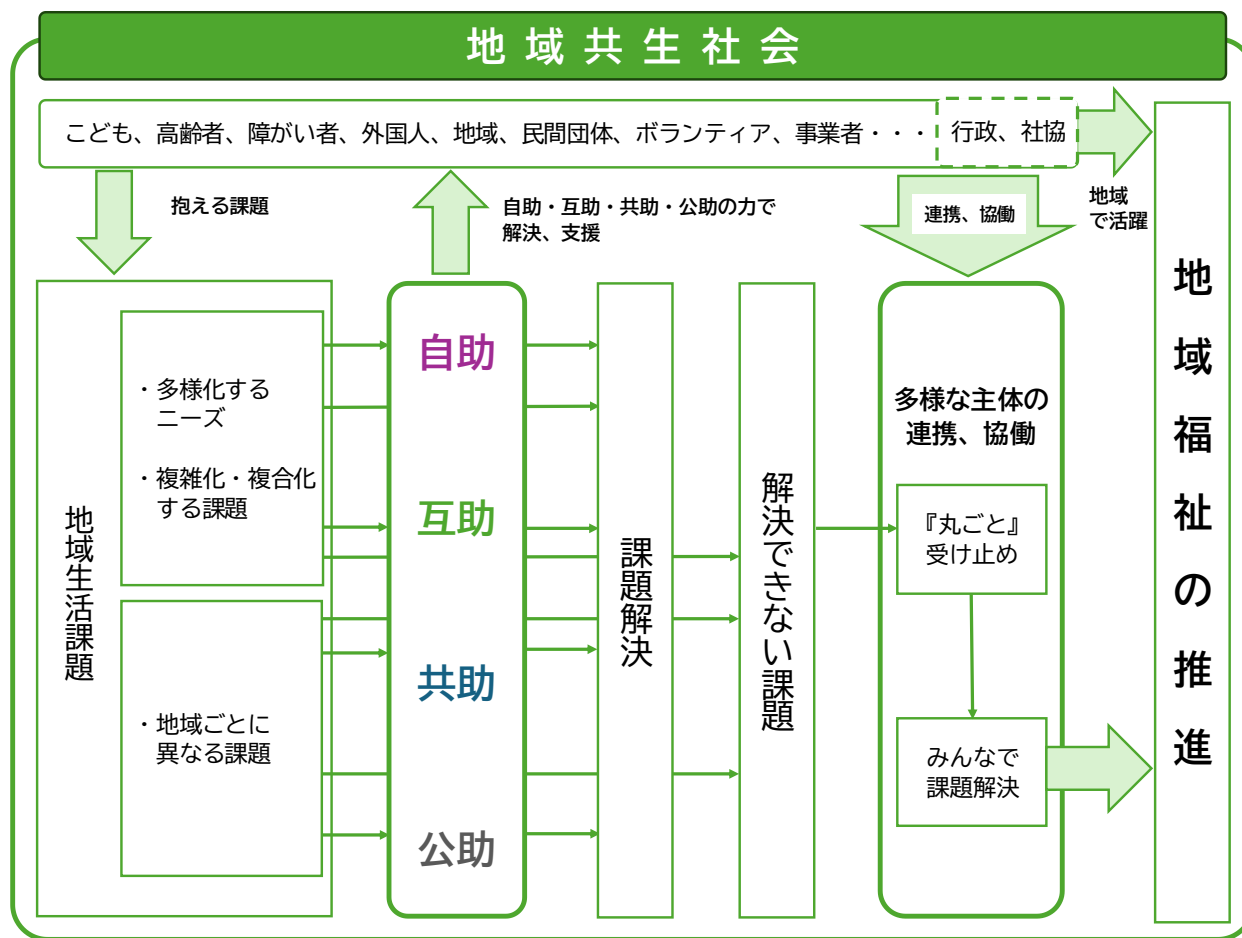
地域福祉の担い手調査結果から、地域において特に支援が必要な分野は「高齢者に関する支援」が最も多く回答されているほか、複合的な課題を抱える世帯の把握状況としては「高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯」や「高齢者の親と、就労していない独身の中高年の子どもとで構成される世帯」といった、高齢者が絡む複合的な課題を抱える世帯が多く回答されています。

また、地域福祉に関する団体・事業所向け調査結果から、活動（事業）を通じて増えてきたと感じる地域の課題・問題として「高齢者のみで構成され、主世帯員同士が介護している世帯（老老介護）」や「近隣や地域と関わりを持たない世帯（孤立世帯）」が多く回答されています。

今後も少子高齢化や現役世代の減少が続き、また、福祉ニーズの更なる複雑化・複合化も予想される中で、誰もが安心して住むことができる地域づくり・仕組みづくりや全員参加型の社会を築いていくための取組等を一層推進していくことが必要です。



4 計画の方向性



（1）地域共生社会の実現

地域福祉においては、「困った時はお互い様」という支え合いの精神や人と人とのつながりがとても重要です。

しかし、全国的な傾向と同様に、本市においても少子高齢化・人口減少社会を迎え、単独世帯や一人暮らし高齢者の増加、自治会加入率の減少、地域活動の担い手不足が進んでおり、地域における関係性が一層希薄化しています。

障害者手帳所持者、要支援・要介護認定者、外国人登録人口の増加、働き方やライフスタイル、個人の価値観の変化等から、地域福祉に対するニーズは多様化し、今後、単一の福祉制度や支援機関のみでは解決が困難な複雑化・複合化した課題がより浮き彫りになることが予想されます。

これらの社会環境や生活の変化を踏まえ、あらゆる住民が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、住民、地域、ボランティア、各種団体、事業者、行政、社会福祉協議会等多様な主体が共に支え合い、一人ひとりの生きがいや暮らしやすい地域を共につくっていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

地域共生社会とは・・・

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいう。

（平成28年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

自助、互助・共助・公助とは・・・

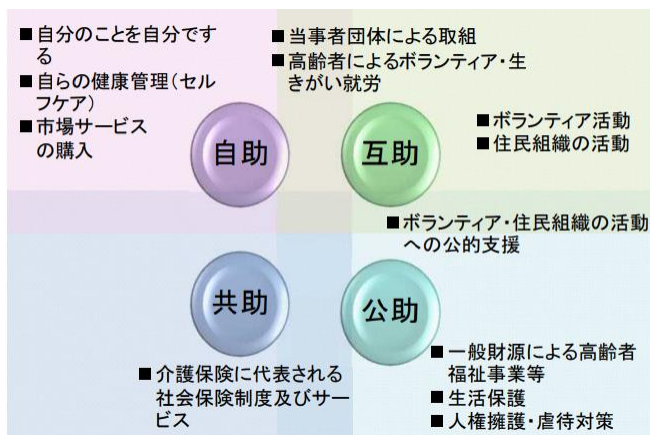
自助・互助・共助・公助の位置づけとして、本計画では「厚生労働省 地域包括ケア研究会報告書」を参考に、以下のとおり整理します

自助：自分の課題に対し、自ら解決を試みる
（自分のことを自分でする）

互助：住民やボランティアによる地域活動
（自発的な支え合い）

共助：医療、介護保険など制度化された相互扶助やサービス（リスクを共有する仲間同士の負担による支え合い）

公助：公的な福祉サービス
（税による公の負担）



（平成 25 年 3 月 厚生労働省「地域包括ケア研究会報告書」より）

（2）多様な主体の連携、協働

「地域共生社会」の実現のためには、住民が抱えるあらゆる課題を解決する取組が必要です。

しかし、今後は住民、地域、行政や関係機関等がそれぞれ単独で支援するだけでは解決が困難な課題がますます増えていくものと予想されます。

関係する全ての住民や組織が自らの課題として考え、互いの長所を活かし、協力しながら解決を図ることが求められます。

そのため、様々な地域生活課題に対して、地域住民や団体、事業者等多様な主体が『我が事』として捉えながら、制度や分野を問わず『丸ごと』受け止め、支援の「支え手」と「受け手」という関係を超えて連携、協働していくための体制をつくります。

（3）自助、互助、公助の充実、共助との連携

多様な主体が連携、協働し、共に課題解決するためのポイントとなるのは、自分自身や地域が抱えている課題をしっかりと把握し、それぞれの事情や実情にあった解決策につなげることです。

一人ひとりの福祉ニーズの多様化に加え、それぞれの地域においても、高齢化率の差、風土や資源、人材、近所同士の関係性等の特性が異なり、抱える課題も様々です。

あらゆる課題を的確に捉え、自らの事情に合った解決策を考えることができる“自助”の力を持った人材、それぞれの実情にに応じて“互助”による課題解決ができる地域力、住民と地域を支える公的サービスである“公助”は、地域共生社会の実現に向けた多様な主体の連携、協働の基礎となるものです。これらをさらに充実させるとともに、介護保険等の制度化された相互扶助である“共助”との連携を図ります。

（４）沼津市社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられており、市社会福祉協議会においても地域福祉の向上に向けたあらゆる取組を展開しています。また、地区社会福祉協議会の組織づくりやその活動を支援しているほか、ボランティアの養成や活動促進に取り組んでいます。

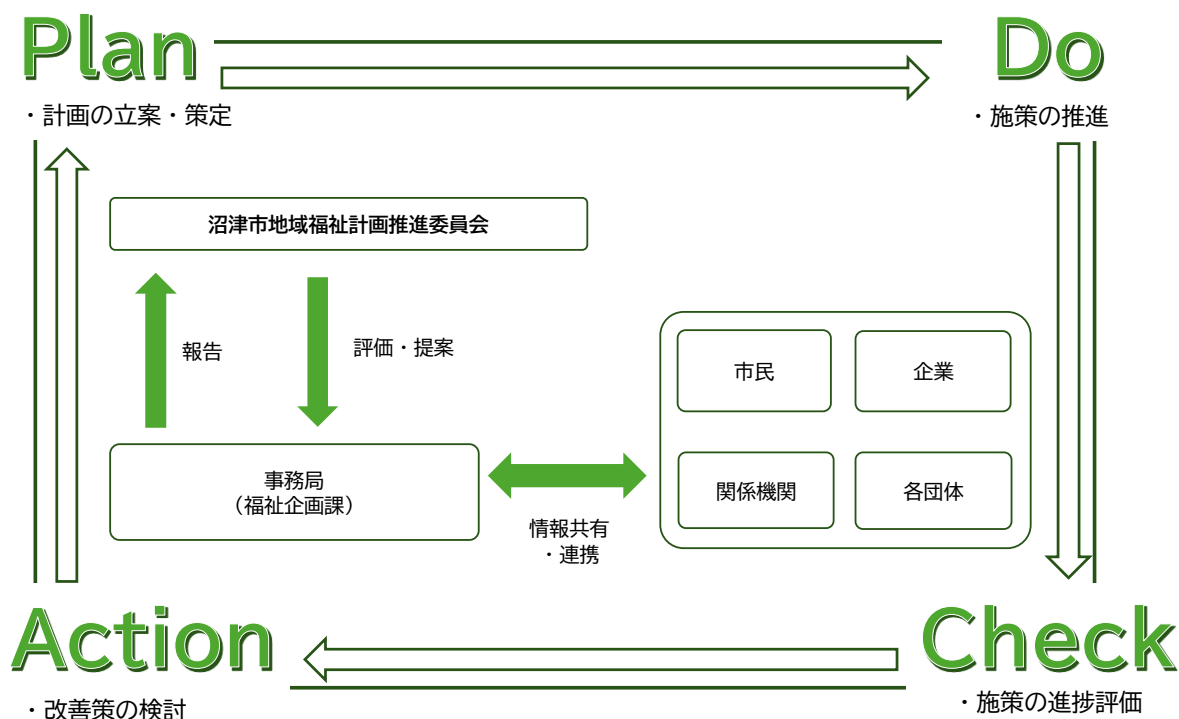
本計画は、引き続き主体同士の“つながり”や“連携”を重視することから、地域福祉の重要な担い手である市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と連携し策定することとし、基本的な考え方等を共有することのみならず、計画推進の分かりやすさから計画冊子について合冊とします。

（５）計画の進捗管理

社会福祉法には、「市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努める」（社会福祉法第107条第3項）ものと規定されています。

本計画を円滑に推進し、より効果的な事業の実施につなげるため、沼津市地域福祉計画推進委員会において、P（計画）・D（実行）・C（点検）・A（評価・改善）サイクルに基づき、施策や事業の実施状況等を把握し適切な進捗管理を行っていきます。

【図表1-28 PDCA図】



（6）計画の評価について

第5次沼津市地域福祉計画の事業に関する進捗状況の確認及び事業評価は、以下の区分により行い、全事業（89事業）のうちA評価とB評価を合わせた事業の割合が90%以上となることを目標とします。

評価指標	内容
A	計画通りに事業が実施できている。
B	概ね計画通りに事業が実施できている。
C	計画より少し遅れている。一部の取組に進展が見られなかった。
D	計画より遅れている。事業の内容について見直しが必要。

※対象事業と評価指標・令和12年度目標値等については、資料編P165参照

【第4次沼津市地域福祉計画の事業評価】

第4次計画に掲げる推進項目については、庁内関係部署及び市社会福祉協議会にて該当事業を実施し、第4次計画を策定した令和3年度から令和6年度までにおける取り組み状況及び実績、事業の評価については、以下のとおりです。

◆ 第4次沼津市地域福祉計画の事業評価（全87事業）◆

【進捗状況】	【事業評価】	【今後の予定】
A 計画以上の進捗 7	A 目標達成 11	継続 81
B 計画どおり進んでいる 77	B 概ね達成 64	修正 4
C 計画から遅れている 2	C 事業継続にて達成 11	事業変更 0
D 大幅な遅れ、実施困難 1	D 達成見込み無し 1	廃止（※完了含む） 2

※事業評価におけるA評価及びB評価の全事業の割合：86.2%

Ⅱ 第5次沼津市地域福祉計画（沼津市）



第1章 計画の体系

1 計画の基本目標

「第4次計画」の基本目標「共に支え合い、誰もが安心して元気にいきいき暮らせるまち～育む、関わる、思いやる、『お互い様』の心でつなげる地域の福祉（しあわせ）※～」は、あらゆる主体が手を取り合い、「お互い様」の心でつながり合うネットワークづくり、誰も置き去りにしない包括的な支援体制を構築し、その先にある地域共生社会の実現を目指して掲げたものです。

本計画においては、昨今の社会情勢や本市の地域福祉を取り巻く状況を踏まえ、「第4次計画」の基本目標を踏襲しつつ、新たに「沼津市成年後見制度利用促進基本計画」、「沼津市重層的支援体制整備事業実施計画」、「沼津市再犯防止推進計画」の内容を盛り込み、本市における地域福祉の一層の推進を図ります。

共に支え合い、誰もが安心して 元気にいきいき暮らせるまち

～育む、関わる、思いやる、「お互い様」の心でつなげる地域の福祉（しあわせ）～

※ “福祉” という字は両字とも「しあわせ」を意味する漢字です。“地域福祉”とは、“地域でしあわせに生きること”であるという前向きなイメージを表現するため「福祉（しあわせ）」と表記します。

「お互い様」という言葉に込める想い

互いに協力し、
良いところを活かし合う

支援の受け手と支え手の
関係を超えて互いに支え合う

様々な人の特徴や特性を
理解し、互いに思いやる

周りの人や地域の困りごとを
『我が事』として考える

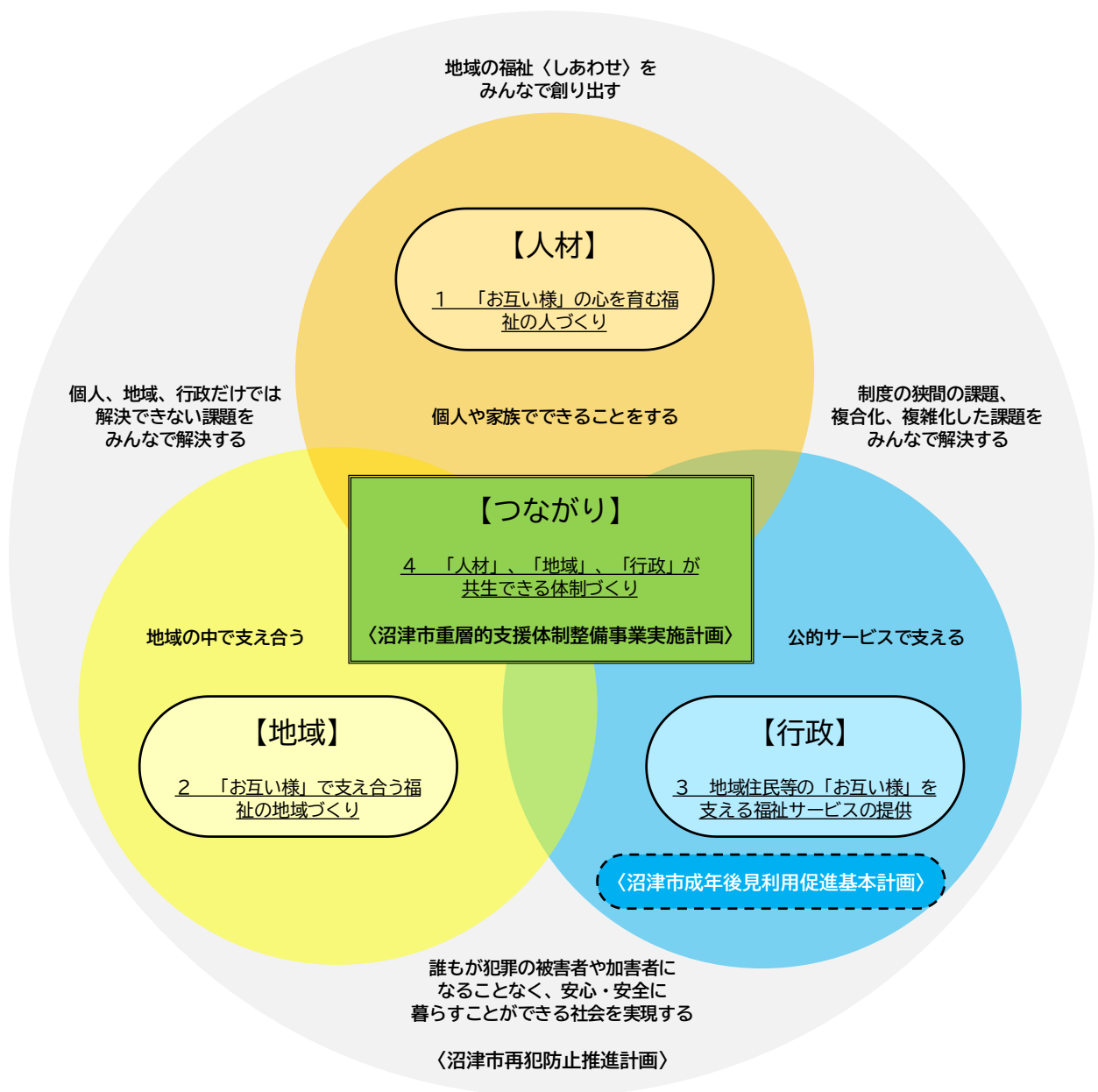
住民・地域・行政等が互いに
関わり合い、連携・協働する



共に支え合い、誰もが安心して 元気にいきいき暮らせるまち

～育む、関わる、思いやる、「お互い様」の心でつなげる地域の福祉（しあわせ）～

地域共生社会の実現に向けた 「お互い様」の心でつながるネットワーク

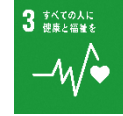


【図表2-1 計画の体系】

基本目標		<p style="text-align: center;">共に支え合い、誰もが安心して 元気にいきいき暮らせるまち</p> <p style="text-align: center;">～育む、関わる、思いやる、「お互い様」の心でつなげる地域の福祉（しあわせ）～</p>				
計画における位置づけ		大項目	中項目	小項目		
第2章	基礎的推進項目	1 「お互い様」の心を育む福祉の人づくり	(1) 助け合い、支え合いの住民意識の向上	①地域共生に対する意識の啓発・理解の促進 ②学校教育、生涯学習と連携した啓発活動		
			(2) 担い手となる人材の確保と育成	①多様な活動の担い手の発掘と育成		
				②地域活動やボランティア・NPO 活動への参加促進		
			2 「お互い様」で支え合う福祉の地域づくり	(1) 地域福祉のコミュニティづくり	①住民主体の小地域ネットワークの構築 ②地域福祉活動の活性化	
		(2) 地域の実情に応じた課題解決力の強化		①地域における各種団体、組織等への支援 ②地域課題やニーズへの対応		
		3 地域住民等の「お互い様」を支える福祉サービスの提供	(1) 福祉サービスの充実	①既存の福祉サービスの充実及び日常生活圏を基本とした環境づくり		
				②多様化する福祉ニーズに対応する施策の展開		
			(2) 誰もが安全で快適に暮らせる環境づくり	①防犯体制の強化や災害、非常事態に対して強靱なまちづくり		
				②ユニバーサルデザインの推進		
		(3) 沼津市成年後見制度利用促進基本計画				
		重点推進項目	4 「人材」、「地域」、「行政」が共生できる体制づくり	〈沼津市重層的支援体制整備事業実施計画〉		
				(1) 属性を問わない相談支援体制の整備	○包括的相談支援事業	
○多機関協働事業						
○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業						
(2) 参加支援体制の整備	○参加支援事業					
(3) 地域づくりに向けた支援体制整備	○地域づくり事業					
(4) 孤独・孤立対策	○孤独・孤立対策の推進					
第3章	〈沼津市再犯防止推進計画〉					

第2章 地域福祉の取組

基礎的推進項目1 「お互い様」の心を育む福祉の人づくり



地域における福祉活動は、これまでも自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員をはじめとした、その地域で生活している方々が中心的な役割を担ってきました。しかし、近年、少子高齢化の進行や地域活動に参加しない現役世代の増加等に伴う担い手の固定化や高齢化がみられており、また、令和2年度に全国的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響による地域活動の自粛等を通じて、ますます担い手としての地域住民の参画が縮小しています。

誰もが地域で支えられる存在であると同時に、地域を支える重要な一員であるという「お互い様」の心を持ち、地域課題を『我が事』として捉えられる住民意識の向上と、地域福祉活動に主体的に参加する新たな人材の確保、課題解決や活動の活性化に向け積極的に活動する人材の育成を進めます。

本市の現状、課題や求められていること

- ・少子高齢化の進行、自治会加入率の低下等による地域活動の担い手不足（沼津市の現況、担い手調査）
- ・地域活動の担い手の固定化、高齢化、世代交代（担い手調査、地域福祉座談会、策定懇話会）
- ・地域活動や福祉活動に携わる人材の不足、若い世代に対する参加促進の働きかけ（担い手調査、地域福祉座談会、策定懇話会）
- ・地域活動を牽引するリーダー（後継者）の養成（担い手調査）
- ・メンバー不足、新しいメンバーが入らない、リーダー（後継者）が育たない（団体・事業所調査）
- ・地域住民への地域福祉活動の重要性の啓発（担い手調査）
- ・「自助」について考える機会の確保（策定懇話会）
- ・災害時に地域の助け合いを行うための、日頃からのあいさつ、声かけや付き合いの必要性（市民意識調査）

1 「お互い様」の心を育む福祉の人づくり	(1) 助け合い、支え合いの住民意識の向上	①地域共生に対する意識の啓発・理解の促進
		②学校教育、生涯学習と連携した啓発活動
	(2) 担い手となる人材の確保と育成	①多様な活動の担い手の発掘と育成
		②地域活動やボランティア・NPO 活動への参加促進

(1) 助け合い、支え合いの住民意識の向上

① 地域共生に対する意識の啓発・理解の促進

講演会や講座等の開催を通じ、自分自身が直面する課題のみならず、様々な福祉課題について学ぶ機会を作ります。

また、イベントやワークショップ等を通じ、様々な立場の人たちとの交流を深める機会を設け、相互理解を促進するとともに、あらゆる課題を『我が事』として捉える意識を高め、住民同士が支え合う仕組みづくりを推進します。

【図表2-2-1 市の取組】

事業名	概要	担当課
児童虐待防止の啓発	児童虐待の未然防止と早期発見を目的に市民や関係者の理解促進を図るため、11月の児童虐待防止推進月間に合わせて「子育てSOS講演会」の開催やアスルクラロ沼津の試合会場での周知啓発等を行う。また、関係機関との連携を深めるため、要保護児童対策地域協議会実務者会議において研修会等を開催するほか、ヤングケアラー支援体制の強化に向けた研修等も実施する。	こども未来創造課 こども家庭センター
障害者週間「市民の集い」開催	障がいと障がいのある人についての理解を啓発するため、障がい者関連団体の協力のもと、障がい当事者だけでなく、広く一般の人が理解と認識を深めるためのイベントを開催する。	障がい福祉課
手話に関する施策の推進	手話及びろう者などへの理解の促進並びに手話の普及などを通じて共生社会の実現を目指す沼津市手話言語条例に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	障がい福祉課
ゲートキーパー養成講座の開催	自殺予防対策として、身近な人の「いつもと違う様子」に気づき、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげ、見守る「ゲートキーパー」を養成する講座を開催する。	健康づくり課

【図表2-2-2 社会福祉協議会の取組】

事業名	概要
地域福祉ワークショップの開催	地区社会福祉協議会等を対象に、地域生活課題の見つめ直しや今後の福祉について考えるきっかけとなる地域福祉ワークショップを実施する。
支え合いの仕組みづくり	高齢化が進む中、生きがいや社会とのつながりを感じられる地域づくりに向けたセミナー等を開催し、意識啓発や支え合いの仕組みづくりを推進する。

【図表2-2-3 住民や地域の取組】

<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所の人に会ったら、あいさつや世間話をしましょう。 ●世代間交流を通じて「お互い様」の心を育みましょう。 ●身の回りの人々への思いやりを持ちましょう。 ●地域の人と交流して顔見知りの関係をつくりましょう。 ●SNS等も活用しながら、交流の輪を広げましょう。 ●自分自身が困っていることについて、周囲の人と話し合しましょう。 また、周囲の人が困っていることに耳を傾けましょう。 ●地域の課題を「他人事」とは思わず、「我が事(自分にも関係のあること)」として意識しましょう。
--

② 学校教育、生涯学習と連携した啓発活動

地域に暮らす全ての人が、地域から支えられる存在であると同時に、地域を支える重要な一員であるという意識を持つことができるよう、児童・生徒、学生等の若年者に対する福祉教育を推進するとともに、あらゆる世代に対し、生涯学習活動などを通じて、地域共生社会の実現に向けた意識の啓発や共有を図ります。

【図表2-3-1 市の取組】

事業名	概要	担当課
出前講座	市民の生涯学習活動の支援や市政への理解促進を目的として、市の職員が講師となり、地域や学校などに赴いて講座を実施する。	生涯学習課 関係各課
<p>【出前講座（福祉分野）メニュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 子どもの貧困対策と支援窓口について（こども未来創造課） ○ 保育所での生活のポイント（こども未来創造課） ○ 保育士目線のこどもとの関わり（こども未来創造課） ○ こどもの“心の声”をきこう～児童虐待の理解と支援～（こども未来創造課） ○ こどもの権利について（こども未来創造課） ○ 介護保険制度のしくみ（介護保険課） ○ 障がいのある人への福祉サービスあれこれ（障がい福祉課） ○ だれもが自分らしくお互いを思いやりともに生きるまち・ぬまづ※（障がい福祉課） ※障がいについての理解を深め、障がいのある人もない人もともに支えあう社会について考える講座 ○ 手話を知ろう（障がい福祉課） ○ 「赤十字」ってなに？（福祉企画課） ○ 福祉のこころ（啓発講座）（福祉企画課） ○ 避難行動要支援者の避難支援計画について（福祉企画課） ○ 生活困窮者支援について（社会福祉課） 		
地域学校協働本部	各中学校区に設置した地域学校協働本部において、地域を支える人材の発掘・育成に取組み、児童・生徒が地域と関わりながら学ぶ機会を創出し、地域全体の教育力向上を図る。	生涯学習課

【図表2-3-2 社会福祉協議会の取組】

事業名	概要
福祉教育の推進	福祉教育の推進のため、小中学校・企業等への福祉出前講座を実施する。また、車いす、白杖などの福祉機器の貸出を行い、福祉を身近に感じる機会を増やす。
小学生福祉体験講座	小学生が福祉を学ぶ機会として、視覚障がいに対する理解を深めることを目的とした盲導犬とのふれあい体験などを実施する。
中高生ふれあい交流事業	中高生を対象とし、レクリエーションや創作活動、研修などを通じた福祉体験プログラムを実施し、参加者やボランティアとの交流を深める。

【図表2-3-3 住民や地域の取組】

<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する講座に参加しましょう。 また、パソコンやスマートフォンで福祉に関する動画コンテンツを視聴してみましょう。 ●市や市社協が実施している福祉教育・学習に関する事業を調べ、利用しましょう。 ●福祉教育・学習の場で得たことをそれぞれの生活や活動に活かしましょう。
--

(2) 担い手となる人材の確保と育成

① 多様な活動の担い手の発掘と育成

地域活動の担い手としてのノウハウや活動を支えるリーダーとしての考え方を身につけるための機会を充実させるとともに、フレイル対策や手話に関する講座等、様々な活動の担い手づくりを通じ、地域共生社会を支えるための人材を発掘、育成します。

【図表2-4-1 市の取組】

事業名	概要	担当課
認知症サポーターの養成	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族を手助けする認知症サポーターを養成する。	長寿福祉課
フレイルサポーターの養成	加齢とともに心身の活力が低下するフレイル状態の予防のため、継続的に健康状態を確認するフレイルチェックを支援する市民サポーターを養成する。	長寿福祉課
手話に関する施策の推進（再掲）	手話及びろう者などへの理解の促進並びに手話の普及などを通じて共生社会の実現を目指す沼津市手話言語条例に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	障がい福祉課
地域コミュニティ事業	地域活動の担い手育成や運営改善に向けて、地域コミュニティ関係者や一般市民を対象とした人材育成講座を開催する。	地域自治課

【図表2-4-2 社会福祉協議会の取組】

事業名	概要
各種ボランティア講座の開催	地域ささえあい講演会・ボランティア養成基礎講座・次世代ボランティア養成講座など、あらゆる世代を対象にした講座を実施する。

【図表2-4-3 住民や地域の取組】

- 地域活動に参加し、地域のことや地域の人を知りましょう。
- 地域の課題を「他人事」とは思わず、「我が事（自分にも関係のあること）」として意識しましょう。
- 地域活動の「担い手」について調べ、自分にもできそうな活動を見つけましょう。
- 市や市社会福祉協議会で実施する各種養成講座に参加しましょう。
- みんなが気持ちよく地域活動に参加できる雰囲気をつくりましょう。
- 自分の得意なことを地域活動の中で活かしましょう。



② 地域活動やボランティア・NPO活動への参加促進

地域活動やボランティア・NPO 活動に参加することは、地域で活躍する上での学びの機会になるとともに、地域共生社会に向けた意識の醸成につながります。誰もがこれらの活動に参加しやすくなるよう、支援を必要とする人へのコーディネートや活動に関する情報提供等の支援を行います。

【図表2-5-1 市の取組】

事業名	概要	担当課
子どもの居場所づくり コーディネート事業	子どもの居場所づくりを進めるため、子どもの居場所の開拓・立上げ・運営支援・ボランティアの育成、また、サポートを希望する企業と支援者とのマッチングなど、子どもの居場所づくりコーディネート事業を行う。	こども未来創造課 こども家庭センター
介護ボランティアの育成*	介護予防の支え手となる介護予防ボランティア養成講座を開催するとともに、講座修了者を登録し、ボランティアを必要とする事業者とのマッチングを進める。	長寿福祉課
自治会加入の促進	自治会加入促進のチラシを作成し、転入者などに加入を呼びかける。	地域自治課
NPO 法人の設立認証及び 相談	社会福祉活動などの支えとなる任意団体が、恒常的・継続的に安定した活動ができるよう組織強化を図っていくための手段の一つとして、NPO 法人設立に関する相談業務及び認証事務を行う。	地域自治課
地域コミュニティ事業 (再掲)	地域活動の担い手育成や運営改善に向けて、地域コミュニティ関係者や一般市民を対象とした人材育成講座を開催する。	地域自治課
多文化共生ボランティア 制度	通訳・翻訳、日本語支援など、市民の力を活用し多文化共生を推進するため、ボランティア登録と派遣を行う。	地域自治課

※市社協委託事業

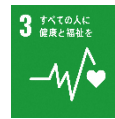
【図表2-5-2 社会福祉協議会の取組】

事業名	概要
住民参加型在宅福祉サービス (ちょいてつサービス)	日常生活のちょっとした困り事（ゴミ出しや電球交換など）を抱える家庭とそれをお手伝いする“ちょいてつさん”のコーディネートや養成講座、フォローアップ研修を開催する。また、地域自らが行う住民参加型在宅福祉サービスの立ち上げ支援を行う。
ボランティアセンターの 運営	ボランティア（個人・グループ）の育成援助や地域ニーズの把握に努めるとともに、機関紙の発行、各種講座や行事の開催を通じ、ボランティア意識の高揚と活動参加を促進する。

【図表2-5-3 住民や地域の取組】

- インターネットやSNS等を活用し、地域活動やボランティア活動、NPO 活動等を調べてみましょう。
- 興味の湧く活動に参加しましょう。
- 自分が楽しんでいる地域活動を家族や親族、友人や知人など周りの人に伝えましょう。
また、インターネットやSNS等を活用して発信しましょう。
- 地域活動に参加できなくても、活動している人や活躍している人を知りましょう。
- 自分が困った時は、地域活動、ボランティア、NPO 活動にも頼りましょう。
また、周りに困っている人がいたら、地域活動、ボランティア、NPO 活動を紹介します。

基礎的推進項目2 「お互い様」で支え合う福祉の地域づくり



地域福祉の基盤となるのは、自らが生活する地域における助け合いです。しかし、単独世帯や一人暮らし高齢者世帯の増加、価値観の多様化等を背景として、住民同士のコミュニケーションが薄れ、思いやりや助け合いの意識が低下しています。困りごとを抱えているにも関わらず誰にも相談できないまま、社会的孤立に陥り、課題が重症化する要因にもなってしまいます。更に、令和2年度に全国的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、一層地域住民同士のつながりが希薄化しました。

いわゆる「コロナ禍」を経て、再び隣近所や町内会等、日々の生活に身近な場所での活動の再開やネットワークの再構築が進むよう支援し、地域の主体的な活動の活性化を図ることで、身近で関わり合い、支え合える地域福祉のコミュニティづくりを促進します。

また、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会をはじめとした、地域で活動する様々な団体や組織等への支援を通じ、地域の課題を自ら考え、解決する力を強化することで、「お互い様」の心で思いやり支え合う地域づくりを進めます。

本市の現状、課題や求められていること

- 単独世帯、ひとり親世帯や、一人暮らし高齢者世帯の増加（沼津市の現況）
- 自治会加入者数、老人クラブ会員数・クラブ数、ボランティアグループ登録数の減少（沼津市の現況）
- 外国人の住民の増加、「言葉の壁」の問題（沼津市の現況、地域福祉座談会）
- 人口減少により自治会や組の運営が困難になりつつあり、活動が縮小している（地域福祉座談会）
- 地域交流の場の減少（地域福祉座談会）
- 既存の組織での活動の維持が困難な状況になっており、新しいことをする余裕がない（策定懇話会、地域福祉座談会）
- 多様なコミュニティ活動等、既存の組織にこだわらない多様な団体との連携推進（策定懇話会）
- 身近な場所で気軽に地域福祉活動に参加できるような雰囲気づくりや、気軽に集まることができる場所の設置（担い手調査、団体・事業所調査）
- 地域福祉の担い手と社会福祉法人等の組織や団体が交流する機会の創出（担い手調査）
- 活動（事業）のマンネリ化（団体・事業所調査）
- 事業所や団体が活動する場所の提供（団体・事業所調査）

2 「お互い様」で支え合う福祉の地域づくり	(1) 地域福祉のコミュニティづくり	①住民主体の小地域ネットワークの構築
		②地域福祉活動の活性化
	(2) 地域の実情に応じた課題解決力の強化	①地域における各種団体、組織等への支援
		②地域課題やニーズへの対応

(1) 地域福祉のコミュニティづくり

① 住民主体の小地域ネットワークの構築

互いに思いやり支え合う福祉コミュニティの推進を図るため、地域住民の交流の場や地域内における活動を支援することにより、「向こう三軒両隣」の関係性を高め、地域活動を通じた関わり合いを促し、身近な圏域における助け合いのネットワークを構築します。

【図表2-6-1 市の取組】

事業名	概要	担当課
地域における見守り活動との連携促進	民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会をはじめとした、地域住民への声かけ、見守り、災害時の安否確認などを実施している皆様との情報共有や各種支援機関との連携を促進する。	関連各課
地域福祉推進事業補助	地域における居場所づくりなどの小地域ネットワーク活動を支援するため、市社会福祉協議会における福祉ネットワーク事業や見守りネットワーク事業などに対する補助を実施する。	福祉企画課
高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所の拡充	高齢者を見守り、異変を発見した際には適切な支援機関とつなげられるよう、高齢者の居宅を訪問する機会の多い事業所や商店などを「高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所」として登録する。	長寿福祉課
自治会運営費補助	地域の取組を支援するため、各単位自治会に対する運営費補助を実施する。	地域自治課

【図表2-6-2 社会福祉協議会の取組】

事業名	概要
小地域ネットワーク活動	地域における見守りや軽度の支援など、住民同士で支えあう仕組みづくりに向け、救急医療情報キット配付、各サロン活動などを通じ、地区社協を軸とした「見守りネットワークの組織化」を支援する。
地域の支え合い活動の相談、運営支援	各地区担当者を配置し、人とのつながりを絶やさない支え合い活動の立ち上げ相談や運営支援を行う。
世代間交流活動	住民相互のふれあいと連携意識の高揚を図ることを目的に、こどもから高齢者までを対象とした地域交流活動を支援し、多世代の交流を活性化する。

【図表2-6-3 住民や地域の取組】

<ul style="list-style-type: none"> ●こどもや一人暮らし高齢者、障がいのある人等へのあいさつや声かけ、見守りを行きましょう。 ●日頃から同じ地域に暮らす人と顔なじみの関係を作りましょう。 ●身近で誰もが交流できる地域の居場所をつくりましょう。 ●地域の人同士が地域生活課題等について話ができる場をつくり、参加しましょう。 ●支援が必要な人や支援につながりにくい人を気にかけて、相談できる行政窓口や関係機関を把握し、いざという時に支援につながられるようにしておきましょう。

② 地域福祉活動の活性化

こどもから大人まで、幅広い世代の人々が協力し合う住みやすい地域をつくるため、地域における活動拠点の整備や地域で活躍する組織の活動を支援し、自主的な活動の活性化や地域課題の解決につなげ、すべての住民がいきいきと暮らせる地域づくりを促進します。

【図表2-7-1 市の取組】

事業名	概要	担当課
子どもの居場所づくり コーディネート事業 (再掲)	子どもの居場所づくりを進めるため、子どもの居場所の開拓・立上げ・運営支援・ボランティアの育成、また、サポートを希望する企業と支援者とのマッチングなど、子どもの居場所づくりコーディネート事業を行う。	こども未来創造課 こども家庭センター
万年青・寿大学	高齢者が生きがいを持ち、健康で明るい市民生活を送ると同時に、学んだことや知恵や技術を次世代に伝えていくよう、講座、体力づくり、野外学習などに取り組みる機会をつくる。	生涯学習課
自治会集会所建設等助成 事業	自治会集会所の建設や修繕などへの補助及び集会所建設用地購入に係る利子補給を行うことにより、健全な自治会活動を支援し、地域住民の親睦を深め、生活文化の向上と健康増進を積極的に推進する。	地域自治課
自主防災会活性化事業	地震・津波に対する正しい知識を理解し、備えの重要性に気づくことにより具体的な防災行動に結びつけてもらうとともに、防災意識の風化を防ぐため、毎年専門家による防災講座を開催し、防災・減災意識の高揚及び自主防災会活動の活性化を図る。	危機管理課

【図表2-7-2 社会福祉協議会の取組】

事業名	概要
地区社協連絡協議会の 活性化	役員研修会や先進地視察などの内容充実とあわせ、地区社協相互の連携と交流を深めることにより、地区社会福祉協議会連絡協議会の活動を活性化させる。

【図表2-7-3 住民や地域の取組】

<ul style="list-style-type: none"> ●地域の様々な人が参加したいと思えるイベントを考え、実施しましょう。 ●インターネットやSNS等を活用し、地域イベント等の情報を発信しましょう。 ●地域福祉活動の拠点にできる施設や資源を見つけ、活動のために活用しましょう。 ●地域活動について住民同士で話し合い、積極的に情報交換をしましょう。 ●市や市社会福祉協議会における地域活動の活性化に向けた制度を活用しましょう。

(2) 地域の実情に応じた課題解決力の強化

① 地域における各種団体、組織等への支援

地域福祉の推進に資する各種団体や組織の活動を支援し、地域の実情に応じた、地域による課題解決を促進します。また、関連する庁内各部署は、各種団体、組織との連携、交流を通じ、それぞれの課題やニーズを把握することにより、適切な支援や施策を展開します。

【図表2-8-1 市の取組】

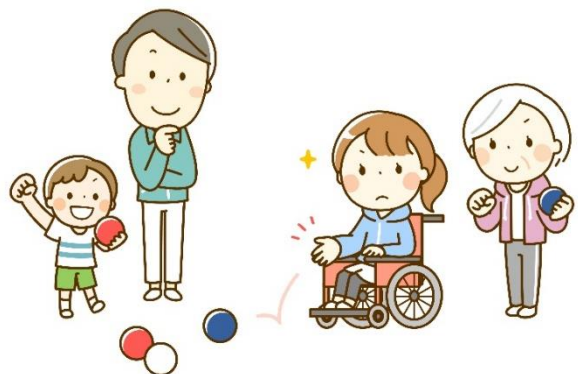
事業名	概要	担当課
各種団体への運営費補助	地域で活動する団体（自治会、老人クラブ、青少年を健やかに育てる会など）、地域福祉の推進、健康の増進に資する団体（民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、PTA 連絡協議会、保護司会、医師会、歯科医師会など）に対し、運営や事業に対する助成を通じ、活動の継続に向け支援する。	関連各課
各種団体との協働	行政が、地域で活動する団体、地域福祉の推進や住民の健康増進に資する関連団体の事務局としての活動や協働の担い手として関わり合う中において、地域の課題の把握や活動の更なる発展のための支援を行う。	関連各課

【図表2-8-2 社会福祉協議会の取組】

事業名	概要
各種団体への運営費補助	社会福祉の推進を目的とする事業を行う団体（地区社会福祉協議会、老人クラブなど）に対し、運営や事業に対する助成を通じ、活動の継続に向け支援する。
各種団体との協働	地域住民、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 法人、企業、行政などと連携し、地域福祉活動を推進する。

【図表2-8-3 住民や地域の取組】

- 地域福祉に関わる各種団体や組織を知り、理解を深めましょう。
- インターネットや SNS 等を活用し、地域福祉に関わる各種団体や組織等の情報を発信しましょう。
- 地域福祉に関わる各種団体や組織に参加、協力しましょう。
- 地域福祉活動を支援する補助金等を活用しましょう。
- 各種団体や組織で困っていること・悩んでいることを積極的に市や市社会福祉協議会に伝えましょう。



② 地域課題やニーズへの対応

地域ごとに異なる実情やニーズに対応するため、様々な課題の支え手となり得る人材、支援機関、解決手法を地域に対してコーディネートする等、適切な情報提供・共有、連携を図ることで、地域内で課題を解決するための力や適切な支援につなぐ力を強化します。

【図表2-9-1 市の取組】

事業名	概要	担当課
地域福祉推進事業補助（再掲）	地域ごとに異なる課題の解決のため、市社会福祉協議会における福祉ネットワーク事業やちよいてつサービス事業などに対する事業費補助を実施する。	福祉企画課
地域福祉の推進に関する担い手アンケート調査※1	日頃より、年代、分野を問わず、広く地域住民の福祉の支え手として活動する、民生委員・児童委員、保護司などを対象とした調査を実施し、各地区における地域福祉に関する現状やニーズを把握し、地域福祉（活動）計画に反映させる。	福祉企画課
子育てサポートキャラバン事業	地区センターや施設を保育士等が巡回し育児相談や育児講座を行うなど、地域が主体となり実施するエンゼルサロンの開催に協力し、在宅で育児をする世帯に対する地域交流の場を提供する。	こども未来創造課
沼津で子育てプロモーション事業	“沼津で子育てする魅力”について市内外の子育て世代に幅広く発信していくために、市内子育てサークル等との連携やSNSの活用、子育て支援イベントの開催等により情報発信を行う。	こども未来創造課
生活支援体制整備事業※2	地域包括支援センターや関係機関と協働し、地域におけるニーズの整理や資源の発掘・開発を行い、地域の課題解決や支え合いの活動を支援する。	長寿福祉課
各種団体との協働（再掲）	行政が、地域で活動する団体、地域福祉の推進や住民の健康増進に資する関連団体の事務局としての活動や協働の担い手として関わり合う中において、地域の課題の把握や活動の更なる発展のための支援を行う。	関連各課

※1 市社協との共同実施 ※2 市社協委託事業

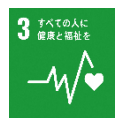
【図表2-9-2 社会福祉協議会の取組】

事業名	概要
住民参加型在宅福祉サービス（ちよいてつサービス）（再掲）	日常生活のちょっとした困り事（ゴミ出しや電球交換など）を抱える家庭とそれをお手伝いする“ちよいてつさん”のコーディネートや養成講座、フォローアップ研修を開催する。また、地域自らが行う住民参加型在宅福祉サービスの立ち上げ支援を行う。
支え合いの仕組みづくりに向けた協議体の運営	市全域及び各生活圏域において、生活支援コーディネーターと地域包括支援センターなど関係機関が連携した協議体を運営し、情報の提供、意見の吸い上げや課題の把握を行うことにより、地域の課題解決・軽減や支え合い活動の創出を行う。
ボランティアセンターの運営（再掲）	ボランティア（個人・グループ）の育成援助や地域ニーズの把握に努めるとともに、機関紙の発行、各種講座や行事の開催を通じ、ボランティア意識の高揚と活動参加を促進する。

【図表2-9-3 住民や地域の取組】

- 地域では、こども、高齢者、障がいのある人、外国人等様々な人が住んでおり、抱える課題も様々であることを意識しましょう。
- 自分が住む地域の特徴や課題について考える機会を設けましょう。
- 自分が住む地域の困りごとや悩みを積極的に市や市社会福祉協議会に伝えましょう。
- 困りごとや悩みに対して支援してくれる人や団体、組織を把握しましょう。
- 同じ課題を抱える人同士でつながり、ともに助け合える関係を大切にしましょう。

基礎的推進項目3 地域住民等の「お互い様」を支える福祉サービスの提供



「お互い様」の心による地域福祉の推進には、誰もが安心・安全かつ快適に生活でき、いつでも必要なサービスを利用することができる環境が必要です。

既存のサービスだけではなく、社会環境の変化に伴い多様化する福祉ニーズや複雑化・複合化する課題に対応する施策を展開し、より身近なところで様々な相談や課題に対応できるよう、更なる福祉サービスの充実が求められます。

また、安全な暮らしのため、特殊詐欺、交通事故等、身近で起こり得る問題から住民を守る防犯、見守りといった日常的な活動や、地震・津波・大雨等の自然災害、感染症の流行といった非常事態等に対する備えや緊急事態発生時の迅速な対応、支援はより重要となります。

さらに、ハード面でのユニバーサルデザインの推進、全ての人の特徴や多様性に対し理解を深める「こころのユニバーサルデザイン」の促進を通じた快適な生活環境づくりが求められる中、これらに対応する福祉サービスを提供し、住民の生活や地域における福祉活動を支えます。

本市の現状、課題や求められていること

- 人口減少、少子高齢化、現役世代の減少の進行（沼津市の現況）
- 障害者手帳所持者や要支援・要介護認定者等の支援を要する人の増加（沼津市の現況）
- 社会福祉法人や福祉関連事業者、NPO法人、または一般の企業等が実施する活動についての情報提供、情報共有（担い手調査）
- 地域福祉活動の実施における市や市社会福祉協議会の相談支援体制の充実、整備（担い手調査）
- 支援を必要とする人の情報が得にくい（団体・事業所調査）
- 買い物、ごみ出し、外出等における移動手段の確保（地域福祉座談会）
- ワンストップで相談、連携、対応ができる体制の構築（策定懇話会）
- 防災対策や災害時の支援体制の整備、こどもたちへの福祉教育・防災教育（策定懇話会）
- 災害時の手助けを地域でしてほしいという意見が多い（市民意識調査）
- 地域における災害時の支援体制の構築（市民意識調査）

3 地域住民等の「お互い様」を支える福祉サービスの提供	(1) 福祉サービスの充実	①既存の福祉サービスの充実及び日常生活圏を基本とした環境づくり ②多様化する福祉ニーズに対応する施策の展開
	(2) 誰もが安全で快適に暮らせる環境づくり	①防犯体制の強化や災害、非常事態に対して強靭なまちづくり ②ユニバーサルデザインの推進
	(3) 沼津市成年後見制度利用促進基本計画	

(1) 福祉サービスの充実

① 既存の福祉サービスの充実及び日常生活圏を基本とした環境づくり

今後、高まる福祉の需要に対し、各種計画や法令に基づき、将来的なビジョンを掲げ、既存のサービスをさらに充実させます。

その際、あらゆる住民がより身近な圏域において支援を受けることができるよう、各地域に行き届くサービスの提供を促進します。

【図表2-10 各種福祉サービスの充実に向けた方向性】

各個別福祉関連計画や法令に基づき、現状の課題や将来像を見据え、各種福祉サービスの充実を図ります。

子育て支援		高齢者支援	
<p>子育てしやすいまちの顕在化 (政策・発信)</p> <p>全てのこどもが夢と希望を持てる (貧困対策・児童虐待防止)</p>		<p>住み慣れた地域で安心して暮らせる (地域包括ケア)</p> <p>いつまでも元気でいきいき暮らす (介護予防・フレイル対策・高齢者就労)</p>	
<p>【預ける・任せる】 保育園等の待機児童対策 放課後児童クラブの充実 ファミリーサポートセンターの運営</p> <p>【安心・楽しむ】 こども家庭センターの開設 子育て支援センターの充実 赤ちゃんの駅の拡充と周知 子育てのしやすさの発信</p> <p>【こどものしあわせ】 児童発達支援の充実 福祉と教育の連携 スクールソーシャルワーカー等による支援 ひとり親家庭の支援 こどもの貧困対策の充実</p>		<p>【元気でいきいき】 介護予防・日常生活支援 フレイル予防意識の充実</p> <p>【生きがいづくり・健康づくり】 健診受診率の向上(健康寿命の延伸) 老人クラブの活性化 【人生100年時代(高齢者就労への誘導・支援)】 高齢者就業センターの運営 シルバー人材センターの事業拡充</p> <p>【地域で支える仕組みの確立】 高齢者の声掛け、見守り方策 地域包括ケアシステムの確立と充実</p>	
関連する 個別計画	沼津市こども計画	関連する 個別計画	沼津市高齢者保健福祉計画 沼津市健康増進計画

障がい者(児)支援	
誰もが自分らしく、地域と共に生きる (自立支援・親なき後の支援)	
【相談支援の充実】 基幹相談支援センターの設置 障がい者支援事業所の拡充	
【障がいのある人の自立支援】 生活の場の確保 雇用・就労の促進	
【障がいへの理解の促進】 地域住民による支え合いの体制支援 手話言語の周知と充実	
関連する 個別計画	沼津市障がい者計画 沼津市障がい福祉計画及び沼津市障がい児福祉計画

生活困窮者支援	
生活困窮からの脱却、自立 (自立支援ネットワーク、アウトリーチの強化)	
【早期発見と対処】 生活困窮者自立支援ネットワークとの連携 支援会議の充実 一人暮らし高齢者への対応(高齢者対策)	
【生活保護者の自立促進】 自立支援センターとの連携 保護者の健康管理事業の取組	
関連する 法令	生活保護法 生活困窮者自立支援法

2040年に向けたサービス提供体制のあり方

これまで高齢者福祉では、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上となる2025年を目途に、各地域の状況に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築やその推進が図られてきました。

今後の展望を見通すと、2040年には、65歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加することが見込まれ、高齢化が一層進展するとともに、認知症高齢者の増加や独居の高齢者等の増加も見込まれます。その一方で、現役世代の生産年齢人口が減少し、高齢者をどのように支えていくかが課題となっています。

こうした人口減少や高齢化のスピードは地域によって異なっており、それぞれの地域の実情を踏まえ、事業者等関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障がい福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要となっています。

そこで、国は「『2040年に向けたサービス提供体制等のあり方』検討会」を立ち上げ、2040年に向けたサービス提供体制の構築、人材確保、医療介護連携等についての方向性を示しています。

(1) サービス需要の変化に応じた提供体制の構築等	
<p>※サービス需要変化の地域差に応じて3分類</p> <p>【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討 配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供等 地域の介護等を支える法人への支援 	<p>【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応 包括的在宅サービスの検討 <p>【一般市等】サービスを過不足なく提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保 将来の需要減少に備えた準備と対応
<p>(2) 人材確保・生産性向上・経営支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上 ※2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発 都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築 大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携(間接業務効率化)の推進 	<p>(3) 地域包括ケアシステム、医療介護連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論(地域医療構想との接続) 介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ ※地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ 認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進
<p>(4) 福祉サービス共通課題への対応(分野を超えた連携促進)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和 地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることへの支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の実情に応じた既存施設の有効活用等(財産処分等に係る緩和) 人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実 福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

資料:「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 とりまとめ(概要)より抜粋

② 多様化する福祉ニーズに対応する施策の展開

様々な特徴や課題を持った住民が、それぞれの実情に合ったサービスを受けることができるよう、多様化する福祉ニーズを的確に把握し、全ての人が支援に行き届く施策を展開します。

【図表2-11-1 市の取組】

事業名	概要	担当課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮者の自立に向け、自立相談支援や就労準備支援、生活困窮者世帯などにおけるこどもの学習支援や教育相談などを実施する。	社会福祉課
成年後見事業の推進※	認知症、知的障がい・精神障がいなどの理由により判断能力が不十分な人の権利を守るため、市民後見人の育成や活動を支援する。また、相談支援体制の強化や制度の更なる普及啓発を図るため、多機関協働による中核機関の運営を充実させる。	福祉企画課 障がい福祉課 長寿福祉課
沼津で子育てプロモーション事業（再掲）	子育てママなどの提案を取り込むことで、子育てニーズへの素早い対応を図るとともに、ネットワークの充実を図り、SNSを活用した子育て情報の発信を行う。	こども未来創造課
子育てポータルサイトの運用	妊婦や子を持つ親が必要とする情報をわかりやすく得られるよう、妊娠・出産や子育てに関する様々な支援や情報を掲載したポータルサイトを運用する。	こども未来創造課 健康づくり課
利用者支援事業	保育士資格を持つ専門の相談員（子育てコンシェルジュ）が、子育てに関する窓口として、それぞれの家庭の状況に合わせて様々な情報提供や相談支援を行う。	こども未来創造課
手話に関する施策の推進（再掲）	手話及びろう者などへの理解の促進並びに手話の普及などを通じて共生社会の実現を目指す沼津市手話言語条例に基づき、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	障がい福祉課
障がいのある人のスポーツ教室、文化・趣味・教養講座などの開催	障がいのある人の社会参加の促進、余暇の充実などを目的として、スポーツ教室、文化・趣味・教養講座などを開催する。	障がい福祉課
外国人向日本語教室の開催	外国人住民が生活する上で必要な日本語や生活習慣などを学ぶための日本語教室を開催する。	地域自治課
性の多様性に関するセミナーの開催	多様な性のあり方について、意識啓発するためのセミナーを開催する。	地域自治課

※市社協との共同実施

【図表2-11-2 社会福祉協議会の取組】

事業名	概要
法人後見の受任	社会福祉法人として、法人による成年後見人（法人後見）となり、判断能力の低下した人の支援や権利擁護を行う。
市民後見推進事業	一般市民による後見人の担い手確保に向け、各種養成講座や講演会を実施する。また、市民後見人となった人の支援を行う。
日常生活自立支援事業	判断能力に不安のある人が適切な福祉サービスを利用できるよう支援を行う。
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯に対し、必要な資金貸付を行うとともに民生委員を通じ、必要な援助指導を行い、自立と生活意欲の助長及び社会参加を促進する。

【図表2-11-3 住民や地域の取組】

- 個人や地域が抱える困りごと・悩みごとを積極的に市や市社会福祉協議会に伝えましょう。
- 広報や回覧版、市のホームページを確認し、積極的に市政情報を得ましょう。
また、SNS等を活用し、市や市社会福祉協議会の情報を発信しましょう。
- 予防を目的としたものも含め、自分に適した行政サービスを把握し、積極的に活用しましょう。
- 住民同士で行政サービスについて情報共有しましょう。

(2) 誰もが安全で快適に暮らせる環境づくり

① 防犯体制の強化や災害、非常事態に対して強靱なまちづくり

一人暮らし高齢者や障がいのある人、外国人住民といった日常時・非常時において様々な支援を必要とする人が安全に生活できるよう、防犯、災害対策等を推進します。

【図表2-12-1 市の取組】

事業名	概要	担当課
避難行動要支援者名簿の作成及び個別避難計画の作成	障がいのある人や高齢者などのうち、災害時に自力で避難することが困難な人を把握し避難支援をするための避難行動要支援者名簿を作成する。また、要支援者ごとの具体的な支援体制を記載した個別避難計画の作成を進める。	福祉企画課
福祉避難所の充実及び体制整備	障がいのある人や高齢者などのうち、一般の避難所での生活が困難な人がその状態に応じて適切な配慮を受けることができる福祉避難所の充実や支援体制の整備を行う。	福祉事務所各課 危機管理課
防犯まちづくり事業	誰もが安心して暮らせるように、自治会等が設置、管理する防犯灯等の地域防犯設備に要する費用の一部を補助する。	生活安心課
こどもかけこみ 110 番の家	不審者・変質者などによる犯罪被害を未然に防ぐため、通学路や遊び場などで子ども達が危険に遭遇した際、すぐに助けを求められる場所の目印として協力者に「こどもかけこみ 110 番の家」プレートを設置してもらい、地域ぐるみで子どもを守る。	生涯学習課
外国人住民のための防災講座	外国人住民が災害の知識や備えについての理解を深めるため、多言語での講座や訓練を行う。	地域自治課
少年補導活動	青少年の被害・非行を防止するため、市内 18 地区の「青少年を健やかに育てる会」から推薦を受けて委嘱した少年補導委員と市職員により、中央補導・地区補導を実施する。	生涯学習課 (青少年教育センター)
災害ボランティア支援体制整備事業 (VC 養成講座) ※	災害ボランティアの知識、コーディネーターの必要性を学ぶ講座やグループワークを通じ、ボランティア本部の中心的な役割を担う災害ボランティアコーディネーターを養成する。	危機管理課
自主防災会活性化事業 (再掲)	地震・津波に対する正しい知識を理解し、備えの重要性に気づくことにより具体的な防災行動に結びつけてもらうとともに、防災意識の風化を防ぐため、毎年専門家による防災講座を開催し、防災・減災意識の高揚及び自主防災会活動の活性化を図る。	危機管理課

※市社協委託事業

【図表2-12-2 社会福祉協議会の取組】

事業名	概要
災害ボランティアコーディネーター養成講座	災害ボランティアと被災者をつなぐ災害ボランティアコーディネーターを養成する。また、災害支援に関するボランティアグループを支援する。
技術系災害ボランティアを知る講座 (入門講座)	被災状況により床下乾燥作業や屋根のビニールシート設置など、特別な技術が求められるボランティア活動について知り、自分に何ができるか考える。

【図表2-12-3 住民や地域の取組】

- 日頃から災害に対する備え（防災セットの確保等）をしましょう。
- 災害時の避難経路や避難場所を把握しておきましょう。
- 災害等の緊急時に助け合えるよう、日頃から地域での交流を心がけ、住民同士で顔見知りの関係を構築しましょう。
- 地域の防災訓練等に積極的に参加しましょう。
- 地域の中で、災害時の避難の際に支援が必要となる人を把握しましょう。
- 不審者等の情報はすぐに警察に報告し、地域で共有しましょう。
- 地域住民が犯罪に巻き込まれないよう、見守りや声掛けを通じて状況の確認や注意喚起をしましょう。



② ユニバーサルデザインの推進

すべての住民が快適に暮らせるよう、公共施設や交通機関、道路等のハード面におけるユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを引き続き推進します。

また、すべての人が互いの特徴や個性を尊重し、それぞれの多様性を理解し、誰もが分け隔てなく共生できる社会づくりに向けた「こころのユニバーサルデザイン」を促進します。

【図表2-13-1 市の取組】

事業名	概要	担当課
ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインの視点に基づく、各課における取組事項の設定・評価を実施する。また、ユニバーサルデザイン推進に係る講習会・出前講座・教室などの開催、ホームページなどによるユニバーサルデザイン推進に関する普及啓発を実施する。	政策企画課
福祉有償運送の普及、啓発	NPO 法人や社会福祉法人が実施する、高齢者や障がいのある人の移動支援サービスである福祉有償運送の利用促進に向けた普及、啓発を行う。	福祉企画課
障害者週間「市民の集い」開催（再掲）	障がいと障がいのある人についての理解を啓発するため、障がい者関連団体の協力の下、障がい当事者だけでなく、広く一般の人が理解と認識を深めるためのイベントを開催する。	障がい福祉課
バリアフリー車両の導入推進	高齢者や障がいのある人の公共交通利用環境を改善するため、ノンステップバスやユニバーサルデザインタクシーの導入を推進する。	まちづくり政策課
多様なニーズに対応したタクシーの活用	路線バスによるサービスが十分に行き届いていない地域や時間帯において、地域内交通の充実のため、機動性のあるタクシー車両を用いた輸送サービスを検討する。	まちづくり政策課

【図表2-13-2 社会福祉協議会の取組】

事業名	概要
福祉教育出前講座	各学校や職場などに職員を派遣し、福祉教育を通じたユニバーサルデザインの推進を図る。

【図表2-13-3 住民や地域の取組】

<ul style="list-style-type: none"> ●地域の中で不便な点・危険な場所や、こどもや高齢者、障がいのある人に配慮が必要な箇所を把握しましょう。 ●地域の中にある不便な点・危険な場所等が改善できるアイデアを市や市社社会福祉協議会に伝えましょう。 ●地域には様々な特徴を持つ人や支援・手助けを必要とする人がおり、同じ地域で自分たちとともに暮らしていることを意識しましょう。 ●困っている人に対する声かけ、見守り等、地域の助け合い・支え合いを促進しましょう。



(3) 沼津市成年後見制度利用促進基本計画

1 成年後見制度とは

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分でない人は、財産の管理や契約等の法律行為を行うことが難しい場合があります。成年後見制度は、こうした判断能力が十分でない人について、家庭裁判所によって選任された成年後見人等が、財産の管理や福祉サービス等の契約を行い、本人の権利を守り生活を支援する制度です。

成年後見制度は、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」の二つがあります。

「法定後見制度」は、認知症や障がい等により判断能力が十分でない人に代わって、家庭裁判所から選任された援助者（成年後見人等）がその人の預貯金の管理（財産管理）や日常生活での様々な契約等（身上保護）をしていく制度です。本人の判断能力の程度に応じて、「補助」「保佐」「後見」の3つの類型に分けられます。

「任意後見制度」は、判断能力がある人が、将来判断能力が不十分になった時に備えて、あらかじめ自分の生活や療養看護や財産の管理に関する事務の内容を行う人を契約によって決めておく制度です。この契約を任意後見契約といい、公証人の作成する公正証書によって結ぶものです。実際判断能力が低下したときに家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てをし、選任されると契約の効力が発生します。

【図表2-14 成年後見制度の概要】

	法定後見			任意後見
	補助	保佐	後見	
対象となる人	支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある人	支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない人	支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない人	自ら判断できるうちに将来に備える人
支援の範囲	一部の契約・手続き等の同意・取消や代理	財産上の重要な契約等の同意・取消や代理	全ての契約等の代理・取消（日常生活に関する行為は除く）	任意後見人から受けたい支援（特定の法律行為）
選任について	家庭裁判所が補助人、保佐人、成年後見人を選定（本人の親族、法律・福祉の専門家、その他の第三者、福祉関係の法人やその他の法人）			自ら選んだ人を任意後見人にすることができる

【図表2-15 成年後見制度について】

任意後見

将来、認知症になった時に、財産の管理等が心配!

財産管理や契約等を支援する
任意後見人を選んでおける。

※ご本人の判断能力が低下した場合に、家庭裁判所へ「任意後見監督人」の選任の申立てをする必要があります。

法定後見

医療や福祉サービスの
手続や契約がよくわからない

何にお金を使って
しまったのか思い出せない

よくわからずに
契約をしてしまった

成年後見人等がご本人に代わって、
契約や手続をしてくれる。

成年後見人等が不当な契約を
取り消してくれる。

資料：厚生労働省

2 計画の趣旨

平成28(2016)年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は「国の成年後見制度利用促進基本計画(平成29(2017)年3月24日閣議決定)」を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、中核となる機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めることとされました。

本市においては、国が策定した第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4(2022)から令和8(2027)年度)を勘案し、また、これまでの権利擁護や成年後見制度利用促進に向けた取組、国の動向等を踏まえ、新たに「沼津市成年後見制度利用促進基本計画」を策定します。

3 計画の位置づけ

「沼津市成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度利用促進法第14条に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」であり、本市における成年後見制度利用促進の理念や方向性を明らかにするものです。

4 本市の成年後見制度に関する現状

(1) 法人後見の受任状況

本市の法人後見の受任件数等の状況について、令和6年では、受任件数が1件、終了件数が2件、稼働件数が20件となっています。

【図表2-16 法人後見の受任件数等の推移】

◆受任件数

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
補助	0	0	0	0	1
保佐	1	1	0	1	0
後見	1	2	3	1	0
後見監督人	1	3	2	0	0
合計	3	6	5	2	1

◆終了件数

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
補助	0	2	0	0	0
保佐	0	0	0	0	0
後見	2	2	1	4	2
終了件数	2	4	1	4	2
監督人終了件数	0	2	0	2	0

◆稼働件数

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
補助	2	0	0	0	1
保佐	3	4	4	5	5
後見	17	17	19	16	14
後見監督人	3	4	6	4	4
法人後見稼働件数	22	21	23	21	20

資料：沼津市成年後見支援センター

(2) 市民後見の受任状況

本市の市民後見の受任件数等の状況について、令和6年では、新規受任件数及び終了件数が0件、稼働件数が8件となっています。

【図表2-17 市民後見の受任件数等の推移】

◆新規受任件数

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
補助	0	1	0	0	0
保佐	0	0	0	1	0
後見	2	2	1	0	0
後見監督人	1	3	1	1	0
合計	3	6	2	2	0

◆終了件数

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
補助	0	0	1	0	0
保佐	0	0	0	0	0
後見	2	0	1	1	0
終了件数	2	0	2	1	0
監督人終了件数	1	0	2	1	0

◆稼働件数

項目	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
補助	1	2	1	1	1
保佐	0	0	0	1	1
後見	5	7	7	6	6
後見監督人	3	6	5	5	5
市民後見稼働件数	6	9	8	8	8

資料：沼津市成年後見支援センター

(3) 成年後見等に関する相談

成年後見等に関する相談支援について、令和4年度以降は相談受付件数が100件を超えており、令和6年度では108件となっています。

【図表2-18 成年後見等に関する相談受付件数の推移】

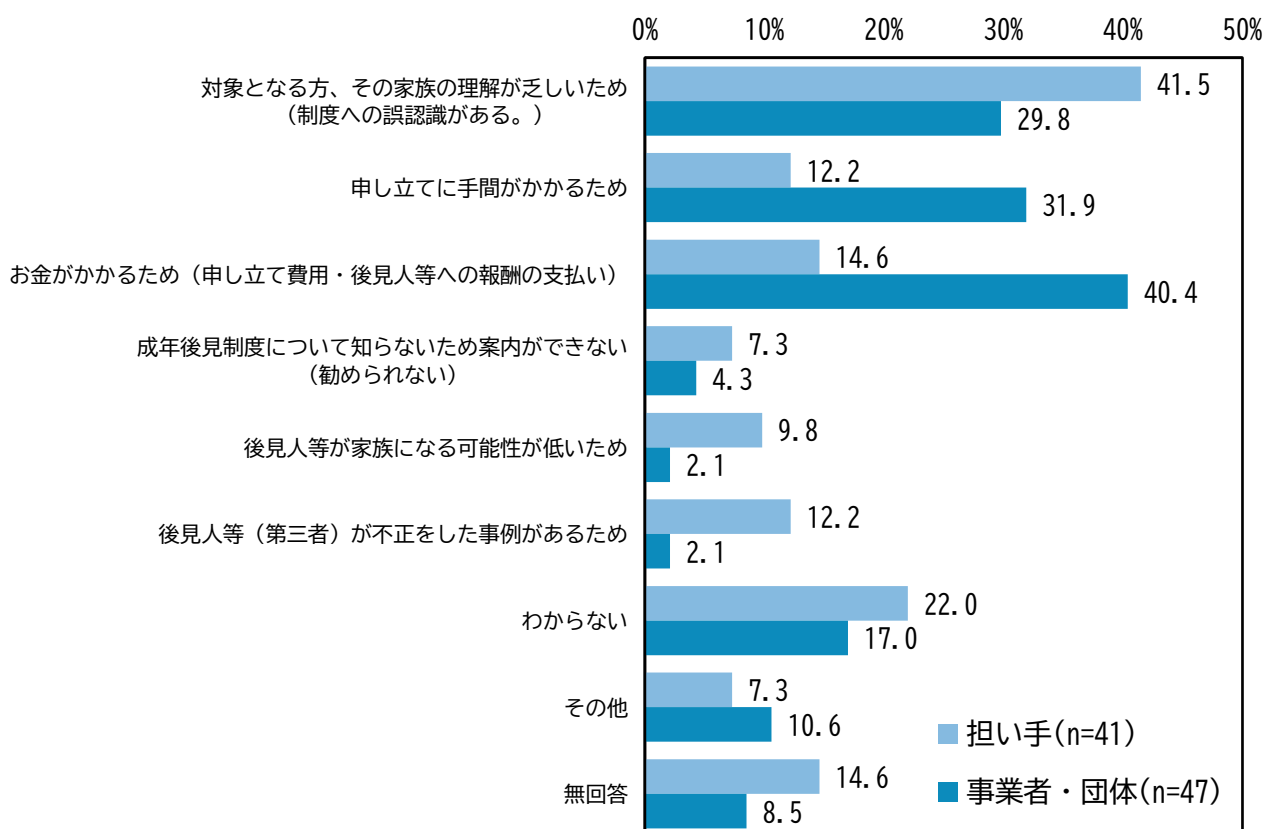
(件)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
弁護士相談	4	7	10	12
司法書士相談	6	12	8	11
その他相談	39	98	91	85
合計	49	117	109	108

資料：沼津市成年後見支援センター

(4) 成年後見制度利用促進に係る阻害要因について

成年後見制度利用促進に係る阻害要因について、担い手調査では「対象となる方、その家族の理解が乏しいため(制度への誤認識がある。)」の割合が、団体・事業所調査では「お金がかかるため(申し立て費用・後見人等への報酬の支払い)」の割合が、それぞれ最も高くなっています。

【図表2-19 成年後見制度利用促進に係る阻害要因について】



資料：担い手調査、団体・事業所調査

5 施策の展開

（１）成年後見支援センター（中核機関）の運営

本市における成年後見制度利用を促進し、認知症、知的障がい・精神障がい等の理由により判断能力が不十分な人の権利を守るため、ネットワーク整備や広報、相談等の中心的な役割を担う成年後見支援センター（中核機関）の運営を継続します。

（２）地域連携ネットワークの構築

中核機関が事務局となり、各専門団体や医療、福祉関係者等で構成する協議会等を組織し、権利擁護に関する支援を必要とする人を支えるチームの支援に取り組みます。また、制度の利用者が安心して生活できるよう、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決に努めます。

（３）成年後見制度の広報・啓発

中核機関が中心となり、制度の啓発講演会を開催し、成年後見制度の周知を図るとともに、権利擁護に対する市民意識の向上に努めます。

（４）市民後見人の養成

一般市民による後見人の担い手確保に向け、市民後見人養成講座や講演会を実施するとともに、市民後見人や市民後見人候補者のフォローアップ体制を構築します。

（５）相談支援体制の強化

市や地域包括支援センター等に寄せられる成年後見制度に係る相談について、必要に応じて専門職を含む各支援者と多機関共同で協議を行い、適切にサポートし合う体制を構築します。

（６）高齢者や障がいのある人等が安心して利用できる体制づくり

よりよい意思決定支援、身上保護を目標とし、専門職を中心とする支援者や家庭裁判所と連携を密にして、適切に後見人等が選任されるよう努めます。

また、行政が行う報酬助成制度や市長申立制度の周知を図り、経済的な困窮や申立人の不在等に対応できるよう、制度を利用しやすい体制づくりに努めます。

（７）その他成年後見制度の推進に関すること

社会情勢や福祉需要の変化に対応し、より一層の成年後見制度の推進に努めます。

重点推進項目4 「人材」、「地域」、「行政」が共生できる体制づくり 〈沼津市重層的支援体制整備事業実施計画〉

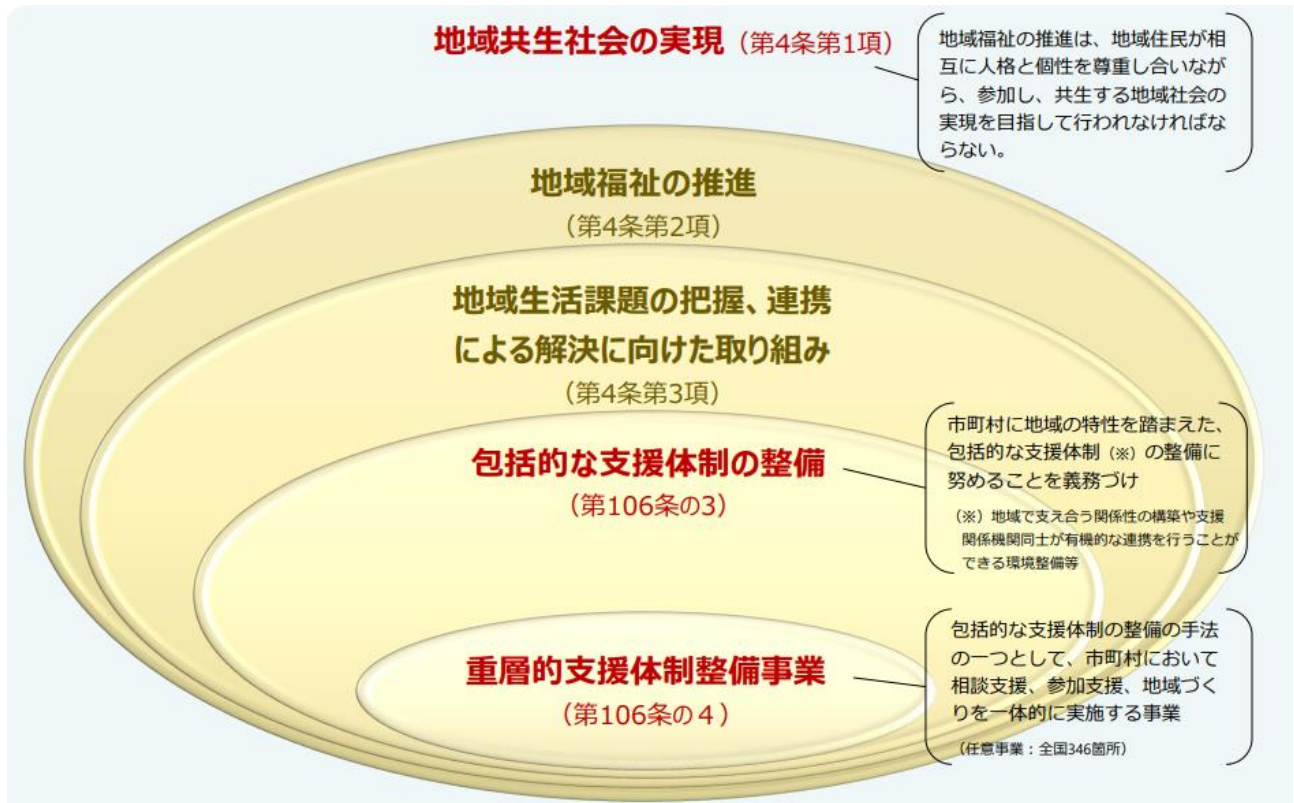


社会福祉法改正により、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として、5つの支援事業（① 包括的相談支援事業、② 参加支援事業、③ 地域づくり事業、④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤ 多機関協働事業）で構成される「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

本市においても、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対する包括的な支援体制を整備するため、重点的推進項目として本項を「沼津市重層的支援体制整備事業実施計画」と位置付けます。

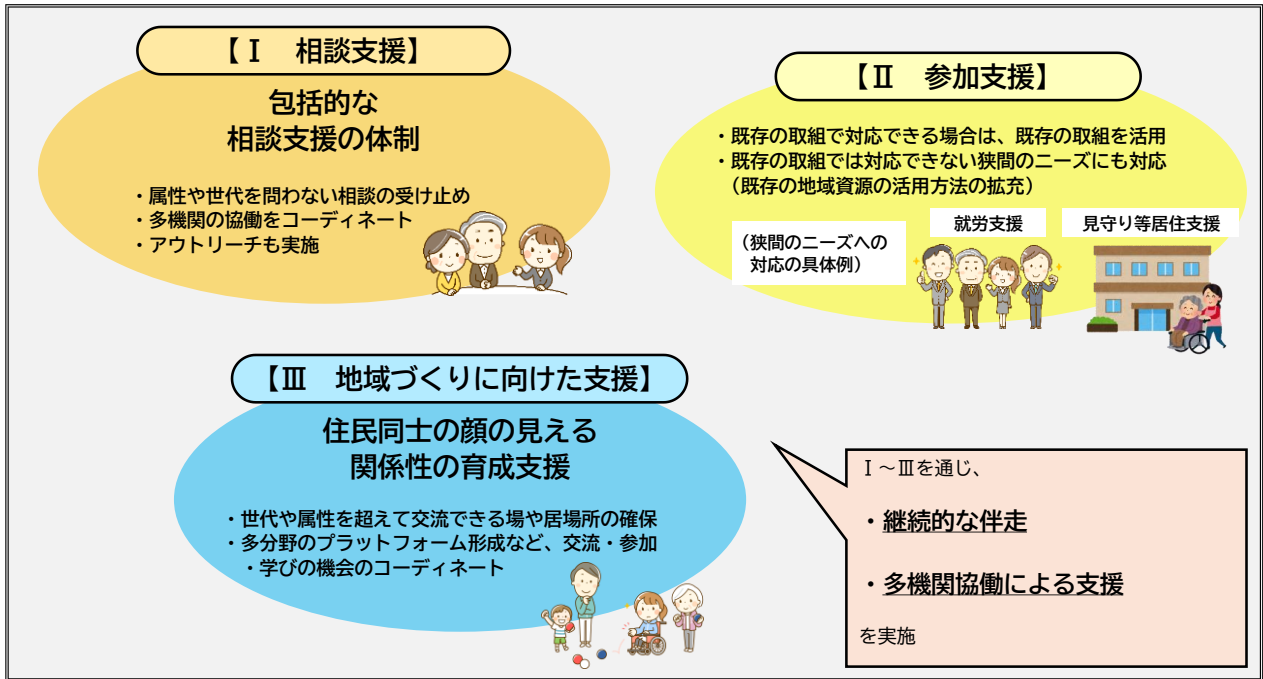
これまで本市が福祉の各制度で構築してきた体制、地域福祉・まちづくり等の取組を基に、さらにその連携・協働および拡充を図り、関係機関、団体や地域が、それぞれの取組の特徴、強みを最大限に発揮できる包括的な支援体制を市全体で構築し、地域共生社会の実現を目指します。

【図表2-20 重層的支援体制整備事業の位置づけ】



資料：厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議（第6回）」（令和6年11月26日）

【図表2-21 重層的支援体制整備事業の全体像】



新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

資料：厚生労働省「地域共生社会の在り方検討会議（第6回）」
 （令和6年11月26日）をもとに、沼津市作成

【図表2-22 重層的支援体制整備事業について】

事業名	事業の目的
① 包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ・支援機関のネットワークで対応する。 ・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ。
② 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・社会とのつながりを作るための支援を行う。 ・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる。 ・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う。
③ 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する。 ・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする。 ・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る。
④ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が届いていない人に支援を届ける。 ・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける。 ・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
⑤ 多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ・支援関係機関の役割分担を図る。

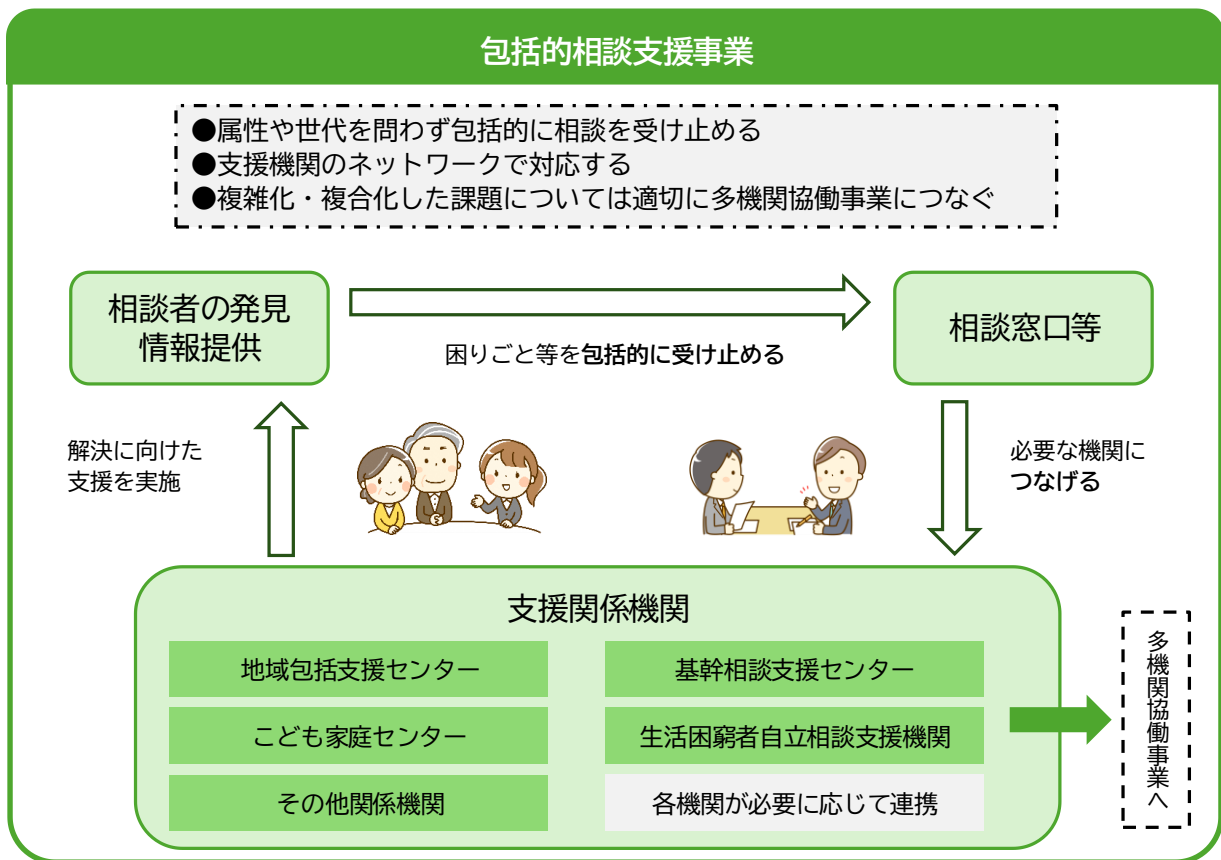
〈沼津市重層的支援体制整備事業実施計画〉		
4 「人材」、「地域」、「行政」が共生できる体制づくり	(1) 属性を問わない相談支援体制の整備	○包括的相談支援事業
		○多機関協働事業
		○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
	(2) 参加支援体制の整備	○参加支援事業
	(3) 地域づくりに向けた支援体制整備	○地域づくり事業
(4) 孤独・孤立対策	○孤独・孤立対策の推進	

（１）属性を問わない相談支援体制の整備

① 包括的相談支援事業

介護、障がい、こども・子育て、生活困窮分野の各支援関係機関等により、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する相談支援や利用可能な福祉サービスの情報提供等を行います。

【図表２－２３ 包括的相談支援事業について】



資料：厚生労働省資料をもとに、沼津市作成

【図表2-24 市・社協の取組】

事業名	概要	担当課
各種相談窓口の開設	生活上のあらゆる困りごとの解決に向け、各種相談窓口を開設し、適切な支援につなげる。	関連各課 社会福祉協議会
地域包括支援センター運営事業	基幹型地域包括支援センター及び市内の地域包括支援センターの事業運営	長寿福祉課
障がい者相談支援事業	基幹相談支援センター及び相談支援センターの設置・運営	障がい福祉課
こども家庭センターの運営	こども家庭センターにおいて、妊産婦や子育て、こどもに関して、母子保健と児童福祉が一体となって相談支援を実施する。また、ヤングケアラーの相談窓口や専用ダイヤルを設け相談支援を行う。	こども未来創造課 こども家庭センター
利用者支援事業（再掲）	保育士資格を持つ専門の相談員（子育てコンシェルジュ）が、子育てに関する窓口として、それぞれの家庭の状況に合わせて様々な情報提供や相談支援を行う。	こども未来創造課
生活困窮者自立支援事業（再掲）	生活困窮者の自立に向け、自立相談支援や就労準備支援、生活困窮者世帯などにおけるこどもの学習支援や教育相談などを実施する。	社会福祉課
妊婦等包括相談支援事業	妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図る。	健康づくり課
住民の目線に立った、つながる窓口づくり	適切なサービスの利用促進につなげるわかりやすい情報提供を行う。【※別表】	関連各課



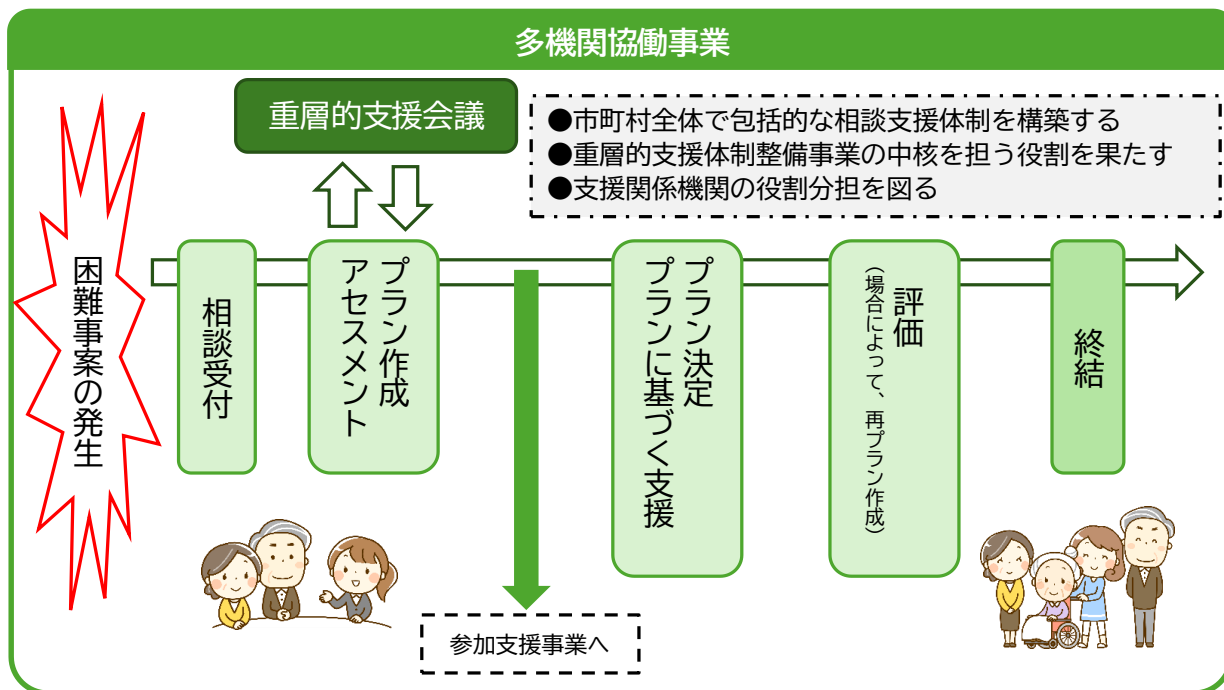
【別表】（住民の目線に立った、つながる窓口づくり）

事業名	概要	担当課
「沼津市の福祉」、「沼津市の福祉サービス」作成	本市の福祉に関する統計資料である「沼津市の福祉」及び福祉サービスをまとめた「沼津市の福祉サービス」などの冊子を作成し、図書館への配架、関係機関、関係部署へ配布する。	福祉企画課
子育てポータルサイトの運用（再掲）	妊婦や子を持つ親が必要とする情報をわかりやすく得られるよう、妊娠・出産や子育てに関する様々な支援や情報を掲載したポータルサイトを運用する。	こども未来創造課 健康づくり課
沼津で子育てプロモーション事業（再掲）	子育てママなどの提案を取り込むことで、子育てニーズへの素早い対応を図るとともに、ネットワークの充実を図り、SNSを活用した子育て情報の発信を行う。	こども未来創造課
「ぬまづの介護保険利用ガイドブック」作成	本市における介護保険サービスの利用にあたっての各種サービスの紹介や利用における負担金額の例などをまとめた冊子を作成し、介護保険課窓口へ配架するとともに、市内各地域包括支援センター等関係機関へ配架する。	介護保険課
点字やテープによる広報等の配付、市政紹介番組への手話挿入	視覚に障がいのある人に向け、広報ぬまづなどの内容を点字や音声テープにより配付する。また、ケーブルテレビ「ぬまづ広報室」に手話動画を挿入する。	広報課 障がい福祉課
市公式ホームページでの情報発信	市公式ホームページにて危機管理情報や市政情報などの各種情報を発信する。また、サイト内に翻訳ツールを実装し、情報の多言語化に対応する。	広報課
各種 SNS での情報発信	各種 SNS を活用し、同報無線情報、危機管理情報や市政情報などを発信する。また、聴覚に障がいのある人も問い合わせができるように URL のリンクや FAX 番号を記載する。	広報課
外国人相談窓口の運営	外国人住民が安心して生活できるよう、多言語で生活相談に対応する。また、SNS を活用し多言語ややさしい日本語で情報提供を行う。	地域自治課
視覚障がい者に対するテープによる広報	視覚に障がいのある人に対する情報提供として、ボランティアの協力のもと、広報に関する情報を吹き込んだテープを配付する。	社会福祉協議会
ボランティア広報紙「ぺんぎん」作成	ボランティア向けの情報誌「ぺんぎん」を作成し、ボランティアセンターの登録者及び関係機関へ配布する。	社会福祉協議会

② 多機関協働事業

重層的支援体制整備事業の中核を担い、単独の支援関係機関や既存の連携体制では解決が困難な案件に対する調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性の決定、支援プランの策定を行います。

【図表2-25 多機関協働事業について】



資料：厚生労働省資料をもとに、沼津市作成

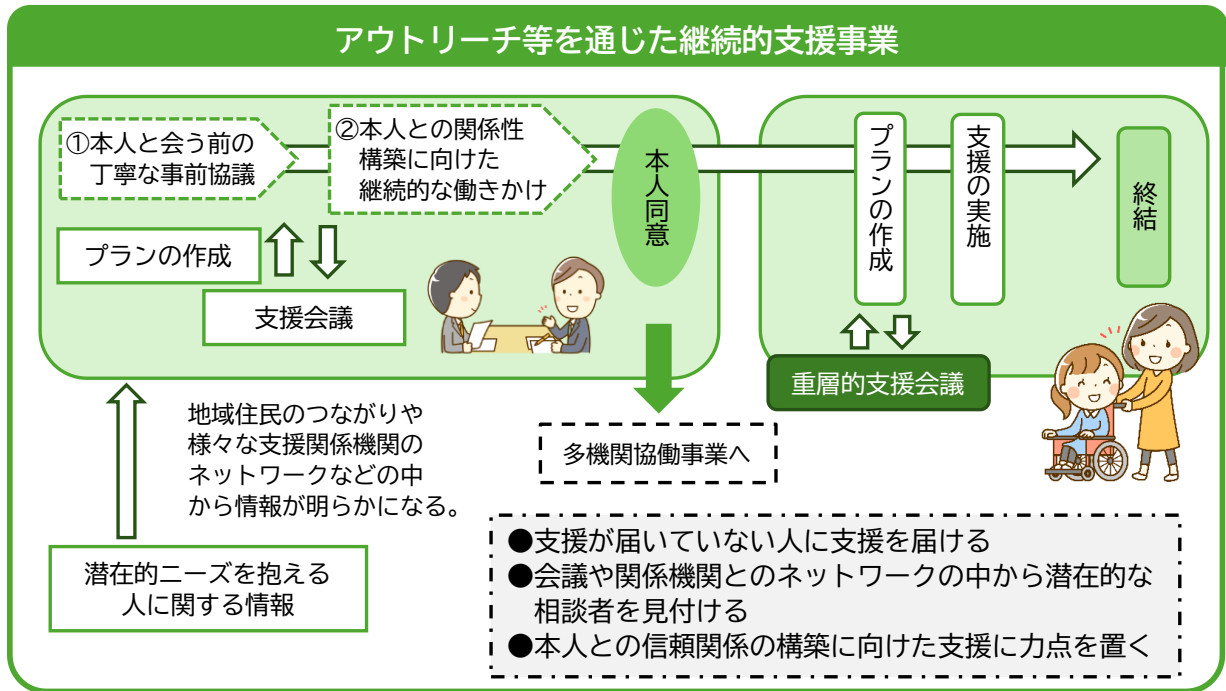
【図表2-26 市・社協の取組】

事業名	概要	担当課
各種事業の連携、協働	単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した支援ニーズがある事例に対して、各支援関係機関の調整を行い、支援関係機関の役割分担を図ります。	関連各課 社会福祉協議会

③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

深刻化する「社会的孤立」や複雑化・複合化した課題を抱えている状態である等、支援が必要であるにも関わらず、既存の制度では支援が届いていない人や自ら助けを求める力が弱い人等に対し、支援関係機関等が積極的に働きかける（アウトリーチ等）ことにより、本人と継続的な関係性を構築し、伴走型支援を行います。

【図表2-27 アウトリーチ等を通じた継続的支援事業について】



資料：厚生労働省資料をもとに、沼津市作成

【図表2-28 市・社協の取組】

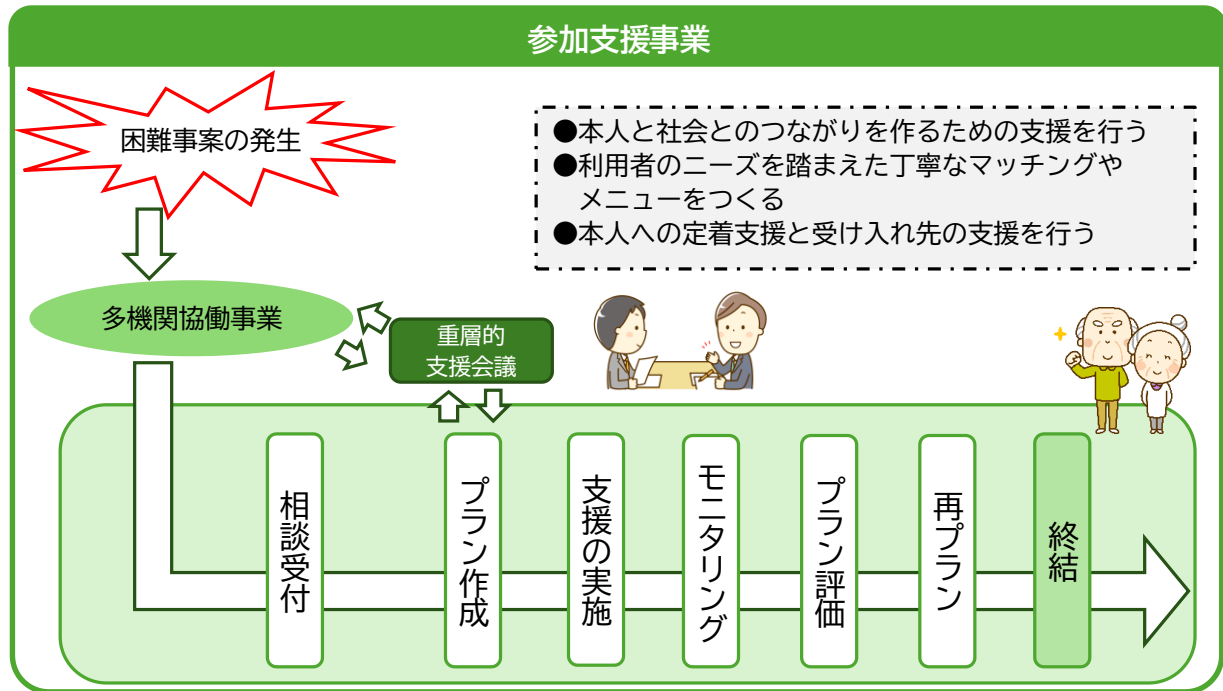
事業名	概要	担当課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、必要な支援が届いていない者や支援につながることに拒否的な者、地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、支援員が自宅訪問等により、信頼関係の構築を通じたつながりづくりを行う。	福祉企画課 社会福祉協議会

(2) 参加支援体制の整備

○ 参加支援事業

既存の各制度における社会参加に向けた支援では、対応できない個別性の高いニーズ（狭間のニーズ）を有している人に対し、ニーズや抱える課題等を丁寧に把握し、地域・社会とのつながりをつくるための支援を行います。

【図表2-29 参加支援事業について】



資料：厚生労働省資料をもとに、沼津市作成

【図表2-30 市・社協の取組】

事業名	概要	担当課
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業（再掲）	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、必要な支援が届いていない者等で、既存の各制度の支援では対応できない支援対象者やその世帯のニーズに対応するため、関係機関と連携し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などを行うとともに、支援対象者と参加の場のマッチングを行う。	福祉企画課 社会福祉協議会

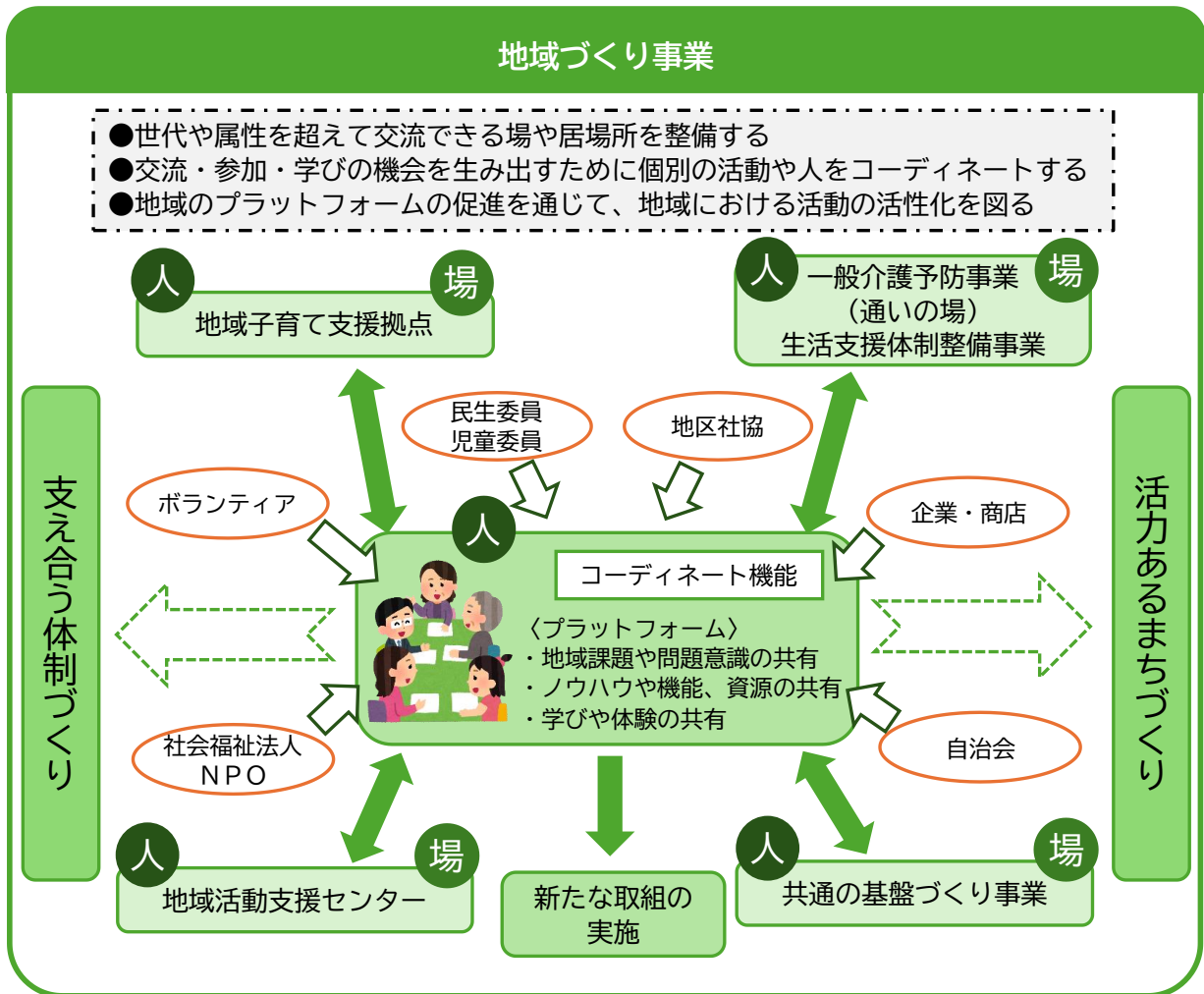
(3) 地域づくりに向けた支援体制整備

○ 地域づくり事業

介護、障がい、こども・子育て、生活困窮分野等で行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施します。

また、より多くの市民が交流する機会の充実や、気軽に集える地域の居場所づくりの推進を通じ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行います。

【図表2-31 地域づくり事業について】



資料：厚生労働省資料をもとに、沼津市作成

【図表2-32 市の取組】

事業名	概要	担当課
地域介護予防活動支援事業	介護予防に資すると判断する住民主体の通いの場等の活動を地域の実情に応じて効果的かつ効率的に支援する。	長寿福祉課 社会福祉協議会
生活支援体制整備事業	日常生活圏ごとに生活支援コーディネーターを配置し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進する。	長寿福祉課 社会福祉協議会
地域生活支援事業	地域活動支援センターの設置・運営	障がい福祉課
地域子育て支援事業	市内8か所の子育て支援センターを運営し、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所の提供、子育てについての相談、情報の提供、助言等を行う。	こども未来創造課
子どもの居場所づくり コーディネート事業 (再掲)	子どもの居場所づくりを進めるため、子どもの居場所の開拓・立上げ・運営支援・ボランティアの育成、また、サポートを希望する企業と支援者とのマッチングなど、子どもの居場所づくりコーディネート事業を行う。	こども未来創造課 こども家庭センター 社会福祉協議会
企業や団体などとの包括 連携協定の締結	高齢者支援や子育て支援などを含む様々な分野において、民間と行政の特性や資源を活かし、協力連携することで、市民サービスのより一層の向上や地域活性化を目指す。	政策企画課



（４）孤独・孤立対策

○ 孤独・孤立対策の推進

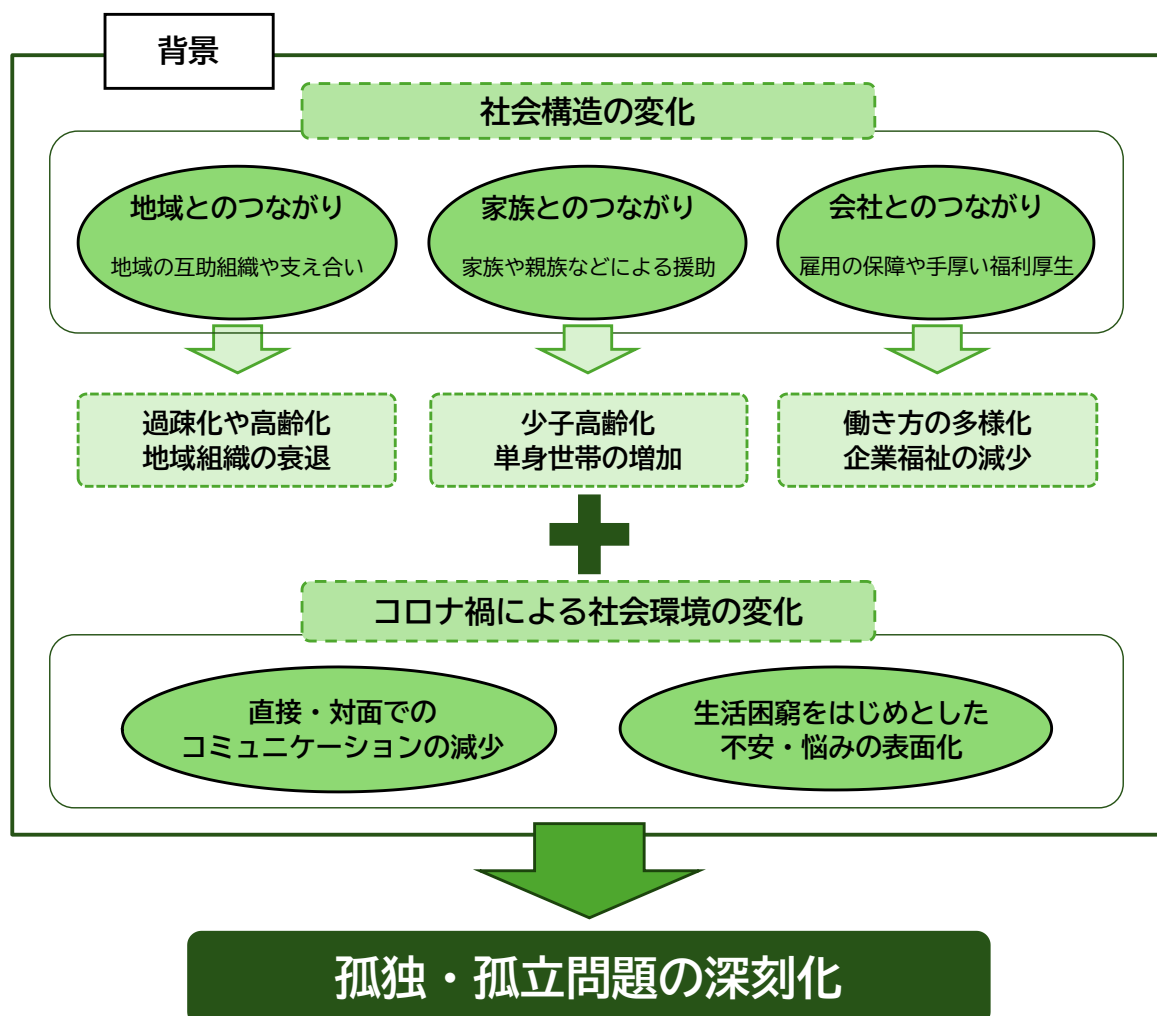
社会構造の変化（単身世帯の増加、働き方の多様化、インターネットの普及等）により、家族や地域、会社等における人との「つながり」が薄くなり、誰もが孤独・孤立状態に陥りやすい状況に加え、コロナ禍により社会環境が変化し、孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しました。また、今後単身世帯や単身高齢世帯の増加が見込まれる中、より一層孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されます。

このような背景のもと、令和5年5月に「孤独・孤立対策推進法」が成立し、令和6年4月に施行されました。

この法律は、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人々との「つながり」が生まれる社会」を目指し、近時における社会の変化を踏まえ、日常生活若しくは社会生活において孤独を感じるにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組について、その基本理念等を示した法律です。

孤独・孤立の問題は制度の狭間や複合的課題であるケースが多いため、本市では、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の中で、多機関等と連携し、情報交換・支援内容を協議しながら孤独・孤立対策の推進体制構築に向け準備を進め、孤独・孤立対策の推進を図っていきます。

【図表2-33 孤独・孤立問題の顕在化について】



【図表2-34 市の取組】

事業名	概要	担当課
孤独・孤立対策の推進体制の構築	多機関等と連携を強化し、情報交換・支援内容を協議しながら孤独・孤立対策の推進体制を構築する。	関連各課
児童虐待防止の啓発（再掲）	児童虐待の未然防止と早期発見を目的に市民や関係者の理解促進を図るため、11月の児童虐待防止推進月間に合わせて「子育てSOS講演会」の開催やアスルクラロ沼津の試合会場での周知啓発等を行う。また、関係機関との連携を深めるため、要保護児童対策地域協議会実務者会議において研修会等を開催するほか、ヤングケアラー支援体制の強化に向けた研修等も実施する。	こども未来創造課



もっとよく知ろう！④

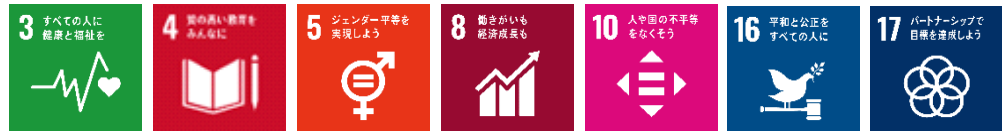
■「孤独・孤立対策」に対する国の取組

内閣府では、官民連携プラットフォームや相談支援体制の整備などの取組を行っており、その内容は内閣府のHPに掲載されています。



内閣府 HP
孤独・孤立対策「政府の取組」

第3章 沼津市再犯防止推進計画



1 計画の趣旨

(1) 計画策定の背景・目的

日本の刑法犯認知件数は、平成15年をピークに令和3年まで一貫して減少を続けてきましたが、令和3年以降は増加に転じ、令和6年では737,679件となっています。(警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」より)また、刑法犯の検挙件数について、令和6年では検挙件数が287,273件、検挙者数は191,826人となっており、いずれも令和5年から増加しています。

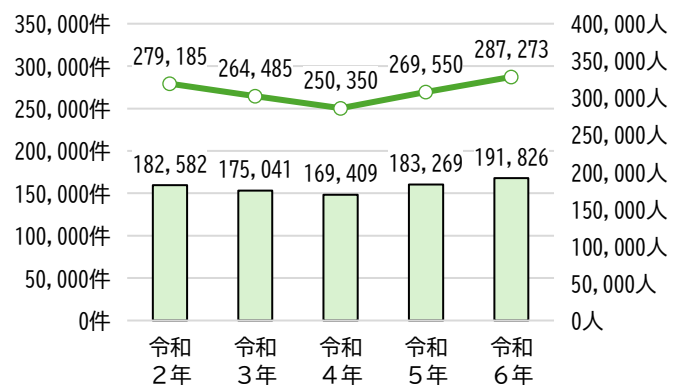
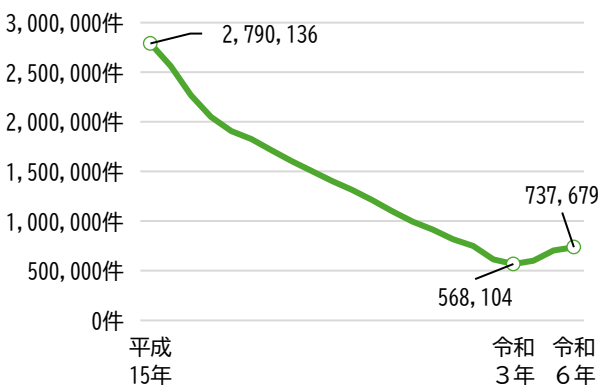
国の令和7年版犯罪白書によると、令和6年に検挙された191,826人のうち、初犯者は103,129人、再犯者は88,697人で、再犯者率は46.2%となっています。再犯者率は令和3年の48.6%から減少していますが、依然として検挙者の半数近くが再犯者となっています。

国においては、平成28年12月に成立した「再犯防止推進法」や、これを受けた「再犯防止推進計画」等に基づき、これまで様々な再犯防止施策を実施してきました。その後、第一次計画を通じて国・地方公共団体・民間協力者等の連携が進み、より機能し始めた再犯の防止等に向けた取組を更に深化させ、推進していくため、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

犯罪や非行をした方の中には、貧困や疾病、厳しい生活環境等から様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱えている方も少なくありません。再犯を防止するためには、刑事司法関係機関だけの取組だけではなく、地域に住む人々の理解や協力、また、更生保護に関わる人や団体、既存の福祉、地域住民の連携のもとで、居住支援や就労支援等社会復帰後に地域社会で孤立させない「息の長い」支援に取り組んでいくことが必要です。

このような現状を踏まえ、本計画の基本目標である「共に支え合い、誰もが安心して元気にいきいき暮らせるまち～育む、関わる、思いやる、『お互い様』の心でつなげる地域の福祉(しあわせ)～」を目指し、誰もが生きづらさを抱えたまま地域で孤立することなく、地域社会の一員として生活を送ることができるよう、「沼津市再犯防止推進計画」を策定します。

【図表2-35 日本の刑法犯認知件数の推移】【図表2-36 日本の刑法犯検挙件数・検挙者数の推移(令和2年～令和6年)】



資料：警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」

(2) 計画の基本事項

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める「地方再犯防止推進計画」として策定します。計画期間は沼津市地域福祉計画と同期間とし、社会情勢の変化や国・県の計画見直し等を踏まえて改訂・推進します。

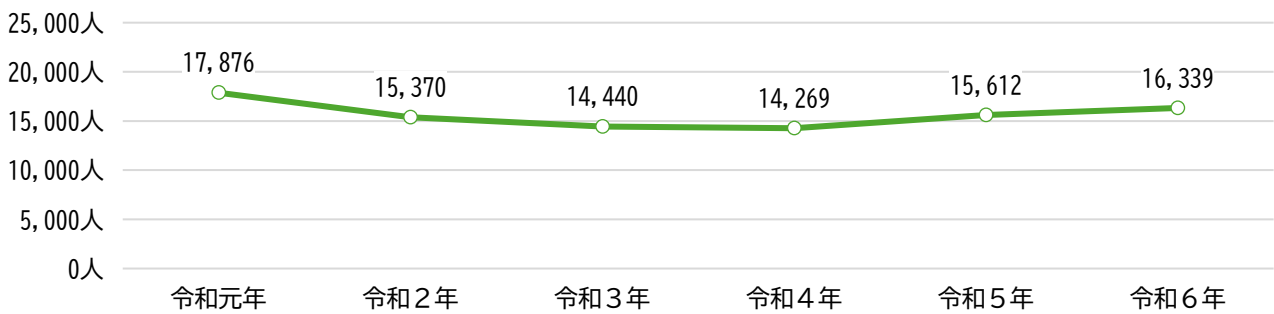
本計画の対象者は、再犯防止法第2条第1項に定める人で、犯罪をした人または非行のある少年、若しくは非行少年であった「罪を犯した人等」を指します。

2 静岡県の犯罪情勢について

(1) 刑法犯認知件数の推移

静岡県内の刑法犯認知件数の推移について、令和元年から令和4年にかけて減少傾向にありましたが、令和4年以降は増加を続けており、令和6年では16,339件となっています。

【図表2-37 静岡県内の刑法犯認知件数の推移】



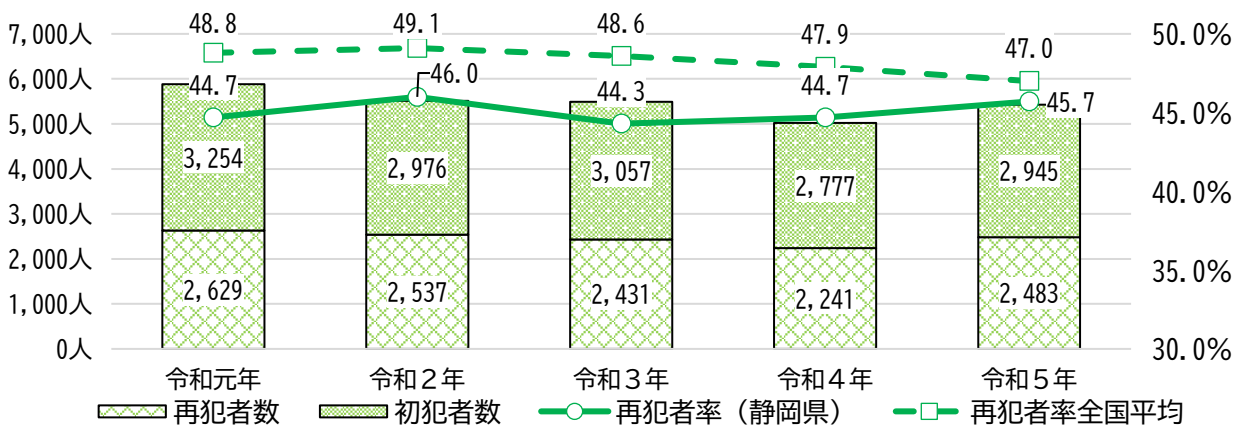
資料：静岡県警察本部「静岡県の犯罪」

(2) 再犯者率（検挙者に占める再犯者の割合）の推移

静岡県内の再犯者数・再犯者率の推移について、令和5年では再犯者数が2,483人、再犯者率が45.7%となっています。

再犯者率の推移を全国平均と比較すると、静岡県は令和元年以降、全国平均を下回って推移しています。

【図表2-38 静岡県内の再犯者率（検挙者に占める再犯者の割合）の推移】



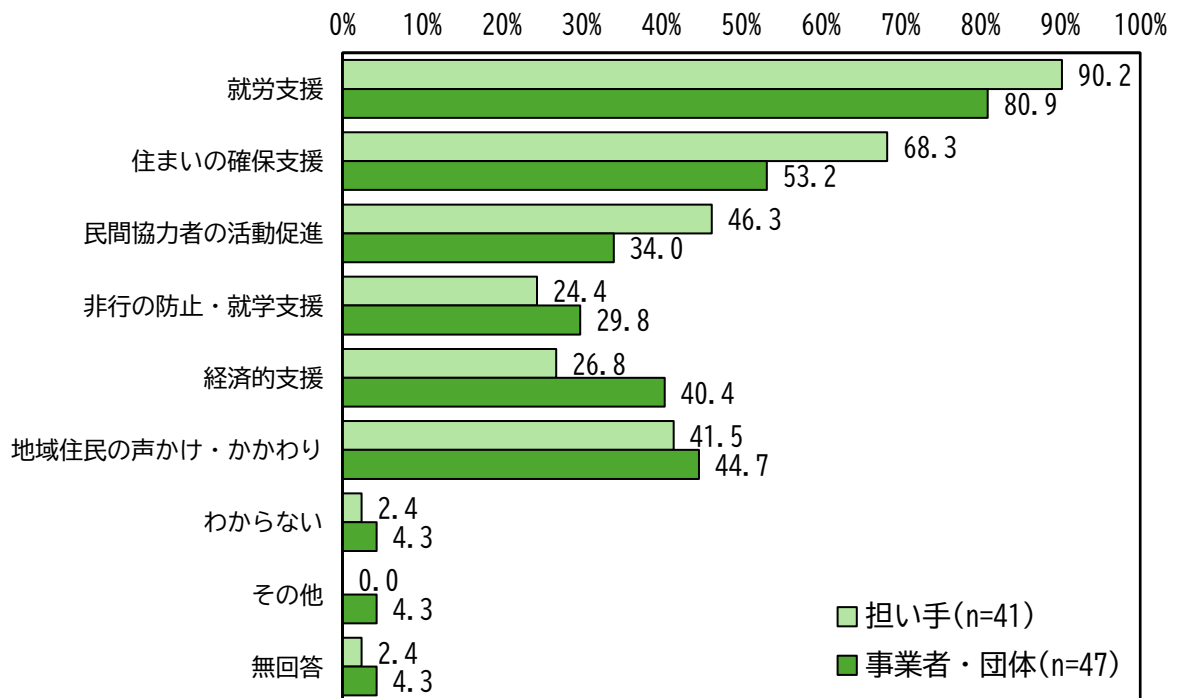
資料：静岡県

3 担い手調査、団体・事業所調査より

(1) 罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援

罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援について、「就労支援」や「住まいの確保支援」が上位回答となっています。

【図表2-39 罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援】



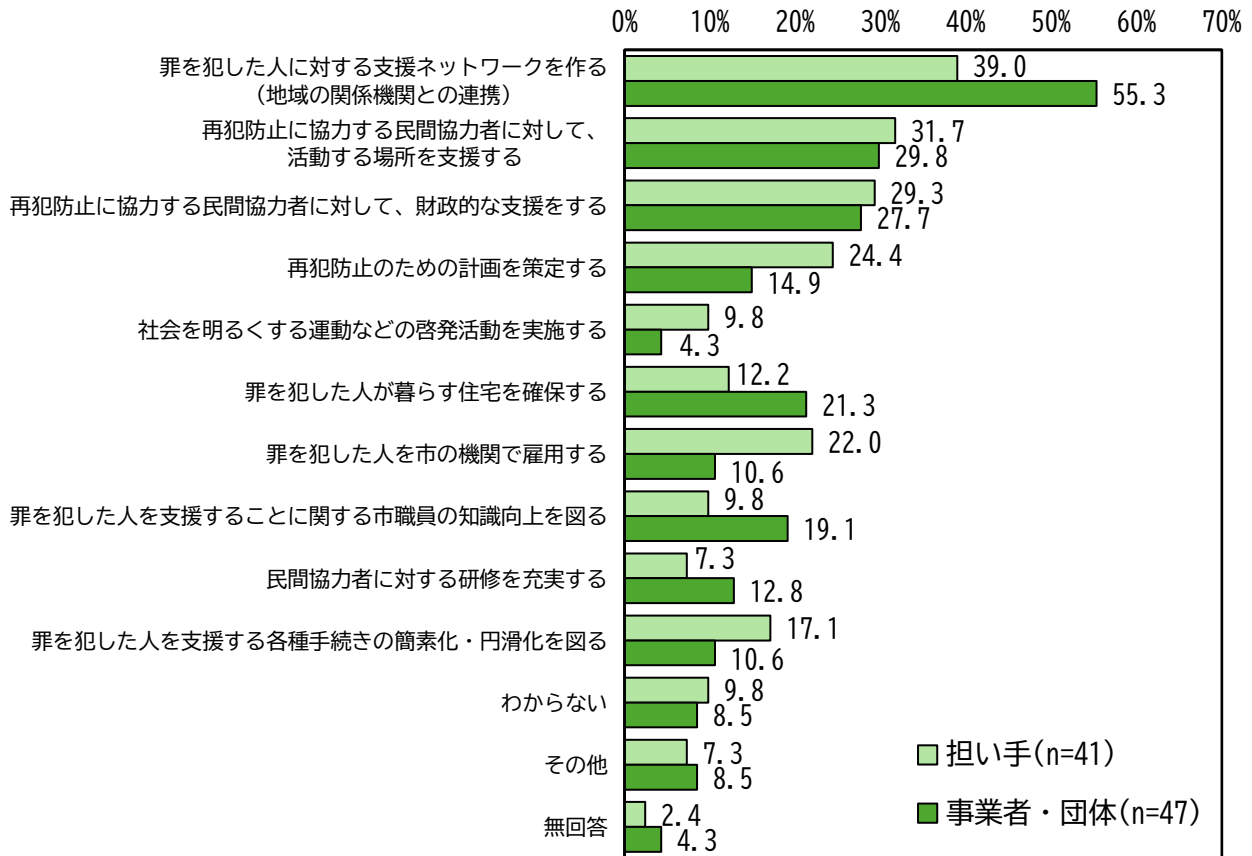
資料：担い手調査、団体・事業所調査



(2) 再犯防止のために沼津市がすべきこと

再犯防止のために沼津市がすべきことについて、「罪を犯した人に対する支援ネットワークを作る（地域の関係機関との連携）」の割合が最も高くなっています。

【図表2-40 再犯防止のために沼津市がすべきこと】



資料：担い手調査、団体・事業所調査



もっとよく知ろう！⑤

■「再犯防止対策」に対する国の取組

法務省では、再犯防止対策に対する取り組みをHPに掲載しております。

また、これまでの取組をまとめた「再犯防止推進白書」や実情を報告する「犯罪白書」なども掲載されています。



法務省 HP
再犯防止対策「政府の取組」

4 施策の展開

○再犯防止に関する主な制度や取組

本市が推進する再犯防止に関する主な制度や取組については、以下のとおりです。

【図表2-41 再犯防止に関する主な制度や取組】

名称	主な活動
保護司	<p>犯罪や非行をした人たちが再び罪を犯すことがないように、その立ち直りを地域で支える民間のボランティアです。法務大臣からの委嘱を受け、犯罪や非行のない安全安心な社会の実現を目指して活動しています。</p> <p>沼津市では、沼津地区保護司会として、65人（令和7年10月現在）の保護司が活動しています。</p> <p>沼津市は、沼津地区保護司会の事務局として、保護司の人材確保や、広報・啓発活動を実施し、保護司の活動を支援しています。</p>
更生保護女性会	<p>犯罪非行者の更生保護、地域社会の犯罪予防並びに浄化活動に協力し、併せて更生保護事業の強化を推進することを目的とするボランティア団体です。</p> <p>沼津市では、沼津地区更生保護女性会として、73人（令和7年10月現在）が活動しています。</p> <p>沼津市は、沼津地区更生保護女性会の事務局として、更生保護女性会の活動を支援しています。</p>
協力雇用主	<p>犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用、または雇用しようとする事業者のことです。</p> <p>沼津地区協力雇用主会として、56社（令和7年10月現在）の協力雇用主がいます。</p> <p>沼津市は、保護司や関係機関と連携し、就労を希望する人への就業支援を行います。</p>
福祉サービスの利用促進	<p>保健医療・福祉サービスは、犯罪をした者であるか否かにかかわらず提供されます。支援を必要とする人が、安定した生活を送れるように、相談支援や情報提供等の充実を図ります。</p>
社会を明るくする運動	<p>「社会を明るくする運動」は、法務省が主唱する犯罪や非行の防止および立ち直りの支援を目指す全国的な活動です。更生保護の理解を深めることを目的に、地域社会での犯罪や非行を防ぎ、立ち直りを支える取組を広げています。</p> <p>本市では、静岡県の「社会を明るくする運動強調月間」に合わせ、毎年7月に、街頭キャンペーンをはじめとした様々な事業を展開しています。</p>

Ⅲ 第6次沼津市地域福祉活動計画（沼津市社会福祉協議会）



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化が進み、地域住民の生活における支え合いの基盤や社会的なつながりの希薄化により地域活動の担い手不足が顕在化しており、地域コミュニティの維持・継続が課題となっています。

長期化したコロナ禍に伴う生活様式の変化や物価の高騰に加え、自然災害の激甚化・頻発化により、私たちの日々の生活に大きな影響を与えています。

こうした中、地域住民が抱える問題も複雑化・複合化しており、ひきこもり、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーといった従来の福祉制度だけでは充分に対応できない問題が増加しています。

国においては、こどもから高齢者まで出自や障がいの有無等にかかわらず、すべての人々が生きがいを持ち、地域と共に創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、様々なネットワークを強化しながら包括的な支援体制を構築し、より丁寧な支援に努めていくこととしています。

沼津市社会福祉協議会（以下、「市社協」という）では令和3（2021）年3月に沼津市とともに「第4次沼津市地域福祉計画・第5次沼津市地域福祉活動計画」を策定し、「～ともにつながり、ともにささえあう、元気なまちづくり～」を基本目標に、地域福祉の推進に取り組んできました。

この度、計画期間の満了を迎え、沼津市や関係機関、関係団体それぞれの機能を活かしつつ互いに連携・協働しながら地域福祉の更なる推進を図るものとし、沼津市の「第5次沼津市地域福祉計画」を踏まえ、市社協では「第6次沼津市地域福祉活動計画」（以下、「本計画」という）を策定することとしました。

本計画では、第5次沼津市地域福祉活動計画の理念を踏襲し、多様な生活課題の解決に対応できる仕組みを整備し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、住民と協働し地域福祉活動を推進していきます。



2 地域福祉活動計画が目指す地域共生社会

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

国では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進のビジョンとして3つのポイントを掲げており、市社協では沼津市と同様に取り組んでいきます。

【図表3-1 地域福祉活動計画が目指す地域共生社会】

制度・分野の「縦割り」を超える

既存のサービスや支援は、それぞれの対象者向けのアプローチが基本であり、それは今後も必要ですが、現在、人々が抱える困りごとや悩みごとが多様化していることから、これまでの制度や仕組みだけでは対応が困難な事柄が増えてきています。

制度や分野にとらわれず、本人や世帯に対して、包括的な支援をしていく必要があります。

「支え手」「受け手」の関係を超える

各制度は、支援する側と支援を受ける側の役割がはっきりしていることが多いですが、実際にはその役割が固定化されているわけではなく、場面に応じて変化することがあります。

様々な人との関わりの中で、自身の存在価値や生きがいを見出し、互いを気にかけて支え合う関係性をつくっていくことが大切です。

世代や分野を超えて人と人、人と資源がつながる

地域には、多世代、異なる背景の人々が暮らしています。人には得意なこと・不得意なことがあります、それぞれの得意なことを活かした「助け上手・助けられ上手」の関係づくりが必要不可欠です。

福祉分野以外の地域の課題についても、世代や分野を超えて、人と人、人と資源がつながる可能性があります。そうした幅広い分野と福祉をつなげて考えていくことも大切です。

3 計画の位置づけ

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、沼津市における「共に支え合い、誰もが安心して 元気にいきいき暮らせるまち」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域の様々な福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取組を進め、「地域共生社会」の実現を目指すための方向性を示す計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置づけられた社会福祉協議会が中心となって、市民やボランティア団体、福祉や介護の事業者等の民間団体が相互に協力して地域福祉を推進することを目的とする民間の活動・行動計画です。

それぞれの機能を活かしつつ、互いに連携・協働しながら地域福祉の推進を図ります。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間とします。なお、制度の変化や社会情勢による動向を踏まえ、計画の見直しを行う場合があります。

【図表 3-2 計画の期間】

	2026	2027	2028	2029	2030
	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度	R 12 年度
市社協	第 6 次沼津市地域福祉活動計画（5 年間）				
沼津市	第 5 次沼津市地域福祉計画（5 年間）				
推進委員会	評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し	評価・見直し

5 計画の策定体制

本計画を策定するにあたり、幅広い見地から意見をいただくことを目的に、地域住民、地域活動団体、福祉関係者等の参画により、18 名の委員で構成する「沼津市地域福祉活動計画策定委員会」を設置しました。

また、市民や福祉関係者、市内団体・事業所への各種調査や地区社会福祉協議会の皆様を対象とした地域福祉座談会、ワークショップ等を開催し、地域ニーズの把握や市民の意見を反映できるように努めました。



住民座談会（大岡地区）

第2章 計画の体系

1 基本目標

市社協は、「第5次沼津市地域福祉活動計画」において、目指す福祉社会の未来像として「～ともにつながり、ともにささえあう、元気なまちづくり～」を基本目標に掲げ、様々な活動を展開してきました。

本計画では、「第5次沼津市地域福祉活動計画」の基本目標を引き継ぐとともに、沼津市が策定する「第5次沼津市地域福祉計画」では新たに「① 沼津市重層的支援体制整備事業実施計画」「② 沼津市成年後見制度利用促進基本計画」「③ 沼津市地域再犯防止推進計画」の3つの計画が策定され、当計画と一体的に策定することで、連携・協議を強化するとともに、地域住民が互いに手を取り、支え合う元気なまちづくりの推進を図っていきます。

～ともにつながり、ともにささえあう、元気なまちづくり～

2 計画の体系

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

【図表3-3 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係】

地域福祉計画（沼津市）	地域福祉活動計画（沼津市社会福祉協議会）	
項目	基本計画	活動方針
1 「お互い様」の心を育む福祉の人づくり	1 福祉人材発掘・育成 「人と福祉をつなげる」	福祉教育の推進 広報啓発活動の推進 ボランティアの養成と活動支援
2 「お互い様」で支え合う福祉の地域づくり	2 福祉の地域づくり 「人と地域をつなげる」	小地域ネットワーク活動の推進 地区社協活動等の推進と育成支援 当事者の組織化と自立支援
3 地域住民等の「お互い様」を支える福祉サービスの提供 (沼津市成年後見制度利用促進基本計画)	3 福祉サービスの強化 「人とサービス・環境をつなげる」	総合的相談援助活動の推進 福祉サービス企画・運営 成年後見事業の利用促進 権利擁護事業の推進 災害時における支援活動の整備 共同募金運動の推進
4 「人材」、「地域」、「行政」が共生できる体制づくり (沼津市重層的支援体制整備事業実施計画)	4 市社協の基盤強化と福祉活動推進体制の整備 「頼りになる社協をめざして」	沼津市社協の基盤強化 関係機関・団体との協働体制の強化 重層的支援体制整備事業の強化
沼津市再犯防止推進計画		沼津市再犯防止推進計画への参画

(2) 施策体系

【図表3-4 施策体系】

第6次沼津市地域福祉活動計画 基本目標	
～ともにつながり、ともにささえあう、元気なまちづくり～	
基本計画	活動方針
1 福祉人材発掘・育成 「人と福祉をつなげる」	(1) 福祉教育の推進【重点活動】 「福祉のこころを育てる」
	(2) 広報啓発活動の推進 「福祉を身近に感じる」
	(3) ボランティアの養成と活動支援 「一步をふみ出す」
2 福祉の地域づくり 「人と地域をつなげる」	(1) 小地域ネットワーク活動の推進 「地域で活躍する」
	(2) 地区社協活動等の推進と育成支援【重点活動】 「地区社協を応援する」
	(3) 当事者の組織化と自立支援 「あらゆる人を地域で受け止める」
3 福祉サービスの強化 「人とサービス・環境をつなげる」	(1) 総合的相談援助活動の推進 「いっしょに考えよう」
	(2) 福祉サービス企画・運営 「『あったらいいな』を形にする」
	(3) 成年後見事業の利用促進【重点活動】 「市民の権利を守る」
	(4) 権利擁護事業の推進 「自分らしく安心して暮らす」
	(5) 災害時における支援活動の整備【重点活動】 「災害に備える」
	(6) 共同募金運動の推進 「じぶんの町を良くするしくみ」
4 市社協の基盤強化と福祉活動推進体制の整備 「頼りになる社協をめざして」	(1) 沼津市社協の基盤強化
	(2) 関係機関・団体との協働体制の強化
	(3) 重層的支援体制整備事業の強化
	(4) 沼津市再犯防止推進計画への参画

第3章 地域福祉の取組

1 福祉人材発掘・育成 ～人と福祉をつなげる～



誰もが、住み慣れた地域で安心して、心豊かに楽しく暮らせることを望んでいます。しかし、その地域は誰かが作って、用意してくれるものではありません。新しい地域課題が次々と生じてくる現代、こどもも大人も住民一人ひとりが、他人事ではなく自分事としてお互い様の地域づくりについて考えていくことが求められています。

そこで、まずは住民自らが自分の住んでいる地域と人に「関心」を持ち、意識して関わるのが大事になります。役員になってから知ること、こどもと一緒に知ること、イベントに参加して知ること、情報を手に入れやすい時代に「知るきっかけ」の選択肢は広がっています。

一方で、生活課題を解決する福祉活動は、これまでも自治会や地区社協、民生委員・児童委員をはじめ、多様な福祉活動を行うボランティア団体、NPO 法人や社会福祉法人等に支えられてきました。しかし、これらの活動に若年層が参加する機会は少なく、担い手の不足や固定化、高齢化が問題となっています。新たな担い手の発掘、育成は急務であり、その第一歩が「知るきっかけ」となる活動の魅力発信だと考えます。

基本理念である「～ともにつながり、ともにささえあう、元気なまちづくり～」に向けた様々な取組が「福祉教育」であり、それをきっかけに知り、そして深く学ぶことで、思いやり支えあえる人が地域に育っていくことを基本計画とします。

1 福祉人材発掘・育成 「人と福祉をつなげる」	(1) 福祉教育の推進【重点活動】 「福祉のこころを育てる」
	(2) 広報啓発活動の推進 「福祉を身近に感じる」
	(3) ボランティアの養成と活動支援 「一歩をふみ出す」

(1) 福祉教育の推進 「福祉のこころを育てる」【重点活動】

児童・生徒に対して、各学校等と協力して学校教育の中で、福祉について考える講座や福祉機器を利用した体験講座を提供するとともに、福祉機器を地区社協等に貸し出して各種イベント等の中で、福祉について触れながら学ぶ機会を提供します。

この他、地区社協や地域包括支援センター等と連携し、様々な関係機関とともに、セミナーや交流会を開催し、企業等による福祉貢献活動を促進します。

活動の目標

こどもから高齢者まで、幅広い世代に福祉の意識付けを行うために、あらゆる機会をとらえて福祉教育を展開していきます。今後は学校だけでなく企業や団体等にも周知活動を徹底し、福祉のこころを育てる体制づくりを進めます。

① 福祉教育出前講座

誰もがお互いに自立した個人としてその存在を認め合い、関わりを大切しながら生きていく「共生」の思想を大切にし、差別や排除のない社会を目指した講座を開講します。

小学校や中学校、高等学校からの相談や依頼をもとに授業のコーディネートを行うとともに、市民が他者ととともに福祉課題に気づき、考え実践する「ともに生きる力」を形成することを目的に企業を対象に福祉関連講座を開催します。

この他に、社会資源（関係機関や当事者講師、ボランティアグループ等）の調整や福祉機器（アイマスク・白杖・車いす・高齢者体験セット・スロープ等）の貸し出しを行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
出前講座開催数	40回	継続		見直し		60回

② 小学生福祉体験講座（小学生向け福祉新聞発行）

福祉に関する興味を持ってもらうことを目的として、小学生を対象に実施した福祉体験講座の内容を中心に福祉新聞を発刊し、市内の小学校の全校児童生徒に向けて配布します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
講座参加人数	38人	継続		見直し		50人
福祉新聞発行	年1回	継続		見直し		

③ 中高生ふれあい交流事業（中高生向け福祉新聞発行）

ボランティアや福祉に関する興味を促すことを目的として、障がいのある人との交流を中心に中高生を対象に実施した「中高生ふれあい交流自称」の内容を中心に福祉新聞を発刊し、市内の中学校・高校に配布します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
講座参加人数	13人	継続		見直し		25人
福祉新聞発行	年1回	継続		見直し		

④ 認知症サポーター養成講座

認知症になっても住み慣れたまちでいつまでも心豊かに暮らせるよう、各地区の地域包括支援センターと連携しながら、認知症への理解を広め、温かく見守ってくれるサポーターを養成する講座を開催します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
養成人数	170人	継続		見直し		200人

⑤ 社会貢献活動セミナー

市内の企業を中心としたボランティア活動を促進するために、企業が連携して社会貢献活動に取り組む方法を学ぶための事例発表や講演会、交流会を企画します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
参加人数	29人	継続		見直し		50人

⑥ バリアフリー、ユニバーサルデザインの啓発

バリアフリー及びユニバーサルデザインについての意識啓発・理解促進のための情報発信をします。

	現状 (令和7年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
多様な媒体を活用した情報発信	内容検討	継続		見直し		



福祉教育出前講座（手話）

(2) 広報啓発活動の推進 「福祉を身近に感じる」

広報啓発活動は、市民に対して福祉について知る機会を提供するだけのものではなく、参加を促進し、活動の参加者に対して、福祉・ボランティアについてより深い理解や継続した活動を促進するため、情報を提供する活動でもあります。また、新しい福祉人材の発掘には、地域住民への情報発信体制の構築や市社協を知っていただくことが重要になっています。

そこで、様々なメディアを通じた広報啓発活動を展開し、福祉活動を活性化する仕組みづくりを行います。


活動の目標

地域住民に親しみのある、見やすく、魅せる広報活動を展開します。また、市社協の地域福祉推進に関する取組を知っていただく活動を強化します。

① 社協だより「ふれあいねっとわーく」の発行

年に4回（5月、8月、11月、1月）、市民が手軽に福祉に関する情報を得られるよう、社協だより「ふれあいねっとわーく」を発行して市内全戸に配布するとともに、ホームページに掲載します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
発行回数	年4回	継続		見直し		



② 沼津市社会福祉大会

社会福祉に対し多年にわたり功績のあった方々に感謝の意を表し、福祉に携わる方の一層の福祉意識の高揚と、市民一人ひとりの福祉活動への参加促進を目的として、沼津市長を会長とした社会福祉大会を隔年で開催します。

表彰式典の実施に際し、互いに支え合うやさしいまちづくりが進められるよう、ボランティア活動団体や福祉施設、当事者団体、学校等が自主製作品等の販売や作品を発表できる場を設け、顔の見える関係構築のための機会を提供していきます。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
開催回数	隔年開催	—	開催	—	開催	—

③ チャリティーバザーの開催

大規模地震等の災害対策の資金づくりや、市民の福祉意識向上の啓発活動を目的として、年1回、寄付された物品を販売するチャリティーバザーを沼津市赤十字奉仕団と共催します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
開催回数	年1回	継続		見直し		

④ ささえあい交流会

誰もが自立した生活を営み、健康増進に取組、生きがいを持つことができる地域づくりや、育児や見守りを地域が行う支え合いの促進に資する講演会を開催します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
参加人数	54人	継続		見直し		80人
開催回数	年1回	継続		見直し		

⑤ 地域福祉ワークショップの開催

地区社協とともに、市民が自分の暮らす地域の生活課題、特徴や強みを見つめ直し、考えるきっかけとなる地域福祉ワークショップを開催します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
参加人数	29人	継続		見直し		50人
開催回数	年1回	継続		見直し		

⑥ ホームページ、SNS、YouTube の発信

ホームページやインスタグラム等の SNS を通じて、講座等のイベントの案内や報告を行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
ホームページ更新回数	随時	継続		見直し		
SNS 記事投稿数	随時	継続		見直し		

⑦ ボランティア広報誌「ペンぎん」の発行

隔月で、市民向けにボランティア情報を掲載したお便りを発行します。参加を促す募集情報の他、担い手の継続的な参加を支援するため、講座やイベント、補助金申請の情報を掲載します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
発行回数	年6回	継続		見直し		

⑧ 無縁仏慰霊法要

身寄りのない人や行旅人の鎮魂を目的として、沼津市仏教会の協力を得て、例年6月下旬の友引の日に沼津市斎場にて慰霊法要を開催します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
開催回数	年1回	継続		見直し		

⑨ 福祉映画の上映

当事者の日常を描いた作品の上映会を開催し、福祉の啓発とともに、専門職、関係機関、地域住民が一体となった地域支援を促進します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
参加人数	36人	継続		見直し		50人
開催回数	年1回	継続		見直し		



チャリティーバザー

(3) ボランティアの養成と活動支援 「一步をふみ出す」

各種ボランティア養成講座により、ボランティアの育成及び各種活動の広報や支援を行い、地域特性に合わせた活動を促進します。

また、沼津市ボランティア連絡協議会と連携した活動、各種団体への支援を通じてボランティアセンター事業を活発化していくとともに、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア相談を実施します。

活動の目標

ボランティア講座や交流会等により、福祉の担い手の発掘・育成、ボランティアを「必要とする人」、「活動したい人」をマッチングします。

また、沼津市ボランティア連絡協議会と連携し、情報収集、広報、活動支援を行います。

① ボランティアセンターの充実強化

ボランティア活動を「始めたい人」、「依頼したい人」や福祉施設、団体、学校等からの相談を受け、登録ボランティアグループへのマッチングを行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
ボランティア相談回数	103回	継続		見直し		150回

② ボランティアグループの活動支援

ボランティア活動を行っているグループに対し、活動に関する相談受付や新しくボランティアグループを立ち上げたいと考えている方への助言等を行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
ボランティア団体登録数	82団体 2,425人	継続				90団体
個人ボランティア登録数	214人	継続				250人

③ ボランティア広報誌「ペンぎん」の発行（再掲）

隔月で、市民向けにボランティア情報を掲載したお便りを発行します。参加を促す募集情報の他、担い手の継続的な参加を支援するため、講座やイベント、補助金申請の情報を掲載します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
発行回数	年6回	継続		見直し		

④ ボランティア活動助成

ボランティアセンターの登録者に対して、ボランティア活動中に発生する万一の事故やけがに対するボランティア保険の加入料を助成します。

また、ボランティア活動を継続的に展開しているボランティアグループに対して活動費を助成します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
ボランティアグループ 活動助成	19 グループ	継続		見直し		25 グループ
ボランティア保険助成	495 人	継続		見直し		600 人

⑤ 沼津市ボランティア連絡協議会活動支援

ボランティア活動のつながりを広めていくことを目的にボランティアセンターに登録している個人、団体の有志で結成された沼津市ボランティア連絡協議会に対して、事務局活動の資金助成等を行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
活動支援	随時	継続				

⑥ 福祉入門講座（ちょいてつボランティア養成講座）


時代によって変化する困りごとやニーズに対応し、住民同士の助け合いを行う担い手を増やすため、高齢世帯等のゴミ捨てや草取り等、ちょっとした生活上の困りごとを解決する少額有償ボランティア（ちょいてつさん）を養成します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
養成講座参加人数	92 人	継続		見直し		100 人
フォローアップ講座参加人数	22 人	継続		見直し		50 人

⑦ やさしい精神保健福祉ボランティア養成講座

市民の精神保健福祉に対する意識や理解の向上を図り、共に生きる福祉のまちづくりの実現を目的として、ボランティア活動体験や精神保健福祉士による講演を行います。


	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
講座参加人数	24人	継続		見直し		40人



⑧ 傾聴ボランティア養成講座

地域で孤立している高齢者や、子育て中の方等、様々な理由により孤独を抱えている方々への孤独の解消や、地域福祉の推進を図ることを目的として、傾聴ができるボランティアを増やすための必要な知識・相談技術の講習を開講します。


	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
講座参加人数	42人	継続		見直し		60人



⑨ こどもの居場所ボランティア養成講座

子育てを支えるボランティア活動の育成と組織化を図り、こどもの居場所運営者の実践報告や、地域で行われている子育て支援の現状や必要性を学び、活動に繋げるための講座を開催します。


	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
講座参加人数	45人	継続		見直し		60人



⑩ 災害ボランティアコーディネーター養成講座

災害ボランティアが全国各地から駆けつけた際に効果的に活動できるように、ボランティアの受付や活動の調整等の役割を担うコーディネーターの養成講座を開催します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
講座参加人数	28人	継続		見直し		40人



⑪ 技術系災害ボランティアを知る講座

災害の種別によっては床下乾燥や屋根のビニールシート掛けといった特別な技術が必要なボランティア活動があります。そのような技術系ボランティアについて学ぶ講座を開催します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
講座参加人数	17人	継続		見直し		30人



2 福祉の地域づくり ～人と地域をつなげる～



誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすためには、「お互いさま」の関係を築いておくことが大切です。日頃から「安全を備える」取組をしていることが「人と人がつながり」「役割が活きる」ことでお互いさまの地域づくりにつながります。それが更に、災害時にも強い地域になります。

地域のつながりやふれあいを大切にし、お互いを尊重して支え合う意識が重要です。近年は住民同士のつながりの希薄化や近所付き合いの衰退等といった、顔の見える関係の地域生活が減少している傾向にあります。

一人ひとりが自分の身近な地域にどんな人が暮らし、どんな生活課題があるか「我が事」として受け止め、人と人が世代や分野を超えてつながり支え合う住民主体の取組が求められています。

住民主体の地域づくりを広げていくためには、多様な個性を認め合い、新たな担い手となる若者世代の力を活かし、役割を持って活躍することで、活気ある地域づくりにつながるようになります。

2 福祉の地域づくり 「人と地域をつなげる」	(1) 小地域ネットワーク活動の推進 「地域で活躍する」
	(2) 地区社協活動等の推進と育成支援【重点活動】 「地区社協を応援する」
	(3) 当事者の組織化と自立支援 「あらゆる人を地域で受け止める」



(1) 小地域ネットワーク活動の推進 「地域で活躍する」

社会情勢の変化による世代間交流の減少や地区内のつながりの希薄化により、地域福祉の基盤が急速に損なわれています。

これまでは住んで良かったと思える、誰もが安心して生きがいを持って暮らせる地域をつくるために、小地域ネットワーク活動が重要な役割を果たしてきました。今後も地域住民同士の顔が見える関係に基づく福祉活動によって、社会的な孤立等の予防、生活課題の早期発見、課題を抱えた方を支援につなげる仕組みが必要です。

このため、地域住民による声掛け見守り活動を行う小地域ネットワーク活動の支援や設立を促進するとともに、相互の助け合いの機能を強化し、地域のニーズに合わせ、地域に寄り添った活動を促進する地区社協への支援を展開します。

活動の目標

地域で安心して暮らしていくため、小地域ネットワーク活動を推進していきます。

① 生活支援体制整備事業

いつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域団体や社会福祉施設、企業、ボランティア団体等多様な主体と連携して、居場所づくり、ゴミ出しや電球の交換等のちょっとした困りごとを支える仕組みづくり等を行い、互いに支え合える生活支援体制を整備します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
生活支援コーディネーター 活動時間	5,776 時間	継続		見直し		6,000 時間

② 居場所づくり支援（こども～高齢者）

地域に合わせたこどもから高齢者まで、様々な市民が参加できる通いの場づくりを支援します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
こどもの居場所数	28 か所	継続		見直し		40 か所
高齢者の居場所数	99 か所	継続		見直し		110 か所

③ ちょいてつサービス事業の実施

換気扇の掃除や電球の交換等ちょっとしたお手伝いが必要な一人暮らしや二人世帯の高齢者、障がいのある人等を対象とした、登録した少額の有償ボランティア（ちょいてつさん）によるお手伝いサービスを行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
ちょいてつサービス活動時間	1,660時間 /年	継続		見直し		1,800時間 /年



子どもの居場所づくりセミナー

(2) 地区社協活動等の推進と育成支援 「地区社協を応援する」【重点活動】

地域で安心して暮らしていくためには、様々なサービスや制度の活用の他、地域住民同士による助け合いの仕組みが必要です。生活課題の早期発見・早期解決や見守り活動を推進し、地域性に合わせた支援体制を構築するためには、住民を主体とする福祉活動・ボランティア活動が必要不可欠になっています。

このため、自治会、コミュニティ、地区社協等の様々な福祉活動・ボランティア活動のネットワークを支援し、住民同士の助け合い活動が生成される環境づくりを推進します。

活動の目標

地域における福祉活動やボランティア活動の支援及びリーダー養成を実施するとともに、地区社協活動の展開を支援・促進します。

① 地区社会福祉協議会の運営支援

市内 20 地区ある地区社協の運営や活動に対して、きめ細かな支援を実施するとともに、地区社協で組織された「地区社協連絡協議会」の事務局を担います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
運営補助金の助成	20 地区社協	継続 				
会長・企画委員長会議 先進地視察研修の開催	年 1 回	継続 				
地区担当職員の支援	随時	継続 				

② 生活支援体制整備事業（再掲）

いつまでも住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、地域団体や社会福祉施設、企業、ボランティア団体等多様な主体と連携して、居場所づくり、ゴミ出しや電球の交換等のちょっとした困りごとを支える仕組みづくり等を行い、互いに支え合える生活支援体制を整備します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
生活支援コーディネーター 活動時間	5,776 時間	継続 		見直し		6,000 時間

③ 地域版住民参加型在宅福祉サービスの立ち上げ支援

各自治会単位等で、「ちょっとした困りごとを解決する」システムづくりを支援し、住民同士の助け合いを促します。高齢者世帯や障がい者世帯等を対象とした地域住民による少額有償ボランティアサービスや移動支援実証試験等、地域の実情に合わせた地域住民を中心とした支え合いの仕組みづくりに対して、検討段階からの設立支援を行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
サービス立ち上げ支援	随時	継続	→			



生活支援体制整備事業「愛鷹地区移動支援実証実験」

(3) 当事者の組織化と自立支援 「あらゆる人を地域で受け止める」

課題を抱えた人達を身近で支える介護者は、一人で悩みや負担を抱え込み、日々の生活に追われることが多くなっています。当事者も介護者も疲弊している現状があり、介護者への支援は急務となっています。

このため、介護の経験者同士、当事者同士で支え合う活動を実施している「沼津市介護家族の会」や当事者団体に対する支援を行います。

活動の目標

介護者、障がいのある人及び福祉課題を持った市民の自立を支援します。

① 沼津市介護家族の会の活動支援

家族介護者の会員同士による互助組織である「沼津市介護家族の会」の研修や情報共有、リフレッシュ交流会等の活動に対して支援を行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
昼食懇談会	年2回	継続		見直し		
介護者リフレッシュ交流会	年1回	継続		見直し		

② 認知症介護家族のための茶話会等の開催支援

認知症介護者が気軽に集まって、思いを共有できる場を提供するため、沼津市介護家族の会の会員、地域包括支援センターの職員や認知症について詳しい専門家等を交えた茶話会を開催します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
茶話会開催	年12回	継続		見直し		

③ 新たな当事者の調査

ボランティア団体、障がいのある人の当事者団体、介護家族の会、子育てサークル等、当事者団体が相互に活動内容を共有しながらつなげる場を提供する等、各団体の横のつながりを広げていきます。また、それぞれの団体が活動を発展させるきっかけをつくるとともに、当事者が問題を共有し、解決につなげる活動が望ましいと考えられる新たな問題の発見や調査、アウトリーチを促進します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
新たな福祉課題への対応	随時	継続				
ヤングケアラー啓発事業	年1回	継続		見直し		



ヤングケアラー啓発事業

3 福祉サービスの強化 ～人とサービス・環境をつなげる～



安心して生活ができる地域共生社会をつくるためには、課題を抱えた人と一緒に課題解決を検討しながら新たなサービスを生み出すことも含めた生活課題を解決する福祉活動を、市社協自らが実施する必要があります。

このため、判断能力が低下している方等に対して、権利擁護に関わる事業を実施し、安心して生活できるサービスの充実を推進していきます。加えて、低所得者や障がいのある人に対して、福祉資金の貸付や援護金支給を実施し、自立を支援する取組を行います。

また、我が国における地震、風水害等の被害が頻発している状況を踏まえ、地域住民の安全を確保するため、災害時を想定した見守り活動の組織化、ハザードマップ等を活用した避難体制づくり等、災害対応のための平時からの地域のつながりづくりを行います。

この他、市危機管理課をはじめ担当部署等と連携した災害ボランティアコーディネーター養成講座等を開催します。また、沼津市災害ボランティアコーディネーター協会とともに、高齢者、障がいのある人、乳幼児、女性、外国人等、災害時に配慮が必要な方が防災に参画することができる地域防災の拡充を促進します。

3 福祉サービスの強化 「人とサービス・環境をつなげる」	(1) 総合的相談援助活動の推進 「いっしょに考えよう」
	(2) 福祉サービス企画・運営 『あったらいいな』を形にする」
	(3) 成年後見事業の利用促進【重点活動】 「市民の権利を守る」
	(4) 権利擁護事業の推進 「自分らしく安心して暮らす」
	(5) 災害時における支援活動の整備【重点活動】 「災害に備える」
	(6) 共同募金運動の推進 「じぶんの町を良くするしくみ」

(1) 総合的相談援助活動の推進 「いっしょに考えよう」

福祉事業を推進するにあたり、相談事業の拡充を行い、広く福祉ニーズを必要としている人に対して相談機能を整備する必要があります。

このため、相談員を配置し、一般的な生活に関する悩みや健康・介護、結婚に至るまでの総合的な福祉相談機能を展開し、援助活動に努めるとともに、多方面の関係機関との連携を図り、ワンストップサービスの提供が行えるよう体制を整備します。

また、低所得や障がいを抱えながらも制度の狭間に置かれた方を含め支援を必要とする方に対して、生活福祉資金を始めとした福祉資金の貸し付け、自立支援を行います。

この他、地震、風水害、火災等により被災された方への援護事業として、見舞金の支給により緊急的な生活費の一部を支援します。

活動の目標

総合相談の実施により、相談から解決までの道筋をつくり、問題解決に向けた取組を行います。

① 福祉生活相談

市民からのあらゆる相談に応じ、適切な制度やサービスの情報提供を行い、関係機関へつなげます。また、社会情勢の変化に伴い相談内容が複雑化・多様化する中で、各種相談事業に的確な助言指導を行うため、各専門機関との連携を拡充し、相談援助システムの強化を図ります。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
相談件数	45件	継続				

② 健康・介護相談

市民が疾病や介護予防、健康増進等の正しい知識を身に付け、健康意識が高まるよう、看護師・保健師による健診結果を踏まえた保健指導の充実や、食生活の改善、運動習慣の確立等、生活習慣の改善と生活習慣病の予防に向けた各種働きかけを行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
相談件数	120件	継続				

③ 結婚相談

相談事業を中心に定期的な婚活イベントの開催やお見合いを実施するとともに、交際・成婚後の相談等、継続的な支援を行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
相談件数	244件	継続				

④ ボランティア相談（ボランティアセンターの充実強化 再掲）

ボランティア活動を「始めたい人」、「依頼したい人」や福祉施設、団体、学校等からの相談を受け、登録ボランティアグループへのマッチングを行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
ボランティア相談回数	103回	継続		見直し		150回

⑤ 生活福祉資金貸付相談

低所得者世帯や障がい者世帯等に対し、教育資金や一時的に足りない生活費等の貸付相談を行うとともに、民生委員・児童委員と連携し、各世帯の経済的自立と社会参加の促進を図り、安定した生活を実現する支援を行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
相談件数	3,251件	継続				

⑥ 権利擁護相談

弁護士、司法書士等専門職による成年後見制度の申立、相続、財産管理等を中心とした相談会を行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
弁護士相談件数	年12件	継続				
司法書士相談件数	年11件	継続				

⑦ 育児相談

サンウェルぬまづら階ふれあい交流室において、保育士による育児に関する相談を行い、悩み事を解決する方法を当事者とともに検討します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
相談件数	177件	継続				

(2) 福祉サービス企画・運営 「あったらいいな」を形にする

市民誰もが地域の中で自分らしく暮らしていくために、選択できるサービスの幅を広げるため、福祉サービスの企画・運営を行います。特に、移動や買い物の問題、ゴミ出し等に地域の困りごとに対して「あったらいいな」を生み出します。

活動の目標

福祉サービスをつくり出し、運営を行うことで、地域住民の問題解決に向けた取組を行います。

① ちょいてつサービス事業の実施（再掲）

換気扇の掃除や電球の交換等ちょっとしたお手伝いが必要な一人暮らしや二人世帯の高齢者、障がいのある人等を対象とした、登録した少額の有償ボランティア（ちょいてつさん）によるお手伝いサービスを行います。


	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
ちょいてつサービス活動時間	1,660時間 /年	継続		見直し		1,800時間 /年



② 新たなサービスの調査、研究

時代の変化やニーズの変化に合わせ、当事者が抱えている課題や、これまで制度の狭間等で潜在的課題を抱えた市民を探し出し、新たなサービスを開発するための調査・研究を行い、市民誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるための福祉サービスを展開します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
調査、研究	随時	継続				



(3) 成年後見事業の利用促進 「市民の権利を守る」【重点活動】

市社協では権利擁護を推進するため、成年後見制度の充実を図り、住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らしていくため、本人の意思に基づいた支援を拡充していきます。

このため、沼津市の権利擁護の中心となる役割を果たす「沼津市成年後見支援センター」を設置し、中核機関としての機能を発揮して、地域連携ネットワークの構築を図っていきます。





活動の目標

ひとりで決めることに不安のある方々を法的に保護し、本人の意思を尊重した支援（意思決定支援）を行います。

① 沼津市成年後見支援センターの運営

市民に対する成年後見制度の促進と適切な制度利用を推進するため、広報、相談の窓口として「沼津市成年後見支援センター」を運営します。

様々な関係機関との連携が必須であることから、ネットワーク形成を目的に成年後見制度推進協議会を開催し、運営方針や事業報告について意見交換を行います。

	現状 (令和7年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
推進委員会	年4回	継続 				
推進協議会	年1回	継続 				
ケース検討会議	年6回	継続 				
広報啓発講座	年1回	継続 				

② 市民後見推進事業の実施

市社協では、裾野市、長泉町、清水町の行政及び社協と協力し、2市2町成年後見事業推進委員会を開催します。

また、沼津市市民後見人支援センターとして、フォローアップ研修を実施する等市民後見人候補者への支援に努めます。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
市民後見人選任件数	11件	継続		見直し		20件

③ 法人後見の受任

同じ方針で継続して後見業務が継続できるように、権利擁護支援に対する意識統一を図り、受任方針の確認、業務の継続を見据えた財源の確保、効率的な職員の配置、今後に向けた人材育成のしくみ、後見業務の協力者となる専門家チームとの地域連携ネットワークの確保と拡充等、持続可能な体制づくりに努めます。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
法人後見受任件数	21件	継続		見直し		25件

Ⅲ

(4) 権利擁護事業の推進 「自分らしく安心して暮らす」

市社協では行政の制度だけでは対応の出来ない、制度の狭間に置かれた方の自立を支援するため、日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）を行います。

活動の目標

住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすため、権利擁護事業を推進していきます。

① 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力に不安があるため福祉サービスの利用の仕方が分からない人や預貯金の出し入れに困っている人等を対象に、福祉サービスの利用手続き、公共料金の支払い手続き、金銭管理の援助、書類管理等を支援することを目的に、日常生活自立支援事業を進め、専門員による相談から契約締結に至るまでの手続きや、支援員による支援活動を提供します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
利用件数	586件	継続		見直し		600件

② 地域包括支援センターの受託運営

65歳以上の高齢者が地域で安心して生活できるよう、保健、介護、福祉の三分野の専門職が連携し、介護や医療に関すること、高齢者虐待の疑いや消費者被害等のほか、日々の生活での困りごと、心配ごと等に幅広く対応していきます。

	現状 (令和7年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
相談件数	712件	継続				
介護予防教室開催数	75回	継続				

(5) 災害時における支援活動の整備 「災害に備える」【重点活動】

近年、災害による被害は拡大し、地震や風水害への対応の体制整備が必要となっており、平常時からの幅広いネットワークや支援体制の構築が重要となっています。

このため、被災時に設置される災害ボランティアセンターの運営に参画する災害ボランティアコーディネーターを養成し、支援することで災害時に対応できる支援活動を整備していきます。

また、その活動原資として、沼津市赤十字奉仕団とチャリティーバザーを共催し、収益の一部を積立て、災害に備えます。

この他、市社協の事業継続計画（BCP）の策定と見直しを行います。

活動の目標

災害に備え、地域の防災意識の高揚とボランティアへの支援と連携を強化する活動を展開します。

① 災害ボランティアコーディネーター養成講座（再掲）

災害ボランティアが全国各地から駆けつけた際に効果的に活動できるために、ボランティアの受付や活動の調整等の役割を担うコーディネーターの養成講座を開催します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
講座参加人数	28人	継続		見直し		40人

② 技術系災害ボランティアを知る講座（再掲）

災害の種別によっては床下乾燥や屋根のビニールシート掛けといった特別な技術が必要なボランティア活動があります。そのような技術系ボランティアについて学ぶ講座を開催します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
講座参加人数	17人	継続		見直し		30人

③ 災害対策準備積立金の積立

チャリティーバザー等の収益や寄付金に基づき、災害対策の準備金を積み立てます。

	現状 (令和7年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
チャリティーバザー開催	年1回	継続				
災害対策準備積立金残高	771万円	継続				1,000万円

④ 災害用資機材の備蓄

災害時の物品不足に対して、市社協独自の備蓄を進めていきます。

	現状 (令和7年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
災害用資機材購入	随時	継続		見直し		



技術系災害ボランティアを知る講座

(6) 共同募金運動の推進 「じぶんの町を良くするしくみ」

地域福祉を推進するため、共同募金会沼津市会と連携し、共同募金運動（赤い羽根募金及び歳末助けあい募金）の啓発活動を推進します。

活動の目標

地域福祉推進活動の財源である共同募金運動を推進します。

① 赤い羽根募金運動

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、さまざまな地域の福祉活動を応援します。「じぶんの町を良くするしくみ」の理解促進を図り、多くの住民が役割を持って支え合いながら生活していく地域づくりを進めます。

	現状 (令和7年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
募金手法及び協力依頼の拡大	検討	調査・研究 →		導入・運用 →		

② 歳末たすけあい運動

歳末たすけあい運動の配分金により、在宅で援護を必要としている世帯への年末の助成金及び歳末に実施される事業への助成を行います。

	現状 (令和7年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
在宅援護金及び 年末事業助成の実施	随時	継続 →				



4 市社協の基盤強化と福祉活動推進体制の整備

～頼りになる社協をめざして～



市社協の基盤を強化し、様々な福祉活動を支援するためには、体制整備、関係機関との協働の充実、福祉活動を継続的に持続していく財源の強化が必要です。

このため、会員の増強の他、福祉基金等の利用による財源の有効活用や、介護保険事業・障害福祉サービスでの人員の体制等運営の効率化を実施するとともに、多様な課題に継続的に対応するため、寄り添い型の支援体制を構築するとともに、市社協単独で地域への支援を実施することには限界があるため、法人間のネットワークの強化を図り、関係機関や団体との協働による地域福祉活動を推進していきます。

また、「重層的整備支援体制整備事業」では地域福祉コーディネーターが、地域に出向いて相談を受け止め（アウトリーチ）、相談者に寄り添った継続的な支援の充実に取り組んでいきます。

さらに、沼津市再犯防止推進計画に連動し、沼津地区保護司会と連携強化を図り、再犯防止の基盤となる活動を推進していきます。

4 市社協の基盤強化と福祉活動推進体制の整備 「頼りになる社協をめざして」	(1) 沼津市社協の基盤強化
	(2) 関係機関・団体との協働体制の強化
	(3) 重層的支援体制整備事業の強化
	(4) 沼津市再犯防止推進計画への参加

(1) 市社協の基盤強化

市社協の組織と活動の継続性を担保するため、地域の理解を促進して会員の増強を図るとともに、活動を推進する人材育成と福祉財源の確保を継続して推進します。

また、介護保険や障がいのある人への福祉サービスを展開し、利用者に寄り添ったサービスの提供と自主財源の確保に努めます。

活動の目標

財源の確保と人材育成により、組織体制を強化し、継続性を高めていきます。

① 安定した財源の確保（介護保険事業・障害福祉サービス等）

財源確保と福祉サービスの展開を図るため、介護保険事業及び障害福祉サービス等の安定した事業運営を行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
訪問介護（ホームヘルパー）	利用者 1,783人 ／月	継続		見直し		利用者 1,800人 ／月
通所介護（デイサービス）	利用者 583人／月	継続		見直し		利用者 600人／月
居宅介護支援 (ケアマネージャー)	利用者 275人／月	継続		見直し		利用者 300人／月
居宅介護 (障がいホームヘルパー)	利用者 356人／月	継続		見直し		利用者 400人／月

② 人材育成

市社協が福祉活動を展開するため、「人材育成基本方針」に基づき、専門的知識や経験を持った職員を育成します。また、人材育成の促進及び職場におけるコミュニケーションの活性化が反映される人事評価制度を進めます。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
職員研修会の実施 (全体・階層別)	年4回	継続		見直し		
外部研修会への出席	随時	継続				
スキルアップのための 資格取得支援の実施	随時	継続				
人事評価制度実施	面談、評価	継続		見直し		

③ 社協会員の増強

社会情勢の変化やライフスタイルの多様化を踏まえ、市社協を財政的に支える会費のキャッシュレス決済への対応、賛助会員限定の広報誌や会員のみ閲覧可能なホームページの作成による福祉関係の情報や動画等のコンテンツの充実化、賛助会員が受けられる新たなサービスの創出を行います。

	現状 (令和7年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
一般・賛助会員の増強	充実強化	継続		見直し		
キャッシュレス化の推進	検討	調査・研究		導入・運用		
会員限定サービス等 新たな財源確保手段	検討	調査・研究		導入・運用		

④ 指定管理者の受託

サンウェルぬまづ（ぬまづ健康福祉プラザ）と千本プラザ（高齢者等福祉世代交流活動施設）の指定管理者として、市民のための福祉拠点を運営します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
サンウェルぬまづ	指定管理 受託	継続		見直し		
千本プラザ	指定管理 受託	継続		見直し		



サンウェルぬまづ ふれあい交流室「アッスルタイム」

(2) 関係機関・団体との協働体制の強化

多くの関係機関や団体の協働により、福祉活動・ボランティア活動はより大きな力を発揮することができるため、チームワークを生み出す仕組みづくりが必要です。

このため、市社協も自前の事業だけではなく、積極的に様々な地域の福祉活動・ボランティア活動に参加し、お互いの関係を密にした協働のための体制づくりを強化します。

活動の目標

他団体との協働により、各種事業の体制を強化していきます。

① 沼津市福祉施設連絡協議会の支援

福祉施設の活動や連携を強化するため、沼津市福祉施設連絡協議会を支援します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
施設長会議	年1回	継続 				
職員研修交流会参加者数	17人	継続		見直し		30人 

② 協働体制の強化

地域住民の福祉活動を支援するため、関係機関や団体のみならず、これまで福祉に関わることのなかった企業や団体に対して、地域への貢献の意思を共有し、あらゆる団体での協働体制の強化を促進します。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
協定締結団体数	9団体	継続 				14団体

③ 他団体の会議等への参画

地域福祉を進める取組を行っている団体の会議やイベント等に参画・参加し、地域福祉の一助となるよう活動を行います。

	現状 (令和6年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
外部委員就任件数	33件	継続				35件



(株)ルネサンス・沼津市・市社協との3者協定締結式

(3) 重層的支援体制整備事業の強化

制度のはざまに陥りがちな複雑化・複合化した課題に対応していくため、沼津市において令和7年度より重層的支援体制整備事業の移行準備事業が始まりました。

市社協においても本事業をについて多くの関係機関や団体と協働し、支援の届いていない人に対する支援活動に取り組みます。

活動の目標

誰もが必要な支援につながり、安心安全な暮らしを送れるよう地域全体で支える体制の構築を目的に、重層的支援体制整備事業に取り組みます。

① アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

これまで支援につながっていなかった課題を抱える人に対し、継続的なかかわりを持つため信頼関係の構築に向け、直接出向いて対話するほか、周囲の人たちとかかわり、直接的・間接的な働きかけを継続して行います。

	現状 (令和7年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
地域に出て相談を受け止める (アウトリーチ)	受託開始	継続				



② 参加支援事業

既存の各制度の支援では対応できないニーズに対応するため、地域の社会資源等を活用し、社会とのつながりづくりに向けた支援に取り組みます。

	現状 (令和7年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
参加支援事業	内容検討	受託開始	継続			



③ 地域づくり事業

人と人、人と地域がつながり支え合うような取組が生まれやすい環境を整え、属性や世代を問わない居場所づくりに取り組む等、地域で行われている事業や活動を把握し、必要とする人や地域とつなげる等のコーディネートを行っていきます。

	現状 (令和7年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
居場所の整備	内容検討	協働開始	継続			
地域活動活性化事業	内容検討	年1件	継続	見直し		



重層的支援体制整備事業「アウトリーチセミナー」

(4) 沼津市再犯防止推進計画への参画

地域と一体となって犯罪の未然防止に取り組むとともに、犯罪をした人が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、重層的支援体制整備事業や孤独・孤立対策推進法における相談支援等を実施し、各種福祉サービスを必要とする人、サービスへのアクセスが困難である人に対し適切なサービス提供を目指します。

活動の目標

地域の社会資源を活用し、関係機関との連携強化を図り再犯防止に関する活動に参画します。

① 沼津地区保護司会との連携強化

様々な課題を抱える対象者の更生支援に当たる保護司活動を、市社協が有する様々な社会資源を活用し、地域や関係支援機関との連携強化を図りながら支援していきます。

	現状 (令和7年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
地域支援ネットワーク連携	活動内容 検討	協働開始	継続			



② 沼津地区更生保護サポートセンターの活動支援

サンウェルぬまづに開設している沼津地区更生保護サポートセンターと連携し、犯罪・非行の予防活動、更生保護関係の情報提供・相談等に取り組みます。

	現状 (令和7年度)	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
サポートセンター活動支援	活動内容 検討	協働開始	継続			



IV 資料編



1 策定経過

(1) 第5次沼津市地域福祉計画策定懇話会

【図表資－1 第5次沼津市地域福祉計画策定懇話会の開催経過】

区 分		内 容		
令和6年度	第1回	日 時	令和7年1月28日（火）	
		場 所	沼津市役所水道部庁舎 3階会議室	
		議 事	(1) 沼津市地域福祉計画について ①第5次計画の策定に向けて ②地域福祉を取り巻く環境の変化について ③市民意識調査について ④第4次沼津市地域福祉計画に係る事業実施状況について (2) 意見交換	
令和7年度	第2回	日 時	令和7年7月31日（木）	
		場 所	サンウェルぬまづ 2階大会議室	
		議 事	(1) 第5次沼津市地域福祉計画の骨子案について	
	第3回	日 時	令和7年10月29日（水）	
		場 所	サンウェルぬまづ 2階大会議室	
		議 題	(1) 第5次沼津市地域福祉計画の素案について	
	第4回	日 時	令和8年1月26日（月）	
		場 所	サンウェルぬまづ 2階大会議室	
		議 題	(1) 第5次沼津市地域福祉計画の原案について	
	パブリックコメント：令和8年2月12日～3月13日			

2 外部策定委員名簿

(1) 第5次沼津市地域福祉計画策定懇話会（構成順、敬称略）

【図表資－2 第5次沼津市地域福祉計画策定懇話会委員名簿】

No	所属団体等		役職	氏名
1	学識経験者	愛知東邦大学	教授	西尾 敦史
2	団体推薦	沼津市障がい者自立支援協議会	会長	石井 昌明
3		沼津市福祉施設連絡協議会		石川 三義
4		沼津市P T A連絡協議会	理事	海野 晃広 (第一回) 渡邊 幸子 (第二回目以降)
5		沼津青年会議所	前理事長	大川 皓平
6		沼津市民生委員児童委員協議会	会長	加藤 和幸
7		沼津市老人クラブ連合会	会長	小池 邦廣
8		沼津市自治会連合会	会長	小林 昭
9		沼津市子ども子育て会議	副会長	鶴谷 主一
10		沼津市社会福祉協議会	常務理事	中島 康司
11		沼津市青少年を健やかに育てる会連絡協議会		花島 純一
12		沼津市赤十字奉仕団	副委員長	廣田 ふみ子
13		沼津市地区社会福祉協議会連絡協議会	会長	福田 和男
14		沼津市ボランティア連絡協議会	会長	山本 勲
15		公募委員		
16				川端 馨太
17				鈴木 修司
18				三井 長次

(2) 第6次沼津市地域福祉活動計画策定委員会（構成順、敬称略）

◎委員長 ○副委員長

【図表資一3 第6次沼津市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿】

No	所属団体等		役職	氏名
1	学識経験者	愛知東邦大学	教授	◎西尾 敦史
2	団体推薦	沼津市障がい者自立支援協議会	会長	石井 昌明
3		沼津市福祉施設連絡協議会		○石川 三義
4		沼津市P T A連絡協議会	理事	海野 晃広 (第一回) 渡邊 幸子 (第二回目以降)
5		沼津青年会議所	前理事長	大川 皓平
6		沼津市民生委員児童委員協議会	会長	加藤 和幸
7		沼津市老人クラブ連合会	会長	小池 邦廣
8		沼津市自治会連合会	会長	小林 昭
9		沼津市子ども子育て会議	副会長	鶴谷 主一
10		沼津市福祉企画課	課長	高橋 義久
11		沼津市青少年を健やかに育てる会連絡協議会		花島 純一
12		沼津市赤十字奉仕団	副委員長	廣田 ふみ子
13		沼津市地区社会福祉協議会連絡協議会	会長	福田 和男
14		沼津市ボランティア連絡協議会	会長	山本 勲
15		公募委員		
16				川端 馨太
17				鈴木 修司
18				三井 長次

3 令和6年度 第51回市民意識調査結果より

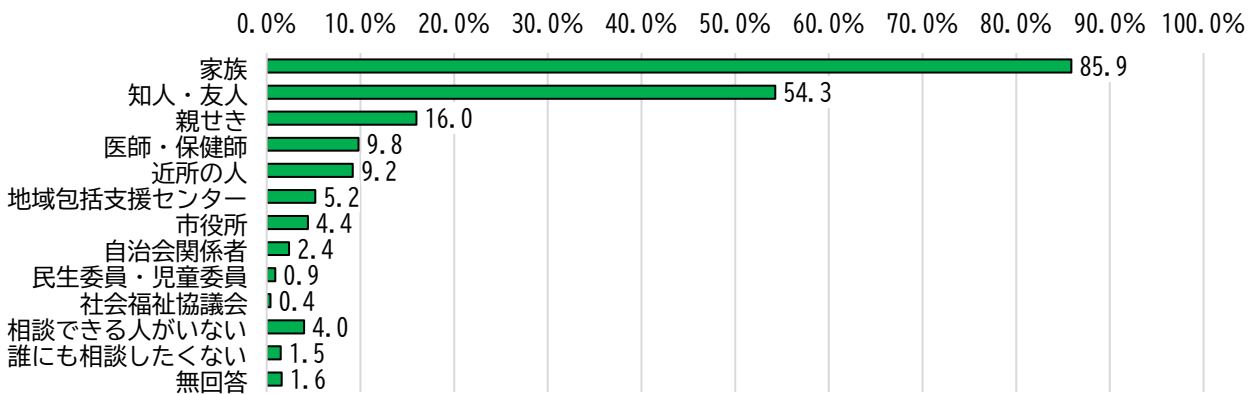
【図表資—4 第51回市民意識調査の概要】

調査期間	令和6年6月18日（火）～7月1日（火）
調査対象	満18歳以上の市民2,150人（無作為抽出）
回収結果	1,041人（男435人、女587人、その他4人、不明15人）

（1）困ったときの相談相手

困った時に相談する相手について、「家族」が85.9%と最も多く、次いで「知人・友人」54.3%、「親戚」16.0%の順となっており、身近な存在に相談する人が多いことがうかがえます。

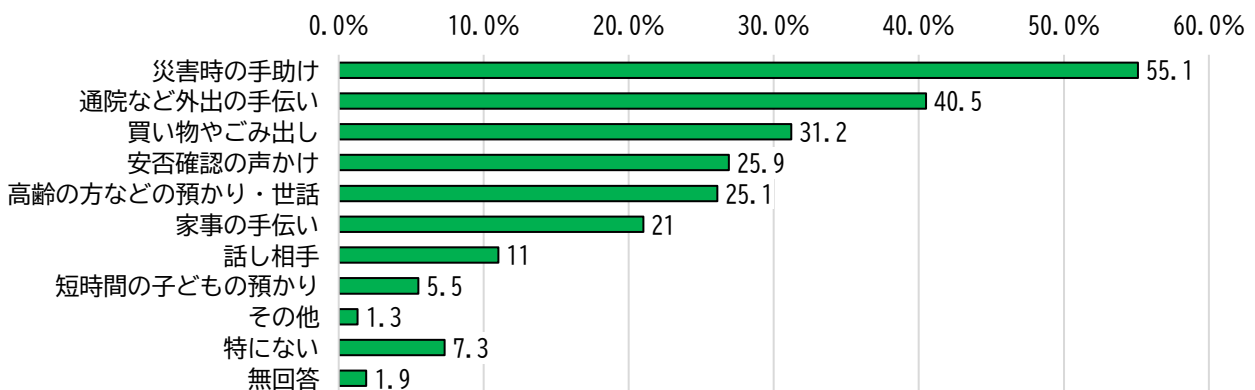
【図表資—5 あなたは毎日の暮らしの中で困った時、誰に相談しますか】



（2）困ったときに地域でしてほしいこと

困った時に地域でしてほしいことについて、「災害時の手助け」が55.1%と最も多く、次いで「通院など外出の手伝い」が40.5%、「買い物やごみ出し」が31.2%、「安否確認の声かけ」が25.9%となっており、災害時、日常生活のいずれにおいても地域でのかわりが求められています。

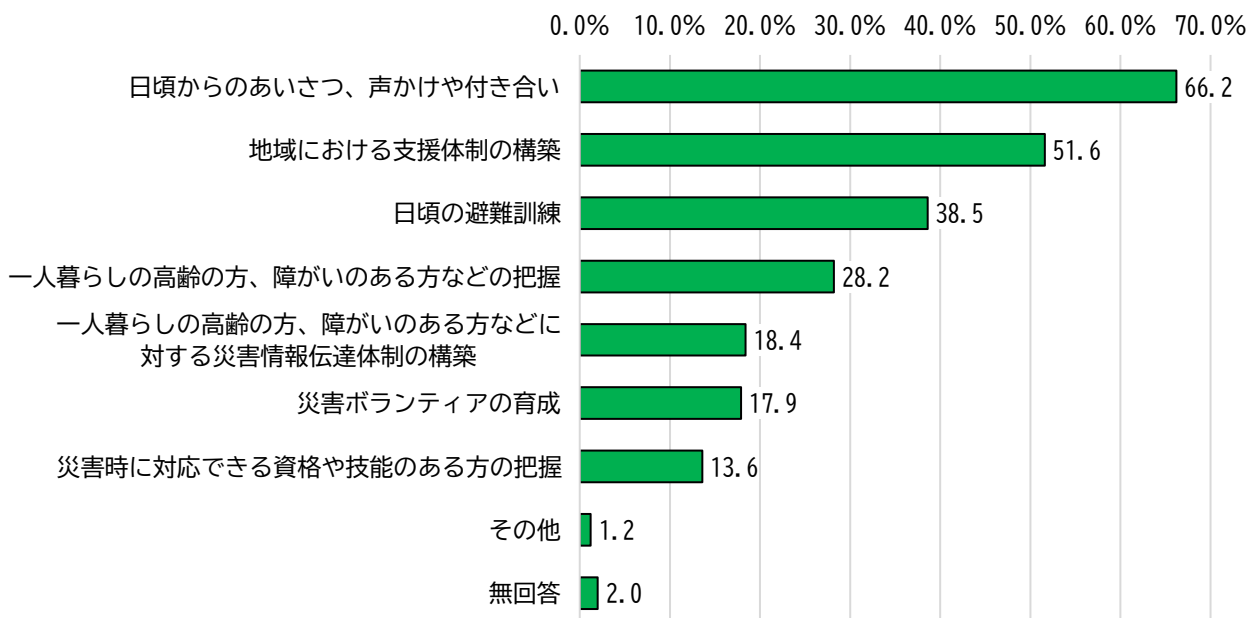
【図表資—6 あなたは自分や家族が高齢や病気、事故などで日常生活が不自由になったとき、地域でどのようなことをしてほしいですか】



(3) 災害時に向けた取組について

災害時における地域の助け合いを行ううえで必要なことについて、「日頃からのあいさつ、声かけや付き合い」が66.2%と最も多く、次いで「地域における支援体制の構築」が51.6%、「日頃の避難訓練」が38.5%となっています。

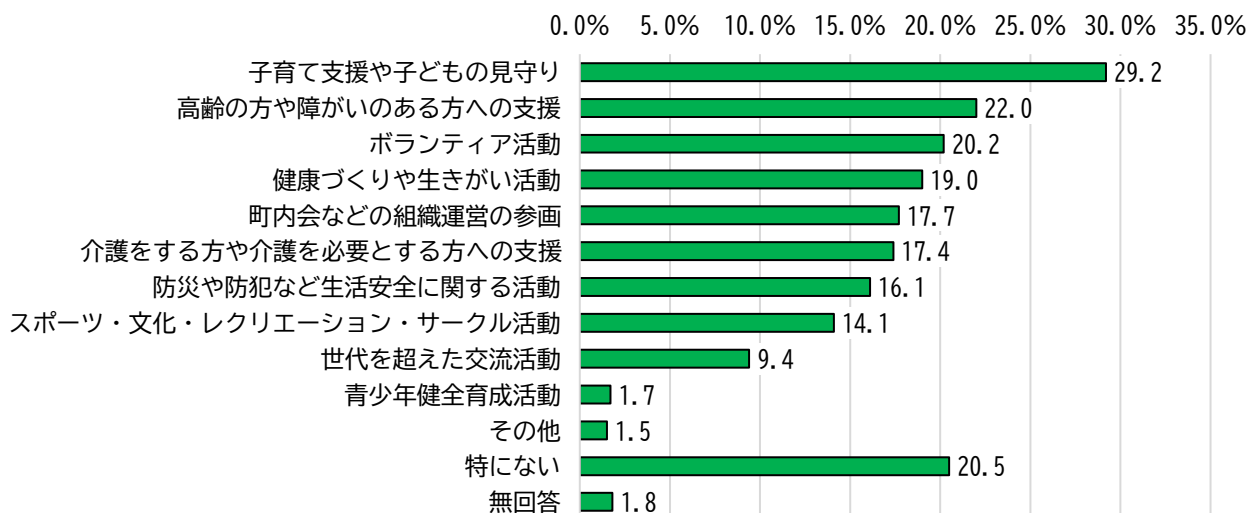
【図表資一七 南海トラフ地震が心配される中で、災害時における地域の助け合いは非常に重要なことです。あなたは災害時の助け合いを行う上でどのようなことが必要だと思いますか。】



(4) 地域住民として参加できる活動について

地域住民として参加できる活動は、「子育て支援や子どもの見守り」が29.2%と最も多く、次いで「高齢の方や障がいのある方への支援」が22.0%、「ボランティア活動」が20.2%となっています。

【図表資一八 あなたは地域の助け合いや福祉活動を進めるために、地域住民としてどのような活動に参加できると思いますか。】



4 地域福祉座談会の概要

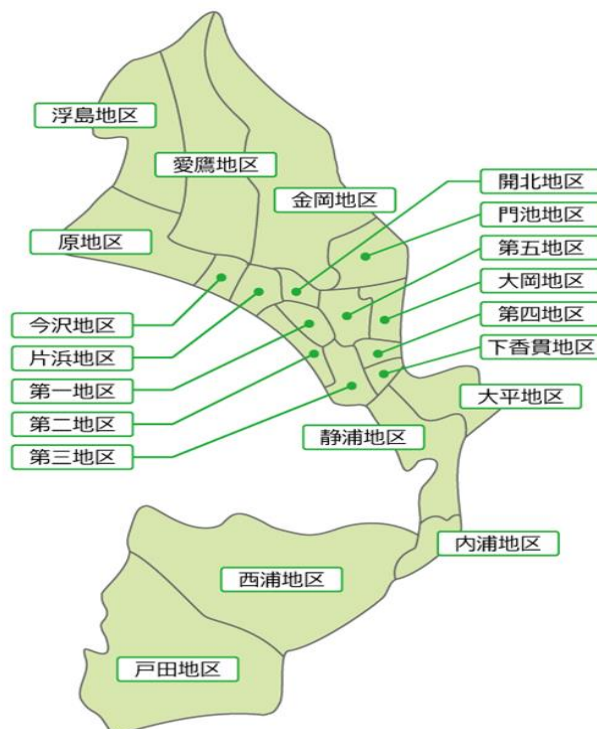
(1) 開催概要

令和7年2月から令和7年6月にかけて、市内の地区社会福祉協議会を対象に地域福祉座談会を実施しました。

開催経過は以下のとおりです。

【図表資一9 地域福祉座談会の開催経過】

年度	開催日	地区社協	年度	開催日	地区社協
令和6年度	令和7年2月4日	原地区	令和7年度	令和7年5月18日	静浦地区
	令和7年2月13日	第三地区		令和7年5月24日	下香貫地区
	令和7年2月15日	大岡地区		令和7年5月27日	門池地区
	令和7年2月21日	戸田地区		令和7年6月11日	愛鷹地区
	令和7年2月22日	第二地区			開北地区
	令和7年3月2日	第五地区			今沢地区
	令和7年3月11日	西浦地区		令和7年6月14日	内浦地区
	令和7年3月13日	浮島地区		令和7年6月21日	大平地区
	令和7年3月16日	金岡地区		令和7年6月24日	第四地区
	令和7年3月19日	第一地区			
	令和7年3月24日	片浜地区			



(2) 意見の概要

各地区社会福祉協議会において、(1) 地域福祉の理想のイメージ、(2) 現在取り組んでいることとその課題、(3) 課題の解決に向けての3項目についてヒアリングしました。

いただいた意見の概要は以下のとおりです。

① 原地区社会福祉協議会

原地区の人口、世帯数	・人口：18,179人 ・世帯数：9,073 ・高齢者人口割合：34.0%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 一人のひとが地域の役をいくつも受けることや防災訓練をやってもことも出てこないなど地域のつながりが希薄化しないよう、地域で各々が協力しあい、継続して次世代の担い手を育てられるような地域。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> 特定の人だけの協力だけでは限界があり、現状、今ある事業をこなしていくのが精いっぱい、新しいことを実施する余裕がない。 大きな行事だけでなく、ボランティアや企画委員が小さなこともやっており、地区社協にはそういうところにももっと関わってほしい。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政の縦割りが地域にも縦割りを持ち込んでいる。それぞれに縛られるので展開が難しい。 包括は高齢者以外の相談（ソーシャルワーク）をやっていることを知らなかった。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員の成り手不足は深刻。他県のように福祉委員（次の民生委員を担う人）の制度を作ったほうがいいのでは。次の成り手がくっついてくる制度を。 地区社協単独でやるのは難しい。他の地区社協がどのようなことをやっているのか知りたい。

② 浮島地区社会福祉協議会

浮島地区の人口、世帯数	・人口：4,485人 ・世帯数：2,174 ・高齢者人口割合：35.7%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 本地区では、高齢化率が36%であり、一人高齢者世帯になってしまうと移動や食事等の不安があり、歳をとっても、そのような不安がなく生活できる地域。 (見守りの訪問活動など小地域福祉ネットワーク活動が充実した地域)
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者情報の把握や65歳以上の高齢者を対象としたライングループを作成し、地域の行事や包括からのお知らせを送信しており、現在45人の登録があり、登録上限数の100人まで増やしたい。 整形外科に通っている人は歩いて移動できないなど、4年前のアンケート調査で本地区では病院への移動に困っている人が多いことがわかった。 地区センターから遠くに住む人は交通の便が悪く、サロンに来ることができないため、サロンの送迎を福祉施設の協力を得て行っているが、軽自動車2台のため、一度に多くの人を乗せることができない。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 藤枝市では自治会長が中心となって移動支援を行っている。こういう取組はよいと思うが、依頼の電話が鳴りっぱなしで、かなり大変そうだった。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> 以前、スマホ教室を2回開催した。1回目は〇〇ガス、2回目は〇〇高校が講師となった。特に〇〇高校の時はたくさんの生徒が来てくれて、マンツーマンで教えてくれた。

③ 愛鷹地区社会福祉協議会

愛鷹地区の人口、世帯数	・人口：14,275人 ・世帯数：6,784 ・高齢者人口割合：31.1%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもから高齢者までが交流できる、安心・安全で住みやすい地域。 ・新しい地区センターを中心とした「居場所づくり」の推進。 ・サロン活動を通じた見守り・つながりづくり。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍でサロン活動を中止したが再開に向けて取り組み中。 ・高齢化が進み、担い手不足が顕著。 ・地域交流の場が減少（井戸端会議のような文化がなくなった）。 ・自治会や連合会からの離脱が増えている（連携の希薄化）。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 サロン活動 <ul style="list-style-type: none"> ・各自治会で実施（社協からの支援あり）。 ・参加者には抽選・参加賞を提供し、参加を促進。 ・「居場所づくり」として、避難所的役割も見据えている。 2 ボランティア育成 <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代の参加促進に力を入れ始めている。 3 世代間交流の促進 <ul style="list-style-type: none"> ・地区センターの活用で、こどもや高齢者が自然に関われる空間づくりを目指す。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自治会の離脱問題 <ul style="list-style-type: none"> ・一部の自治会が連自治会・社協等から脱退。 ・住民、とくに高齢者が脱退を知らず、支援から取り残される懸念。 ・アンケートの取り方にも課題（脱退ありきの内容との指摘）。

④ 片浜地区社会福祉協議会

片浜地区の人口、世帯数	・人口：9,486人 ・世帯数：4,779 ・高齢者人口割合：32.4%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・片浜地区社協の理念は「人と人がつながりあえる地域」。 ・自治会ごとにこの活動ができれば。 ・こどもの活動を充実させる。あらゆるこどもを受け入れる体制。 ・ボランティアという名の強制ではなく自発的なボランティアになる。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・つなぐ人がいない。自治会も社協も民生委員も人が見つからずに困っている。 ・リーダーがいないと動かない。 ・子ども食堂には難しい家庭環境の子もやってくる。学校には行かないが、ここには来てくれて、学校の先生も驚いている。 ・給食サービスは中学生も手伝っている。ボランティアは楽しく負担感なくやっている。 ・包括の健康講座は自治会単位でやっている。 ・とにかく人集め（担い手集め）が一番大変。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区社協の役員はあて職ではだめ。できる人ができる時にできることをする！ ・自治会の中身が変われば、人が来てくれるかも。 ・こどもの居場所ではこどもを客にしてはだめ。一緒に料理を作るなど役割を与える。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浜の掃除はつらい労働。

⑤ 今沢地区社会福祉協議会

今沢地区の人口、世帯数	・人口：5,883人 ・世帯数：2,989 ・高齢者人口割合：36.6%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・多世代、多文化が共存できる地域。 ・地域内の支援ネットワーク強化。(高齢者・外国人・一人親家庭などへの支援)。 ・住民の「ちょっとした困りごと」を地域で助け合う仕組みづくり。 ・将来的には、外国籍住民も含めた交流・参加の仕組みが必要。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ベトナムを中心とした外国籍住民の増加。一戸建てを購入するなど、地域に根付く傾向。自治会への未加入や情報伝達の困難(言語の壁)が課題。 ・一人暮らし高齢者の増加により、買い物困難、ゴミ出し、病気時の対応等の課題が深刻。 ・地元の小学校ではこどもが1クラス分しかおらず、他学区からの越境通学が30%以上。 ・学区の境界が地域コミュニティの分断要因に。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国籍や世代を越えた交流。 ・「ちょいてつ」などの見守り・サポート事業があるが、地域の人手不足で十分な展開ができていない。 ・現状では実現が難しくても、5年・10年後を見据えて段階的に取り組むべき。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりを強化するには、生活基盤としての教育制度の見直しも必要。 ・学区や自治会など、地域基盤となる制度の見直しと調整が必要。

⑥ 金岡地区社会福祉協議会

金岡地区の人口、世帯数	・人口：21,718人 ・世帯数：10,971 ・高齢者人口割合：29.9%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が、地域の公会堂など身近なところでサロンに行ける。 ・高齢者と若い人の家を交換。 ・地域の中で生きがいができるように。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・世代交代が上手くいっていない。50～60代を掘り起こしたい。 ・サロンに来られない人、関りを拒否する独居の人。 ・小さくても集まれる場が欲しい。みんな、集まれば喜ぶ。 ・子ども会が何をやっているのかわからない。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・花壇の整備。子ども会を巻き込んで、横のつながりを作る。 ・こどもと大人の居場所づくり。居場所を増やしていく。 ・取り組みやすいところから取り組んでいくことが大事。 ・50代からの認知症の周知と予防。孤立を防ぐ。外へ出て仲間を作る。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家の活用のための制度、補助金。 ・公会堂のバリアフリー化。 ・花壇の整備に、沿道の企業の協力。 ・孤独死が発生しているので、独居の人のケアをどうすればいいか。

⑦ 門池地区社会福祉協議会

門池地区の人口、世帯数	・人口：17,026人 ・世帯数：8,058 ・高齢者人口割合：27.0%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・門池地区全体の幸福度向上を目指す。 ・介護予防と生活支援の充実を目的とした地域包括ケアシステムを推進する。 ・自治会単位での小地域福祉活動の展開。 ・5年後を目標に地域住民が自ら考え、実践できる福祉活動の実現する地域。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会長が1年で交代するため、継続と蓄積が難しい。 ・熱意ある人材の定着が難しい。 ・現在活動しているボランティアが70歳以上で高齢化が進んでいる。 ・地域福祉活動を防災・減災活動へ連携させている。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若い世代に対する参加促進を働きかけし、担い手育成と地域への愛着形成を図る。 ・隣近所の情報共有。 ・フレイルチェックのような具体的な評価指標の活用。 ・限られた地域資源や予感の効果的活用のため、選択と集中による効率的な資源配分。 ・ポイント制やマイレージといった特典の活用。 ・地域コミュニティ全般として福祉をとらえる視点。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の募集方法では限界がある。 ・地区センターに来られない住民への支援。

⑧ 大岡地区社会福祉協議会

大岡地区の人口、世帯数	・人口：19,419人 ・世帯数：9,571 ・高齢者人口割合：27.0%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画を基に、横のつながりの連携がしっかりした地域。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・10年先に独居率が20%となる。個人情報への壁があって独居の人の情報が手に入らない。 ・高齢者の見守りをするにあたって障害となっている。他の地区のやり方を教えてほしい。 ・大岡は部署ごとにしっかりやっている。横のつながりの連携を深めて一緒に活動できると地区社協の活動も広がるのでは。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・孤立・孤独、認知症、自組織だけの活動は限界となっている。見守り活動も限界。困りごとは包括に相談している。つながり連携して活動する、そういうつながりを大切にしていきたい。 ・移動手段の課題がある。買い物、ゴミ出し、サロン・投票所への移動。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大岡は広く、地区センターでの集中開催は難しくなっている。地区社協から自治会へサロンを渡していきたい。補助金を自治会におろそうかと考えている。 ・大岡団地で、包括が見守りをしながらフレイル予防やサロンをやっている。こういう取組をモデルとして、自治会に広めていきたい。 ・企画委員長だけの会合開催。他の地区社協が何をやっているのか知りたい。

⑨ 第一地区社会福祉協議会

第一地区の人口、世帯数	・人口：5,932人 ・世帯数：3,402 ・高齢者人口割合：33.8%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・第一地区はコミが社協に行事を任せている。納涼祭、コミ祭、あつまれだいいち等。ボランティアの力が大きい。これからも続けていく。 ・こどもから高齢者が来ることができる居場所が地域で増えていく。 ・買い物難民の問題はないので、こどもの福祉に重点を置いていく。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・取組を続けるための人とかかわりやつながり。人が必要。 ・第一地区の13町内のうち2町内が連合を抜けた。若い人にコミの活動に関わってほしい。 ・今年の第一小学校の卒業生は50人、新入生は19人。こどもが少ない。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動にはあらゆるところからの寄付を駆使して活用する。 ・やる方法を変える。形を変え、年を取ってもできるように。 ・高齢者が自ら動くように、高齢者の意識を変える。 ・駅前のマンションには高齢の夫婦が住んでおり、若い世帯が少ない。 ・健康のため、高齢者が社会参加をし、外に出てもらう。 ・三世代交流を意識した活動。 ・高齢化したサークルが解散しても、形を変えて続けていく。 ・避難所運営を行い、高齢者と中学生ボランティアが参加する。自助が大切。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前の再開発でこどもが増えてくれれば。 ・児童公園の整備。まちづくりをして、若い人が増えてほしい。

⑩ 第二地区社会福祉協議会

第二地区の人口、世帯数	・人口：7,654人 ・世帯数：4,206 ・高齢者人口割合：39.8%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のネットワークが構築され、地域皆が各々役割をもち、組織として活動でき、後継者が育っていく地域。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進み、高齢者のみの単身世帯や夫婦のみ世帯が増加している。民生委員が実態把握をしているが、どんなことに困っているのか吸い上げられない。 ・地域の高齢者の受け皿であった老人会が廃止・活動休止となっている。どのように再構築していくかが課題。 ・男性が地域に出てこない。かかわりを拒否する。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人会の再構築は、女性が元気なので、組織が立ち直せれば活動できる。 ・集まる場所と役割があれば、人は集まる。 ・後継者を育てる。キーパーソンを見つけて育てる。 ・40～50代が所属するソフトボール部がある。これに参加している人が、後々、地域の役員を担ってくれている。地元の人々のネットワークづくりが大切。 ・千本小学校の跡地利用。避難所でもあり、今後も地域住民が利用できるようにしてほしい。

⑪ 第五地区社会福祉協議会

第五地区の人口、世帯数	・人口：10,968人 ・世帯数：6,004 ・高齢者人口割合：35.0%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の住む町内会では老人会、子ども会ともに活動しており、この状態を維持していくことが理想。 ・地域のこどもを育て、若者が地域とかかわりを持ち、ゆくゆくは自治会の活動者となる。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・第五地区はこどもや学校が多い一方、独居高齢者も多い。 ・貧困家庭は外から見づらい。 ・地域活動の後継者の問題。団塊の世代が引退した後は、やる人がいないのでは。 ・地区開催の敬老行事の際、参加者の情報はもらえなかった。個人情報守秘義務はあるが、ある程度は共有してもらえないと、福祉活動はままならない。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助けを必要としている人に対して声をかける。 ・助けあいの精神の啓発活動。 ・普段から住民の横のつながりを作っておく。 ・自治会を抜ける人が多い中、メリットのある自治会づくり、楽しい環境づくりを行う。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の役員は昼間働いている人が増えた。土日は活動できても平日は活動できない。 ・市社協や包括の力を借りる。 ・市のまちの識者や講座開催支援の制度を活用する。

⑫ 開北地区社会福祉協議会

開北地区の人口、世帯数	・人口：8,549人 ・世帯数：4,746 ・高齢者人口割合：28.1%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・「誰もが楽しく過ごせる地域」。 ・特に高齢者が孤立せず、家から出て人と交流できる場づくりが大事。 ・「おしゃべりサロン」や「町の駅」など既存の活動が一定の効果を持っているが、さらなる取組が必要。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・特に「外出しない」「人と会わない」ことによる心身の衰えが懸念される。 ・買い物弱者への対応が課題（近隣スーパーの閉店など）。 ・「さくら祭り」などを通じた交流が活発だが、雨天中止などの課題も。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ・声かけ・見守り。 ・日々の「気かけあい」による安心感の創出。 ・買い物のついでに声をかけて届ける、困っていそうな人に声をかけるなど。 ・お茶飲み会、サロン、朝の体操、掲示板などの自主運営。 ・地域の情報発信。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政と社協、地域団体、住民が連携して「支え合いの地域づくり」が理想。 ・大型店舗の閉店や近隣スーパーの減少により、買い物難民が増加。 ・地域だけでは移動販売の継続や交通手段の確保が困難。

⑬ 第四地区社会福祉協議会

第四地区の人口、世帯数	・人口：9,115人 ・世帯数：4,660 ・高齢者人口割合：33.5%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅の近くで気軽に立ち寄れる小規模な居場所（昔話、談話、体操）。 ・災害時に助け合える顔の見える関係性のある地域。 ・こどもや高齢者が安心して過ごせる、笑顔があふれる地域。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<p>1 個別・集団支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別支援：見守りネットワーク活動（2012年から継続） ・集団支援：健康体操、ハツラツ教室、ノルディックウォーキング等 <p>2 地域の居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ほっこりかぬき」など、身近な場所に誰でも集まれるサロンの拠点の創出。 ・交流の中で孤立防止、災害時の避難所としての可能性も意識。 <p>〈課題〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢化の進行、特に買い物困難者が増えている（中瀬町では店がない現実）。 ・担い手不足、高齢化により活動の維持が困難、60代・70代世代の協力を得る必要がある。 ・移動手段の制限、バス路線の不便さ、徒歩圏外にある施設・店が多い。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足。60代・70代世代の協力を得る必要がある。 ・買い物不便対策として、公民館に移動販売車を招致（週2回）。 ・「できる人がいない」ではなく、「関われる機会や声掛けがない」ことが課題。 ・地域のつながりが災害時の助け合いにつながることへの認識の共有。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動手段の限界。バス路線の維持や見直し。 ・徒歩圏内の店舗。

⑭ 第三地区社会福祉協議会

第三地区の人口、世帯数	・人口：8,915人 ・世帯数：4,680 ・高齢者人口割合：34.9%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもから高齢者まで、みんなが元気に過ごせる地域。 ・最期まで自宅で暮らせる、生涯現役で誰もが役割をもっていきいき暮らしたい。 ・隣近所で協力できる、声を掛け合える地域。 ・次の世代が住み続けたいと思う魅力ある地域。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・町の駅我入道のような地域の居場所づくりに取り組んでいる。 ・第三地区は広いので、我入道まで来られない人もいる。もっとたくさん居場所がほしい。 ・昔から住み続けている人が多い分、声のかけあいが今でもある。 ・第三中地区は転入者が多く、他人に関心が薄い。少子高齢化。若い人の働き場がない。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区内の賛同してくれた通り沿いの家の敷地内にベンチを置く。 ⇒散歩している人が多いので、ベンチで休憩し、そこが居場所になる。 ・地区内の畑をみんなの畑にして、みんなで野菜などをつくる。 ⇒そこが居場所になる。 ・多世代がつながれる居場所（イベント）を開く。 ⇒町の駅我入道を夏休み期間に開き、イベントを開催する。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベンチを置くには、ベンチ購入代など、資金面の調達が必要。 ・道路の使用許可など法的な確認が必要⇒行政手続きは、住民だけでは難しい。

⑮ 下香貫地区社会福祉協議会

下香貫地区の人口、世帯数	・人口：10,646人 ・世帯数：5,217 ・高齢者人口割合：32.5%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを中心とした活動を継続し、将来の地域を担う人材育成を目指す。 ・子ども時代の地域活動体験が、将来親になった時の参加意識の向上につながる。 ・地域住民が自然に助け合えるよう、普段からのコミュニケーションを重視し、認知症の方等への適切な対応をみんなで行える地域を目指している。 ・祖父母と同居しない子どもが多いので、行事を通じて子どもたちと高齢者が交流し、心豊かに育つ環境を作りたい。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・5～10年先は役員が交代しているため、現在の役員は3～4年スパンで現実的な計画を検討している。 ・各種イベントを実施しているが、地区センターへのアクセスや駐車台数の問題で参加しにくい状況が生まれている。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区センターの敷居の高さを解決するためのPR活動実施。 ・災害時の共助や地域の防災力向上のため、日頃の声掛けやあいさつなど近所付き合いを大切に地域づくりを行う。 ・できるときにできる人ができることをやる。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平日昼間、地域に残った高齢者と子どもたちだけでの災害対応や避難所運営は難しいのではないかと。 ・避難訓練が形骸化しており、消火器訓練や備蓄倉庫見学といった実践的な内容を検討するにあたり、関係機関の協力が必要だと思われる。

⑯ 大平地区社会福祉協議会

大平地区の人口、世帯数	・人口：3,477人 ・世帯数：1,576 ・高齢者人口割合：40.7%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の地域住民による迅速な支援（例：床下乾燥や高齢者宅の片付け）に象徴されるように、地域内で自然と助け合いができる風土を継続・発展させたい。 ・サロン活動や見守り活動などを今後さらに拡充し、高齢者の居場所づくりと孤立防止を進めたい。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターが窓口となり、福祉専門職と地域団体との連携を促進している。しかし、個人情報の取り扱いに関する不安や制限が大きく、情報共有が限定的。 ・夏祭り、運動会、敬老会などの行事を自治会と協働で実施している。担い手の高齢化・減少により、行事の準備や運営が困難に。また、子どもが減少し、かつてのような多世代交流が成立しにくくなっている。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校、包括支援センター、民生委員、自治会などが横のつながりを強め、互いの役割や動きを知る。 ・ボランティアや委員活動を「できる人が、できることを、できる時に」というスタンスで呼びかける。 ・サロンなど「集まる場」の形式を多様化し、「来やすい・関わりやすい場」を工夫する。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担い手不足・高齢化など構造的な課題への対応には、自治体の支援や中間支援組織の関与が必要。 ・高齢者名簿作成のための個人情報収集に限界がある。

⑰ 静浦地区社会福祉協議会

静浦地区の人口、世帯数	・人口：4,849人 ・世帯数：2,569 ・高齢者人口割合：42.7%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・6自治会それぞれ福祉グループを作り、地区ごとに福祉活動や災害対策を進めたい。 ・各单位自治会で楽しい活動（カラオケ、おいしいお弁当での集まり等）を増やし、明るいコミュニティにしたい。 ・コロナ以降中断しているお祭りや歓送迎会等行事を再開したい。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・年3回の防災訓練実施。避難場所は周知されているが、急な坂が多くてたどり着けない高齢者がいる。 ・役員のなり手が不足しており、本来任期が2年なところ連続して担っていただいて5年、10年続けている人もいる。 ・人口減少により自治会や組の運営が困難になりつつあり、活動が縮小している。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動を維持するため、組の合併や再編成を検討している。 ・つながりの場所は大事であり、楽しく集まれる場所、そういう静浦地区であってほしい。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会だけでのコミュニティ運営は限界があるため、NPOやボランティア、企業など多様な主体の協力が必要となってきた。 ・食事の勉強会等の活動は、講師が静浦地区外から来ている。

⑱ 内浦地区社会福祉協議会

内浦地区の人口、世帯数	・人口：1,445人 ・世帯数：752 ・高齢者人口割合：48.5%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が増える中で、「一人になっても、安心して暮らせる地域」。 ・高齢者の孤立を防ぎ、見守りや声かけなどの温かいつながりがある。 ・包括支援センターや福祉サービスとの連携で、在宅でも安心して暮らせる仕組み。 ・無理なくできる範囲で行事や活動が再開され、世代間交流やつながりを育てる。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域団体による支え合い活動 <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、婦人会、民生委員などが連携し、安否確認や声かけなどの支援活動を継続。 ・地域を支える中心メンバーも高齢化し、担い手の継続が困難に。 2 地域行事の再開・工夫 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で中断していた行事や集まりを、工夫しながら少しずつ再開。 ・働き世代や若者が地域活動に関わる機会が限られている。 ・「できる人が、できることを」の姿勢がある一方で、実際に参加する層が固定化されている。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「活動」＝「義務」ではなく、「やってみたい」「誰かの役に立てる」気持ちを大事にする。 ・経験者の知恵や工夫を伝え合い、「参加してよかった」と思える雰囲気づくり。 ・自治会広報や掲示板、SNSを活用して、「つながりが見える地域」へ。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許を返納した高齢者が移動手段に困っている。 ・路線バスやタクシーの本数減少により、通院・買い物・外出が困難になっている。 ・地域内の見守り機能だけでは限界がある。

⑱ 西浦地区社会福祉協議会

西浦地区の人口、世帯数	・人口：1,385人 ・世帯数：665 ・高齢者人口割合：50.8%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化率 50%超、バスの便数に減少、交通の不便により車が無いと生活できないことを対策した地域。 ・ICT時代を背景に、同報無線をメールでの周知への切り替えなど、利便性に富んだ脱アナログ地域。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・久連地区では毎週火曜日に包括の職員がサロンを開催し、ゲームや脳トレを行っている。高齢者は遠くまでの移動はできないので、歩いて行ける距離にサロンがあれば。 ・9地区で行っている見守りネットワークの見守り側の担い手不足。 ・こども、若い人がいない。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICTへの取組。高齢者向けスマホ教室の開催。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ICT補助金があるとありがたい。 ・仕事がないので若い人がいない。在宅ワークには格好の地域。空き家ネットワークを作って、空き家の活用をしてほしい。 ・働くところ、仕事に見合った収入が無いと人が定着しない。 ・市が縦割り。産業全体で一丸になってやればよい方向に進むのでは。 ・人が増えればいろいろ解決するのは。 ・地元を一緒に盛り上げてくれる企業があれば、支援してほしい。

⑳ 戸田地区社会福祉協議会

戸田地区の人口、世帯数	・人口：2,352人 ・世帯数：1,299 ・高齢者人口割合：58.2%
テーマ	主な意見等
(1) 地域福祉の理想のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協で行っている活動が軌道に乗ってきている。今後は移動支援をやる。 ・独居高齢者を見守りする体制づくり。
(2) 現在取り組んでいることとその課題	<ul style="list-style-type: none"> ・戸田は介護サービスが乏しく、サービス調整できない状況。地区社協の活動を通して、高齢者の生活をつなげていきたい。 ・何か困りごとがあったときに気軽に相談できる体制があるとよい。
(3) 課題の解決に向けて	<p>【自分たちでできそうなこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いつまでも戸田に住み続けたいという人を支援する。そのためにも縦のつながりが必要で、顔の見える関係を作りたい。 <p>【自分たちだけではできないこと】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の人やサロンに来ない人の把握。 ・移動支援に関する補助金交付や車両の協力。 ・サロンや地域に出てこない男性を外に連れ出す仕組みづくり。 ・専門職が介護教室を開いて、住民に介護技術を伝授する。

5 地域福祉の担い手、団体・事業所向け調査の概要

(1) 実施概要

計画の策定にあたり、地域福祉の担い手や福祉関係の団体・事業所に対して、地域活動や社会貢献活動への取組等に関するアンケートを実施し、本市の地域福祉に関する現状を分析しました。

【図表資－10 地域福祉の担い手、団体・事業所向け調査の実施概要】

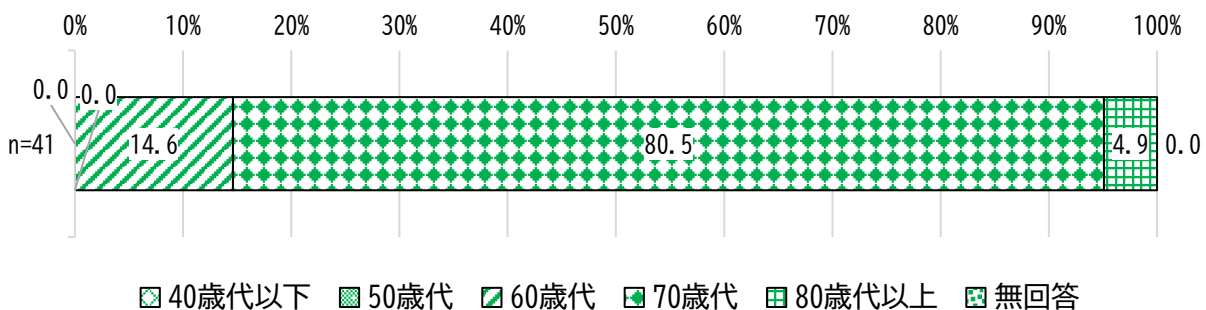
調査対象		配布数	回収数
担い手	民生委員・児童委員、保護司、更生保護女性会	48件	41件
団体・事業所	沼津市福祉施設連絡協議会会員、サンウエルぬまづ利用団体	72件	47件

(2) 担い手調査結果の概要

① 担い手の年齢

回答者の年齢について、全体では60歳以上のみとなっています。

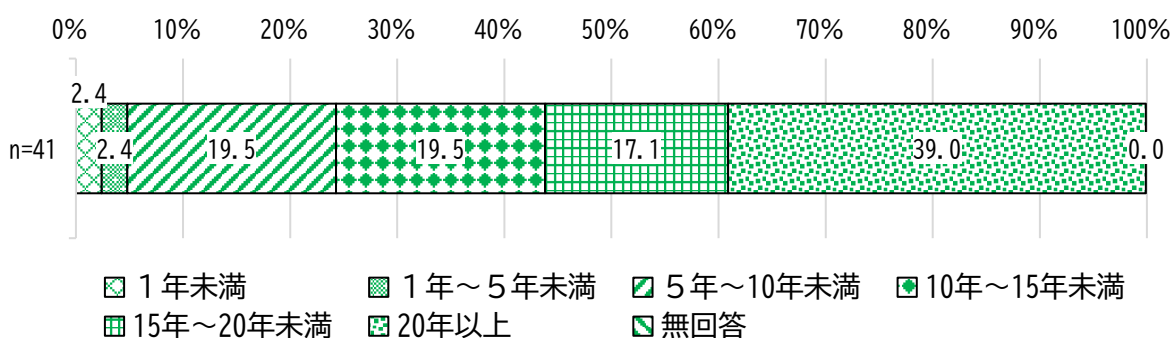
【図表資－11 回答者の年齢】



② 地域福祉活動に携わってきた期間

地域福祉活動に携わってきた期間について、“15年以上”が半数を超えています。

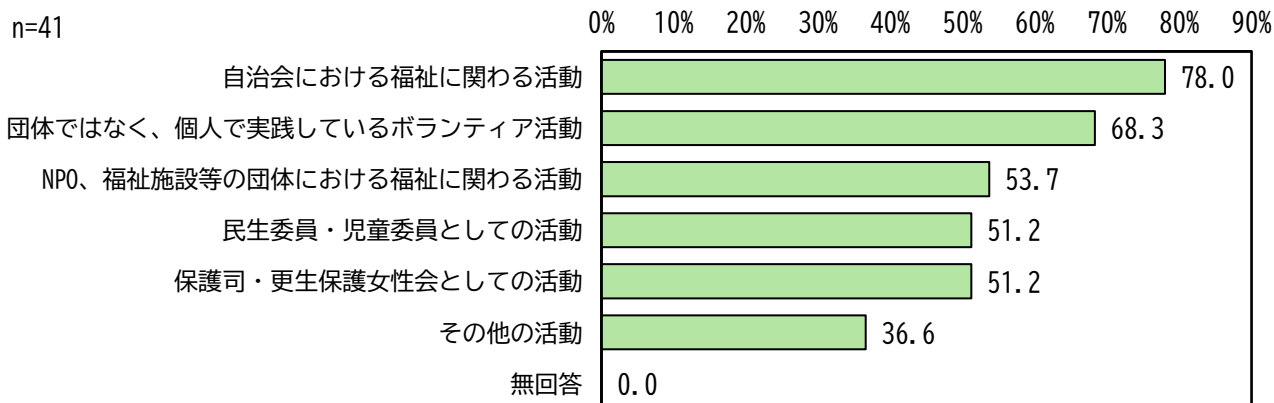
【図表資－12 地域福祉活動に携わってきた期間】



③ 携わっている（携わっていた）福祉活動

携わっている（携わっていた）福祉活動について、「自治会における福祉に関わる活動」（78.0%）や「団体ではなく、個人で実践しているボランティア活動」（68.3%）の割合が高くなっています。

【図表資－13 携わっている（携わっていた）福祉活動】

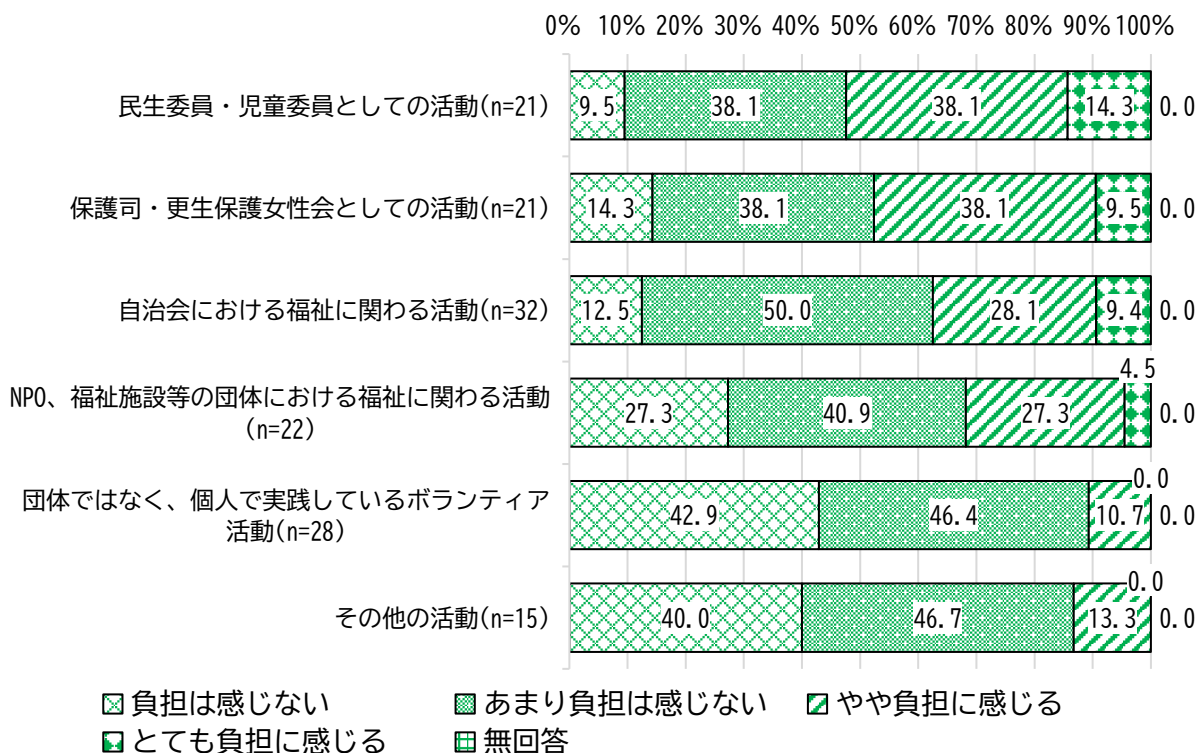


※回答者に「民生委員・児童委員」と「保護司」を兼任している方がいるため、複数回答として集計している

④ 福祉活動への負担感

福祉活動への負担感について、“負担に感じる（「やや負担に感じる」+「とても負担に感じる」）”の割合が最も高くなっているのは「民生委員・児童委員としての活動」（52.4%）となっています。

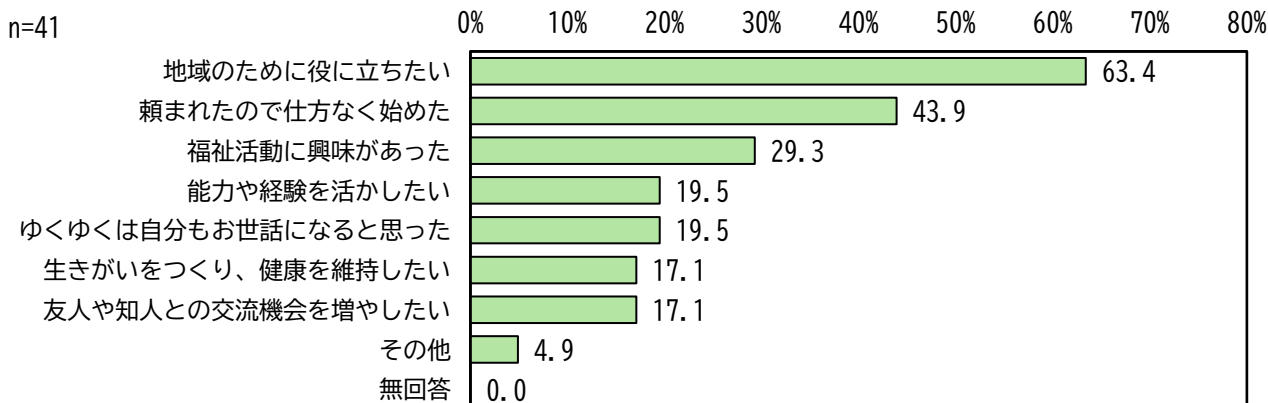
【図表資－14 福祉活動への負担感】



⑤ 地域福祉活動を始めた動機

地域福祉活動を始めた動機について、「地域のために役に立ちたい」の割合が63.4%と最も高くなっていますが、2番目に回答割合が高いのは「頼まれたので仕方なく始めた」(43.9%)となっています。

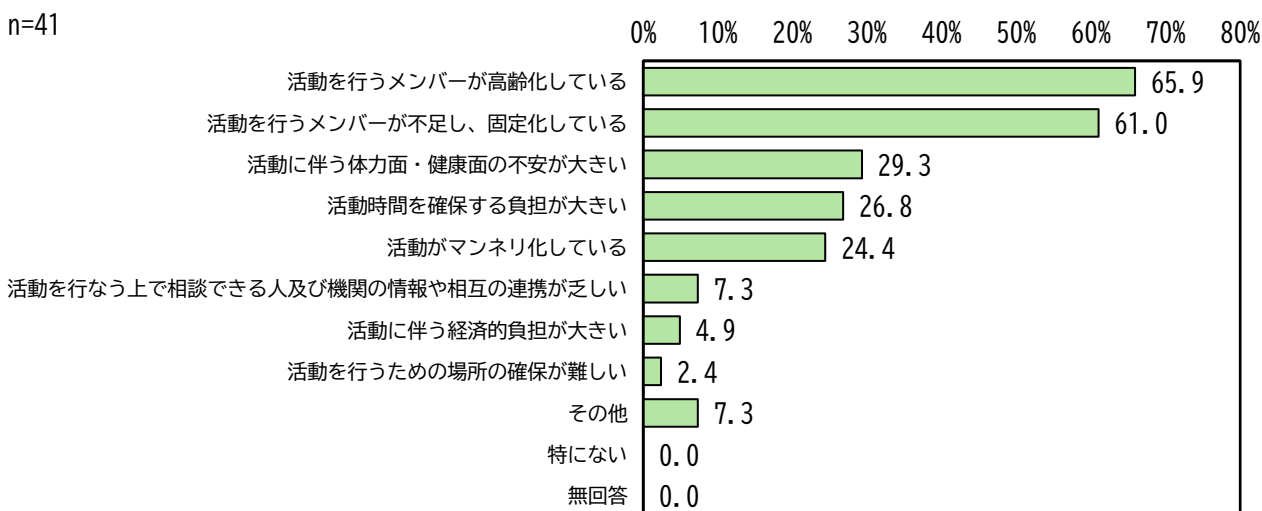
【図表資－15 地域福祉活動を始めた動機】



⑥ 地域福祉活動で改善したい点

地域福祉活動で改善したい点について、「活動を行うメンバーが高齢化している」の割合が65.9%と最も高く、次いで「活動を行うメンバーが不足し、固定化している」(61.0%)、「活動に伴う体力面・健康面の不安が大きい」(29.3%)、「活動時間を確保する負担が大きい」(26.8%)、「活動がマンネリ化している」(24.4%)と続いています。

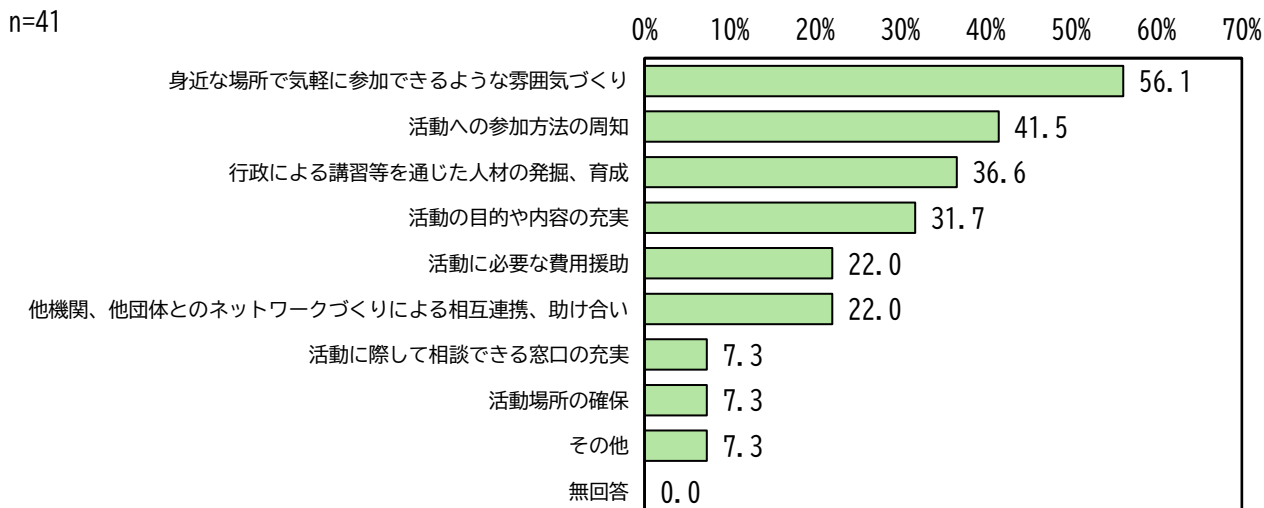
【図表資－16 地域福祉活動で改善したい点】



⑦ 地域福祉活動の参加者を増やす方法

地域福祉活動の参加者を増やす方法について、「身近な場所で気軽に参加できるような雰囲気づくり」の割合が56.1%と最も高く、次いで「活動への参加方法の周知」(41.5%)、「行政による講習等を通じた人材の発掘、育成」(36.6%)、「活動の目的や内容の充実」(31.7%)と続いています。

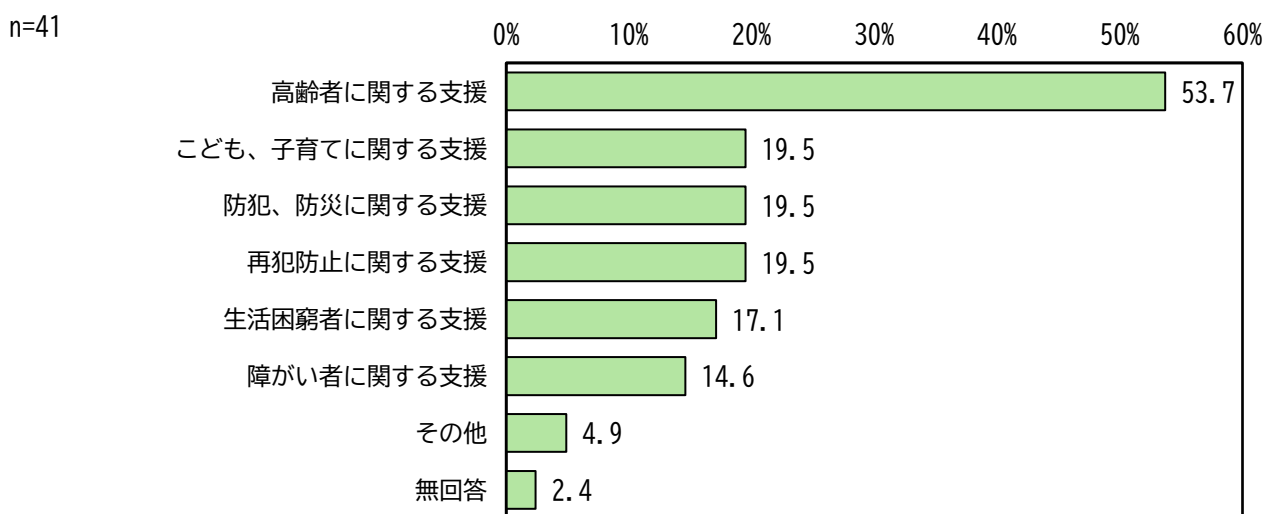
【図表資-17 地域福祉活動の参加者を増やす方法】



⑧ 特に支援が必要な福祉分野

特に支援が必要な福祉分野について、「高齢者に関する支援」の割合が53.7%と最も高くなっています。

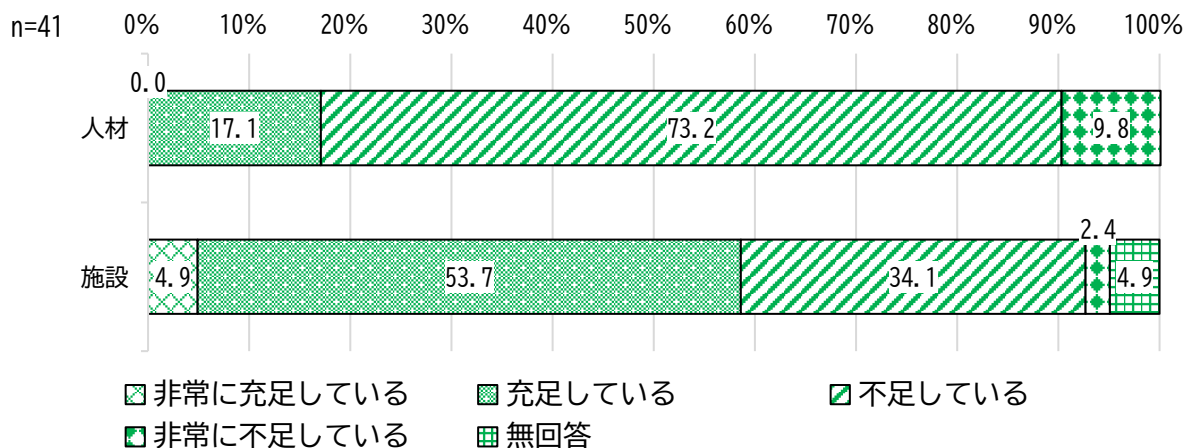
【図表資-18 特に支援が必要な福祉分野】



⑨ 福祉人材や福祉活動を実施できる施設の不足感

福祉人材や福祉活動を実施できる施設の不足感について、施設は“充足している（「非常に充足している」＋「充足している」）”が半数以上（58.6%）となっていますが、人材は“不足している（「不足している」＋「非常に不足している」）”が8割以上（83.0%）と非常に高くなっています。

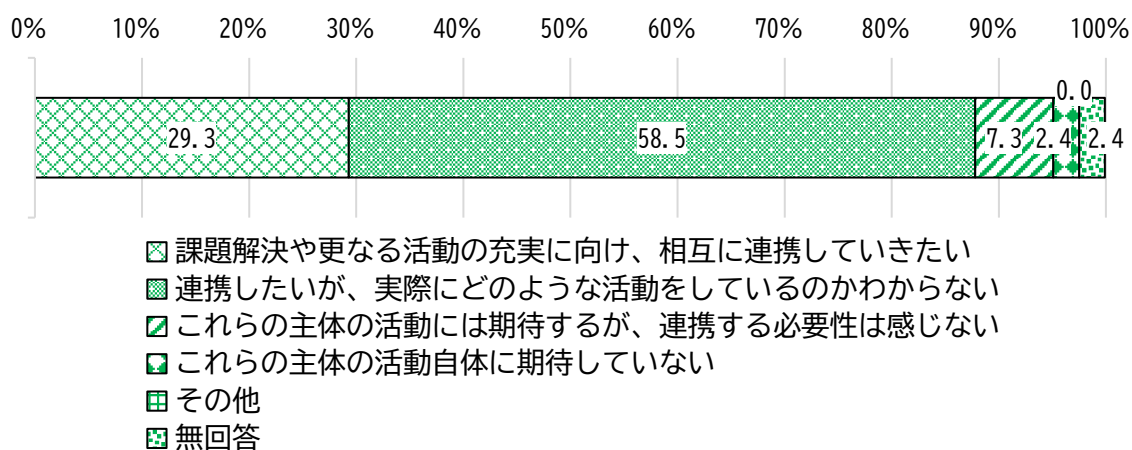
【図表資－19 福祉人材や福祉活動を実施できる施設の不足感】



⑩ 社会福祉法人等が実施する地域福祉活動や公益的な活動との連携

社会福祉法人や福祉関連事業者、NPO 法人、または一般の企業等が実施する地域福祉活動や公益的な活動との連携について、「連携したいが、実際にどのような活動をしているのかわからない」の割合が58.5%と最も高くなっています。

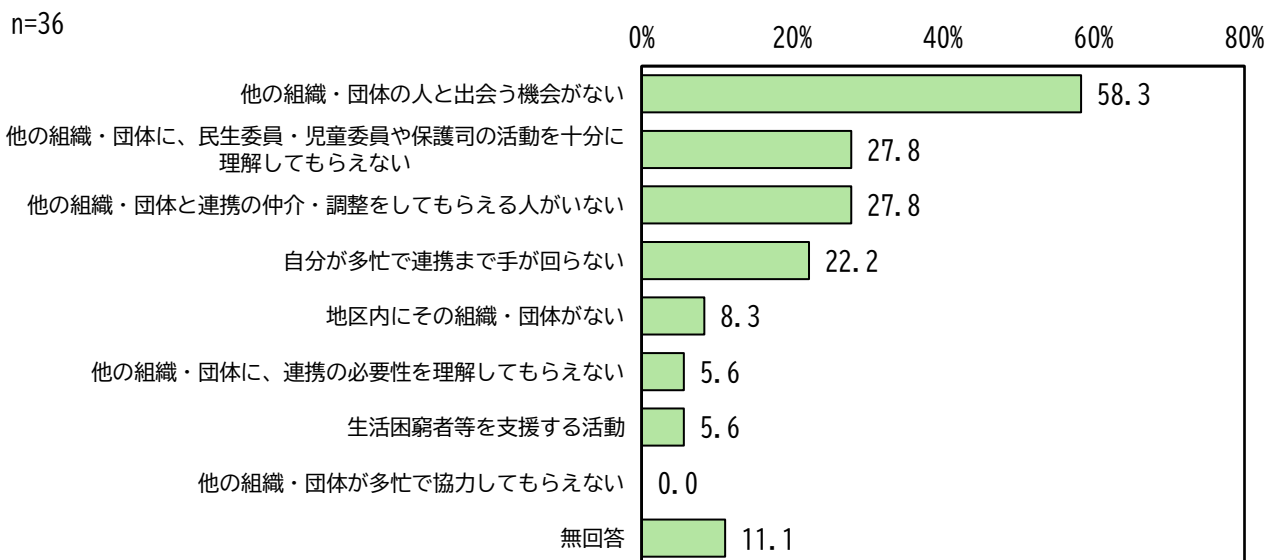
【図表資－20 社会福祉法人等が実施する地域福祉活動や公益的な活動との連携】



⑪ 社会福祉法人等の組織との連携に係る困りごと

社会福祉法人等の組織との連携に係る困りごとについて、「他の組織・団体の人と出会う機会がない」の割合が58.3%と最も高くなっています。

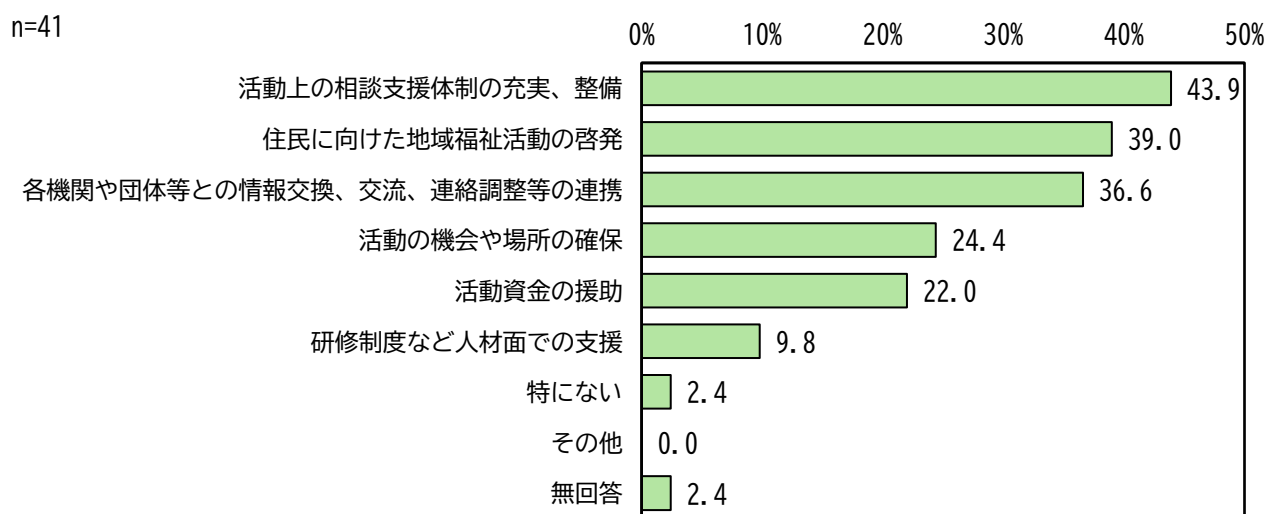
【図表資-21 社会福祉法人等の組織との連携に係る困りごと】



⑫ 沼津市や市社会福祉協議会に期待すること

沼津市や市社会福祉協議会に期待することについて、「活動上の相談支援体制の充実、整備」の割合が43.9%と最も高く、次いで「住民に向けた地域福祉活動の啓発」(39.0%)、「各機関や団体等との情報交換、交流、連絡調整等の連携」(36.6%)と続いています。

【図表資-22 沼津市や市社会福祉協議会に期待すること】

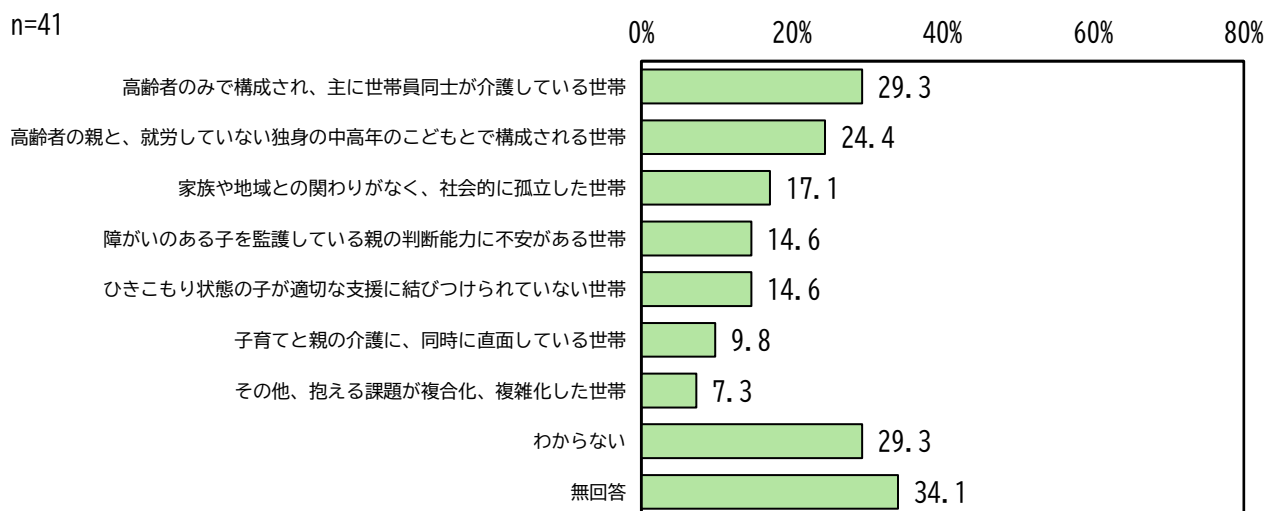


⑬ 複合的な課題を抱える世帯の把握状況

複合的な課題を抱える世帯の把握について、「高齢者のみで構成され、主に世帯員同士が介護している世帯」(29.3%)、「高齢者の親と、就労していない独身の中高年のこどもとで構成される世帯」(24.4%)の割合が高くなっています。

また、「わからない」が29.3%となっています。

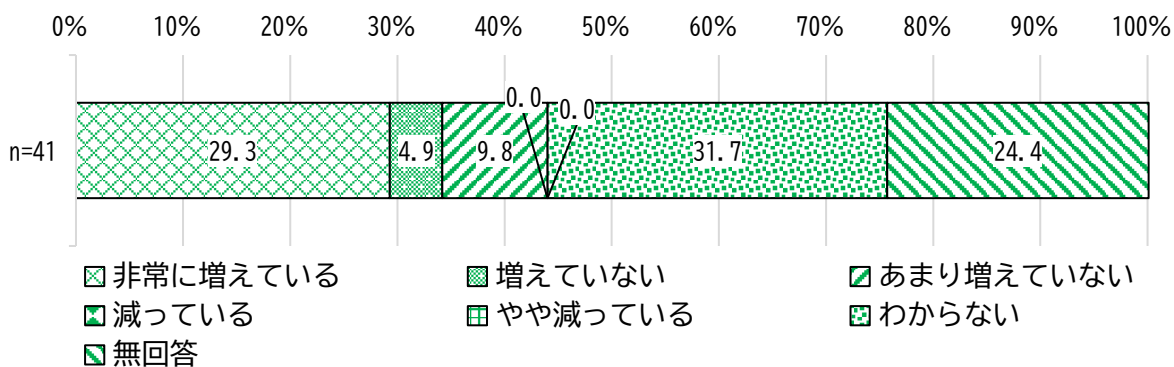
【図表資-23 複合的な課題を抱える世帯の把握状況】



⑭ 複合的な課題を抱える世帯の増減

複合的な課題を抱える世帯の増減について、「非常に増えている」の割合が29.3%となっています。

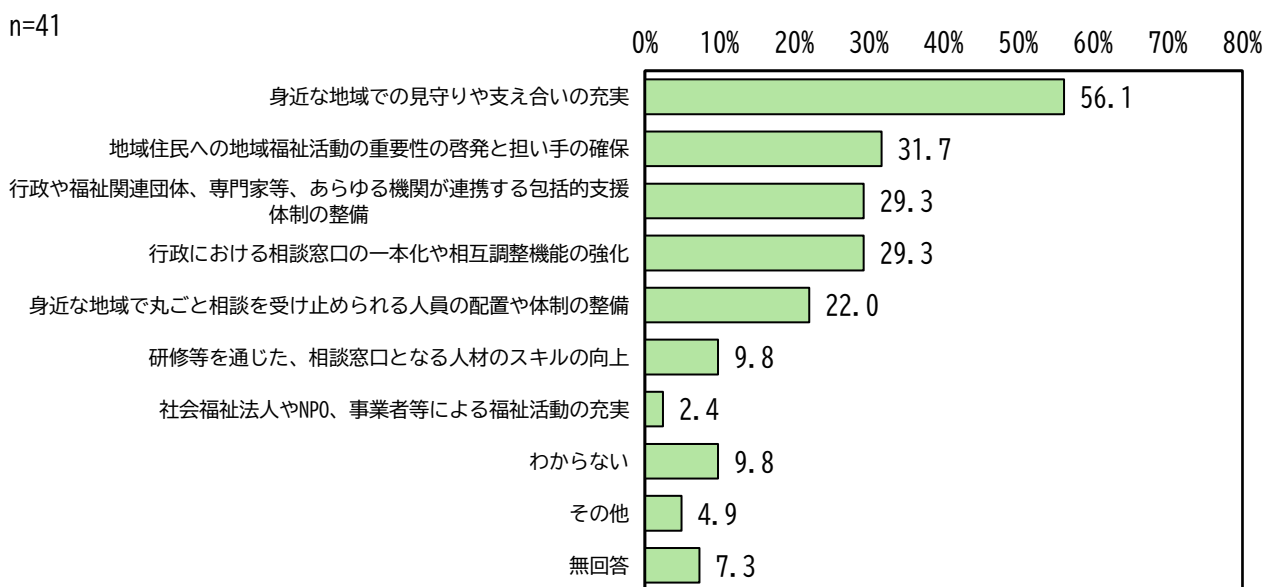
【図表資-24 複合的な課題を抱える世帯の増減】



⑮ 複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題を抱えている世帯に対する必要な支援

複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題を抱えている世帯に対する必要な支援について、「身近な地域での見守りや支え合いの充実」の割合が56.1%と最も高く、次いで「地域住民への地域福祉活動の重要性の啓発と担い手の確保」(31.7%)、「行政や福祉関連団体、専門家等、あらゆる機関が連携する包括的支援体制の整備」(29.3%)、「行政における相談窓口の一本化や相互調整機能の強化」(29.3%)と続いています。

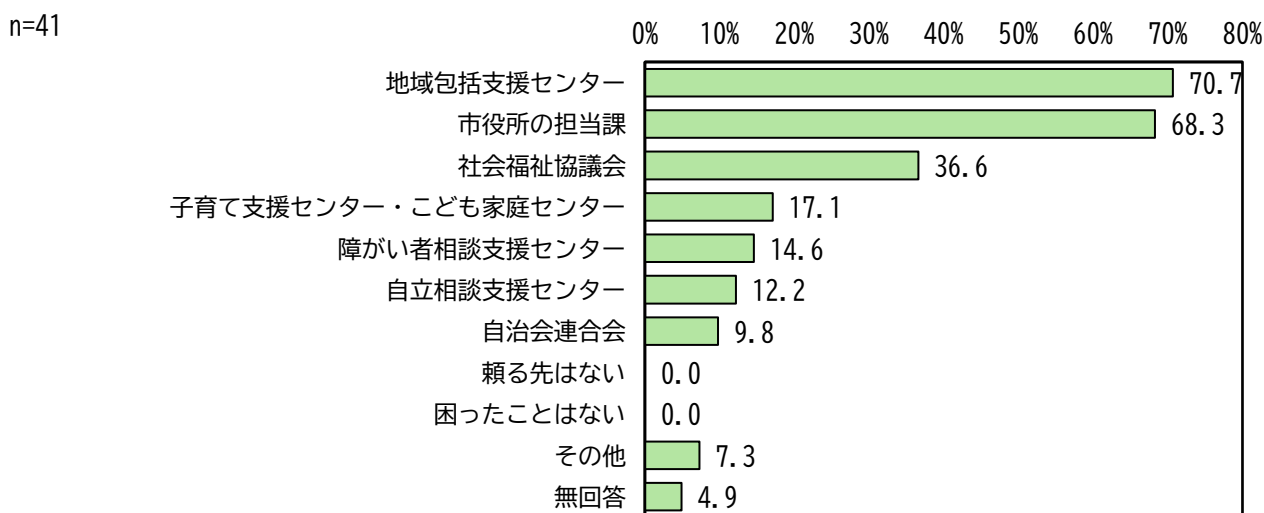
【図表資-25 複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題を抱えている世帯に対する必要な支援】



⑯ 相談における困りごと時の頼り先

相談における困りごと時の頼り先について、「地域包括支援センター」の割合が70.7%と最も高く、次いで「市役所の担当課」(68.3%)、「社会福祉協議会」(36.6%)と続いています。

【図表資-26 相談における困りごと時の頼り先】



⑰ 市民が福祉に関して気軽に相談するために必要な取組

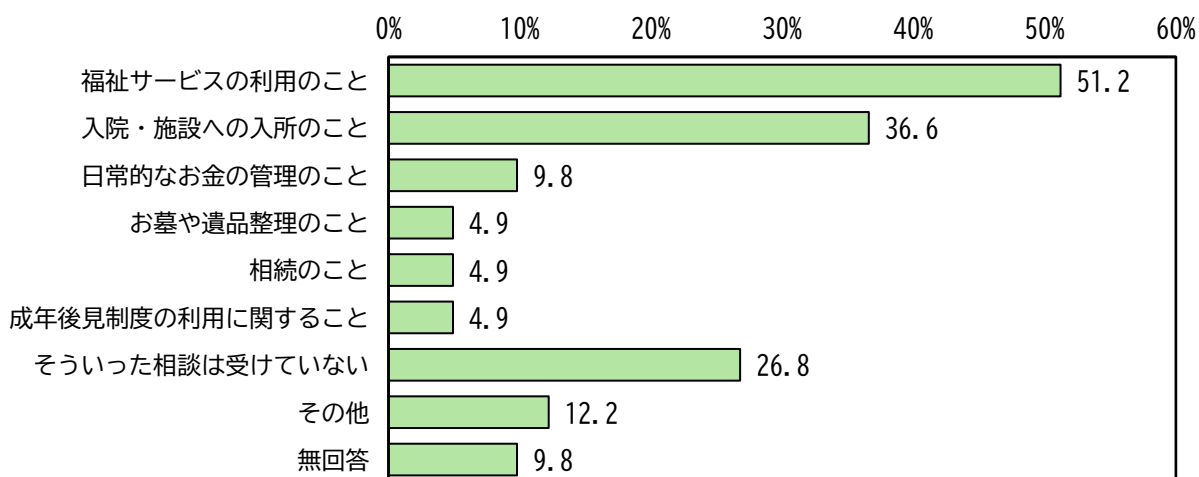
【回答】
・福祉サービスに対する広報。
・社会福祉協議会で行っている福祉事業の広報ぬまづなどによる周知。
・市民が各々の相談機関を知らしめる広報への取組。
・地域包括支援センター、デイサービスセンター等の仕事内容の啓発。
・相談窓口のPR。
・複雑化している世帯の課題を相談できるワンストップの窓口。
・相談者に寄り添って話しを聴く優しさが重要だと思う。
・隣近所でのコミュニケーションが第一のステップと思う。地域包括支援センターに相談にいけばいいのに、どのような手順があるのかも知らないお年寄りの方が多い。ちょっと声かけをして、〇〇さんに相談してみようか等の声かけができる地域にしていきたいと考える。
・市役所や社会福祉協議会に直接相談できる人はいいが、困っているがどうしたらよいかわからないまま時を過ごして状態が悪くなる場合があるので、地域の福祉委員や民生委員が相談しやすい声かけを日頃から行って顔なじみを増やす必要がある。
・機関（行政、専門）職員の積極的な関与。プロのスキルを有した職員等の育成。
・隣近所では、内密にしたいという思いが強いので、行政での援助を重点的にしてほしい。
・生活上で困っている方が相談に来られた時に、市役所の担当課に人材が揃っているといつでも対応出来る事で安心する。
・福祉についての担当を3年以上取り組んだ人が必要。
・地域包括支援センターの充実。
・民生委員を応援し、補助するような組織があるとよい。

⑱ 活動（事業）の中で多いと感じる困りごと・相談

活動（事業）の中で多いと感じる困りごと・相談について、「福祉サービスの利用のこと」の割合が51.2%と最も高くなっています。

【図表資-27 活動の中で多いと感じる困りごと・相談】

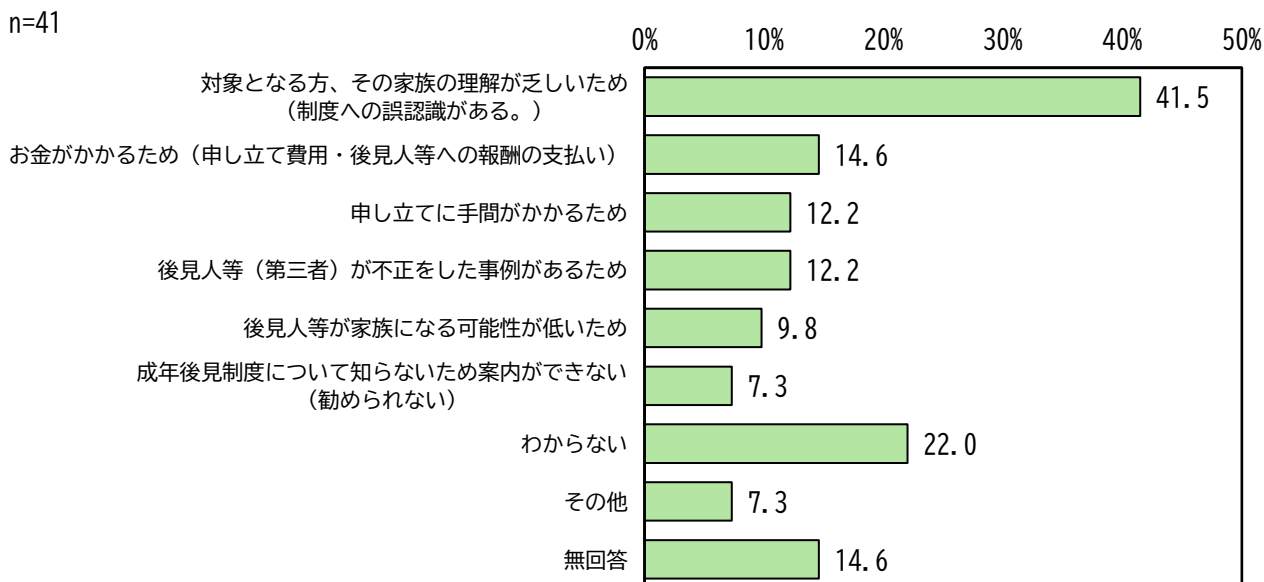
n=41



⑱ 成年後見制度利用促進に係る阻害要因

成年後見制度利用促進に係る阻害要因について、「対象となる方、その家族の理解が乏しいため（制度への誤認識がある。）」の割合が41.5%と最も高くなっています。

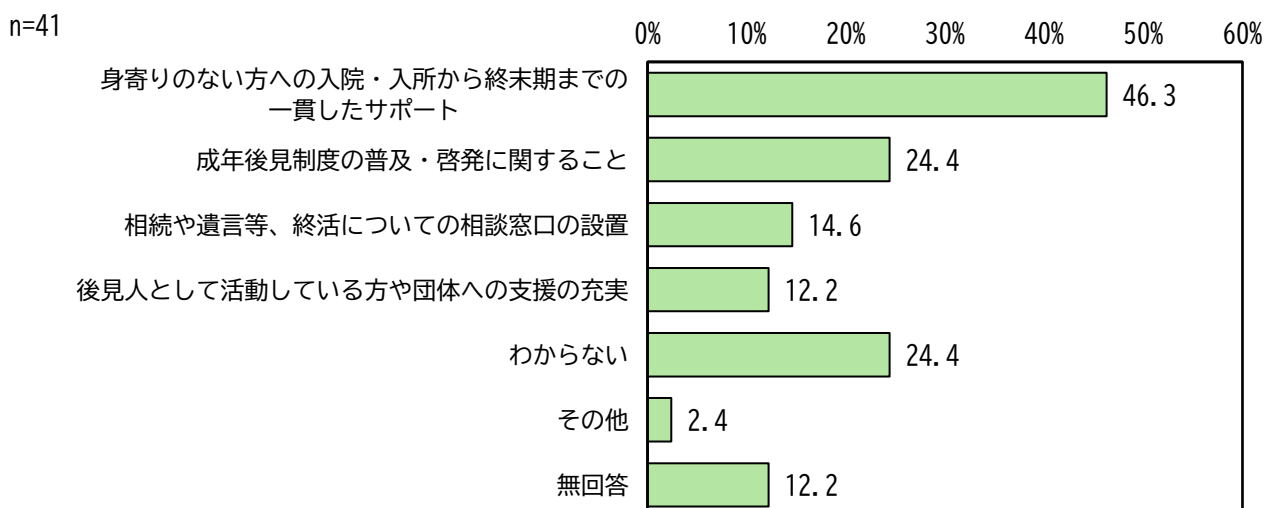
【図表資-28 成年後見制度利用促進に係る阻害要因】



⑳ 権利擁護支援に必要な取組

権利擁護支援に必要な取組について、「身寄りのない方への入院・入所から終末期までの一貫したサポート」の割合が46.3%と最も高くなっています。

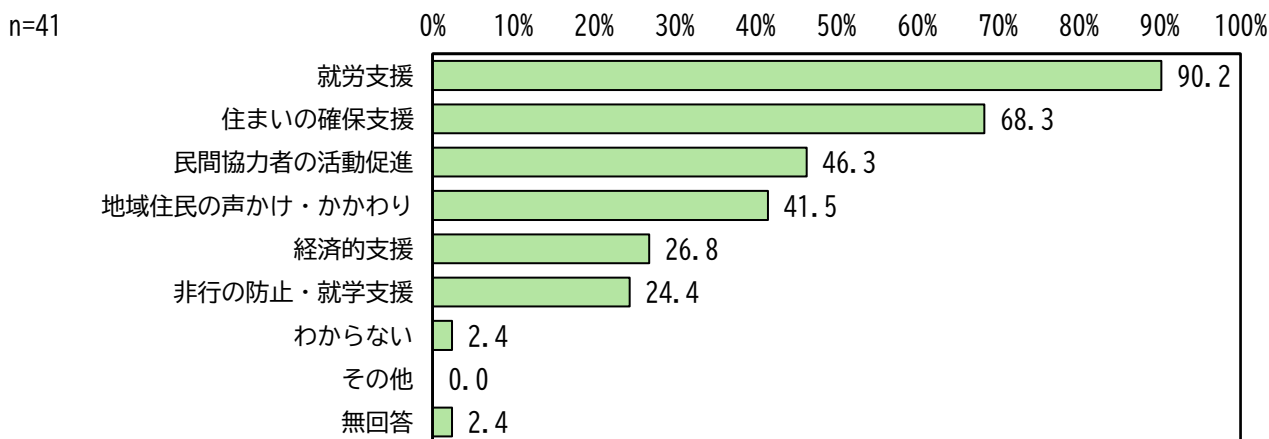
【図表資-29 権利擁護支援に必要な取組】



② 罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援

罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援について、「就労支援」の割合が90.2%と最も高く、次いで「住まいの確保支援」(68.3%)、「民間協力者の活動促進」(46.3%)、「地域住民の声かけ・かかわり」(41.5%)と続いています。

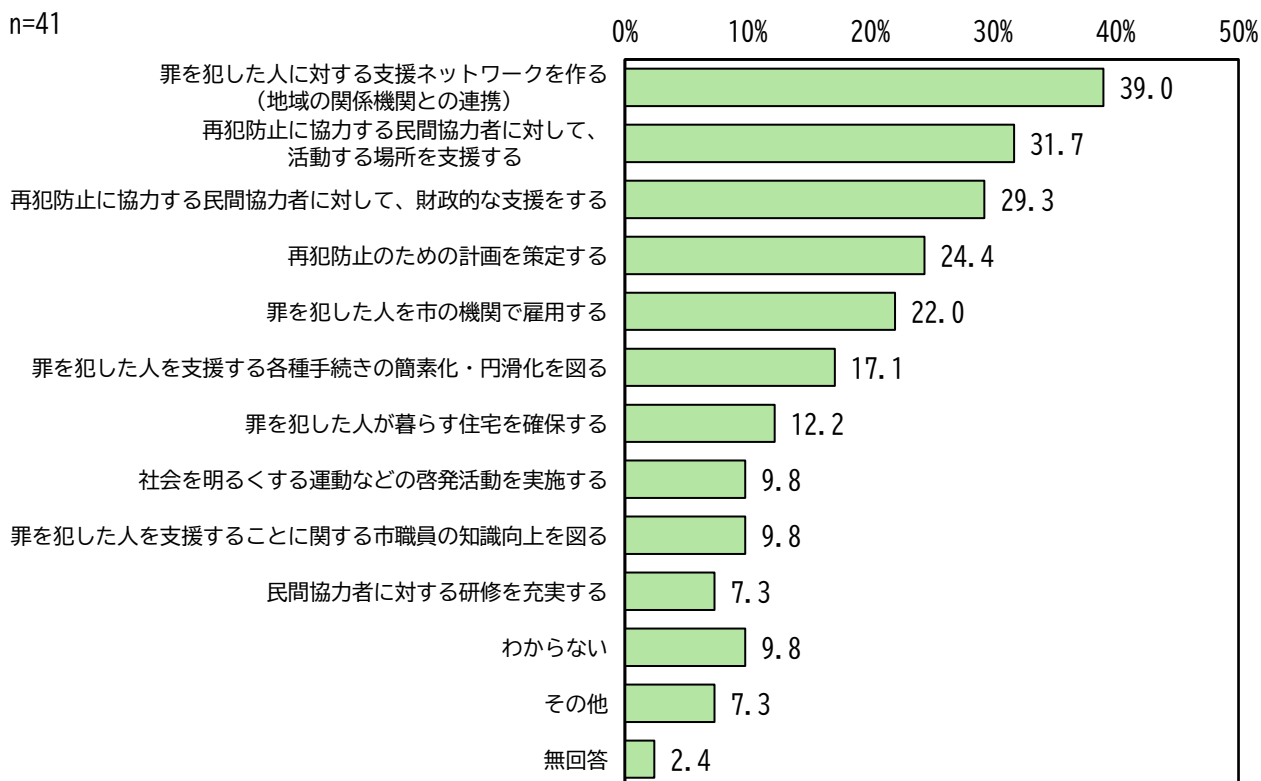
【図表資-30 罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援】



② 再犯防止のために沼津市がすべきこと

再犯防止のために沼津市がすべきことについて、「罪を犯した人に対する支援ネットワークを作る（地域の関係機関との連携）」の割合が39.0%と最も高く、次いで「再犯防止に協力する民間協力者に対して、活動する場所を支援する」(31.7%)、「再犯防止に協力する民間協力者に対して、財政的な支援をする」(29.3%)と続いています。

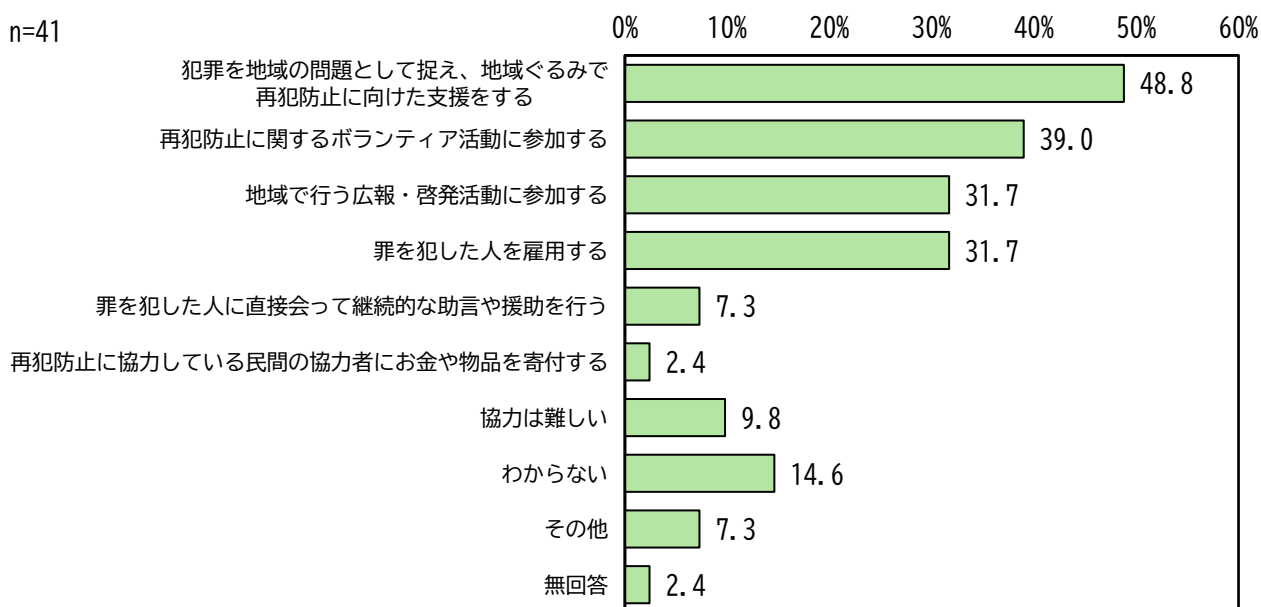
【図表資-31 再犯防止のために沼津市がすべきこと】



② 再犯防止のために市民が協力できること

再犯防止のために市民が協力できることについて、「犯罪を地域の問題として捉え、地域ぐるみで再犯防止に向けた支援をする」の割合が48.8%と最も高く、次いで「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」(39.0%)、「地域で行う広報・啓発活動に参加する」(31.7%)、「罪を犯した人を雇用する」(31.7%)と続いています。

【図表資-32 再犯防止のために市民が協力できること】



④ 再犯防止の取組について、自身の立場でできること

【回答】
・(保護司として) 家族の困りごとを聞くこと。励ましの言葉をかけること。
・民生委員・児童委員として、声をあげられない世帯に寄り添いつなぐこと。
・対象者の生活環境・潜在的な意識・立場・やる気などが聞ける話相手や相談役になれるよう努めること。
・相談相手、話し相手。
・その人と話しをして、自身の力量で少しでも力になれるのか判断し、自分の力量では無理だと思えば他に相談する。
・見守りを続け、声かけをすること。
・挨拶されるだけでも犯行抑止につながると思う。
・挨拶等できるだけ声をかけて地域の住民で居ることに引き込む。
・自分と同様な立場の方々との居場所づくり。明るい雰囲気な環境づくり。
・罪を犯した人の生きづらさを理解していただき、再犯を防ぐためには地域で温かく受け入れる必要があることを広報活動を通じて訴えていきたい。
・民間の協力者(会社等)からの話で、ある日突然いなくなってしまった。他の人と仕事のことで喧嘩が始まってしまった等を聞いた時には、民間の企業だけでは難しいんだなと感じた。対象者に合った仕事が見つければいいが、仕事探しに市役所も関わってくれれば大変うれしい。

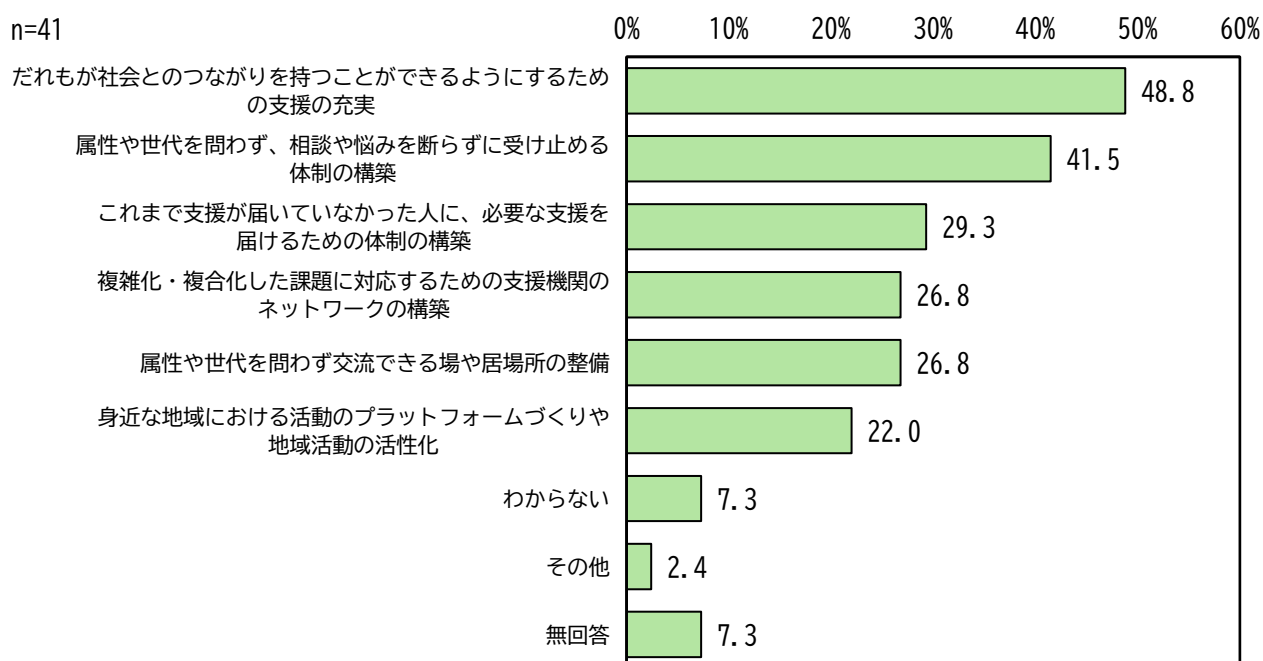
【回答】

- 罪を犯した人の存在を地域の人に知らせるのはまずいと思う。先ず、日常生活がおくれるように就労支援をする。人材派遣会社の利用は賛成できない。
- 見守り、はげまし、共に歩む程度では追いつかないほど社会が変化すると同じスピードで犯罪も多様化しているので、取組については、一人では難しい。
- パンデミック以前と以降の犯罪数と内容を調べてみたい。
- 仕事先を紹介する。
- 当該者の支援組織の一員となる。

②⑤ 重層的支援体制整備事業の推進に向けて、特に力を入れるべき取組

重層的支援体制整備事業の推進に向けて、特に力を入れるべき取組について、「だれもが社会とのつながりを持つことができるようにするための支援の充実」の割合が48.8%と最も高く、次いで「属性や世代を問わず、相談や悩みを断らずに受け止める体制の構築」(41.5%)、「これまで支援が届いていなかった人に、必要な支援を届けるための体制の構築」(29.3%)と続いています。

【図表資一33 重層的支援体制整備事業の推進に向けて、特に力を入れるべき取組】



②⑥ 重層的支援体制整備事業の推進に向けて取組を進めていくために、自身の立場でできること

【回答】
・地域活動等積極的に参加できるようにしたい。
・地域の交流や助け合い活動に企画・制度化・運営に参加すること。
・居場所づくりのサロンを開催する。
・ボランティア活動を通して参加支援の充実化を図る。
・現在、居場所を作り、高齢者の100歳体操を始めて10年がたった。月4～5回の活動を行っている。いまのところ支障なく事が進んでいることに喜びを感じる。約40名の利用者のうち男性が7～8名なので、もう少し男性の利用者を増やしたい。
・話しをしっかりと聞いて関連機関へつなげること。
・交流できる場や居場所等への案内。
・相談されやすい雰囲気作りをすること。
・色々な情報を日頃から入手して、相談されたらできるだけ速やかに必要な所につなげられるようにしておく。
・相談を受けたら親身に話しを聞く。
・地域の公園のごみ拾いや草刈り等をおしゃべりしながらいっしょにやったことがありました。何気ない雑草の名前から日常の生活まで気軽な話題となり、楽しく過ごせた。対象者も明るく話に加わり、またやりたいねと話しをしました。大きな器より身近な一歩から進めて行けたらと思った。
・重層的支援体制整備事業の名称及び内容が高齢者の人で分かる人がいるのか？いないのか分からないので、福祉生活、結婚、健康、ボランティア等なんでも相談できますとの情報をパンフレットや広報により周知する。
・8050問題やヤングケアラー等の情報提供。
・限られた人材の中で、効率良いシステム（組織）を創設してほしい。
・日常の見守り活動での相談内容の質を高めるために民生委員自身のレベルアップを目指す。

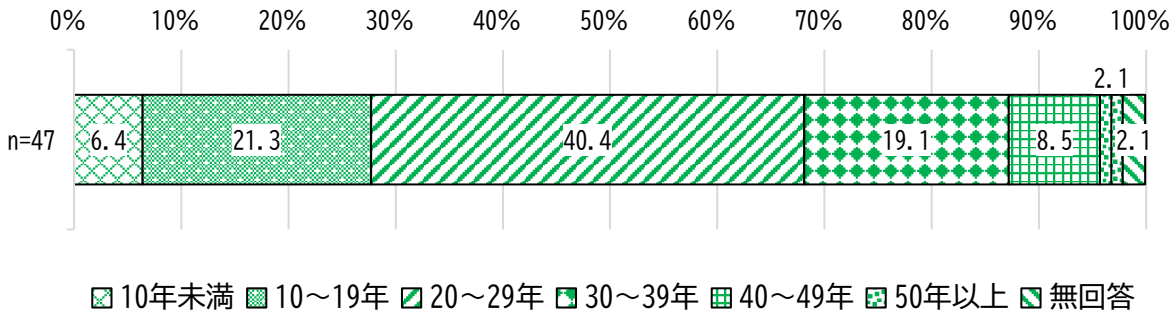


(3) 団体・事業所調査結果の概要

① 団体・事業所の活動年数

団体・事業所の活動年数について、“20年以上”が半数を超えています。

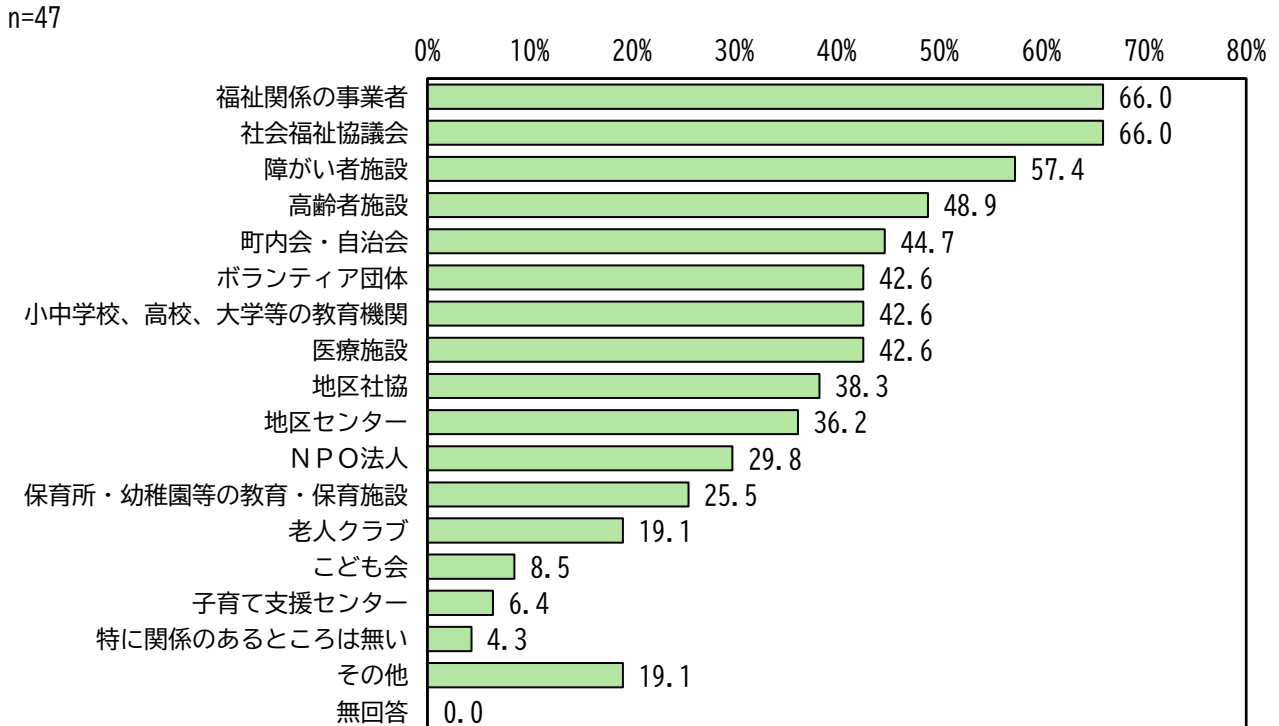
【図表資-34 団体・事業所の活動年数】



② 交流や協力関係にある他の団体・事業所

交流や協力関係にある他の団体・事業所について、「福祉関係の事業者」と「社会福祉協議会」の割合がともに66.0%と最も高く、次いで「障がい者施設」(57.4%)、「高齢者施設」(48.9%)、「町内会・自治会」(44.7%)、「ボランティア団体」(42.6%)、「小中学校、高校、大学等の教育機関」(42.6%)、「医療施設」(42.6%)と続いています。

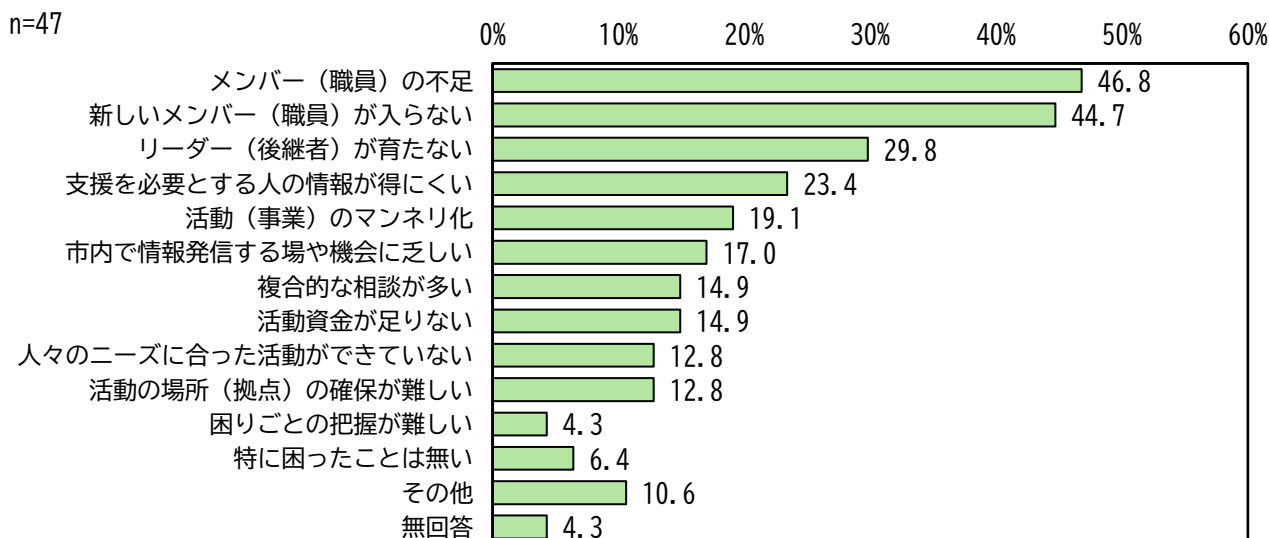
【図表資-35 交流や協力関係にある他の団体・事業所】



③ 活動（事業）を行う上の困りごと

活動（事業）を行う上の困りごとについて、「メンバー（職員）の不足」の割合が46.8%と最も高く、次いで「新しいメンバー（職員）が入らない」（44.7%）、「リーダー（後継者）が育たない」（29.8%）、「支援を必要とする人の情報が得にくい」（23.4%）と続いています。

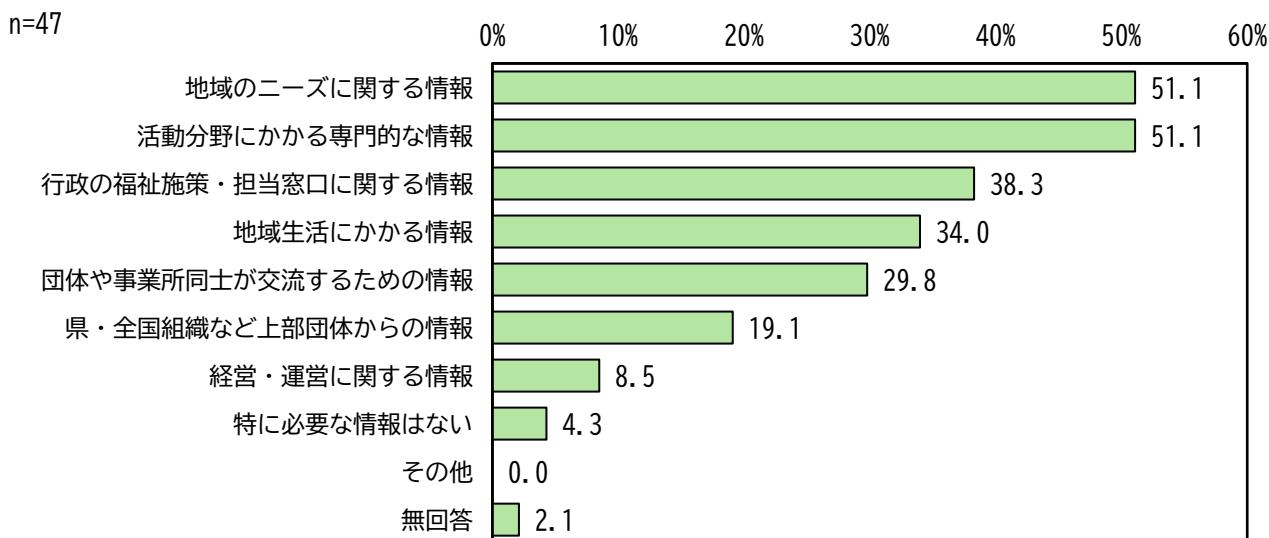
【図表資－36 活動（事業）を行う上の困りごと】



④ 活動（事業）を行う上で必要な情報

活動（事業）を行う上で必要な情報について、「地域のニーズに関する情報」と「活動分野にかかる専門的な情報」の割合がともに51.1%と最も高く、次いで「行政の福祉施策・担当窓口に関する情報」（38.3%）、「地域生活にかかる情報」（34.0%）と続いています。

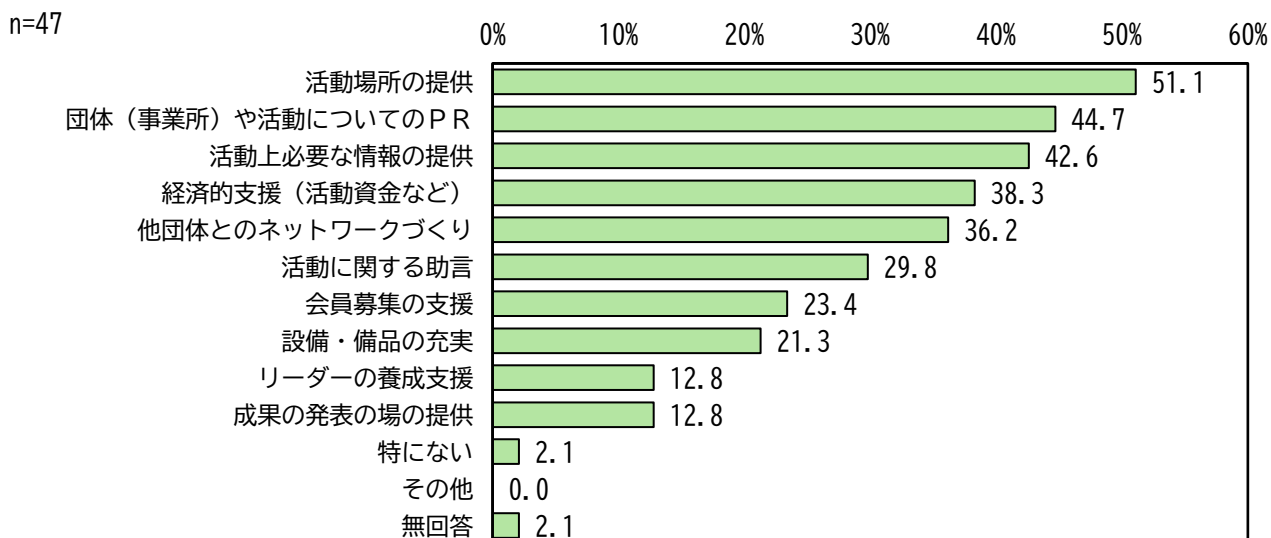
【図表資－37 活動（事業）を行う上で必要な情報】



⑤ 活動（事業）を充実させるために、市役所・社会福祉協議会に期待する支援

活動（事業）を充実させるために、市役所・社会福祉協議会に期待する支援について、「活動場所の提供」の割合が51.1%と最も高く、次いで「団体（事業所）や活動についてのPR」（44.7%）、「活動上必要な情報の提供」（42.6%）と続いています。

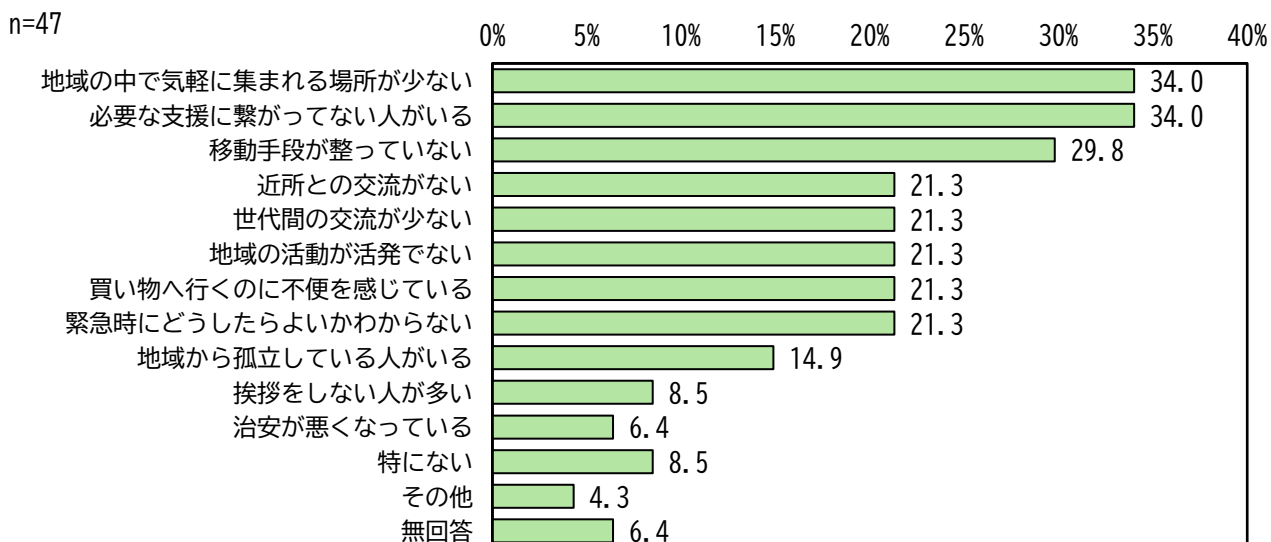
【図表資－38 活動（事業）を充実させるために、市役所・社会福祉協議会に期待する支援】



⑥ 地域の中で感じる課題や活動（事業）を通じてよく聞く困りごと

地域の中で感じる課題や活動（事業）を通じてよく聞く困りごとについて、「地域の中で気軽に集まれる場所が少ない」と「必要な支援に繋がってない人がいる」の割合がともに34.0%と最も高くなっています。

【図表資－39 地域の中で感じる課題や活動（事業）を通じてよく聞く困りごと】

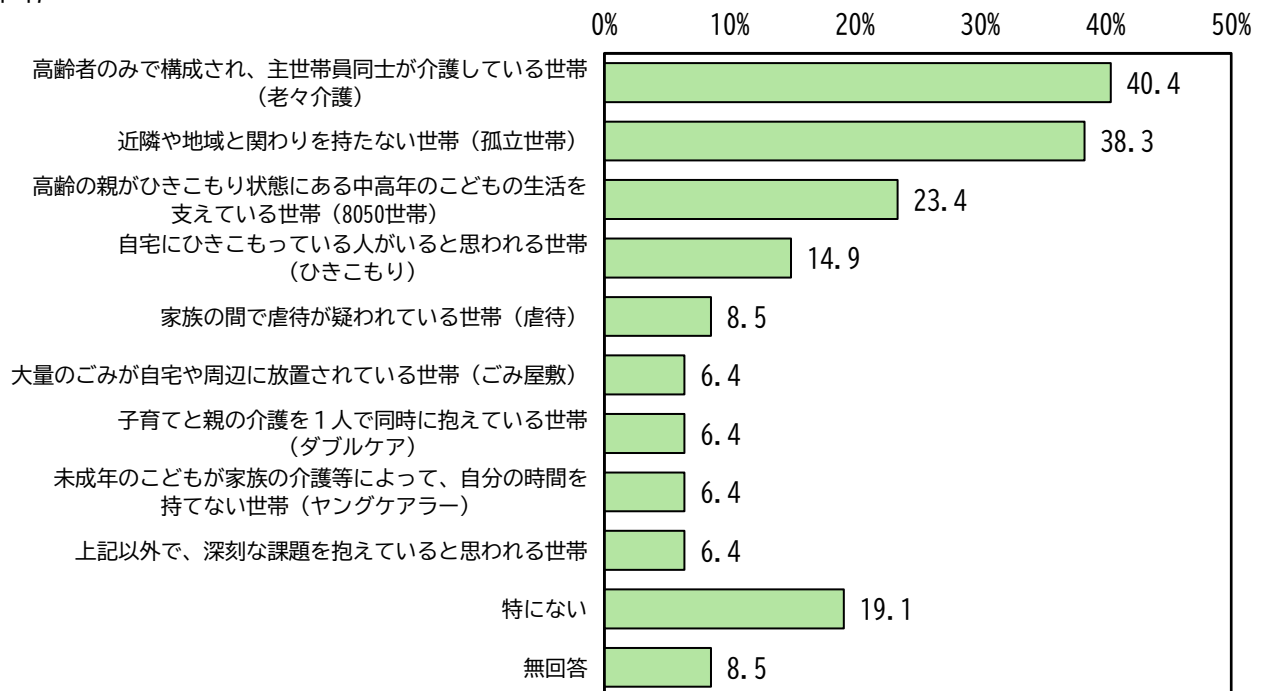


⑥ 活動（事業）を通じて増えてきたと感じる地域の課題・問題

活動（事業）を通じて増えてきたと感じる地域の課題・問題について、「高齢者のみで構成され、主世帯員同士が介護している世帯（老老介護）」の割合が40.4%最も高く、次いで「近隣や地域と関わりを持たない世帯（孤立世帯）」（38.3%）、「高齢の親がひきこもり状態にある中高年のこどもの生活を支えている世帯（8050世帯）」（23.4%）と続いています。

【図表資-40 活動（事業）を通じて増えてきたと感じる地域の課題・問題】

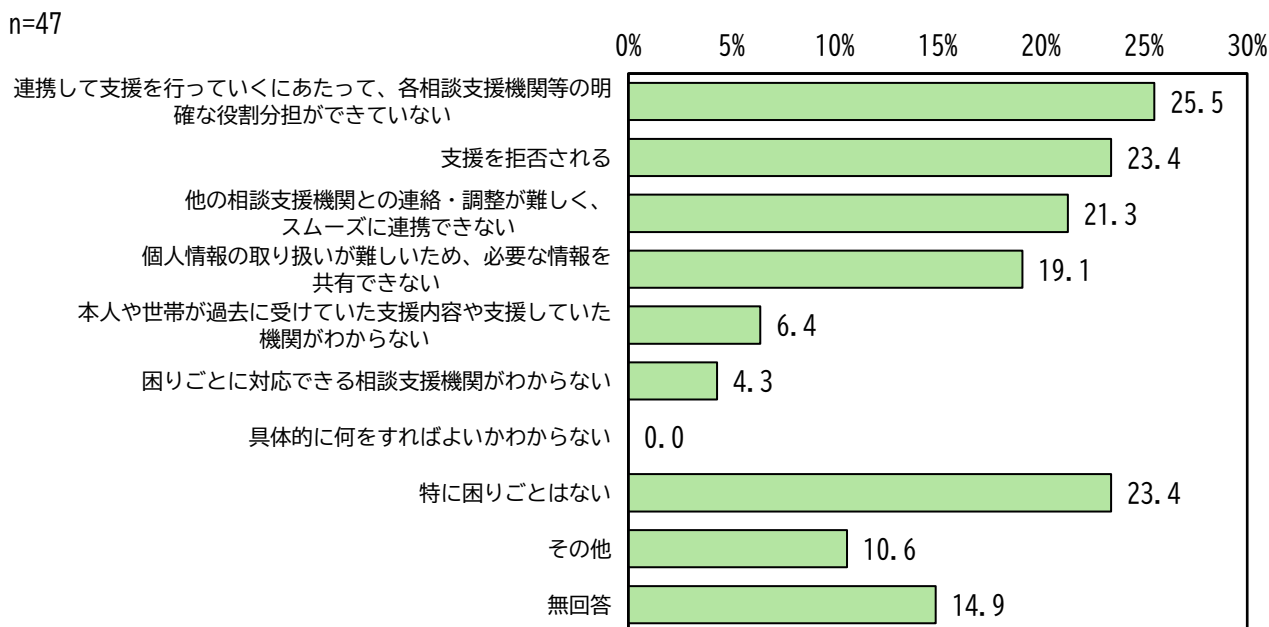
n=47



⑧ 支援の中での困りごと

支援の中での困りごとについて、「連携して支援を行っていくにあたって、各相談支援機関等の明確な役割分担ができていない」の割合が25.5%と最も高く、次いで「支援を拒否される」(23.4%)、「他の相談支援機関との連絡・調整が難しく、スムーズに連携できない」(21.3%)と続いています。

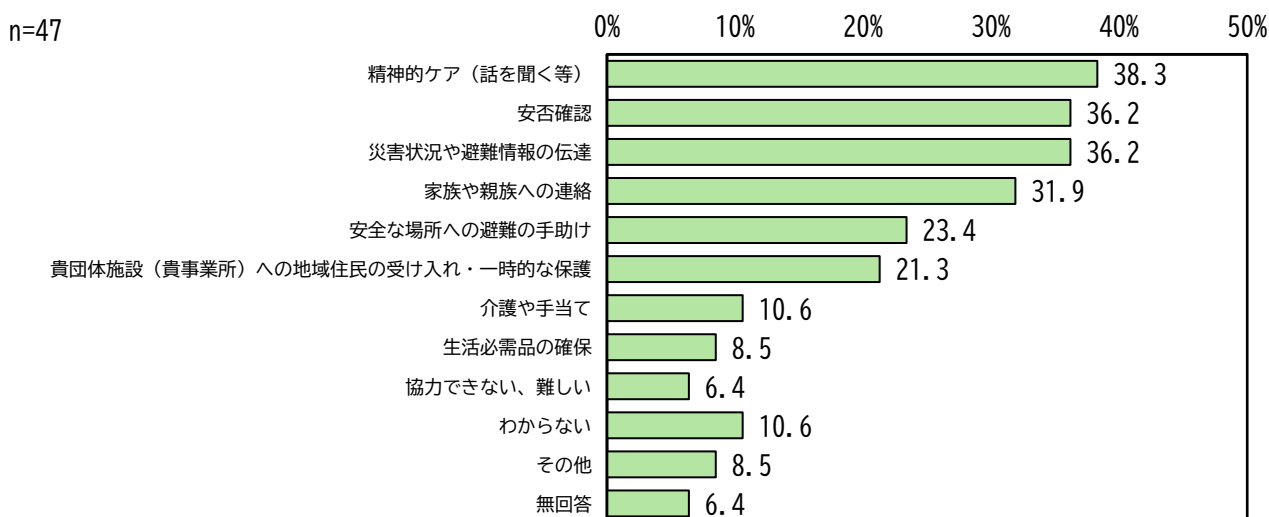
【図表資-41 支援の中での困りごと】



⑨ 災害時に協力できること

災害時に協力できることについて、「精神的ケア（話を聞く等）」の割合が38.3%最も高く、次いで「安否確認」(36.2%)、「災害状況や避難情報の伝達」(36.2%)、「家族や親族への連絡」(31.9%)と続いています。

【図表資-42 災害時に協力できること】

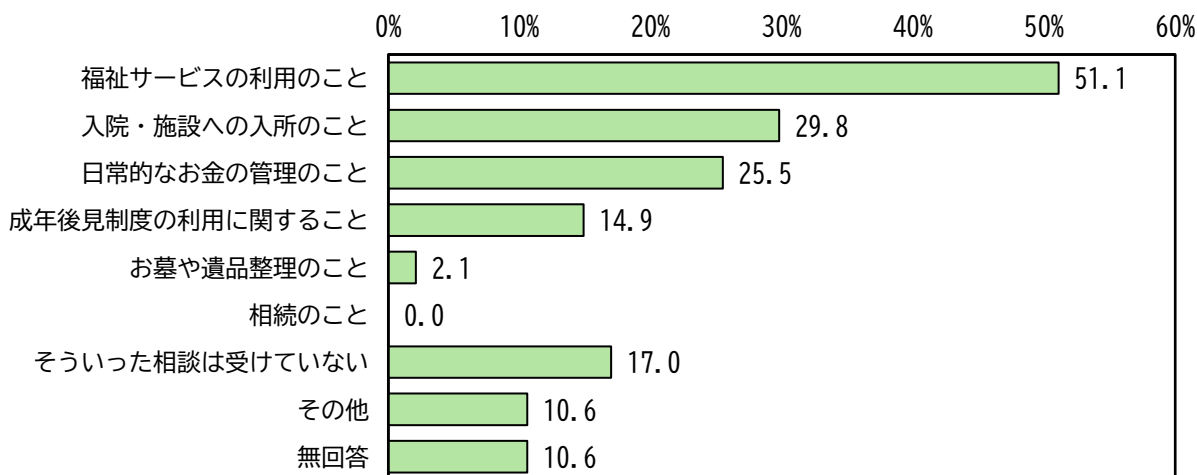


⑩ 活動（事業）の中で多いと感じる困りごと・相談

活動（事業）の中で多いと感じる困りごと・相談について、「福祉サービスの利用のこと」の割合が51.1%と最も高くなっています。

【図表資-43 活動（事業）の中で多いと感じる困りごと・相談】

n=47

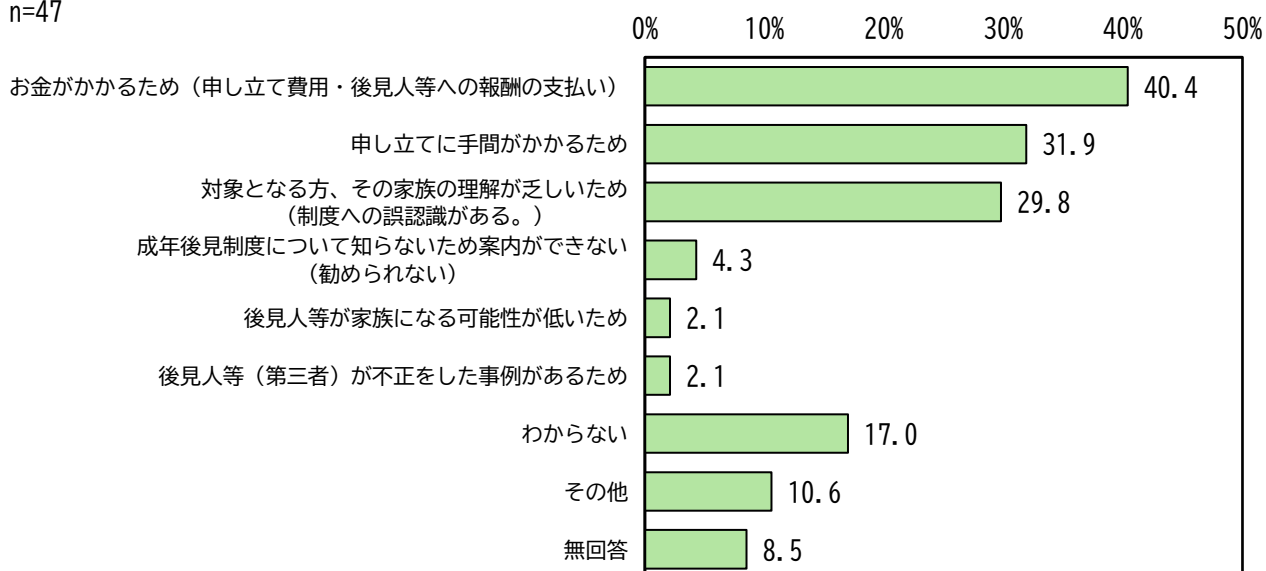


⑪ 成年後見制度利用促進に係る阻害要因

成年後見制度利用促進に係る阻害要因について、「お金がかかるため（申し立て費用・後見人等への報酬の支払い）」の割合が40.4%と最も高くなっています。

【図表資-44 成年後見制度利用促進に係る阻害要因】

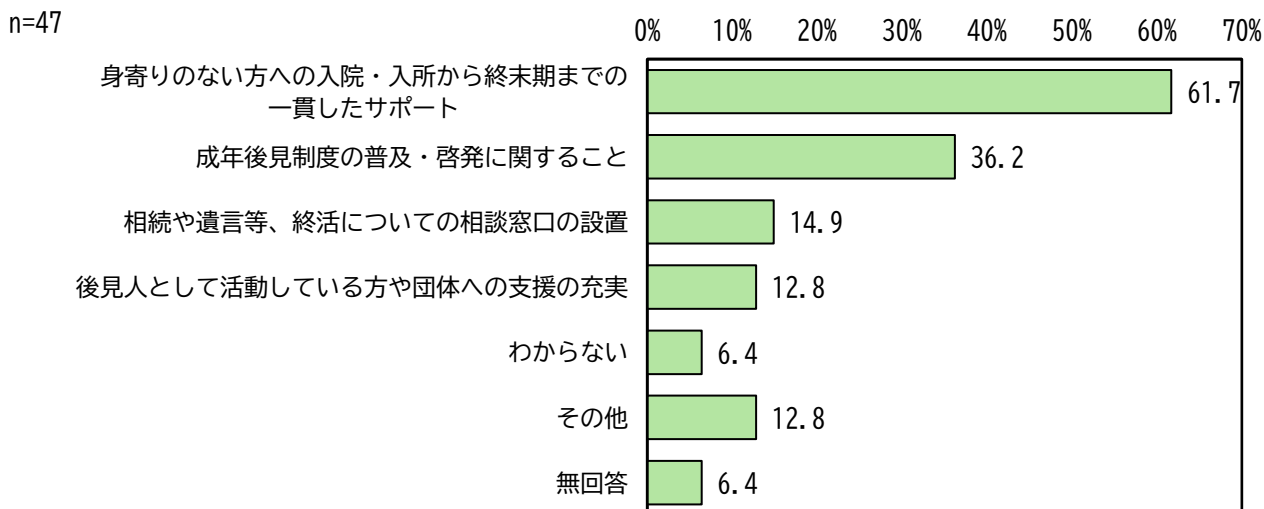
n=47



⑫ 権利擁護支援に必要な取組

権利擁護支援に必要な取組について、「身寄りのない方への入院・入所から終末期までの一貫したサポート」の割合が61.7%と最も高くなっています。

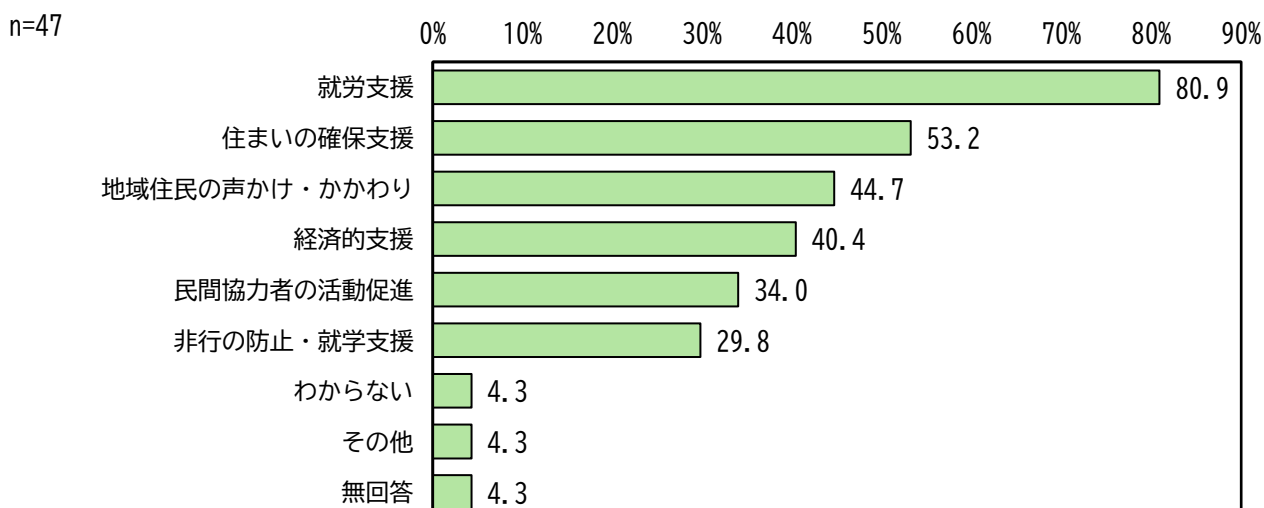
【図表資－45 権利擁護支援に必要な取組】



⑬ 罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援

罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援について、「就労支援」の割合が80.9%と最も高く、次いで「住まいの確保支援」(53.2%)、「地域住民の声かけ・かかわり」(44.7%)、「経済的支援」(40.4%)と続いています。

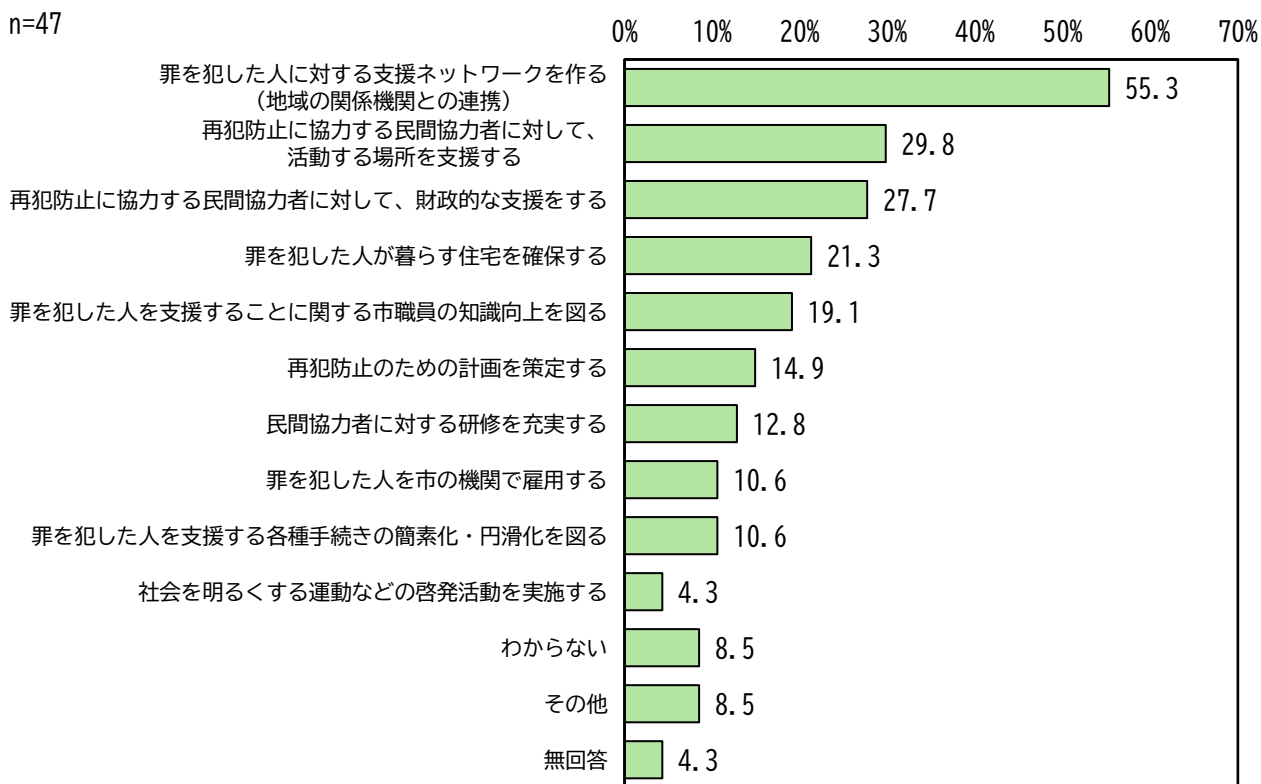
【図表資－46 罪を犯した人が更生して地域で生活する場合に必要な支援】



⑭ 再犯防止のために沼津市がすべきこと

再犯防止のために沼津市がすべきことについて、「罪を犯した人に対する支援ネットワークを作る（地域の関係機関との連携）」の割合が55.3%と最も高くなっています。

【図表資-47 再犯防止のために沼津市がすべきこと】



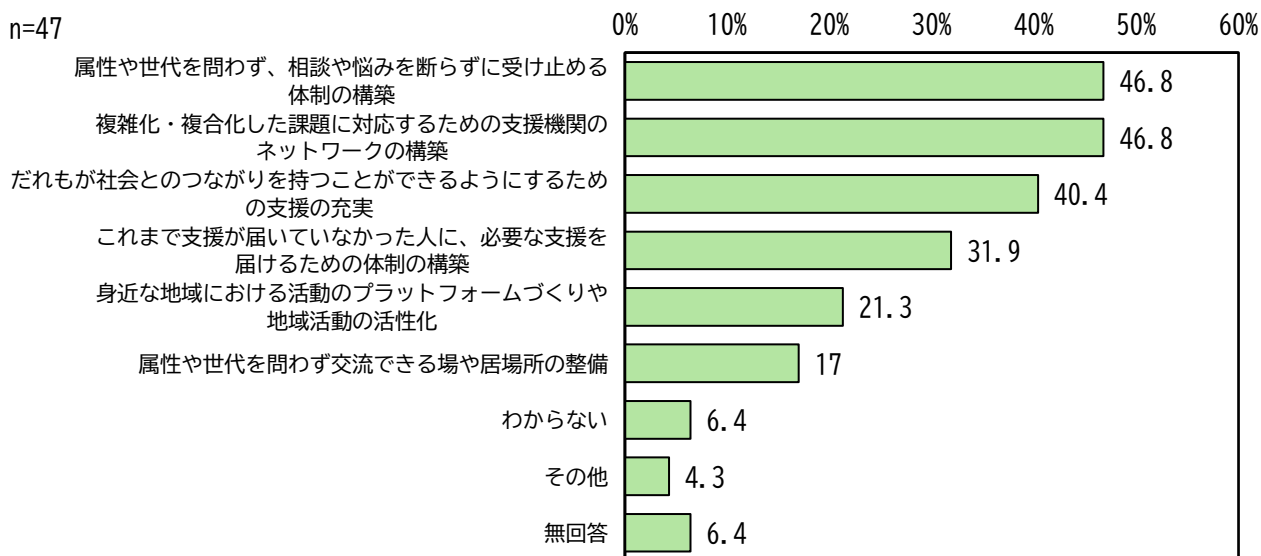
⑮ 再犯防止の取組について、自身の立場でできること

【回答】
・傾聴が大事だと思います。罪を犯した人のお話を本人から聞かせていただき、否定しないでお話を聴かせていただくことが大切です。
・生活基盤の安定支援。(住居・就労・収入) ・地域とのつながりを持たせ、孤立を防ぐ支援を行う。 ・多機関協働による支援体制の構築。
・居場所づくり、仲間づくりの手伝い。
・就業機会の提供。
・対人サービスのため、利用者へ危害が発生しないような防止、リスクマネジメントを図りながら、就労機会の提供。 人とのつながりが再犯防止には大切と考えるため、職員との人間的なつながりを構築していくこと。
・定期的な見守り、相談対応。
・入所受け入れ、一時的な保護。
・救護施設への入所、通所事業や居場所プロジェクトの利用。
・支援ネットワークに参加協力して、支援の構築をすすめる。

⑩ 重層的支援体制整備事業の推進に向けて、特に力を入れるべき取組

重層的支援体制整備事業の推進に向けて、特に力を入れるべき取組について、「属性や世代を問わず、相談や悩みを断らずに受け止める体制の構築」と「複雑化・複合化した課題に対応するための支援機関のネットワークの構築」の割合がともに 46.8%と最も高く、次いで「だれもが社会とのつながりを持つことができるようにするための支援の充実」(40.4%)、「これまで支援が届いていなかった人に、必要な支援を届けるための体制の構築」(31.9%)と続いています。

【図表資-48 重層的支援体制整備事業の推進に向けて、特に力を入れるべき取組】



⑪ 重層的支援体制整備事業の推進に向けて取組を進めていくために、自身の立場でできること

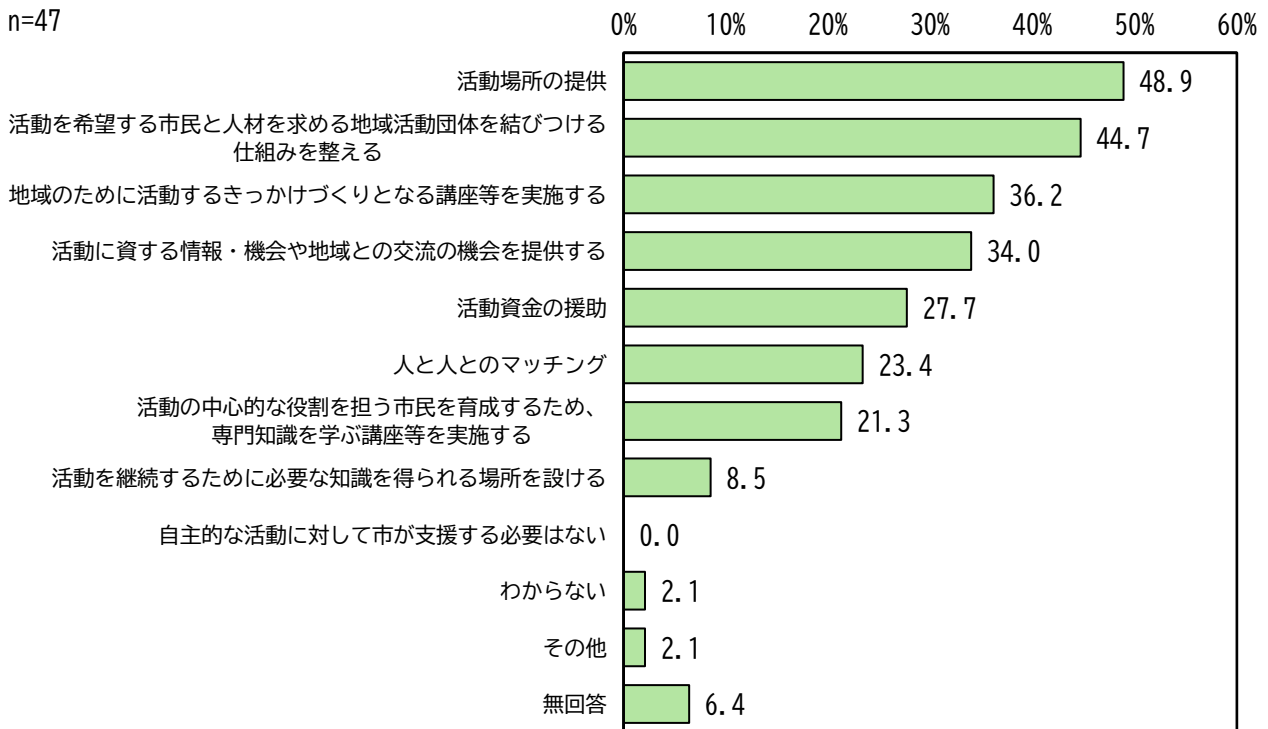
【回答】
<ul style="list-style-type: none"> 社会資源との接続支援。 地域との関係構築支援。(孤立を防ぐための地域との関わりに参加する場を提供) アウトリーチ型支援。
<ul style="list-style-type: none"> お話をじっくり聴かせていただく事だが、手に負えない時は専門の人たちを紹介しお任せする。 茶話会等でお話を聞くことはできます。(発達障がい)
<ul style="list-style-type: none"> 法人内に設置してある支援センターでも地域住民の声を聞き、様々な場所で声を拾いあげ、相談や悩みを断らず受け止めていく。
<ul style="list-style-type: none"> 一緒に活動してもらえ人を増やす。 地域活動への積極的参加。
<ul style="list-style-type: none"> 相談先に行くたびに経緯を説明、その回数が多ければ多いほど、精神的に負担が増え、疲弊するので、共通のカルテのようなものを作成してほしい。
<ul style="list-style-type: none"> 喉摘者が社会復帰のための発生訓練、指導。 属性や世代に関わらず相談を受け止める。 重層的支援が必要と判断した世帯に関する情報を行政へ提供する。 高齢者支援の分野について役割を担う。
<ul style="list-style-type: none"> 今、支援が進み、こどもが受けられることは増えてきているため、より「個」を意識されていると思います。私たちができることは、今までの経験を離すこと、何かあった時の親どうしのネットワークの1つとして、気軽に、友達のように話せることくらいな気がしています。
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターからの情報提供。
<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター・障がい者基幹相談支援センター等との連携強化と役割分担。

【回答】
・ 救護施設への入所、一時入所・通所事業・居場所プロジェクトなどの利用。
・ 高齢・生活困窮で障がいのある方の受け入れ。
・ 成年後見制度に関して、今後も知識を増やし身寄りのない方達への支援へのアドバイスを行えるようにすすめたい。
・ 会議室の提供、広い会議室をレクリエーション活動の場としての提供も可能。

⑱ 地域のために自ら活動しようとする市民（個人）を支援するために、市や社会福祉協議会が進めるべき取組

地域のために自ら活動しようとする市民（個人）を支援するために、市や社会福祉協議会が進めるべき取組について、「活動場所の提供」の割合が48.9%と最も高く、次いで「活動を希望する市民と人材を求める地域活動団体を結びつける仕組みを整える」（44.7%）、「地域のために活動するきっかけづくりとなる講座等を実施する」（36.2%）、「活動に資する情報・機会や地域との交流の機会を提供する」（34.0%）と続いています。

【図表資-49 地域のために自ら活動しようとする市民（個人）を支援するために、市や社会福祉協議会が進めるべき取組】



6 第5次沼津市地域福祉計画 評価指標・目標値

計画における位置づけ			事業名	評価指標	目標値 (R12) ※
大	中	小			
1「お互い様」の心を育む福祉の人づくり	(1) 助け合い、支え合いの住民意識の向上	① 地域共生に対する意識の啓発・理解の促進	児童虐待防止の啓発	①子育てSOS講演会の開催 ②アスルクラロ沼津の試合会場等での周知啓発活動 ③要保護児童対策地域協議会実務者会議での研修会の開催 ④ヤングケアラー支援体制の強化に向けた研修会等の実施	①年1回 ②年1回 ③年1回以上 ④年1回
			障害者週間「市民の集い」開催	来場者数	300人
			手話に関する施策の推進	①手話講習会：参加者数 ②手話を通じて共生社会を考えるセミナー：参加者数 ③手話等学習会への講師派遣：派遣件数	①手話講習会：40人 ②手話を通じて共生社会を考えるセミナー：80人 ③手話等学習会への講師派遣：8件
			ゲートキーパー養成講座の開催	ゲートキーパー養成者数（累計）	2,022人
			地域福祉ワークショップの開催	①講座実施回数 (R6年度 年1回) ②講座参加者数 (R6年度 29人)	①年1回 ②50人
			支え合いの仕組みづくり	①講座実施回数 (R6年度 年1回) ②講座参加者数 (R6年度 54人)	①年1回 ②80人
	② 学校教育、生涯学習と連携した啓発活動		出前講座	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			地域学校協働本部	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			福祉教育の推進	講座開催回数 (R6年度 年40回)	年60回
			小学生福祉体験講座	①講座実施回数 (R6年度 年1回) ②講座参加者数 (R6年度 38人)	①年1回 ②50人
			中高生ふれあい交流事業	①講座実施回数 (R6年度 年1回) ②講座参加者数 (R6年度 13人)	①年1回 ②25人

計画における位置づけ			事業名	評価指標	目標値 (R12) ※	
大	中	小				
1「お互い様」の心を育む福祉の人づくり	(2) 担い手となる人材の確保と育成	① 多様な活動の担い手の発掘と育成	認知症サポーターの養成	認知症サポーター養成数	各年度1,500人	
			フレイルサポーターの養成	フレイルサポーター養成数	B評価以上	
			手話に関する施策の推進(再掲)	①手話講習会：参加者数 ②手話を通じて共生社会を考えるセミナー：参加者数 ③手話等学習会への講師派遣：派遣件数	①手話講習会：40人 ②手話を通じて共生社会を考えるセミナー：80人 ③手話等学習会への講師派遣：8件	
			地域コミュニティ事業	人材育成講座開催回数	年間2回開催	
	(2) 地域活動やボランティア・NPO活動への参加促進	② 地域活動やボランティア・NPO活動への参加促進		各種ボランティア講座の開催	①ちよいてつボランティア養成講座 (R6年度 92人) ②子どもの居場所ボランティア養成講座 (R6年度 45人) ③傾聴ボランティア養成講座 (R6年度 42人) ④やさしい精神保健福祉ボランティア養成講座 (R6年度 24人)	①ちよいてつ 100人 ②子どもの居場所 60人 ③傾聴ボランティア 60人 ④精神保健 40人
				子どもの居場所づくりコーディネート事業	子どもの居場所づくりについて見直しを行って行くことから、定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
				介護ボランティアの育成	介護予防ボランティア(登録累計者数)	500人
				自治会加入の促進	取組内容により評価	B評価以上
				NPO法人の設立認証及び相談	取組内容により評価	B評価以上
				地域コミュニティ事業(再掲)	人材育成講座開催回数	年間2回開催
				多文化共生ボランティア制度	多文化共生ボランティア登録者数	130人
				住民参加型在宅福祉サービス(ちよいてつサービス)	ちよいてつサービス稼働時間(R6年度 1,660時間)	年1,800時間
				ボランティアセンターの運営	①ボランティア相談回数 (R6年度 103回) ②ボランティア登録団体数 (R6年度 82団体) ③個人ボランティア登録人数 (R6年度 214人)	①相談回数 150回 ②登録団体数 90団体 ③個人ボランティア 250人

計画における位置づけ			事業名	評価指標	目標値 (R12) ※
大	中	小			
2「お互い様」で支え合う福祉の地域づくり	(1) 地域福祉の「コミュニティハウス」	① 住民主体の小地域ネットワークの構築	地域における見守り活動との連携促進	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			地域福祉推進事業補助	社会福祉協議会に対する補助事業を行う。定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			高齢者あんしん見守りネットワーク協力事業所の拡充	取組内容により評価	B評価以上
			自治会運営費補助	取組内容により評価	B評価以上
			小地域ネットワーク活動	サロン活動にて集合型の見守り、住民ボランティアによる配食サービスで訪問型の見守り、生活上のちょっとしたお手伝いを住民が行い高齢者を見守る活動等、地域の特性に合わせた見守り活動を実施	B評価以上
			地域の支え合い活動の相談、運営支援	地区社協同士の意見交換の場を設け、情報共有を実施	B評価以上
			世代間交流活動	地域の実情に合わせ様々な世代交流事業を市内20地区社協で実施。また、子どもの居場所を高齢者が協力して支え、世代間交流の居場所になっている	B評価以上
	② 地域福祉活動の活性化	子どもの居場所づくりコーディネート事業(再掲)	子どもの居場所づくりについて見直しを行っていくことから、定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上	
		万年青・寿大学	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上	
		自治会集会所建設等助成事業	取組内容により評価	B評価以上	
		自主防災会活性化事業	① 防災指導員会開催及び研修実施回数 ② 防災講座等開催回数	① 年12回 ② 年55回	
		地区社協連絡協議会の活性化	時代により地域のニーズは変化する中、担い手が不足しているため、現状に合わせた地区社協活動の展開	B評価以上	

計画における位置づけ		事業名	評価指標	目標値 (R12) ※
大	中 小			
2「お互い様」で支え合う福祉の地域づくり	①地域における各種団体、組織等への支援	各種団体への運営費補助	各種団体への運営費補助を行い、団体の活動の継続に向けた支援を行う。定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
		各種団体との協働	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
	②地域課題やニーズへの対応	地域福祉推進事業補助(再掲)	社会福祉協議会に対する補助事業を行う。定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
		地域福祉の推進に関する担い手アンケート調査	アンケート調査を実施し、地域福祉の現状やニーズの把握を行う。定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
		子育てサポートキャラバン事業	子育てサポートキャラバンを16か所の各地区センター等において開催し、在宅で育児をする世帯に対する地域交流の場を提供する。	年170回以上
		沼津で子育てプロモーション事業	Proud NUMAZU kosodateのインスタや当課フェイスブックで子育て関連情報の発信を行う。	年50回以上
		生活支援体制整備事業	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
		各種団体との協働(再掲)	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
		住民参加型在宅福祉サービス(ちよいてつサービス)(再掲)	ちよいてつサービス稼働時間(R6年度 1,660時間)	年1,800時間
		支え合いの仕組みづくりに向けた協議体の運営	高齢化による地域課題を抽出し、協議体を開催して住民主体の介護予防と生活支援の取り組みを推進	B評価以上
		ボランティアセンターの運営(再掲)	①ボランティア相談回数(R6年度 103回) ②ボランティア登録団体数(R6年度 82団体) ③個人ボランティア登録人数(R6年度 214人)	①相談回数 150回 ②登録団体数 90団体 ③個人ボランティア 250人

計画における位置づけ			事業名	評価指標	目標値 (R12) ※
大	中	小			
3 地域住民等の「お互い様」を支える福祉サービスの提供	(1) 福祉サービスの充実	② 多様化する福祉ニーズに対応する施策の展開	生活困窮者自立支援事業	取組状況及び実績 ① 自立相談支援センター相談者数 ② 就労準備支援利用者数 ③ 子どもの学習支援利用者数	① 相談件数 480人 ② 就労準備支援利用者数 20人 ③ 子どもの学習支援利用者数 40人
			成年後見事業の推進	中核機関の運営継続。	B評価以上
			沼津で子育てプロモーション事業（再掲）	Proud NUMAZU kosodateのインスタや当課フェイスブックで子育て関連情報の発信を行う。	年50回以上
			子育てポータルサイトの運用	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			利用者支援事業	保育士資格を持つ専門の相談員（子育てコンシェルジュ）による育児相談等を行う。	年700件以上
			手話に関する施策の推進（再掲）	① 手話講習会：参加者数 ② 手話を通じて共生社会を考えるセミナー：参加者数 ③ 手話等学習会への講師派遣：派遣件数	① 手話講習会：40人 ② 手話を通じて共生社会を考えるセミナー：80人 ③ 手話等学習会への講師派遣：8件
			障がいのある人のスポーツ教室、文化・趣味・教養講座などの開催	① 障がい者スポーツ教室：参加者数（延べ） ② 文化・趣味・教養講座：参加者数（延べ）	① 障がい者スポーツ教室：100人 ② 文化・趣味・教養講座：90人
			外国人向日本語教室の開催	日本語教室への参加者数（延べ人数）	1,300人
			性の多様性に関するセミナーの開催	「LGBTQ」の用語の理解（沼津市男女共同参画に関する市民アンケート結果、LGBTQ言葉も意味も知っている割合）	70%
			法人後見の受任	受任件数（R6年度 21件）	25件
			市民後見推進事業	市民後見人選任件数（R6年度 11件）	20件
			日常生活自立支援事業	① 支援回数（R6年度 1,567回） ② 契約人数（R6年度 30人）	① 支援回数 1,700回 ② 契約人数 40人
生活福祉資金貸付事業	相談者の自立を目的に、各関連相談機関と連携しながら資金貸付による生活支援の実施	B評価以上			

計画における位置づけ			事業名	評価指標	目標値 (R12) ※
大	中	小			
3 地域住民等の「お互い様」を支える福祉サービスの提供	(2) 誰もが安全で快適に暮らせる環境づくり	① 防犯体制の強化や災害、非常事態に対して強靱なまちづくり	避難行動要支援者名簿の作成及び個別計画の作成	個別避難計画の作成を進める。定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			福祉避難所の充実及び体制整備	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			防犯まちづくり事業	自治会等と共に地域防犯力を向上していくため、地域の実情等を考慮しながら、自治会等が設置、管理する防犯設備の設置等の支援を行う。	B評価以上
			こどもかけこみ110番の家	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			外国人住民のための防災講座	取組内容により評価	B評価以上
			少年補導活動	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			災害ボランティア支援体制整備事業 (VC養成講座)	災害ボランティアコーディネーター養成講座 修了者数	750名
			自主防災会活性化事業 (再掲)	① 防災指導員会開催及び研修実施回数 ② 防災講座等開催回数	① 年12回 ② 年55回
			災害ボランティアコーディネーター養成講座	①養成講座参加者数 (R6年度 28人) ②フォローアップ講座参加者数 (R6年度 38人)	①養成講座参加者数 40人 ②フォローアップ講座 50人
			技術系災害ボランティアを知る講座 (入門講座)	講座参加者数 (R6年度 17人)	講座参加者数 30人

計画における位置づけ			事業名	評価指標	目標値 (R12) ※
大	中	小			
3 地域住民等の「お互い様」を支える福祉サービスの提供	(2) 誰もが安全で快適に暮らせる環境づくり	②ユニバーサルデザインの推進	ユニバーサルデザインの推進	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			福祉有償運送の普及・啓発	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			障害者週間「市民の集い」開催(再掲)	来場者数	300人
			バリアフリー車両の導入推進	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			多様なニーズに対応したタクシーの活用	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			福祉教育出前講座	講座開催数 (R6年度 40回)	講座開催数 60回
	(3) 沼津市成年後見制度利用促進基本計画	成年後見支援センターの運営	成年後見支援センターの運営継続。	B評価以上	
		地域連携ネットワークの構築	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上	
		成年後見制度の広報・啓発	啓発講演会の開催。	B評価以上	
		市民後見人の養成	養成講座や講演会の実施。	B評価以上	
		相談支援体制の強化	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上	
		高齢者や障がいのある人等が安心して利用できる体制づくり	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上	
		その他成年後見制度の推進	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上	

計画における位置づけ			事業名	評価指標	目標値 (R12) ※
大	中	小			
4 「人材」、「地域」、「行政」が共生できる体制づくり	(1) 属性を問わない相談支援体制の整備	包括的相談事業	各種相談窓口の開設	各種相談窓口を開設し、適切な支援をつなげていくものであり、定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			地域包括支援センター運営事業	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			障がい者相談支援事業	基幹相談支援センター及び相談支援センターの設置・運営	・基幹1か所 ・相談5か所
			こども家庭センターの運営	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			利用者支援事業(再掲)	保育士資格を持つ専門の相談員(子育てコンシェルジュ)による育児相談等を行う。	年700件以上
			生活困窮者自立支援事業(再掲)	取組状況及び実績 ①自立相談支援センター相談者数 ②就労準備支援利用者数 ③子どもの学習支援利用者数	①相談件数 480人 ②就労準備支援利用者数 20人 ③子どもの学習支援利用者数 40人
			妊婦等包括相談支援事業	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			住民の目線に立った、つながる窓口づくり	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
	多機関協働事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業	各種事業の連携、協働	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
(2) 参加支援体制の整備	参加支援事業	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業及び参加支援事業(再掲)	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上	

計画における位置づけ			事業名	評価指標	目標値 (R12) ※
大	中	小			
4「人材」、「地域」、「行政」が共生できる体制づくり	(3) 地域づくりに向けた支援体制整備	地域づくり事業	地域介護予防活動支援事業	通いの場累計数	135カ所
			生活支援体制整備事業	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			地域生活支援事業	地域活動支援センターの設置・運営	3カ所
			地域子育て支援事業	市内8カ所の子育て支援センターを運営し、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所の提供する。	年43,000件
			子どもの居場所づくりコーディネート事業(再掲)	子どもの居場所づくりについて見直しを行っていくことから、定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			企業や団体などとの包括連携協定の締結	包括連携協定に基づく企業や団体などとの連携した取組の実施件数	延べ175件
	(4) 孤独・孤立対策	孤独・孤立対策の推進	孤独・孤立対策の推進体制の構築	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			児童虐待防止の啓発(再掲)	①子育てSOS講演会の開催 ②アスルクラロ沼津の試合会場等での周知啓発活動 ③要保護児童対策地域協議会実務者会議での研修会の開催 ④ヤングケアラー支援体制の強化に向けた研修会等の実施	①年1回 ②年1回 ③年1回以上 ④年1回
	沼津市再犯防止推進計画		保護司、更生保護女性会への活動支援	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			福祉サービスの利用促進	定量的な評価が困難なため、評価指標は設定せず取組内容全体で評価する。	B評価以上
			社会を明るくする運動の実施	毎年7月に街頭キャンペーンをはじめとした啓発活動を実施。	B評価以上

※目標値における数値目標を4段階評価にする場合、A=100%、B=80~99%、C=60~79%、D=59%以下とする。

7 用語集

【あ行】

■アウトリーチ	掲載ページ：37、50、61、62、63、67、68、104、115、120、163、172
英語で「手を伸ばす」という意味から転じて、社会福祉分野においては、助けが必要であるにもかかわらず自ら申し出ない人たちに対して、公共機関などが積極的に働きかけ、支援を届けること指す。	

【か行】

■基幹相談支援センター	掲載ページ：50、63、64、163、172
地域における障がいのある人の相談支援の中核的な役割を担う機関。	

■ゲートキーパー	掲載ページ：39、165
自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人。「命の門番」とも呼ばれる。	

■合計特殊出生率	掲載ページ：10、26
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、「一人の女性が一生の間に平均何人の子どもを産むか」を示す人口統計の指標。	

■高齢者就業センター	掲載ページ：49
高齢者の就業を促進し、生きがいの創造を図るとともに、市民の福祉の増進に寄与するための施設。	

■高齢者夫婦世帯	掲載ページ：12
夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦1組だけで構成される「一般世帯（他の世帯員がいないもの）」を指す。	

■こども家庭センター	掲載ページ：39、42、45、49、63、64、70、172
妊娠・出産や子育て、子どもに関する相談をうかがう窓口。家庭児童相談員や母子保健コーディネーターなど母子保健と児童福祉による一体的な相談支援を行う。	

■個別避難計画	掲載ページ：27、52、170
避難行動要支援者一人ひとりについて、「誰が支援するのか、どこに避難するのか、避難する場合どのような配慮が必要なのか」など具体的な内容を記載したもの。	

■コミュニティ推進委員会	掲載ページ：20、22
地域を快適で住みよくするため、地域住民の自主的な意思により結成された任意の団体。生活環境整備活動、親睦活動、防火・防犯・防災活動、情報の周知活動、地域調整活動等を行っている。	

【さ行】

■災害時要支援者	掲載ページ：27
地震や水害などの災害時に、自力で避難したり避難生活を送ったりすることが困難で、周囲からの支援を必要とする人々。	

■再犯防止推進法	掲載ページ：2、23、73、74
犯罪をした人などが社会に再び適応する（社会復帰）のを促進し、再犯を防ぐための施策を国と地方公共団体が連携して推進することを定めた法律。平成28年に施行された。	

■自然動態	掲載ページ：8
人口の増減要因のうち、「出生」と「死亡」による変動を指す。	

■自治会	掲載ページ：17、22、26、29、38、42、43、44、45、46、52、69、86、101、102、131、132、133、134、136、138、139、142、155、166、167、170
同じ地域に住む人々が、自主的に集まって「安全・安心で住みよいまちづくり」を目指す、住民による最も身近な自治組織。	

■社会動態	掲載ページ：8
人口の増減要因のうち、「転入」と「転出」による変動を指す。	

■社会福祉法	掲載ページ：1、2、23、31、61、83
社会福祉事業が公明適切に行われるように、日本の社会福祉の目的・理念・原則と対象別の各社会福祉関連法に規定されている福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律。	

■重層的支援体制整備事業	掲載ページ：1、2、23、28、35、36、37、61、62、63、66、71、84、85、115、120、122、153、154、163
市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。令和3年の社会福祉法改正により創設された。	

■シルバー人材センター	掲載ページ：49
健康で働く意欲のある高齢者が、臨時的・短期的な仕事や社会貢献活動を通じて生きがいを見つけ、地域社会の活性化に貢献するための、市町村単位で設置された公益法人。	

■人口ピラミッド	掲載ページ：8
国や地域の男女別・年齢別の人口構成を視覚的に表したグラフ。その形から、富士型（ピラミッド型）、つりがね型、つぼ型等に分類され、社会の年齢構成を視覚的に理解するのに役立ち、人口動態、社会政策の策定、市場分析などに使用される。	

■スクールソーシャルワーカー	掲載ページ：49
福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者のこと（社会福祉士、精神保健福祉士等）。学校において、児童生徒の福祉に関する支援を行う。	

■生活困窮者自立支援ネットワーク	掲載ページ：50
生活困窮者自立支援制度に基づき、生活に困窮している方々を地域全体で支え、その自立を促進するための関係機関の連携体制。	

■生活支援コーディネーター	掲載ページ：47、70、99、101
「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、地域での生活支援・介護予防サービスの体制づくりを推進するための調整役。	

■成年後見制度	掲載ページ：1、2、23、35、36、37、48、55、56、57、59、60、84、107、109、150、160、164、171
認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な方の権利を守り、生活や財産を保護・支援するための制度。	

■成年後見制度利用促進法	掲載ページ：2、56
認知症や障がいなどにより判断能力が不十分な方の権利擁護を目的として、成年後見制度を総合的かつ計画的に推進するための法律。平成28年に施行された。	

【た行】

■ダブルケア	掲載ページ：1、81、158
子育て（育児）と親や親族の介護という2つのケアが同時に発生している状態。	

■地域共生社会	掲載ページ：1、5、29、30、35、36、40、41、42、61、62、81、82、83、105
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。	

■地域包括ケアシステム	掲載ページ：49、50、134
高齢者が重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」が一体的に提供される体制。	

■地域包括支援センター	掲載ページ：16、21、22、47、60、63、64、65、87、88、103、111、138、148、149、163、172
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護・医療・健康・福祉等に関する相談や支援を包括的に行う市町村の拠点。	

【は行】

■ハザードマップ	掲載ページ：27、105
洪水・地震・土砂災害などの自然災害が発生した際に、どこでどのような被害（浸水深や土砂の範囲など）が想定されるか、安全な避難場所や避難経路はどこかを地図上に分かりやすく示したもの。	

■パブリックコメント	掲載ページ：4、25、125
国や地方公共団体が政策や条例等を定める際に、その案を事前に公表し、広く国民や市民から意見や情報を募集する制度。	

■避難行動要支援者名簿	掲載ページ：22、52、170
高齢者や障がいのある人など、災害時に自力での避難が困難または不安を抱える人の情報リスト。	

■福祉避難所	掲載ページ：52、170
高齢者、障がいのある人、妊産婦など、一般の避難所生活が困難な要配慮者（災害時要支援者）のために、バリアフリー化や多目的トイレが整備されている等、特別な配慮がなされた避難所。	

■フレイル	掲載ページ：41、49、134、166
加齢などによって心身の活力が低下し、病気や環境の変化によるストレスへの抵抗力が弱まった「虚弱」な状態のこと。健康な状態と要介護状態の中間に位置し、適切な対策で元の状態に戻れる可能性がある、要介護リスクが高まった状態である。	

■放課後児童クラブ	掲載ページ：49
保護者が就労や病気などの理由により、放課後家にいない家庭の児童の健全育成を図るために、放課後の一定時間預かる施設。沼津市が設置し、地域に設置された運営委員会により運営されている。	

【ま行】

■民生委員・児童委員	掲載ページ：16、20、22、38、44、46、47、86、107、141、142、152
民生委員は民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進を務める人。 また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ね、地域の子どもたちが安心して暮らせるようこども及び妊産婦の福祉の増進にも務める。	

【や行】

■ヤングケアラー	掲載ページ：1、28、39、64、72、81、104、154、158、165、173
本来大人（親など）が担うべき家族の家事や介護、世話などを日常的に行っているこどもや若者のこと。	

■ユニバーサルデザイン	掲載ページ：37、48、54、89、171
年齢、性別、能力、文化等の違いに関わらず、できる限りすべての人々が使いやすく、快適に利用できるように、製品、建物、環境などを最初から計画・設計する考え方。	

【ら行】

■老人クラブ	掲載ページ：17、22、26、43、46、49
60歳以上の高齢者が地域を基盤に自主的に作り、運営する組織で、「健康」「友愛」「奉仕」を目標に、健康づくり（スポーツ）、仲間づくり（交流）、社会貢献（ボランティア、地域活動）などを通じ、生きがいのある生活と明るい長寿社会の実現を目指している。	

■老老介護	掲載ページ：28、158
65歳以上の高齢者が、同じく65歳以上の家族（配偶者、親、兄弟など）を介護している状態。	

【数字、アルファベット等】

■8050 問題（8050 世帯）	掲載ページ：1、28、81、154、158
80 代の高齢の親が、50 代のこどもの生活を経済的・精神的に支え続けることで、親子ともに生活困窮や社会からの孤立、そして将来的な共倒れのリスクを抱える社会問題。	
■NPO	掲載ページ：22、37、38、42、46、48、54、69、86、139、145、166
「Non Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）」の略で、「民間非営利組織」と訳され、営利を目的とせず（利益を出しても構成員に分配せず）、社会貢献活動を自発的・継続的に行う民間の団体全般を指す。	
■PDCA サイクル	掲載ページ：31
Plan（計画：目標の設定とそのための計画づくり）、Do（実行：計画の実施）、Check（評価：実施した結果の評価・分析）、Action（改善：評価結果から、改善や対策を行い、次の計画につなげる）の4つのステップを継続的に繰り返すことで、業務や品質の改善・向上を目指す管理手法。	
■SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）	掲載ページ：5
平成 27 年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 の目標・169 のターゲットから構成される。	
■SNS	掲載ページ：39、42、45、46、47、51、65、92、139
「Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略で、インターネット上で人々がつながり、文章・写真・動画などを共有・発信して交流するサービスを指す。	

第5次沼津市地域福祉計画
第6次沼津市地域福祉活動計画

令和8年3月

発行：沼津市・沼津市社会福祉協議会

企画・編集：沼津市役所 市民福祉部 福祉企画課
〒410-8601 沼津市御幸町16番1号
TEL：055-934-4824
FAX：055-934-2631

：社会福祉法人 沼津市社会福祉協議会
〒410-0032 沼津市日の出町1番15号
TEL：055-922-1500
FAX：055-922-1502

